

1 総 則

総則-1	芦屋市防災会議条例	2
総則-2	芦屋市防災会議運営要綱.....	4
総則-3	芦屋市防災会議委員名簿.....	5
総則-4	芦屋市防災会議幹事名簿.....	6
総則-5	兵庫県のどこかに震度 5 弱以上の揺れがあったと推定される地震	7
総則-6	兵庫県内の活断層の分布と主な地震発生状況	10
総則-7	兵庫県での津波の状況.....	11
総則-8	阪神・淡路大震災における被害状況について 【平成 15 年 3 月まとめ】..	11
総則-9	芦屋市における風水害.....	20

芦屋市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条 例 第 15 号

注 平成 18 年 12 月 22 日条例第 48 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、芦屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芦屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平 18 条例 48・平 24 条例 2・平 24 条例 33・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平 24 条例 33・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平 24 条例 33 ・ 一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 3 号抄)

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 5 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 33 号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の芦屋市防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により委嘱された最初の委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

芦屋市防災会議運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、芦屋市防災会議条例(昭和38年芦屋市条例第15号)第7条の規定に基づき、芦屋市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招 集)

第2条 防災会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠 席)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会 議)

第4条 防災会議は年度の当初及び防災に関し会議の必要が生じたときに開くものとする。

(議事の特例)

第5条 防災会議の議案で、一部の特定機関にのみ関係がある事案については、会長が適宜の方法により、関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第6条 会長は、防災会議の所掌事務について、次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項ですみやかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第7条 委員は、異動等により辞任するときは、後任者の職氏名及び異動年月日をすみやかに会長に報告しなければならない。

(随 員)

第8条 委員は、防災会議にその所属下の主務職員を随時帯同して出席し、委員の所掌事務について補佐させることができる。

2 委員が欠席のときは、第3条の手続きをとるとともに、代理として前項の職員を出席させることができる。

付 則

この要綱は、昭和38年12月6日から施行する。

総則－3

芦屋市防災会議委員名簿

(令和6・4・1現在)

職 名	氏 名
芦 屋 市 長	高 島 峻 輔
第五管区海上保安部神戸海上保安部西宮海上保安署長	池 田 大 助
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	小 竹 利 明
神 戸 地 方 気 象 台 長	吉 野 昌 史
兵 庫 県 阪 神 南 県 民 セ ン タ ー 長	小 林 拓 哉
兵 庫 県 神 戸 県 民 セ ン タ ー 六 甲 治 山 事 務 所 長	橋 本 志 信
兵 庫 県 芦 屋 警 察 署 長	大 上 健 二
芦 屋 市 副 市 長	御 手 洗 裕 己
芦 屋 市 技 監	河 野 昌 平
芦 屋 市 企 画 部 長	柏 原 由 紀
芦 屋 市 総 務 部 長	岡 崎 哲 也
芦 屋 市 市 民 生 活 部 長	大 上 勉
芦 屋 市 こ ど も 福 祉 部 長	山 田 弥 生
芦屋市こども福祉部参事（こども家庭担当部長）	茶 嶋 奈 美
芦 屋 市 都 市 政 策 部 長	島 津 久 夫
芦屋市都市政策部参事（都市基盤担当部長）	足 立 覚
芦 屋 市 上 下 水 道 部 長	上 田 剛
芦 屋 市 立 芦 屋 病 院 事 務 局 長	奥 村 享 央
芦 屋 市 教 育 長	野 村 大 祐
芦 屋 市 消 防 長	野 村 滋 一
芦 屋 市 消 防 団 長	森 岡 忍
関西電力送配電株式会社神戸本部阪神配電営業所所長	湯 出 口 幸 久
大阪カ°スネットワーク株式会社兵庫事業部 設 備 保 安 チ ー ム マ ネ ジ ン グ	吉 田 尚 史
西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 芦 屋 駅 長	中 安 幹 大
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 兵 庫 支 店 設 備 部 長	板 坂 浩 二
芦有ト°ライフ°ウェイ株式会社代表取締役社長	森 山 慶 一
一 般 社 団 法 人 芦 屋 市 医 師 会 会 長	安 住 吉 弘
一 般 社 団 法 人 芦 屋 市 歯 科 医 師 会 会 長	上 住 和 也
芦 屋 市 薬 剤 師 会 理 事	仁 科 吉 廣
芦 屋 市 自 主 防 災 会 連 絡 協 議 会 会 長	竹 内 安 幸
陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊重迫撃砲中隊長	田 原 誠
芦 屋 市 婦 人 会 会 長	戎 井 恭 子
芦 屋 市 コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ス ク ー ル 連 絡 協 議 会 委 員	大 塚 圭 子

芦屋市防災会議幹事名簿

(令和6・4・1現在)

区 分	職 名	氏 名
1 号 幹 事	第五管区海上保安部神戸海上保安部西宮海上保安署次長	阿 比 留 義 勝
	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所副所長	白 髭 一 磨
	神 戸 地 方 気 象 台 防 災 管 理 官	竹 田 進
2 号 幹 事	兵庫県阪神南県民センター県民躍動室長	石 田 千 春
	兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所長	岸 本 至 泰
	兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所長	前 田 直 昭
	兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所長	仲 西 博 子
	兵庫県神戸県民センター六甲治山事務所所長補佐兼工務第1課長	山 田 剛
3 号 幹 事	兵庫県芦屋警察署警備課長	福 井 哲 史
4 号 幹 事	芦屋市企画部市長公室政策推進課長	田 中 孝 之
	芦屋市総務部総務室人事課長	篠 原 隆 志
	芦屋市総務部財務室課税課長	太 田 暁 弘
	芦屋市市民生活部環境経済室地域経済振興課長	平 見 康 則
	芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課長	岩 本 和 加 子
	芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課長	三 崎 英 誉
	芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課長	柴 田 陽 子
	芦屋市上下水道部水道管理課長	森 本 真 司
	芦屋市立芦屋病院事務局総務課長	船 曳 純 子
5 号 幹 事	芦屋市教育委員会教育部教育統括室管理課長	長 岡 良 徳
6 号 幹 事	芦屋市消防本部消防室警防課長	栗 田 聡 志
	芦屋市消防団副団長	中 野 克 彦
	芦屋市消防団副団長	大 宮 義 弘
7 号 幹 事	関西電力送配電株式会社神戸本部統括グループ副長	益 田 寿 幸
	大阪カブスネットワーク株式会社兵庫事業部設備保安チーム設備保安ク・ルーフ・チーム	田 代 圭 二
	西日本旅客鉄道株式会社芦屋駅副駅長	登 日 清 弘
	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	安 田 誠
	芦有ト・ライフ・ウェイ株式会社事業部長	米 田 寛
	一般社団法人芦屋市医師会副会長	平 林 弘 久
	一般社団法人芦屋市歯科医師会副会長	仁 木 義 尚
	芦屋市薬剤師会副会長	田 中 千 尋
8 号 幹 事	芦屋市自主防災会連絡協議会副会長	伊 丹 秀 幸
9 号 幹 事	陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊重迫撃砲中隊射撃幹部	茂 呂 幸 治
	芦屋市婦人会副会長	加 納 代 利 子
	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会委員	西 野 悦 子

兵庫県はどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

(神戸地方気象台「兵庫県の主な被害地震」)

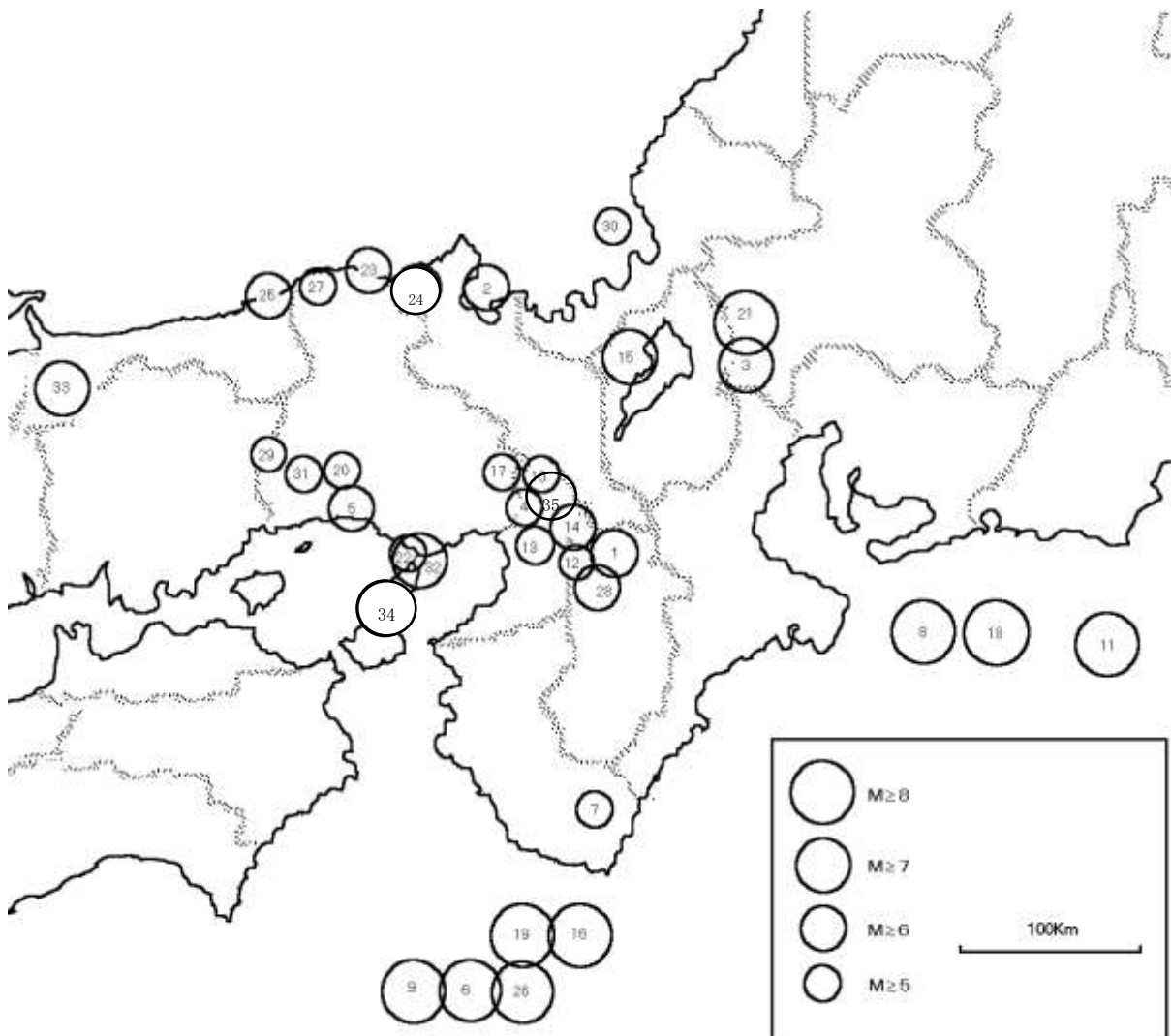
番号	発生年月日	規模 マグニチュード	
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 5 (天平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22 (承平 8 (天慶 1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17 (嘉保 3 (永長 1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ～8. 5	
10	1449. 5. 13 (天安 16 (宝徳 1) . 4. 12)	5 _{3/4} ～6. 5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文禄 5 (慶長 1) . 7. 13)	7 _{1/2} ±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ±7. 6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延 4 (宝暦) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6 (文久 4 (元治 1) . 1. 28)	6 _{1/4}	
○21	1891. 10. 28 (明治 24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 10. 26 (大正 5)	6. 1	
○23	1925. 5. 23 (大正 14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5. 2	京都府沖
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8. 0	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎32	1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○34	2013. 4. 13 (平成 25)	6. 3	
35	2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1 (推定)	大阪北部を震源とする地震

注) ○県内いずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

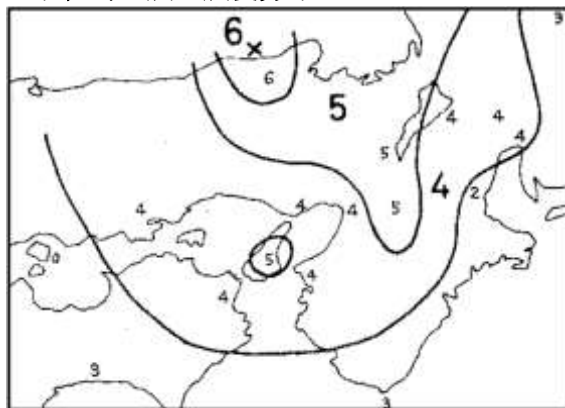
◎は県内のいずれかに震度7以上の揺れがあった地震

「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

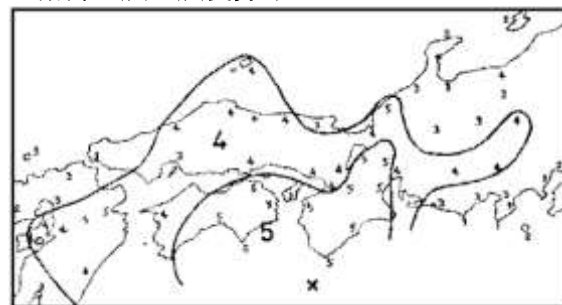
＜7 ページに示された地震の震央＞



＜北但馬地震の震度分布＞

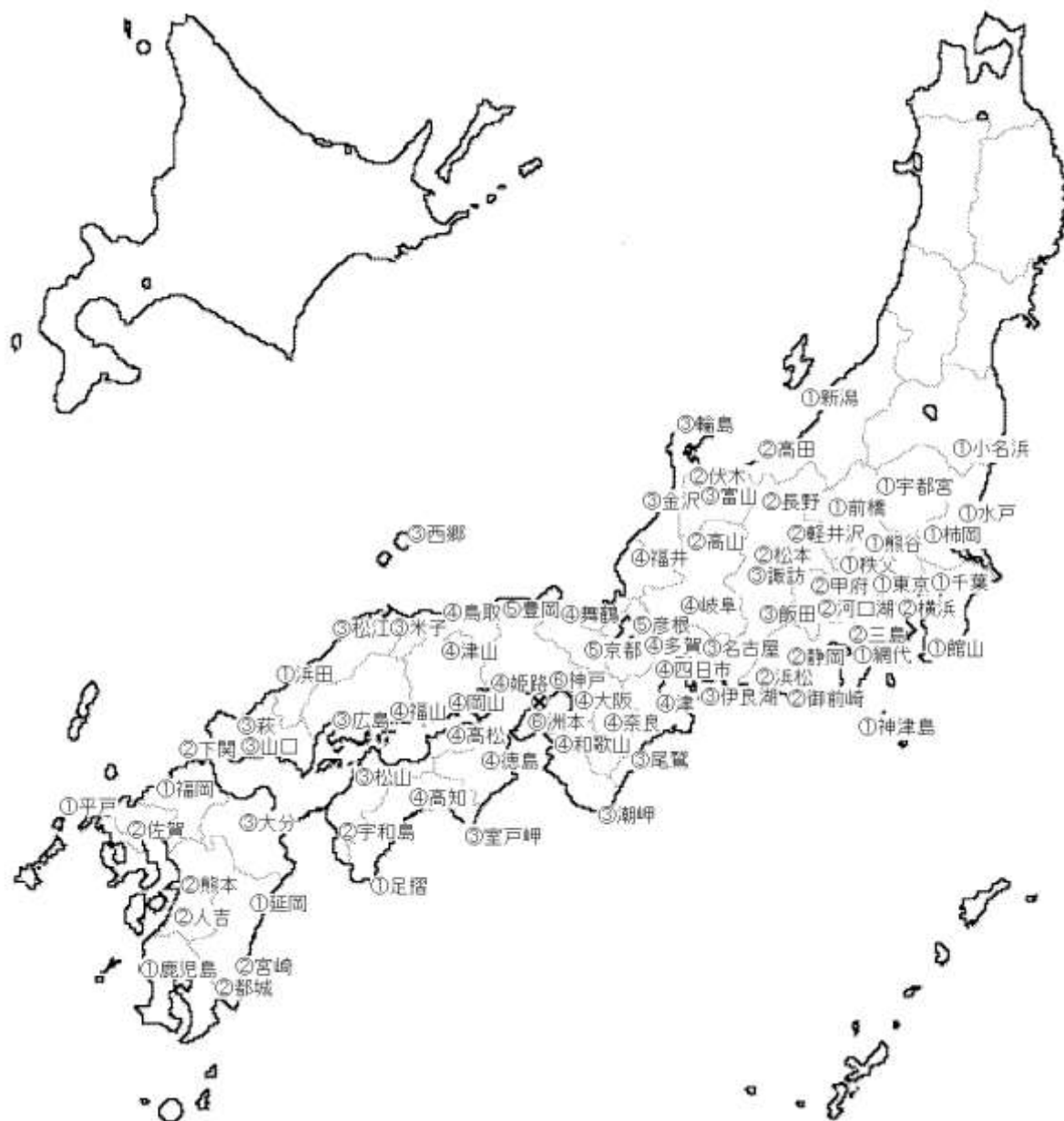


＜南海地震の震度分布＞



<兵庫県南部地震の震度分布>

(兵庫県地域防災計画)



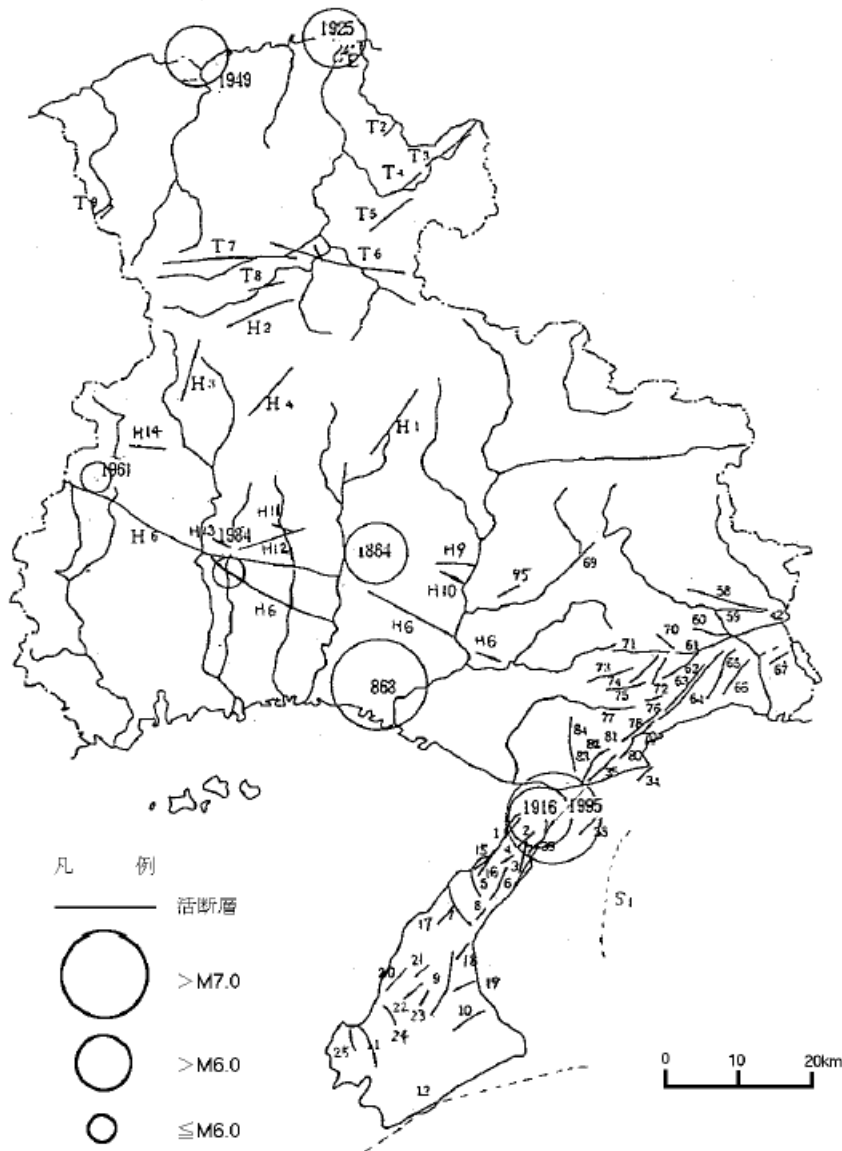
注) 震度の観測は計測震度計による(計測震度計: 地震動の加速度、周期、継続時間から震度を算出)

<兵庫県南部地震の震度7の分布>

(兵庫県地域防災計画)



兵庫県内の活断層の分布と主な地震発生状況



凡 例

- 活断層
- > M7.0
- > M6.0
- ≤ M6.0

0 10 20km

兵庫県における主要活断層の名称と活動度

番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称
T2	C		2	B~C	南本断層	23	C	高田断層	70	C	篠山断層
T3			3	B	飯沼断層	24	C	下津断層	71	B	名野一泊断層
T4			4	B~C	東海断層	25	C	穂子断層	72	C	野田谷断層
T5			5	C	青波断層	34	B	和泉断層	73	B	柏原谷断層
T6	B~C	養父断層	6	C		35	B	海部断層	74	B	古大断層
T7		八木断層	7	B~C	赤坂断層	38	C		75	B	山田断層
T8	C		8	C		39	B	飯塚断層	76	C	北瀬断層
T9	C		9	B	赤山断層	42	B	有馬一高断層	77	B	万福寺断層
H1	C		10	B	猪ノ鼻断層	58	C	十万石断層	78	B	布引断層
H2	C		11	C	飯山寺断層	59	B	中山断層	79	B	難防山断層
H3	C	引原断層	12	B~C	中山断層	60	B	名瀬断層	80	B	幸上断層
H4	C	三方川断層	15	B	水鏡断層	61	B	六甲断層	81	C	丸山断層
H6	B	山崎断層	16	B	滝野断層	62	B	部津谷断層	82	B	高取山断層
H10			17	C	二宮断層	63	B	大月断層	83	B	高取山断層
H11		山之内断層	18	B~C	安平断層	64	B	五助断層	84	C	高取山断層
H12		小畑断層	19	C	厚志断層	65	B	岩間断層	95	B	御所谷断層
H13		海賀断層	20	B	高山断層	66	B	伊丹断層			
H14			21	B~C	船尾断層	67	B	伊丹断層			
1	B~A	野島断層	22	C	船尾断層	69	C	大川断層	S1	B	大阪湾断層

【活動度】 A : 1 ~ 10mm/年
 B : 0.1 ~ 1mm/年
 C : 0.1mm/年以下

（昭和55年度兵庫県震災対策調査報告書及び『日本の活断層』（平成3年東京大学出版会発行）等による）

総則－7

兵庫県での津波の状況

(兵庫県地域防災計画)

(単位: cm)

番号	発生年月日	地震名	震源	兵庫県内の潮位 (最大波高)
1	昭和 21 年12 月21 日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250 由良町 100 灘 村 150 沼島村 150 阿万町 150 志筑町 100
2	昭和 27 年11 月4 日	カムチャッカ沖	カムチャッカ半島 南東沖	洲本 19
3	昭和 35 年5 月23 日	チリ地震	チリ沖	神戸 56 洲本 59
4	昭和 38 年10 月13 日	択捉島沖地震	択捉島南東沖	神戸 10 洲本 3
5	昭和 39 年3 月28 日	アラスカ地震	アラスカ南部	神戸 23 洲本 14
6	昭和 40 年2 月 4 日	アリューシャン地震	アリューシャン列 島中部	神戸 8 洲本 4
7	昭和 43 年4 月 1 日	日向灘地震	日向灘	神戸 11 洲本 5
8	昭和 58 年5 月26 日	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54)
9	平成 5 年 7 月12 日	北海道南西地震	北海道南西沖	(舞鶴 70)
10	平成 7 年 1 月17 日	兵庫県南部地震	大阪湾	神戸 6
11	平成 16 年9 月 5 日	なし	三重県南東沖	神戸 5
12	平成 21 年1 月 4 日	なし	インドネシア・パプア	神戸 8
13	平成 22 年2 月27 日	なし	チリ中部沿岸	神戸 21 洲本 19
14	平成 23 年3 月11 日	東北地方太平洋沖 地震	三陸沖	神戸 30 洲本 20

総則－8

阪神・淡路大震災における被害状況について

【平成 15 年 3 月まとめ】

1 死亡者の状況 (平成 14 年 12 月 26 日時点)

- ・ 芦屋市内での死亡者数 (他市市民 15 人を含む) 444 名
- ・ 芦屋市民の死亡者数 (他市での死亡者 3 人を含む) 432 名

2 負傷者数

(1) 市内の医療機関

(単位:人)

	医療機関		負 傷 者 数		
	医院	救護所	重 症	軽 症	合 計
1 月 17 日	13	1	279	973	1,252
18 日	11	2	35	623	658
19 日	9	2	27	505	532
20 日	9	3	21	348	369
21 日	9	4	13	304	317

(2) 市外の医療機関（平成7年1月17日～21日）

負傷者 重症 15 人、 軽症 32 人、 合計 47 人

3 地震による火災の状況（非住家含む）

月 日	火災件数 (件)	焼損棟数 (棟)	焼損床面積 (㎡)	火災内訳
1 月 17 日	9	14	2,952	全焼 7、半焼 1、部分焼 3、ぼや 3
18 日	2	6	283	全焼 3、部分焼 3
19 日	2	3	410	全焼 1、部分焼 1、ぼや 1
合 計	13	23	3,645	全焼 11、半焼 1、部分焼 7、ぼや 4

4 建物の被害状況（平成14年12月26日時点）

	棟 数	構 成 比 (%)	世 帯 数	構 成 比 (%)	人 口 (人)	構 成 比 (%)
全 壊	4,722	30.6	7,754	22.2	18,050	20.6
半 壊	4,062	26.4	9,928	28.5	26,791	30.5
一 部 損 壊	4,786	31.0	14,564	41.8	37,365	42.5
そ の 他	1,851	12.0	2,600	7.5	5,598	6.4
合 計	15,421	100.0	34,846	100.0	87,804	100.0

（世帯数、人口は住民登録外含む）

5 避難所の状況

月 日	避難所数	避難者数（人）	避難世帯数（推計）
1 月 17 日	47	12,916	5,045
※1 月 19 日	52	20,960	8,188
1 月 31 日	53	8,912	3,481
2 月 28 日	49	4,254	1,662
3 月 31 日	41	2,287	893
4 月 30 日	32	1,019	398
5 月 31 日	2	88	49
6 月 18 日	1	6	3
累 計	5,431	558,940	218,334

※印は、ピーク時

平成7年6月18日避難所閉鎖

6 道路等の被害状況

(1) 道路

	延 長	備 考
道路延長	L=181,734m	
被災道路延長	L=47,410m	国庫補助対象分

※全体被災率=47,410/181,734=26%

(2) 橋梁

	延 長	箇所数
延長及び箇所数	L=763m	N=81 箇所
被災橋梁延長及び箇所数	L=310m	N=12 箇所

被災率(延長)=310/763=40%、被災率(箇所数)=12/81=15%

(「阪神・淡路大震災における被害状況及び復旧状況の概要について」)

ア) 架替えを要する橋梁

- ・ 西蔵橋
- ・ 川原橋
- ・ 浜打出橋
- ・ 下宮川橋
- ・ 芦屋川右岸跨線橋
- ・ 芦屋川左岸跨線橋
- ・ 第3 跨線橋

計 7 橋

イ) 補修を要する橋梁

- ・ 宮川大橋
- ・ 上宮川橋 (歩道部)
- ・ 汐風橋
- ・ 公光橋
- ・ むえ塚橋

計 5 橋

(3) 地すべり (道路地盤補強)

- ・ 三条町
- ・ 山芦屋町
- ・ 朝日ヶ丘町
- ・ 岩園町

計 4 箇所

*道路・橋梁被害総額 約 59 億 700 万円 [国庫補助対象分]

7 公園の被害状況

(1) 被害を受けた公園 33 箇所 [国庫補助対象に限る]

1	仲ノ池緑地	2	潮見西公園	3	中央緑道	4	月若公園	5	業平公園	6	大東公園
7	呉川公園	8	南宮浜公園	9	春日公園	10	津知公園	11	芦屋公園	12	三条公園
13	三条北公園	14	岩園北公園	15	江尻川緑地	16	東浜公園	17	浜風南公園	18	浜風北公園
19	海浜公園	20	潮見南公園	21	潮見東公園	22	西浜公園	23	芦屋中央公園	24	東山公園
25	東山北公園	26	朝日ヶ丘北公園	27	朝日ヶ丘公園	28	山芦屋公園	29	公光公園	30	前山公園
31	小槌ちびっこ公園	32	朝日ヶ丘広場	33	楠児童遊園						

(2) 主な被害の箇所

石積、園路の舗装、広場の舗装、東屋、縁石、側溝

*被害総額 約 5 億円

8 下水道（管渠）の被害状況

(1) マンホールの被害

種 類	被 害 箇 所 数	割 合	人 孔 総 数
(1) 雨 水 管	437	37.6%	1,162
(2) 分流雨水管	幹線 226	29.6%	8,993
	枝線 1,676		
	小計 1,902		
(3) 合 流 管	幹線 104	29.6%	8,993
	枝線 652		
	小計 756		
	合計 3,095 箇所	30.5%	10,155 箇所

＊被害総額 約 11 億円

(2) 管路の被害〔平成 10 年 3 月末完了〕

種 類	管 渠	距 離	参 考
(1) 破 損	雨 水	5 km	総延長 雨水 30 km 汚水 190 km 合計 220 km
	汚 水	19 km	
	合 計	24 km	
(2) しゅんせつ	雨 水	11.1 km	総延長 雨水 30 km 汚水 190 km 合計 220 km
	汚 水	15.8 km	
	合 計	26.9 km	

＊被害総額 約 34 億円〔平成 15 年 3 月時点（芦屋市）〕

9 下水処理場の被害状況

場 所	箇 所	件 数	被 害 概 要
芦屋下水処理場	水処理設備	汚水圧送管	φ 900×2 条 L=18 m 破断
		汚水処理	掻寄機脱線（初沈・終沈）、諸配管
			換気ダクト破損、給送水管
			沈砂掻揚機脱線
			電気関係（ケーブル損傷）
			汚泥処理補機（高架水槽）
			ポンプ類
	放流渠 1	雨水放流渠	3,000 ボックス L=629.7 m 亀裂
	放流渠 2	雨水放流渠	1,500 ボックス L= 30.0 m 亀裂
	場内整備	管理道路・排水管	道路陥没、排水管亀裂陥没
		処理水放流管	放流管沈下、亀裂
		上屋等建築物	上屋等建築物（亀裂、沈下等）
	焼却炉 1	焼却炉等	1 系焼却炉耐火レンガ亀裂
	焼却炉 2	焼却炉等	2 系焼却炉耐火レンガ亀裂
南 宮 ポ ン プ 場	南宮ポンプ場	放流管等	放流管の抜け、亀裂 沈砂池亀裂、蓄電池破損
大 東 ポ ン プ 場	大東ポンプ場 1	放 流 渠	放流渠・沈砂池の亀裂
	大東ポンプ場 2	ポンプ吐出管	φ 700 吐出管破断
		ポンプ場更新	場内不等沈下
計	9		

＊被害総額 約 16 億円

（参考）下水処理実施 … 1 月 31 日から。1 月 17 日～30 日前処理。

1 0 市庁舎の被害状況

施設	被害状況
北 館	耐震壁クラック、柱の損傷、外装コンクリートクラック、給排水管の損傷（1月20日から使用禁止した）
南 館	議場天井の崩落、柱・耐震壁クラック、外装タイルクラック
分 庁 舎	柱・耐震壁クラック、窓ガラス破損

1 1 消防庁舎等の被害状況

施設	被害状況
消 防 本 部	外壁クラック、窓ガラス破損、ガレージ土間クラック、屋外階段柱クラック、ブロック塀倒壊
高 浜 分 署	ガレージ前アプローチ道路陥没
東 山 出 張 所	給排水管損傷、ガレージ前アプローチ道路陥没、外壁クラック、タイルクラック
打 出 分 団	外壁クラック、屋上クラック
岩 園 分 団	ガレージ土間クラック、屋上クラック、鉄扉損傷、外壁クラック
山 手 分 団	外壁クラック、ガレージ土間クラック、窓ガラス破損
精 道 分 団	シャッター損傷、外壁クラック、タイルクラック

* 被害総額 約 1,060 万円

1 2 教育施設の被害状況

(1) 学校園施設

施設	被害状況
精 道 小 学 校	校舎壁クラック、EXP 損傷、レンガ塀倒壊
宮 川 小 学 校	柱にクラック 一部使用不可
山 手 小 学 校	仕上げ材損傷
岩 園 小 学 校	渡り廊下損傷、仕上げ材損傷、地割れ発生
朝日ヶ丘小学校	柱にクラック、ガラス損傷、設備配管寸断
三 条 小 学 校	仕上げ材損傷、運動場石積み一部崩壊
潮 見 小 学 校	EXP 損傷、プールサイド陥没、運動場地割れ
打出浜小学校	校舎移動、EXP 損傷、運動場地割れ
浜 風 小 学 校	校舎沈下・傾斜、運動場地割れ
精 道 中 学 校	1 階柱にクラック、EXP 損傷、運動場地割れ
山 手 中 学 校	仕上げ材損傷、塔屋根元クラック、EXP 損傷
潮 見 中 学 校	設備幹線寸断、校舎傾斜、地割れ
芦 屋 高 校	1 階柱にクラック、仕上げ材損傷、地割れ
精 道 幼 稚 園	EXP 損傷、石積み崩壊
宮 川 幼 稚 園	EXP 開き、天井仕上げ落下
山 手 幼 稚 園	建具・ガラス損傷
岩 園 幼 稚 園	仕上げ材損傷、床不陸、階段クラック
小 槌 幼 稚 園	仕上げ材損傷、ガラス破損
朝日ヶ丘幼稚園	ガラス破損
西 山 幼 稚 園	北塀倒壊
伊 勢 幼 稚 園	仕上げ材損傷
潮 見 幼 稚 園	仕上げ材損傷、建物周囲地盤沈下
浜 風 幼 稚 園	RC 屋根傾斜、地盤沈下、設備寸断

＊被害総額 約 33 億 4,000 万円

(2) 社会教育施設

施設		被害状況
市民センター	市 民 会 館	階段・ロビー棟の構造損傷、照明・空調設備の損傷
	ル ナ ・ ホ ー ル	エレベータ棟の傾斜、舞台設備損傷、渡り廊下損傷
	別 館	ブリッジ移動、設備損傷（受水槽等）、外構土塀破損
	各 集 会 所 （ 12 ）	大原→雨漏り、茶屋→擁壁・フェンス損壊、その他→壁クラック・ガラス破損
青少年センター	体 育 館	アリーナ屋根落下、外壁タイル亀裂
	青 少 年 セ ン タ ー	窓ガラス破損
	市 民 プ ー ル	内外壁クラック
	海 浜 公 園 プ ー ル	プールサイド破損、プール傾斜
	川 西 運 動 場	石積み崩壊
	中 央 野 球 場	液状化によるグラウンド破損
図 書 館 本 館		内部仕上げ破損、駐車場地割れ、ガラス破損
谷 崎 潤 一 郎 記 念 館		工作物破損（門、塀等）
美 術 博 物 館		内部壁クラック、土間不陸
富 田 碎 花 旧 居		屋根瓦落下、土塀破損

＊被害総額 約 31 億 4,000 万円

(3) その他

施設	被害状況
打出教育文化センター	腕木門半壊、外壁・ガラス損傷、鉄骨損傷

＊被害総額 約 5,970 万円

1.3 社会福祉施設等の被害状況

(1) 保 育 所

施設	被害状況
精 道 保 育 所	ガラス破損、西塀倒壊、給排水設備寸断、厨房機器損傷、柱・プールクラック
打 出 保 育 所	給排水設備寸断、土間クラック、空調機損傷、厨房機器損傷
大 東 保 育 所	渡り廊下一部損壊、給排水設備寸断、運動場地割れ、南門付近陥没
岩 園 保 育 所	給排水設備寸断、石垣隙間、土間沈下、厨房排水沈下、北出入口アプローチスロープ損壊、運動場地割
緑 保 育 所	運動場地割れ、アプローチ損壊、厨房機器損傷、給排水設備寸断、壁クラック、雨水排水寸断、池・プール損壊
新 浜 保 育 所	玄関アプローチ、土間損壊、運動場地割れ、U字溝損壊、給排水設備寸断

＊ 被害総額 約 5,300 万円

(2) その他施設

施設	被害状況
保 健 セ ン タ ー	一部ガラス割れ、タイル一部剥離、玄関土間スロープ損壊、屋外給水管一部破損

* 被害総額 約 162 万円

(3) 芦屋病院

施設	被害状況	
市立芦屋病院	建物	被 害 額：12,206 千円 被害内容：南病棟クラック、渡り廊下外壁破損、中棟2階床破損（ビニールタイル）、渡り廊下エキスパンション破損、ガラス破損
	施設	被 害 額：3,106 千円 被害内容：エアーシューター破損、高架水槽一部破損、給水管破損、新生児室空調機破損
	医療機器	被 害 額：4,071 千円 被害内容：(放射線科) 泌尿器用 X 線装置破損、発生装置コントローラーBOX 破損 (歯科) 超音波洗浄器破損、真空埋設機破損、エンジン ROXY 破損 (眼科) パンファンドスコープトランス破損、ゴールドマン視野計 (臨床検査科) 実体顕微鏡、大型滑走式マイクローム

* 被害総額 約 1,938 万円

1 4 市営住宅等の被害状況

団地名	建物概要	被 害 概 要
大東町南団地	S63-H4 建設 RC 中層 3-5F 建 8 棟 151 戸	建物 一部クラックがあるがほとんど被害無し (建設年度が新しく、液状化対策済み) 内部 家具転倒等による被害程度
	H2-H5 建設 RC 中層 3F 建 9 棟 27 戸	外構 液状化及び地盤振動等により地盤沈下が生じ、 屋外工作物、舗装等全般に被害有り 設備 屋外配管類に被害有り
南宮町団地	S32、34、46 建設 RC 中層 3F 建 3 棟 48 戸	建物 少しの傾斜(1/100 以下)及び沈下(20cm 以下)有り 内部 1F 束立床組損傷及び壁クラック発生 外構 一部の地盤で液状化が有る。地盤振動による屋 外工作物、舗装部分に被害有り 設備 屋外配管類に被害有り
浜町団地	S35-38 建設 RC 中層 3-4F 建 5 棟 108 戸	
西蔵町団地	S38、39、47、48 建設 RC 中層 3-4F 建 5 棟 96 戸	

団地名	建物概要	被害概要
宮塚町団地	S26-27 建設 RC 中層 2-4F 建 2 棟 32 戸	建物 増築した鉄骨 ALC 造取り合い EXP 破損 内部 1F 束立床組損傷 壁一部にクラック発生 外構 地盤振動によりコンクリート舗装、ブロック塀に被害あり 設備 屋外配管類に一部被害あり
翠ヶ丘町東団地	S27 建設 RC2F 建テラス 5 棟 20 戸	建物 1 棟一部大きい亀裂 他は躯体に大きな被害はない 内部 1F 束立床組損傷 壁全体にヘアークラック発生 外構 石積みに一部ひび割れ 設備 特に被害無し
朝日ヶ丘町団地	S43、44 建設 RC 中層 6-7F 建 2 棟 59 戸	建物 S44 建設 7F 建物外壁クラック、破損が多く有る 内部にもクラックが有る 外構 一部コンクリート土間の破損石積み割れ等発生 設備 特に被害無し
改良住宅	S61～H5 建設 RC 中高 4-9F 建 4 棟 159 戸	建物 S61 建設 1 号棟が 1/190 程度の北側傾斜 1・2 号棟外壁全体にヘアークラック発生 外溝 特に被害無し 設備 1・2・6 号棟消火管及び撒水管の破裂
翠ヶ丘 23-10 翠ヶ丘 22-12 朝日ヶ丘公社 岩園 35-20 改良住宅 6-1 ほか	25 戸 41 年 24 戸 39 年 68 戸 46 年 2 棟 18 戸 40 年 58 戸 3 年 2 棟	建物 公社の建物以外、外壁クラック、駐車場等補修 外溝 全体的に一部ヒビ割れが発生 設備 翠ヶ丘 41 等排水管に被害

※被害総額 約 4 億 6,000 万円

1.5 職員の被災状況

(1) 住所別職員数（平成 6 年 4 月 1 日時点）

市・町名	人 数	構成比 (%)	市・町名	人 数	構成比 (%)
芦 屋 市	386	29.7	伊 丹 市	25	1.9
神 戸 市	390	30.0	明 石 市	24	1.8
西 宮 市	232	17.9	三 木 市	16	1.2
尼 崎 市	70	5.4	加 古 川 市	13	1.0
宝 塚 市	50	3.9	豊 中 市	12	0.9
大 阪 市	26	2.0	そ の 他	55	4.3

※職員数 1,299 人

(2) 人的被害状況

	死 亡 (人)	負 傷 (人)	合 計 (人)
本 人	4	111	115
配 偶 者	1	46	47
両 親 等	9	71	80
合 計	14	228	242

(3) 建物の被害状況

	人 数	構 成 比 (%)
全 壊	121	9.3
半 壊	120	9.3
一 部 損 壊	484	37.3
そ の 他	571	44.1
合 計	1,296	100.0

1 6 1 月 17 日の職員の出勤状況

所 属	職 員 数 (人)	出 勤 人 数	出 勤 率 (%)
消 防	84	81	96.4
建 設	137	71	51.8
水 道	50	19	38.0
病 院	243	123	50.6
そ の 他	792	261	33.0
合 計	1,306	555	42.5

芦屋市における風水害

(1/3)

年月日	災 害 名 称	人的被害（人）		建物被害（戸）			気象状況			
		死 者 不 明	負 傷	全 壊 流 出	半 壊	浸 水	潮 位 偏 差	最 低 気 圧	最 大 風 速	雨 量
昭 和 9.9.21	室戸台風	5	58	45	35	1,550	3.4	942	20	59
	〔概況〕 高潮により海岸防壁破壊。本匠村では暴風雨と高潮被害。深江・神楽新田では泥沼化。浜芦屋でも家屋浸水。芦屋衛生組合では井戸換え、消毒薬配給。 〔備考〕 被害は主に精道村、船舶損失 5 隻（16 隻とも）。阪神間の鉄道も停電により不通。冠水水田 20ha、畑 4ha。									
昭 和 13.7.3 7.5	梅雨前線 阪神大水害	27	257	180	890	7,180				457
	〔概況〕 六甲山地で山津波、崖崩れ。芦屋川・高座川堤防決壊、土石流発生。これを契機に六甲砂防事務所設置。 〔備考〕 本年 6 月は連日降雨、7 月 3 日から記録的豪雨。河川増水、六甲山で崩落あり。国鉄、阪神、阪急の線路築堤崩壊橋梁破壊。阪神国道破壊。芦屋駅に厚さ 3m、3 万土砂堆積。									
昭 和 25.9.3	ジェーン台風	0	58	45	35	1,550	3.4	942	20	59
	〔概況〕 兵庫県内を台風通過。高潮、高波による浸水被害。 〔備考〕 水田、畑流出。冠水。船舶被害。電柱倒壊。									
昭 和 32.6.26	台風第 5 号	1		1		396				
	〔概況〕 26 日から降雨激しく、27 日午前 8 時に最大降雨。 〔備考〕 道路破壊 11、河川堤破壊 2、崖崩れ 3、田畑冠水 6 箇所。									
昭 和 36.6.24 7.1	昭和 36 年 梅雨前線豪雨※					2,720				510
	〔概況〕 梅雨前線の停滞と台風 6 号の影響で集中豪雨。 〔備考〕 家屋浸水、田畑冠水、道路冠水あり。六甲山地で山崖崩れ。									
昭 和 36.9.16	第 2 室戸台風			2		736	3.6	946	27	136
	〔概況〕 室戸台風と同じコースで阪神間に上陸。 〔備考〕 風水害、高潮による浸水。									
昭 和 39.9.25	台風第 20 号			11	11	213	3.4	986	27	41
	〔概況〕 大隅半島に上陸した台風が北東に進み、岡山県、兵庫県を縦断。 〔備考〕 風水害、高潮による浸水。									
昭 和 40.9.10 9.17	台風第 23 号 台風第 24 号			2	23	2	3.1	972	30	119
	〔概況〕 10 日四国に上陸した第 23 号により暴風と高潮。また、秋雨前線により豪雨。台風第 24 号は 17 日志摩半島に上陸。 〔備考〕 暴風による高波で波高 8m 記録。干潮時で被害軽微。台風 23 号は降雨少ない。									

(2/3)

年月日	災 害 名 称	人的被害 (人)		建物被害 (戸)			気象状況			
		死 者 不 明	負 傷	全 壊 流 出	半 壊	浸 水	潮 位 偏 差	最 低 気 圧	最 大 風 速	雨 量
昭 和 41.9.17	台風第 21 号					76		980	25	130
	〔概況〕 本土上陸後、温帯性低気圧秋雨前線を刺激し、降雨多量。 〔備考〕 水害が中心。									
昭 和 42.7.9	昭和 42 年 7 月 豪雨※		2	1	4	1,242				318
	〔概況〕 台風第 7 号が梅雨前線を刺激し、集中豪雨。8 月 11 日に大雨注意報、9 月 19 日に大雨・洪水警報。 〔備考〕 水害が中心。昭和 45 年には都市小河川改修事業が始まる。 その後、急傾斜地の崩壊防止法案施行。									
昭 和 47.6.8	梅雨前線による集中豪雨					107				75
	〔概況〕 台風第 3 号が梅雨前線を刺激集中豪雨。6 時 50 分から 40 分間で 38mm の豪雨。 〔備考〕 水害が中心。									
昭 和 47.7.12	昭和 47 年 7 月 豪雨※				3					193
	〔概況〕 梅雨前線による局地的豪雨 〔備考〕 崖崩れ 2 箇所、道路冠水 10 箇所、道路亀裂 1 箇所。									
昭 和 47.9.16	台風第 20 号				4			960	38	54
	〔概況〕 午後 9 時紀伊半島に上陸、奈良県大台ヶ原を北北東に縦断。 〔備考〕 街路樹、公園樹木約 120 本倒木、崖崩れ 1 箇所。									
昭 和 50.8.22 8.23	台風第 6 号					11				90
	〔概況〕 午後 5 時 30 分に神戸市南西部に上陸。 〔備考〕 街路樹倒木あり。									
昭 和 51.9.8 9.14	台風第 17 号と 秋雨前線							999	20	500
	〔概況〕 10 日から 12 日にかけて九州近海で停滞し暴風が継続。降雨も長期化。 8 日 15 時 50 分に大雨注意報。									
昭 和 58.9.28	台風第 10 号		2			3		992	14	244
	〔概況〕 台風北上に伴い停滞前線が活発化し、豪雨。11 時芦屋市水防本部、16 時 30 分災害対策本部設置。 〔備考〕 河川護岸損壊 2、崖崩れ 11、宅地崩れ 5、道路冠水 4、河川溢水 1 電話不通 51。									

(3/3)

年月日	災 害 名 称	人的被害（人）		建物被害（戸）			気象状況			
		死 者 不 明	負 傷	全 壊 流 出	半 壊	浸 水	潮 位 偏 差	最 低 気 圧	最 大 風 速	雨 量
平成 元.9.14	秋雨前線					1,253				225
	〔概況〕14日7時からの時間雨量104mm。浸水区域は国道43号以南。8時水防本部設置。 〔備考〕河川護岸損壊1、崖崩れ12、文教施設被害2、道路陥没1、道路冠水7。 JR西宮－芦屋間で不通。									
平成 21.10.8	台風第18号							979.3	35.6	59
	〔概況〕8日に紀伊半島の南を通過 〔備考〕強風による倒木、公益灯補修多数									
平成 26.8.10	台風11号							981.0	28.9	127
	〔概況〕10日に兵庫県に上陸 〔備考〕大雨、強風により、芦屋川左岸河川敷石積み崩落、河川氾濫、浸水多数									
平成 29.10.22	台風第21号		6					977.6	42.6	163
	〔概況〕22日から23日にかけて、台風が最接近 〔備考〕暴風を伴った大雨で、倒木、公益灯、塀の倒壊、土砂流出等									
平成 30.7.4	平成30年7月 豪雨								17.2	741
	〔概況〕台風第7号や梅雨前線の影響で、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨 〔備考〕奥池地区で5日の日積算雨量が440mmを記録。その後も断続的に降り続き、8日未明までの積算雨量が741mm（消防本部は393mm）の記録的な豪雨により、道路舗装の破損1、土砂の流出3、転石1、共同溝への浸水1、芦有道路の全線通行止め									
平成 30.9.4	台風第21号					300	272※1	955	38.0	66※2
	〔概況〕4日14時頃に非常に強い勢力で神戸市に上陸。西宮検潮所で最高潮位TP.+324cmに達し、過去の最高潮位を上回った。（潮位偏差は272cm上昇） 〔備考〕台風の猛烈な豪雨により、消防本部で最大時間雨量42mmを記録するとともに、時速約55～65kmの速さで近畿地方を縦断したため、大阪湾内で高潮及び高波が発生した。本市も、越流及び越波によって、南芦屋浜地区（涼風町及び南浜町）で約25ha、宮川付近（呉川町及び西蔵町）で約10haが浸水。潮芦屋ビーチやベランダ護岸では、漂流したコンテナが護岸損壊及び防護柵を倒壊した。台風による本市域の被害は、床上浸水28、床下浸水272等									

注) ※は気象庁命名 潮位偏差:大阪湾中等水位(m)但し OP=TP(東京湾中等水位)－1.3m、最低気圧(hpa)、
最大風速(m/s)、期間総雨量(mm/日)

※1…西宮検潮所での潮位偏差値

※2…9/4の降り始めから9/5の0時まで→奥池（県観測所）66.0mm、消防本部（市観測所）54.5mm

2 災害予防計画

予防-1	河川流域状況調	24
予防-2	国土交通省六甲砂防事務所により施工された堰堤等	25
予防-3	兵庫県六甲治山事務所施行事業	27
予防-4	土石流危険渓流	29
予防-5	山腹崩壊危険地区	30
予防-6	崩壊土砂流出危険地区	30
予防-7	土砂災害特別警戒区域(レッド区域)・土砂災害警戒区域(イエロー区域)	31
予防-8	上水道施設の現況	35
予防-9	内水排除施設一覧表	36
予防-10	消防水利現況一覧表	38
予防-11	訓練に関する実施計画一覧表	40
予防-12	地区防災計画一覧表	41

予防-1

河川流域状況調

種 別		芦屋川	宮 川	堀 切 川
流域面積	本 流	6.91 k m ²	2.51 k m ²	0.56 k m ²
	支 流	高座川 1.45 k m ²	—	—
	計	8.36 k m ²	2.51 k m ²	0.56 k m ²
延 長	本 流	6.88 km	3.90 km	2.10 km
	支 流	2.5 km	—	—
	内改修部	3.15 km	2.27 km	0.57 km
計画洪水量(改修部)		200.0 m ² /Sec	90.0 m ³ /Sec	20.0m ³ /Sec
平 均 河 床 勾 配		1:120	1:250	1:650

河川工事内訳表

(昭和14～59年)

種 別	芦 屋 川	宮 川	堀 切 川
延 長	2,850 m	2,697 m	771 m
床 止 工	26 箇所	46 箇所	—
橋 梁	4 箇所	18 箇所	6 箇所
水 門	—	—	1 箇所

※宮川は、河口～浜打出橋の間

砂防施設既設工事総括表

(令和6年4月1日時点)

河 川 名		工事の種類とその数量				
		ダム工 (基)	流路工 (箇所)	護岸工 (箇所)	山腹工 (箇所)	補修・グラ ウト工(箇 所)
芦 屋 川	本 流	8	—	—	1	2
	支流(谷)	38	1	—	1	8
宮 川	本 流	1	—	1	—	—
	支流(谷)	4	2	—	—	1
夙 川	支 流	4	1	—	—	—
計		55	4	1	2	11

※その他：千谷副堰堤間詰護岸補強工、奥山堰堤災害復旧、宮川流路工補修、千谷堰堤補強等

(発表：六甲砂防事務所)

予防-2

国土交通省六甲砂防事務所により施工された堰堤等

(令和6年4月1日時点)

No	施設 番号	施設名称	河 川	溪 流	溪流番号	位 置
1	1	城山堰堤	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
2	2	高座堰堤	芦屋川	高座川	な し	芦屋市城山、三条町
3	46	奥山堰堤（除石工）	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
4	71	鷹尾堰堤（除石工）	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
5	118	水車谷堰堤	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
6	132	上荒地堰堤	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥池南町、奥山
7	136	千谷堰堤	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
8	141	岩園堰堤	宮川	本川	な し	芦屋市劔谷
9	150	三条堰堤	芦屋川	高座川	な し	芦屋市山芦屋町、三条町
10	159	椿谷堰堤	芦屋川	椿谷	1-253	芦屋市奥山
11	168	蛇谷堰堤	芦屋川	蛇谷	な し	芦屋市奥山
12	182	椿谷第二堰堤	芦屋川	椿谷	1-253	芦屋市奥山
13	202	荒地山堰堤	芦屋川	高座川	1-241	芦屋市奥山
14	206	長背堰堤	宮川		1-262	芦屋市劔谷
15	216	三条第二堰堤（改築）	芦屋川	高座川	な し	芦屋市城山、三条町
16	219	滝ヶ谷堰堤	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
17	232	黒越谷堰堤	芦屋川	黒越谷	1-246	芦屋市奥山
18	242	道アゼ谷堰堤	芦屋川	道アゼ谷	1-244	芦屋市奥山
19	248	柿谷堰堤（改築）	芦屋川	柿谷	1-258	芦屋市奥山
20	257	蛇谷第二堰堤	芦屋川	蛇谷	I-249	芦屋市奥山
21	263	黒越谷第二堰堤	芦屋川	黒越谷	1-246	芦屋市奥山
22	270	滝ヶ谷第二堰堤	芦屋川	滝ヶ谷	1-252	芦屋市奥山
23	280	東高座堰堤	芦屋川	高座川	1-239	芦屋市三条町
24	282	椿谷第三堰堤	芦屋川	椿谷	1-253	芦屋市奥山
25	286	三ツ櫓谷堰堤	芦屋川	三櫓谷	1-245	芦屋市奥山
26	301	八幡谷堰堤	芦屋川	八幡谷	1-255	芦屋市奥山
27	305	蛇谷第三堰堤	芦屋川	蛇谷	I-249	芦屋市奥山
28	309	石仏谷堰堤	芦屋川	石仏谷	1-254	芦屋市奥池南町、奥山
29	311	滝ヶ谷第三堰堤	芦屋川	芦屋川本谷	1-252	芦屋市奥山
30	314	蛇谷第四堰堤	芦屋川	蛇谷	I-249	芦屋市奥山

第2部 災害予防計画

31	334	石仏谷第二堰堤	芦屋川	石仏谷	1-254	芦屋市奥池南町、奥山
32	352	道アゼ谷第二堰堤	芦屋川	道アゼ谷	1-244	芦屋市奥山
33	366	上荒地第二堰堤	芦屋川	長谷	1-247	芦屋市奥山
34	390	黒越谷第三堰堤	芦屋川	黒越谷	1-246	芦屋市奥山
35	403	みどり橋堰堤	芦屋川		1-256	芦屋市奥山
36	406	荒地山第二堰堤	芦屋川	高座川	1-241	芦屋市奥山
37	440	鷹尾第二堰堤	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
38	441	弁天鋼製杵堰堤	芦屋川		I-257	芦屋市奥山
39	443	柿谷第二堰堤	芦屋川	柿谷	I-258	芦屋市奥山
40	444	西長背鋼製杵堰堤	宮 川	深谷	な し	芦屋市剣谷
41	445	前山鋼製杵堰堤	宮 川	1 号谷	な し	芦屋市剣谷
42	446	剣谷西鋼製杵堰堤	宮 川	2 号谷	I-259	芦屋市剣谷
43	447	ユルキ谷 1 号鋼製杵堰堤	夙 川	久出川ユルキ谷	I-263	芦屋市剣谷
44	448	ユルキ谷堰堤	夙 川	久出川ユルキ谷	I-263	芦屋市剣谷
45	449	山芦屋鋼製杵堰堤	芦屋川	高座川	I-242	芦屋市山芦屋町
46	457	雲溪鋼製杵堰堤	夙 川	久出川名無谷	な し	芦屋市剣谷
47	458	雲溪堰堤	夙 川	久出川名無谷	な し	芦屋市剣谷
48	465	道アゼ谷第三堰堤	芦屋川	道アゼ谷	I-244	芦屋市奥山
49	467	水車谷鋼製杵堰堤	芦屋川	水車谷	I-243	芦屋市奥山
50	468	水車谷第二堰堤	芦屋川	水車谷	I-243	芦屋市奥山
51	474	奥池鋼製杵堰堤	芦屋川		な し	芦屋市奥池町
52	495	八幡谷第二堰堤	芦屋川	八幡谷	I-255	芦屋市奥山
53	497	三櫓谷第二堰堤	芦屋川	三櫓谷	I-245	芦屋市奥山
54	503	東蛇谷堰堤	芦屋川	蛇谷	I-250	芦屋市奥池
55	528	東魚屋堰堤	芦屋川		1-238	芦屋市三条町
(工) 1	(工) 17	奥山斜面对策工事	芦屋川	本川	な し	芦屋市奥山
(工) 2	(工) 1	高座川山腹工	芦屋川	高座川	な し	芦屋市三条町
(工) 3	(工) 8	奥山山腹工	芦屋川		な し	芦屋市奥山
(工) 4	(工) 15	三条町地区斜面对策工事	芦屋川	高座川	な し	芦屋市三条町
(工) 5	(工) 28	前山地区斜面对策工	芦屋川		な し	芦屋市奥山
(工) 6	(工) 28-2	芦屋山手地区斜面对策工	芦屋川		な し	芦屋市奥山

※ (工) は斜面对策工事を実施した箇所を示す。

予防-3

兵庫県六甲治山事務所施行事業

工事番号	事業名	施行箇所	事業内容等
6K17	復旧治山事業	芦屋市奥山(1)(黒岩谷)	山腹工、土留工、山腹緑化工
7K6	復旧治山事業	芦屋市奥山(2)(黒岩谷)	山腹工、土留工、護岸工、山腹緑化工
6K 補 31	復旧治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	落石対策工、柵工、張工
6K 補 32	復旧治山事業	芦屋市奥山(芦有ゲート下)	落石対策工、柵工、ワイヤーロープネット工
7Y25	予防治山事業	芦屋市奥山(芦有ゲート下)	落石対策工、柵工、ワイヤーロープネット工
7Y26	予防治山事業	芦屋市奥山(4)(浄水場)	落石対策工、柵工、ワイヤーロープネット工、土留工
7Y41	予防治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	落石対策工、柵工、ワイヤーロープネット工
7Y66	予防治山事業	芦屋市奥山(鷹尾山西面)	山腹工、谷止工、土留工、水路工、暗渠工、山腹緑化工
17Y 第7号	予防治山事業	芦屋市奥山(黒岩谷)	谷止工
17Y 第20号	予防治山事業	芦屋市奥山(浄水場)	落石対策工
8 広防 1-21	広域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	落石対策工、柵工、ワイヤーロープネット工、土留工
9 広防 1-22	広域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	伏工、柵工
10 地防 1-13	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(芦有ゲート)	谷止工、床固工、護岸工、伏工
10 地防 1-23	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	法枠工、伏工
11 地防 1-22	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	法枠工、アンカー工
11 地防 1-23	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(芦有ゲート)	谷止工、伏工
11 地防 1-31	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(朝日プラザ)	土留工、水路工、暗渠工、柵工、伏工
12 地防 1-25	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(朝日プラザ)	土留工、落石防護工、固定工、水路工、森林整備
12 地防 1-26	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	法枠工、アンカー工
12 地防 1-27	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(芦有ゲート)	谷止工、固定工
13 地防 1-23	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	落石対策工、土留工、法枠工、アンカー工
14 地防 1-18	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(芦有ゲート下)	固定工、転石整理工
15 地防 1-15	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(浄水場)	谷止工、固定工
15 地防 1-15	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(黒岩谷)	谷止工
16 地防 1-12	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(浄水場)	落石対策工
16 地防 1-12	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥池南町	床固工、森林整備
18 地防第1号	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(黒岩谷)	谷止工
15 単 32号	県単独県営治山事業	芦屋市奥山(高座の滝)	ブロック積工、柵工
17 単第16号	県単独県営治山事業	芦屋市奥池南町	床固工
19 地防 2-3	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(黒岩谷)	谷止工
20 地防 1-2	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(黒岩谷)	谷止工
21K 第6号	復旧治山事業	芦屋市奥山(椿谷)	谷止工
22K 第7号	復旧治山事業	芦屋市奥山(椿谷)	谷止工
23 地防 3-1	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山(道アゼ谷)	谷止工

第2部 災害予防計画

23 地防 3-3	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山（弁天橋）	谷止工
23 地防 3-4	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山（宝殿料金所下）	谷止工
24 農地防 2	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山（高座の滝）	山腹工
26 地防 1	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山（道アゼ谷）	谷止工
30 地防 1	地域防災対策総合治山事業	芦屋市奥山（蛇谷）	床固工
3 単防 32	県単独緊急防災事業	芦屋市奥山（高座谷）	山腹工

予防-4

土石流危険溪流

(箇所表)

溪流 番号	河 川 名			所 在 地		溪 流 概 要					保全対象	
	水系名	河川名	溪流名	郡・市	町・村 大字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	流下 部平 均 勾配 (度)	人口 (人)	人家 戸数 (戸)
I-238	高橋川	高橋川	な し	芦屋市	三条町	0.25	0.06	0.05	2.0	11.2	312	138
I-239	芦屋川	高座川	な し	芦屋市	三条町	0.42	0.14	0.14	1.0	12.4		
I-240	芦屋川	高座川	梅谷音川	芦屋市	東灘区 本山町	1.03	0.29	0.28	2.0	14.6	269	119
I-241	芦屋川	高座川	高座川	芦屋市	奥 山	1.39	0.55	0.55	1.5	13.2	276	122
I-242	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	山芦屋町	0.02	0.02	0.02	1.0	25.7	75	33
I-243	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	奥 山	0.11	0.04	0.04	1.5	23.9		
I-244	芦屋川	芦屋川	道アゼ谷	芦屋市	奥 山	0.41	0.26	0.25	3.0	14.6		
I-245	芦屋川	芦屋川	ミツガシ谷	芦屋市	奥 山	0.51	0.1	0.10	3.0	16.0		
I-246	芦屋川	芦屋川	黒越谷	芦屋市	奥 山	1.38	0.99	0.44	2.0	8.9	95	42
I-247	芦屋川	芦屋川	長 谷	芦屋市	奥 山	0.72	0.26	0.25	2.0	11.2	95	42
I-248	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	奥 山	0.43	0.04	0.03	2.0	12.6		
I-249	芦屋川	芦屋川	蛇 谷	芦屋市	奥 山	0.66	0.40	0.40	1.5	8.6	95	42
I-250	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	奥池町	0.01	0.04	0.05	2.0	20.2	7	3
I-251	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	奥 山	0.09	0.02	0.02	2.0	17.0	2	1
I-252	芦屋川	芦屋川	滝ヶ谷	芦屋市	奥 山	1.36	0.49	0.40	2.0	9.7	95	42
I-253	芦屋川	芦屋川	椿 谷	芦屋市	奥 山	0.77	0.24	0.22	3.0	11.0	303	134
I-254	芦屋川	芦屋川	石仏谷	芦屋市	奥 山	0.94	0.29	0.20	1.5	12.9	90	40
I-255	芦屋川	芦屋川	八幡谷	芦屋市	奥 山	1.12	0.38	0.37	2.0	19.0	95	42
I-256	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	奥 山	0.51	0.12	0.11	2.0	21.7	85	42
I-257	芦屋川	芦屋川	な し	芦屋市	奥 山	0.07	0.08	0.08	1.0	24.0		
I-258	芦屋川	芦屋川	柿 谷	芦屋市	奥 山	0.90	0.25	0.16	1.5	11.0	122	54
I-259	宮 川	宮 川	な し	芦屋市	劔 谷	0.05	0.04	0.03	1.0	14.1	113	50
I-260	宮 川	宮 川	な し	芦屋市	劔 谷	0.20	0.12	0.05	1.0	11.8	447	188
I-261	宮 川	宮 川	猪 谷	芦屋市	劔 谷	0.25	0.10	0.06	1.0	10.4	1,031	456
I-262	宮 川	宮 川	な し	芦屋市	劔 谷	0.38	0.21	0.17	1.5	12.5	1,388	614
I-263	夙 川	どんどん川	ユルキ谷	芦屋市	劔 谷	0.94	0.27	0.27	1.0	9.6	1,559	690
I-264	夙 川	どんどん川	ツルベ谷	芦屋市	劔 谷	0.61	0.17	0.06	4.0	10.1	1,076	476
合 計			27 箇所			15.53	5.97	4.80			7,630	3,370

(発表：兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所)

予防-5

山腹崩壊危険地区

整理番号	箇所名	位 置				面積 (ha)	備 考
		郡・市	区・町	(大字)	字		
206-山-1	会下山	芦屋市	三条町			1.0	
2	高座の滝	芦屋市		奥山		3.0	
3	城山	芦屋市		城山		1.0	国有林
4	奥山1	芦屋市		奥山		5.0	
5	奥山2	芦屋市		奥山		2.0	
6	奥山3	芦屋市		奥山		1.0	
7	奥山4	芦屋市		奥山		4.0	
8	(旧)市立芦屋高	芦屋市		剣谷		4.0	国有林
計	8箇所					21.0	

(発表：兵庫県六甲治山事務所)

予防-6

崩壊土砂流出危険地区

整理番号	箇所名	位 置			危険地区の概況			備 考
		郡・市	区・町	(大字)	字	渓流長 (10m)	面積 (ha)	
206-崩-1	三条火葬場	芦屋市	三条町			28	0.25	
2	高座川	芦屋市		奥山		207	6.21	
3	奥山長谷	芦屋市		奥山		14	0.34	
4	奥山蛇谷	芦屋市		奥山		100	4.50	
5	芦屋川本谷	芦屋市		奥山		143	6.43	
6	奥山椿谷	芦屋市		奥山		70	1.68	
7	石仏谷	芦屋市		奥山		5	0.09	
8	奥山八幡谷	芦屋市		奥山		119	2.14	
9	柿谷	芦屋市		奥山		93	1.40	
10	芦屋霊園1	芦屋市		剣谷		49	0.44	国有林
11	芦屋霊園2	芦屋市		剣谷		55	0.49	国有林
12	芦屋霊園3	芦屋市		剣谷		27	0.16	国有林
13	芦屋深谷	芦屋市		剣谷		61	0.92	国有林
14	ユルギ谷	芦屋市		剣谷		69	1.24	国有林
15	ツルベ谷	芦屋市		剣谷		74	1.11	国有林
16	奥山	芦屋市		奥山		30	0.18	
17	道アゼ谷	芦屋市		奥山		24	0.36	
18	弁天橋	芦屋市		奥山		10	0.15	
19	奥山2	芦屋市		奥山		34	0.31	
20	奥池町	芦屋市	奥池町			6	0.04	
計	20箇所					1,218	28.44	

(発表：兵庫県六甲治山事務所)

予防-7

土砂災害特別警戒区域（レッド区域）・土砂災害警戒区域（イエロー区域）

（令和6年4月1日時点）

土砂災害特別警戒区域（レッド区域） 【市内16箇所】

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊
							危険区域の指定
1	107000001	奥池（1）Ⅰ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日 令和6年1月30日 （一部解除）	告示第1126号（指定）	令和6年2月27日
2	107000002	奥池（2）Ⅰ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
3	107000003	奥池（3）Ⅰ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
4	107000007	奥池南（1）Ⅰ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
5	107000010	奥池南（2）Ⅰ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
6	107000011	奥池南（3）Ⅰ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
7	107000012	奥山Ⅰ	奥山	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
8	107000015	山芦屋Ⅰ	山芦屋町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
9	107000017	三条北Ⅰ	三条町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日 令和6年1月30日 （一部解除）	告示第1126号（指定）	平成2年3月30日 ※（平成2年）
10	107000019	山手（2）Ⅰ	山手町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
11	107000022	剣谷（2）Ⅰ	剣谷	急傾斜地の崩壊	平成22年7月30日 平成24年3月30日 （一部解除）	告示第792号、第793号（指定） 告示第435号（一部解除）	
12	107000023	六麓荘Ⅰ	六麓荘町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	
13	107000024	剣谷（1）Ⅰ	剣谷	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1126号（指定）	平成8年12月10日
14	105000001	老松Ⅰ	西宮市老松町	急傾斜地の崩壊	令和元年12月27日	告示第741号（指定）	
15	107000031	三条北（4）	三条町 神戸市東灘区 森北町	急傾斜地の崩壊	令和3年3月30日	告示第382号（指定）	
16	107000032	奥池（4）	奥池町	急傾斜地の崩壊	令和3年3月30日	告示第383号（指定）	

※（ ）内は、防災工事施工年度

第2部 災害予防計画

土砂災害警戒区域（イエロー区域） 【市内 60 箇所】 <内訳>急傾斜地 [33 箇所]、土石流 [27 箇所]

No.		箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
1	1	105000001	老松Ⅰ	西宮市 老松町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第956号(指定)	
2	2	107000001	奥池(1)Ⅰ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
3	3	107000002	奥池(2)Ⅰ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
4	4	107000003	奥池(3)Ⅰ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
5	5	107000004	奥池(1)Ⅱ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
6	6	107000005	奥池(2)Ⅱ	奥池町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
7	7	107000006	奥池南(1)Ⅱ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
8	8	107000007	奥池南(1)Ⅰ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
9	9	107000008	奥池南(2)Ⅱ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
10	10	107000009	奥池南Ⅲ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
11	11	107000010	奥池南(2)Ⅰ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日 平成29年12月26日(改正)	告示第957号(指定) 告示第1115号(改正)	
12	12	107000011	奥池南(3)Ⅰ	奥池南町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日 平成29年12月26日(改正)	告示第957号(指定) 告示第1115号(改正)	
13	13	107000012	奥山Ⅰ	奥山	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
14	14	107000013	奥山(2)Ⅰ	奥山	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
15	15	107000014	奥山(1)Ⅱ	奥山	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
16	16	107000015	山芦屋Ⅰ	山芦屋町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日 平成29年12月26日(改正)	告示第957号(指定) 告示第1115号(改正)	
17	17	107000016	三条Ⅰ	三条町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
18	18	107000017	三条北Ⅰ	三条町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日 平成29年12月26日(改正)	告示第957号(指定) 告示第1115号(改正)	平成2年3月30日 ※(平成2年)
19	19	107000018	山手Ⅰ	山手町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	昭和55年3月28日 ※(平成4年)
20	20	107000019	山手(2)Ⅰ	山手町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
21	21	107000020	奥山(2)Ⅱ	奥山	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
22	22	107000021	山手(3)Ⅰ	山手町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
23	23	107000022	剣谷(2)Ⅰ	剣谷	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日 平成22年7月30日(改正)	告示第792号、告示第 793号(指定) 告示第435号(改正)	
24	24	107000023	六麓荘Ⅰ	六麓荘町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
25	25	107000024	剣谷(1)Ⅰ	剣谷	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	平成8年12月10日
26	26	107000025	朝日ヶ丘(2) Ⅰ	朝日ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
27	27	107000026	朝日ヶ丘Ⅰ	朝日ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	令和3年4月9日 ※(令和3年)
28	28	107000027	東芦屋Ⅱ	東芦屋町	急傾斜地の崩壊	平成19年9月18日	告示第957号(指定)	
29	29	107000028	三条北(2)Ⅰ	三条町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1109号(指定)	
30	30	107000029	山芦屋(2)Ⅰ	山芦屋町	急傾斜地の崩壊	平成29年12月26日	告示第1109号(指定)	
31	31	107000030	三条北(3)	三条町 神戸市東灘区森北町	急傾斜地の崩壊	令和3年3月30日	告示第355号(指定)	

32	32	107000031	三条北（４）	三条町 神戸市東灘区森北町	急傾斜地の崩壊	令和３年３月３０日	告示第３５５号（指定）	
33	33	107000032	奥池（４）	奥池町	急傾斜地の崩壊	令和３年３月３０日	告示第３５６号（指定）	

※（）内は、防災工事施工年度

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
34	1	高橋川 左支溪Ⅰ	三条町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
35	2	高座川 右支溪Ⅰ	三条町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
36	3	梅谷音川Ⅰ	山芦屋町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
37	4	高座川Ⅰ	山芦屋町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
38	5	高座川 左支溪Ⅰ	山芦屋町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
39	6	芦屋川 右支溪Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
40	7	道アゼ谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
41	8	ミツガシ谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
42	9	黒越谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
43	10	長谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
44	11	蛇谷 右支溪Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
45	12	蛇谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
46	13	蛇谷 左支溪Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
47	14	滝ヶ谷 右支溪Ⅰ	奥池町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
48	15	滝ヶ谷Ⅰ	奥池町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
49	16	椿谷Ⅰ	奥池町	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
50	17	石仏谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
51	18	八幡谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
52	19	芦屋川 左支溪（１）Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
53	20	芦屋川 左支溪（２）Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
54	21	柿谷Ⅰ	奥山	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
55	22	宮川 右支溪Ⅰ	剣谷	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
56	23	宮川Ⅰ	剣谷	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
57	24	猪谷Ⅰ	剣谷	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
58	25	深谷Ⅰ	剣谷	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
59	26	ユルギ谷Ⅰ	剣谷	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	
60	27	ツルベ谷Ⅰ	剣谷	土石流	平成１９年９月１８日	告示第９５７号（指定）	

※（）内は、防災工事施工年度

（発表：兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所）

急傾斜地崩壊危険箇所（被害関連緊急事業（特例措置））

（令和6年4月1日時点）

箇所 番号	箇所名	位 置	斜面 区分	地 形			急傾斜地 崩壊危険 区域の指定	防災工事 施工年度
				傾斜度 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		
被害関連 緊急事業（特 例措置）	三 条 町	三 条 町	人工		53.5	4.6	H11年3月26日	H11
	山芦屋(2)	山芦屋町	人工		58.8	3.3	H11年3月26日	H11
	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘町	人工		10.5	6.0	H11年3月26日	H11
	山 芦 屋	山芦屋町	人工		25.5	5.5	H8年8月20日	H11
合 計	4箇所				148.3	19.4		

（発表：兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所）

上水道施設の現況



予防-9

内水排除施設一覧表

(令和6年4月1日時点)

規 模 施設名称	ポンプ 口 径 (mm)	原 動 力	馬 力	型 式	揚 水 量 (m ³ /分・台)	用 途	台 数
芦屋下水処理場 場内ポンプ場	1,200	ディーゼル	720 PS	縦軸斜流型	200	雨水	3
	1,200	ディーゼル	480 KW	縦軸斜流型	207	雨水	1
	500	電 動 機	120 KW	縦軸斜流型	35	汚水	3
	600	電 動 機	140 KW	縦軸斜流型	42	汚水	2
南宮ポンプ場	800	ディーゼル	150 KW	縦軸斜流型	80	雨水	2
大東ポンプ場	700	ディーゼル	108 PS	横軸斜流型	65	雨水	2
	700	電 動 機	75 KW	縦軸斜流型	65	雨水	2

(管理：上下水道部下水処理場)

予防-10

消防水利現況一覽表

水利区分			署所別	全署所	1	2	3	4	5	6	7	8		
消火栓	公設	300mm 以上	6											
		250mm	14				1		1	1				
		200mm	57	3	7		8	2	0	3				
		150mm	231	19	16	13	3	19	14	12	7			
		125mm												
		100mm	366	14	11	9	32	23	17	20	3			
		75mm 以下	267	19	14	15	13	16	22	10	19			
	小計		941	55	48	37	57	60	54	46	29			
	私設	300mm 以上												
		250mm												
		200mm												
		150mm												
		125mm												
		100mm	21											
75mm 以下		0								0				
小計		21								0				
合計			962	55	48	37	57	60	54	46	29			
防火水槽（ㇿ）	公設	消火用	100 以上	2							1			
			60 以上 100 未満											
			40 以上 60 未満	23	2		1	1	1	3				
			小計	25	2		1	1	1	3	1			
		耐震	100 以上	1										
			60 以上 100 未満	35	1	3	4	1		3	2	1		
			40 以上 60 未満	33	1		1		3	2	3			
			小計	69	2	3	5	1	3	5	5	1		
		飲料水兼用	100 以上	9				1		1				
			60 以上 100 未満											
	40 以上 60 未満													
	小計		9				1		1					
	小計			103	4	3	6	3	4	9	6	1		
	私設	H7以降	100 以上	4							1	1		
			60 以上 100 未満	40				3	1		3			
			40 以上 60 未満	109	8	3	7	8	9	4	5			
			5 以上 40 未満	49	4	3	3	2	8	4	5			
			小計	202	12	6	10	13	18	8	14	1		
		H6以前	100 以上	3									2	
			60 以上 100 未満	9					1				1	
			40 以上 60 未満	22	2			5	2		1	1		
			5 以上 40 未満	2				1				1		
			小計	36	2			6	3		1	5		
		受水槽兼用	100 以上	1										
60 以上 100 未満			7					2						
40 以上 60 未満			13				2							
5 以上 40 未満			9				3							
小計	30					5	2							
小計			268	14	6	10	24	23	8	15	6			
合計			371	18	9	16	27	27	17	21	7			
その他水利	井戸		2			1				1				
	プール		11	1					2					
	河川・溝等		2						1					
	海・湖													
	濠・池等		3											
	下水道													
	その他													
	合計		18	1		1			3	1				

(令和6年4月1日時点)

	9	10	11	12 上	12 下	13	14	15	16	奥池	奥池南
		2						4			
	1	1	1	3	1			4			
	6	1	7	4		1	6	3	4		2
	15	7	16	19	5	11	7	2	27	8	11
	23	14	26	25	6	37	27	33	27	13	6
	9	24	6	6	7	12	5	1	27	14	28
	54	49	56	57	19	61	45	47	85	35	47
							7	12	2		
									0		
							7	12	2		
	54	49	56	57	19	61	52	59	87	35	47
			1								
	3	1	3	1	1	1				2	3
	3	1	4	1	1	1				2	3
									1		
	1			3		2		1	13		
	4	2	2			1	5	7		1	1
	5	2	2	3		3	5	8	14	1	1
			1	1		1	1	2	1		
			1	1		1	1	2	1		
	8	3	7	5	1	5	6	10	15	3	4
				1				1			
		6	9	4	1			1	12		
	20	2	14	12	3	2		3	9		
	8	4	4	1		1			2		
	28	12	27	18	4	3		5	23		
								1			
							4	3			
	7	1	0	2	1						
	7	1	0	2	1		4	4			
				1							
				2		1		2			
		2	2	3	3			1			
	1	1	1				3				
	1	3	3	6	3	1	3	3			
	36	16	30	26	8	4	7	12	23		
	44	19	37	31	9	9	13	22	38	3	4
			2			1		5			
						1					
						1					2
			2			3		5			2

(管理：芦屋市消防本部)

訓練に関する実施計画一覧表

訓練種目		実施期	実施場所	参加機関	人員	訓練要目	備 考
防災訓練	総合訓練	毎年 不定	不 定	芦 屋 市 各防災関係機関 各自主防災組織 園児・学童 児 童	約 500 人	情報伝達 非常招集 避難広報 避難誘導 避難所開設 救護所開設 救急救助 初期消火 危険物火災 大規模火災 防災関係機関 計画訓練 その他	災害対策基本法第 48 条に基づく訓練であって、災害対策本部長の統率のもと行う。
	検証訓練						
水防訓練		毎年 5 月～ 6 月	潮芦屋 ビーチ 西 側	消防本部 消 防 団 市関係部局 協力団体	約 100 人	水防工法	水防法第 32 条に基づく訓練で、水防管理者の統率のもとに行う。
自主防災組織 育成訓練		随 時	不 定	各自主防災組織		消火訓練 避難訓練 機器取扱訓練 救急講習 炊き出し訓練	自主防災組織の育成と、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった訓練を実施し、地域住民の防災意識の向上を図る。
非常招集訓練		不 定		市関係部局			職員に対する連絡、参集途上における情報収集・参集時間の確認をする。

予防-12

地区防災計画一覧表

NO	策定 年度	防災会議 承認日	地区防災計画名	策定団体	対象地区	改訂 年度
1	平成 28 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	宮川町地区防災計画	宮 川 町 自 主 防災会	宮川町	令和 3 年度
2	平成 28 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	東南会防災計画	東 南 会 自 主 防災会	大東町	令和 3 年度
					南 宮 町 14 番～18 番	
3	平成 30 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	若宮町地区防災計画(平成 30 年 版) マニュアル	若 宮 町 自 主 防災・防犯会	若宮町	令和 2 年度
4	令和 2 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	芦屋市打出小槌町地区防災計 画	打 出 小 槌 町 自主防災・防 犯会	打出小槌町	—
5	令和 2 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	芦屋市呉川町地区防災計画	呉 川 町 自 主 防災・防犯会	呉川町	—
6	令和 2 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	陽光町 6 番地区防災計画 2022 年度版「みんなで助けられ上手 になろう」	陽 光 町 6 番 自主防災会	陽光町 6 番	令和 4 年度
7	令和 3 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	奥池町地区防災計画	奥 池 町 自 治 会・自主防災 会	奥池町	—
8	令和 3 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	芦屋高浜松韻の町自治会自主 防災会とアステム芦屋C棟管理 組合自主防災会合同地区防災 計画 令和 4 年度	ア ス テ ム 芦 屋 C 棟管理組 合 自 主 防 災 会	《アステム C 棟》高浜 町 7 番	令和 4 年度
				松 韻 の 街 自 治 会 自 主 防 災 会	《松韻の街 》高浜町 12 番～20 番	
9	令和 3 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	芦屋市西藏町地区防災計画～ 防災基本編～	西 藏 町 自 主 防災・防犯会	西藏町	—
10	令和 3 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	芦屋市三条町地区防災計画	三 条 町 自 治 会	三条町	—
11	令和 3 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	岩園小学校・体育館避難所開設 運営マニュアル	岩 園 小 学 校 体 育 館 避 難 所 開 設 運 営 協議会	岩園町	—
					翠ヶ丘町	
					親王塚町	
					楠町	
					東山町	
12	令和 4 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	芦屋市浜芦屋町地区防災計画 ～はじめようコミュニティ防 災～	浜芦屋町自 治会自主防 災会	浜芦屋町	—
13	令和 4 年度	令和 5 年度防災 会議での審査	東山町地区防災計画	東山町自治 会	東山町	—

3 災害応急対策計画

応急-1	芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱.....	53
応急-2	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程	59
応急-3	芦屋市災害対策本部業務分掌(初動体制を含む)	64
応急-4	災害救助法による実費弁償の範囲	76
応急-5	災害対策要員の動員実施計画表	78
応急-6	災害派遣手当の支給に関する条例	80
応急-7	災害発生に伴う職員の派遣について	82
応急-8	舟艇一覧表	83
応急-9	土石流感知装置設置箇所一覧表	83
応急-10	雨量計設置箇所一覧表	84
応急-11	六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制.....	85
応急-12	芦屋市被災地支援対策本部設置要綱.....	86
応急-13	海上災害活動資機材の保有状況	88
応急-A1-1	注意報・警報の種類、位置及び水位	89
応急-A1-2	被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準	93
応急-A1-3	非常通信の経路	97
応急-A1-4	第1次情報等	98
応急-A1-5	被害規模早期把握のために収集する情報	99
応急-A1-6	一般被害状況情報等	100
応急-A1-7	津波予報の種類と予報文	101
応急-A1-8	気象庁震度階級関連解説表	104
応急-A1-9	芦屋市災害対策本部条例.....	109
応急-A1-10	芦屋市災害対策本部の組織に関する規則.....	110
応急-A1-11	関係機関一覧	123
応急-A1-12	通知の方法.....	124
応急-A1-13	第1回災害対策本部会議における協議・決定事項.....	125
応急-A1-14	近隣市町の連絡先	126
応急-A1-15	災害対策関係機関一覧表.....	127
応急-A1-16	ヘリコプター臨時離着陸場	128
応急-A1-17	県フェニックス防災システムと衛星ネットワークシステムの連絡先	129
応急-A1-18	[参考]兵庫地区非常無線通信経路計画	130
応急-A1-19	兵庫衛星通信ネットワークの電話番号及び操作説明書	131
応急-A1-20	消防無線通信施設一覧表(消防本部).....	137
応急-A1-21	消防無線通信施設一覧表(消防団).....	138
応急-A1-22	芦屋市防災行政無線局管理運用要綱.....	139

応急-A3-1	ライフライン被害確認連絡先	143
応急-A4-1	速報の報告内容	143
応急-A5-1	兵庫県財政局・金融機関の連絡先.....	146
応急-A7-1	電話対応班の電話番号	146
応急-A7-2	電話対応班の配置機器リスト.....	146
応急-A7-3	電話対応班の勤務体制・人員配置.....	147
応急-A7-4	電話対応班の業務手順表	147
応急-A8-1	災害対策本部要員人員表.....	148
応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当	149
応急-B1-1	災害ボランティアセンターの必要機材	151
応急-B1-2	災害ボランティアセンターの体制	152
応急-B2-1	物資調達班内のチーム体制	152
応急-B2-2	地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表.....	153
応急-B2-3	飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所一覧表	154
応急-B2-4	応急物資備蓄場所一覧表.....	155
応急-B2-5	市内薬事施設一覧表	157
応急-B2-6	食料調達の業務	159
応急-B2-7	食料の調達・搬送	159
応急-B2-8	災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準 ..	161
応急-B1-3	相談所の機材チェックシート	162
応急-B1-4	相談所の運営留意事項	162
応急-B1-5	臨時・専門相談所の運営留意事項.....	163
応急-B1-6	関係機関の連絡先.....	163
応急-B1-7	応援体制の検討項目	164
応急-B1-8	運営の留意事項	164
応急-B3-1	消毒の薬剤所要量の算出方法.....	164
応急-B3-2	ねずみ等駆除の薬剤所要量の算出方法	165
応急-B3-3	入浴施設	165
応急-B4-1	環境処理センターの事務内容	165
応急-B4-2	ごみ発生量の推計	167
応急-B4-3	仮置場の運営計画.....	167
応急-B4-4	排出ルール	168
応急-B4-5	震災廃棄物の処理の基準	169
応急-B5-1	遺体処理資機材の調達先	170
応急-B5-2	災害救助法による「死体の捜索・処理」の実施基準	171
応急-B5-3	災害救助法による「埋葬」の実施基準	171
応急-C1-1	避難誘導の方法	172
応急-C1-2	避難システム図	173
応急-C1-3	広域避難場所への誘導割	173
応急-C1-4	広域避難場所	173

応急-C1-5	避難所一覧表	175
応急-C1-6	福祉避難所	180
応急-C1-7	災害対応病院	180
応急-C1-8	救護所	181
応急-C1-9	災害拠点病院一覧表	182
応急-C2-1	市内医療機関一覧表	184
応急-C2-2	救護所用災害応急資機材一覧表	189
応急-C2-3	災害救助法による「医療及び助産【医療】」の実施基準	191
応急-C2-4	災害救助法による「医療及び助産【助産】」の実施基準	191
応急-D1-1	避難所配備携帯電話番号一覧表	192
応急-D1-2	公共施設井戸一覧表	193
応急-D1-3	避難所運営の留意点	195
応急-D1-4	避難所運営のルール	197
応急-D1-5	愛玩動物の収容対策	205
応急-D1-6	愛玩動物飼育ルール	206
応急-D1-7	生活機器等一覧表	206
応急-E1-1	輸送業者一覧表	207
応急-E2-1	応急仮設住宅 住宅名・建設場所一覧表	208
応急-E2-2	空家住宅の確保	209
応急-E2-3	災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準	209
応急-E3-1	従来の基準	209
応急-E3-2	災害救助法による「障害物の除去」の実施基準	210
応急-E3-3	災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準	211
応急-E3-4	国の支援制度の選定フロー	212
応急-E3-5	撤去に向けての実施項目	213
応急-E4-1	市保有車両一覧表	214
応急-E4-2	応急物資等の受入れ・搬送手順	215
応急-E4-3	応急物資等の調達方法イメージ	215
応急-E4-4	チーム構成表	216
応急-E4-5	資機材等携帯品	216
応急-E4-6	行動時の留意事項と安全管理（事故防止）	217
応急-E4-7	災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準	217
応急-E5-1	現地情報班等編成表	218
応急-E5-2	調査判定の基準	219
応急-E5-3	土砂災害指定区域の調査区分一覧表	225
応急-E5-4	チーム編成図	227
応急-E5-5	連絡先リスト	228
応急-E5-6	判定実施決定の通知先リスト	228
応急-E5-7	判定実施計画書の検討項目	229
応急-E5-8	被災建築物応急危険度判定の判定資機材一覧表	229

応急-E5-9	県への支援要請	230
応急-E5-10	応急危険度判定調査表(木造、RC 造、S 造用).....	231
応急-E5-11	実施体制概念図	235
応急-E5-12	兵庫県災害対策本部連絡先	236
応急-E5-13	宅地判定実施計画書の項目	236
応急-E5-14	被災地宅地危険度判定作業の判定資機材一覧.....	237
応急-E5-15	県への支援要請	238
応急-E5-16	チーム編成.....	238
応急-E5-17	判定調査方法のガイダンス	239
応急-E5-18	判定資機材	239
応急-F1-1	災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準.....	240
応急-F1-2	チーム編成.....	240
応急-F2-1	チーム編成.....	241
応急-F2-2	資機材等携帯品	242
応急-F2-3	行動時の留意事項と安全管理(事故防止)	244
応急-F2-4	現地調査手順.....	245
応急-F3-1	各チームマニュアル.....	246
応急-G1-1	消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表	248

■災害応急対策の資料

1. 番号の付け方

災害応急対策時に、各災害対策部及び班で利用する資料が分かるよう、下記の規定で番号を付ける。

部 班 連番
 ↓ ↓ ↓
 応 急 A 1 - 1

A：統括部	1. 本部班 2. 情報分析班 3. 情報記録班 4. 広報・渉外班 5. 財政班 6. 電話応対班 7. 庶務班 8. 受援班	E：建設部	1. 建設総務班 2. 応急仮設住宅班 3. 倒壊家屋解体撤去班 4. 施設管理班 5. 現地情報班
B：支援対策部	1. ボランティア・生活相談班 2. 物資調達班 3. 衛生班 4. 災害廃棄物処理班 5. 遺体安置班	F：上下水道部	1. 水道班 2. 下水道班 3. 下水処理場班
C：避難対策部	1. 援護班 2. 医療班	G：消防部	1. 指揮本部班・警防班・救急班・救助班
D： 避難所管理部	1. 学校管理班・ 避難所管理班	H：市民病院	1. 総務班 2. 警備班 3. 救護班 4. 医療班 5. 救急班 6. 医療機器班 7. 薬剤班 8. 市役所派遣班

2. 資料の担当

各資料は、本資料編の他、初動活動マニュアル及び各班行動マニュアルに収録する。

災害応急対策一覧

番号	名 称	担 当
応急-1	芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱	
応急-2	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程	
応急-3	芦屋市災害対策本部業務分掌（初動体制を含む）	
応急-4	災害救助法による実費弁償の範囲	
応急-5	災害対策要員の動員実施計画表	
応急-6	災害派遣手当の支給に関する条例	
応急-7	災害発生に伴う職員の派遣について	
応急-8	舟艇一覧表	
応急-9	土石流感知装置設置箇所一覧表	
応急-10	雨量計設置箇所一覧表	
応急-11	六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制	
応急-12	芦屋市被災地支援対策本部設置要綱	
応急-13	海上災害活動資機材の保有状況	資料編
応急 A1-1	注意報・警報の種類、位置及び水位	統括部：本部班
応急 A1-2	被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準	統括部：本部班
応急 A1-3	非常通信の経路	統括部：本部班
応急 A1-4	第1次情報等	統括部：本部班 情報記録班 広報・渉外班
応急 A1-5	被害規模早期把握のために収集する情報	〃
応急 A1-6	一般被害状況情報等	〃
応急 A1-7	津波予報の種類と予報文	統括部：本部班
応急 A1-8	気象庁震度階級関連解説表	統括部：本部班
応急 A1-9	芦屋市災害対策本部条例	統括部：本部班
応急 A1-10	芦屋市災害対策本部の組織に関する規則	統括部：本部班
応急 A1-11	関係機関一覧	統括部：本部班
応急 A1-12	通知の方法	統括部：本部班
応急 A1-13	第1回災害対策本部会議における協議・決定事項	統括部：本部班
応急 A1-14	近隣市町の連絡先	統括部：本部班 庶務班
応急 A1-15	災害対策関係機関一覧表	統括部：本部班
応急 A1-16	ヘリコプター臨時離着陸場	統括部：本部班
応急 A1-17	県フェニックス防災端末及び連絡先	統括部：本部班 情報記録班
応急 A1-18	〔参考〕兵庫地区非常無線通信経路計画	〃

番号	名 称	担 当
応急 A1-19	兵庫衛星通信ネットワークの電話番号及び操作説明書	〃
応急 A1-20	消防無線通信施設一覧表（消防本部）	統括部：情報記録班
応急 A1-21	消防無線通信施設一覧表（消防団）	統括部：情報記録班
応急 A1-22	芦屋市防災行政無線局管理運用要綱	統括部：情報記録班
応急 A3-1	ライフライン被害確認連絡先	統括部：情報記録班
応急 A4-1	速報の報告内容	統括部：広報・渉外班
応急 A5-1	兵庫県財政局・金融機関の連絡先	統括部：財政班
応急 A6-1	電話応対班の電話番号	統括部：電話応対班
応急 A6-2	電話応対班の配置機器リスト	統括部：電話応対班
応急 A6-3	電話応対班の勤務体制・人員配置	統括部：電話応対班
応急 A6-4	電話応対班の業務手順表	統括部：電話応対班
応急 A7-1	災害対策本部要員人員表	統括部：庶務班
応急 A7-2	相互応援協定等の概要と連絡担当	統括部：庶務班
応急 B1-1	災害ボランティアセンターの必要機材	支援対策部：ボランティア・生活相談班
応急 B1-2	災害ボランティアセンターの体制	〃
応急 B1-3	相談所の機材チェックシート	〃
応急 B1-4	相談所の運営留意事項	〃
応急 B1-5	臨時・専門相談所の運営留意事項	〃
応急 B1-6	関係機関の連絡先	〃
応急 B1-7	応援体制の検討項目	統括部：電話応対班 支援対策部：ボランティア・生活相談班
応急 B1-8	運営の留意事項	〃
応急 B2-6	食料調達の業務	支援対策部：物資調達班
応急 B2-7	食料の調達・搬送	支援対策部：物資調達班
応急 B2-8	災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準	支援対策部：物資調達班
応急 B3-1	消毒の薬剤所要量の算出方法	支援対策部：衛生班
応急 B3-2	ねずみ等駆除の薬剤所要量の算出方法	支援対策部：衛生班
応急 B3-3	入浴施設	支援対策部：衛生班
応急 B4-1	環境処理センターの事務内容	支援対策部：災害廃棄物処理班
応急 B4-2	ごみ発生量の推計	〃
応急 B4-3	仮置場の運営計画	〃
応急 B4-4	排出ルール	〃
応急 B4-5	震災廃棄物の処理の基準	〃

番号	名 称	担 当
応急 B5-1	遺体処理資機材の調達先	支援対策部：遺体安置班
応急 B5-2	災害救助法による「死体の搜索」及び「死体の処理」の実施基準	支援対策部：遺体安置班
応急 B5-3	災害救助法による「死体の埋葬」の実施基準	支援対策部：遺体安置班
応急 C1-1	避難誘導の方法	避難対策部：援護班
応急 C1-2	避難システム図	支援対策部：衛生班 避難対策部：援護班
応急 C1-3	広域避難場所への誘導割	避難対策部：援護班
応急 C1-4	広域避難所	避難対策部：援護班 避難所管理部：学校管理 班・避難所管理班
応急 C1-5	避難所一覧表	避難対策部：援護班 避難所管理部：学校管理 班・避難所管理班 建設部：施設管理班
応急 C1-6	福祉避難所	避難対策部：援護班
応急 C1-7	災害対応病院	避難対策部：援護班 医療班
応急 C1-8	救護所	〃
応急 C1-9	災害拠点病院一覧表	避難対策部：援護班
応急 C2-1	市内医療機関一覧表	避難対策部：医療班
応急 C2-2	救護所用災害応急資機材一覧表	避難対策部：医療班
応急 C2-3	災害救助法による「医療及び助産【医療】」の実施基準	避難対策部：医療班
応急 C2-4	災害救助法による「医療及び助産【助産】」の実施基準	避難対策部：医療班
応急 D1-1	避難所配備携帯電話番号一覧表	避難所管理部：学校管理 班・避難所管理班
応急 D1-2	公共施設井戸一覧表	避難所管理部：学校管理 班・避難所管理班
応急 D1-3	避難所運営の留意点	〃
応急 D1-4	避難所運営のルール	〃
応急 D1-5	愛玩動物の収容対策	〃
応急 D1-6	愛玩動物飼育ルール	〃
応急 D1-7	生活機器等一覧表	〃
応急 E1-1	輸送業者一覧表	建設部：建設総務班 支援対策部：物資調達班
応急 E2-1	応急仮設住宅 住宅名・建設場所一覧表	建設部：応急仮設住宅班
応急 E2-2	災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準	建設部：応急仮設住宅班 施設管理班
応急 E2-3	空家住宅の確保	建設部：応急仮設住宅班
応急 E3-1	従来 of 基準	建設部：倒壊家屋解体撤 去班

番号	名 称	担 当
応急 E3-2	災害救助法による「障害物の除去」の実施基準	〃
応急 E3-3	災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準	〃
応急 E3-4	国の支援制度の選定フロー	〃
応急 E3-5	撤去に向けての実施項目	〃
応急 E4-1	市保有車両一覧表	建設部：施設管理班
応急 E4-2	応急物資等の受入れ・搬送手順	支援対策部：物資調達班
応急 E4-3	応急物資等の調達方法イメージ	支援対策部：物資調達班
応急 E4-4	チーム構成表	建設部：施設管理班
応急 E4-5	資機材等携帯品	建設部：施設管理班
応急 E4-6	行動時の留意事項と安全管理（事故防止）	建設部：施設管理班
応急 E4-7	災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準	建設部：施設管理班
応急 E5-1	現地情報班等編成表	建設部：現地情報班
応急 E5-2	調査判定の基準	建設部：現地情報班
応急 E5-3	土砂災害指定区域の調査区分一覧表	建設部：現地情報班
応急 E5-4	チーム編成図	建設部：現地情報班
応急 E5-5	連絡先リスト	建設部：現地情報班
応急 E5-6	判定実施決定の通知先リスト	建設部：現地情報班
応急 E5-7	判定実施計画書の検討項目	建設部：現地情報班
応急 E5-8	判定資機材一覧表	建設部：現地情報班
応急 E5-9	県への支援要請	建設部：現地情報班
応急 E5-10	応急危険度判定調査表（木造、RC 造、S 造用）	建設部：現地情報班
応急 E5-11	実施体制概念図	建設部：現地情報班
応急 E5-12	兵庫県災害対策本部連絡先	建設部：現地情報班
応急 E5-13	宅地判定実施計画書の項目	建設部：現地情報班
応急 E5-14	判定資機材一覧	建設部：現地情報班
応急 E5-15	県への支援要請	建設部：現地情報班
応急 E5-16	チーム編成	建設部：現地情報班
応急 E5-17	判定調査方法のガイダンス	建設部：現地情報班
応急 E5-18	判定資機材	建設部：現地情報班
応急 F1-1	災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準	上下水道部：水道班
応急 F1-2	チーム編成	上下水道部：水道班
応急 F2-1	チーム編成	上下水道部：下水道班
応急 F2-2	資機材等携帯品	上下水道部：下水道班
応急 F2-3	行動時の留意事項と安全管理（事故防止）	上下水道部：下水道班

番号	名 称	担 当
応急 F2-4	現地調査手順	上下水道部：下水道班
応急 F3-1	各チームマニュアル	上下水道部：下水処理場班
応急 G1-1	消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表	消防部：指揮本部班 警防班 救急班 救助班
応急 H1-1	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程	市民病院：総務班

応急-1

芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱

注 平成15年4月1日から条文注記入る。

改正 平成8年4月1日

平成9年4月1日

平成11年4月1日

平成14年1月1日

平成15年4月1日

平成18年4月1日

平成19年2月1日

平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋市災害対策本部の組織に関する規則(昭和42年芦屋市規則第25号)

第11条の規定に基づき、芦屋市教育委員会災害対策部(以下「対策部」という。)の組織
に関し必要な事項を定める。

(対策部長)

第2条 対策部長は、教育長とする。

(副部長)

第3条 対策副部長は、教育部長、教育部参事(学校教育担当部長)を充てるものとする。

対策副部長は、分置する各対策部の組織をそれぞれ分担掌理する。

(令5.4.1・令5.8.1・令和6.4.1・一部改正)

(対策部会議)

第4条 対策部会議は、対策部長及び対策副部長で構成する。

2 対策部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

- (1) 火災、震災、風水害等の災害発生に対応し、市立学校園の児童・生徒・園児の安全確保に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の施設・設備の防災、復旧に関すること。
- (3) 市災害対策本部との連携活動に関すること。
- (4) 地域防災の拠点としての学校施設等の管理・運営に関すること。
- (5) 配備体制の決定に関すること。

(平25.4.1・一部改正)

(対策部の組織)

第5条 対策部に次の部及び班を設置する。

教育統括部

管理第1班

管理第2班

管理第3班

管理第4班

学校教育部

学校管理班

打出教育文化センター管理班

青少年愛護センター班

(平15.4.1・平18.4.1・平19.2.1・平23.4.1・令5.4.1・令6.4.1・一部改正)

(部及び班の職)

第6条 部に部長を、班に班長を置く。

- 2 前項の職に充てられた者が事故等にあった場合に、その職を代行するものをあらかじめ定めておくものとする。
- 3 部長は、部の業務を掌理し、対策部長の決定した方針に従って、部の業務を決定し、執行する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌業務の執行について部下職員を指揮監督する。
- 5 前2項に掲げる以外の対策部員は、直属の上司の命を受けて、分担して業務の執行にあたる。

(業務の分掌)

第7条 各部の業務の分掌については次のとおりとする。

教育統括部

管理第1班

- (1) 対策部の設置、各部の統括指導及び業務の緊急割当に関すること。
- (2) 対策部会議の招集、進行及び記録に関すること。
- (3) 市災害対策本部との連絡調整及び情報収集に関すること。
- (4) 市災害対策本部避難所管理部学校管理班業務に関すること。

学校園の避難所管理・運営業務

- (5) 被災保護者及び児童・生徒に対する援助措置等に関すること。
 - ア 市立幼稚園の保育料の免除及び減額
 - イ 市立小学校・中学校援助費の給付
 - ウ その他援助措置等に関すること。
- (6) 教育委員会への義援金、見舞金品等の受領、保管及び礼状の送付に関すること。
- (7) 災害対策に係る予算の調整及び執行管理に関すること。
- (8) 県教委及び他の公共機関との連絡調整に関すること。
- (9) 市教委災害対策全般の総括指導に関すること。
- (10) 地域防災の拠点としての教育施設の整備及び充実に関すること。
- (11) 教育施設の被害状況等の調査に関すること。
- (12) 教育施設の損壊の応急復旧措置に関すること。
- (13) 教育施設の災害復旧計画の策定に関すること。
- (14) 復旧計画について市災害対策本部及び他の公共機関との連絡調整に関すること。
- (15) 市災害対策本部の教育施設の利用要請に係る調整・協議及び目的外使用に関すること。
- (16) その他教育施設に関すること。

(17) 他の所管に属さないこと。

管理第2班

- (1) 本部員の配備体制の確保及び招集に関すること。
- (2) 職員の出勤確認等人事管理に関すること。
- (3) 県費教職員のり災状況調査に関すること。
- (3) 県教委との連絡調整に関すること。

管理第3班

- (1) 社会教育施設（他の班の分掌に属するものを除く。）の被害状況等の調査に関すること。
- (2) 社会教育施設（他の班の分掌に属するものを除く。）の応急復旧措置に関すること。
- (3) 市災害対策本部避難所管理部避難所管理班業務に関すること。

管理第4班

- (1) 市災害対策本部避難所管理部避難所管理班業務に関すること。
避難所の管理・運營業務
- (2) 放課後児童クラブに係る施設の被害状況等の調査に関すること。
- (3) 放課後児童クラブに係る施設の応急復旧措置に関すること。

学校教育部

学校管理班

- (1) 園児・児童・生徒の安否確認及びり災状況の調査に関すること。
- (2) 応急教育の措置に関すること。
 - ア 臨時休業及び学校再開措置
 - イ 登下校の安全確認及び避難誘導
 - ウ 学校行事等実施上の措置
 - エ 園児・児童・生徒の出席状況調査被災児童・生徒に対する教科書・文房具等学用品の被害状況調査及び給付に関すること。
- (3) 被災児童・生徒に対する教科書・文房具等学用品の被害状況調査及び給付に関すること。
- (4) 教材備品等の被害状況調査及び修理・調達に関すること。
- (5) 義援物資（学用品等）の調達・給付に関すること。
- (6) 避難所（学校園）の管理に関すること。
- (7) 学校給食に関すること。
 - ア 給食設備の被害状況調査と給食再開措置
 - イ 被災児童・生徒の給食費の措置に関すること。
- (8) その他緊急時の学校運営の指導に関すること。

打出教育文化センター管理班

- (1) 施設の被害状況等の調査に関すること。
- (2) 施設の応急復旧措置に関すること。
- (3) 施設の復旧計画の策定に関すること。
- (4) 施設の休館及び再開措置に関すること。
- (5) 避難所（学校園）の管理に関すること。

青少年愛護センター班

(1) 市災害対策本部避難所管理部避難所管理班業務に関すること。

避難所の管理・運営業務

(平15.4.1・平18.4.1・平19.2.1・平19.4.1・平23.4.1・平25.4.1・令5.4.1・令6.4.1・一部改正)

(配備体制)

第8条 対策部長は、次に掲げる区分により、対策部員に配備を命ずるものとし、各部長は当該区分に応じて、所属各班の有効な配置を行う。

(1) 第1 配備

災害発生の恐れはあるが、その時間、規模等が推測困難な段階にあり、又は小規模の災害が発生した場合において、少数の人員を配備し、待機、連絡等にあたる体制

(2) 第2 配備

中規模の災害が予想され、又は発生した場合において、所属人員のおおむね3割から6割までの人員を配備し、防災活動にあたる体制

(3) 第3 配備

大規模の災害が予想され、又は発生した場合において、所属人員の大部分を配備し、防災活動にあたる体制

2 対策部長は、前項の配備を命ずる場合、又は配備解除を命ずる場合については、市災害対策本部と十分な調整と協議を行った後に、決定するものとする。

3 部の編成は別表のとおりとする。但し、対策部長が必要と認めたときは、事務分掌の一部を臨時に変更することがある。

(組織運営)

第9条 対策部員は、上司の命に従い、他の職と協力して自らの職務を沈着、冷静かつ果断に執行しなければならない。

2 対策部員は、職務執行に関して生じた異例の事案については、直ちに直属の上司に報告し、その指示を求めなければならない。

3 前項のほか、対策部員は、主要な所管業務の執行状況を速やかに直属の上司に報告しなければならない。

4 各部長は、対策部長の命により他の部に対し人員の増援を行うほか、状況又は活動の重点に応じて所管の班相互間において人員配置換え、協助を行い、業務の効率的執行を図らなければならない。

(協調体制)

第10条 対策部長は、必要に応じて、対策部員を市災害対策本部に編入すること、又は臨時、緊急に業務の応援を命じる場合がある。

(補則)

第11条 この要綱に定めるほか、対策部の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（平23.4.1・全改、平25.4.1・令5.4.1・令5.8.1・令6.4.1・一部改正）

芦屋市教育委員会災害対策部組織表

対策部会議		部名・部長	班名・班長
対策部長 教育長 (市災害対策本部副本部長)	対策副部長 (教育部長) (学校教育室長)	教育統括部 教育統括部長	管理第1班 管理課長
			管理第2班 教職員課長
			管理第3班 社会教育推進課長
			管理第4班 青少年育成課長
	学校教育部 学校教育部長	学校教育部 学校教育部長	学校管理班 学校教育課・学校支援課・ 保健安全・特別支援教育課長
			打出教育文化センター管理班 打出教育文化センター所長
			青少年愛護センター班 青少年愛護センター所長

応急-2

市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芦屋市災害対策本部の組織に関する規則(昭和42年芦屋市規則第25号)

第11条の規定に基づき、市立芦屋病院災害対策部(以下「対策部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策部長)

第2条 対策部長は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)とする。

(対策副部長)

第3条 対策副部長は、病院長、副病院長、事務局長、診療局長及び看護局長をもって充てる。

2 対策副部長は、対策部長に事故等があったとき、対策部長があらかじめ指名する順に従い、その職を代行する。

3 前項に掲げる者のうち、病院長及び副病院長を除く対策副部長は、分置する各局の組織をそれぞれ分担掌理する。

(対策部会議)

第4条 市立芦屋病院災害対策部会議(以下「対策部会議」という。)は、対策部長及び対策副部長で構成する。

2 対策部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

(1) 火災、震災、風水害等の災害発生に対応し、市立芦屋病院(以下「病院」という。)の患者の安全確保に関すること。

(2) 病院の施設及び設備の防災及び復旧に関すること。

(3) 市災害対策本部との連携活動に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(対策部の組織)

第5条 対策部に次の局、班及び係を設置する。

事務局

総務班

情報連絡係

資材係

警備班

第1作業係

第2作業係

看護局

救護班

第1救護係(2階病棟)

第2救護係(3階東病棟)

第3救護係(3階西病棟)

第4救護係(4階東病棟)

第5救護係(4階西病棟)

診療局

救急班

市役所派遣班

医療機器班

薬剤班

栄養班

(局、班及び係の職)

第6条 局に局長を、班に班長を、係に係長を置く。

2 前項の職に充てられた者が事故等にあった場合に、その職を代行する者をあらかじめ定めておくものとする。

3 局長は、対策部長の命を受け、所掌業務の執行について班長を指揮監督する。

4 班長は、局長の命を受け、所掌業務の執行について係長を指揮監督する。

5 係長は、班長の命を受け、所掌業務の執行について係員を指揮監督する。

6 係員は、係長の命を受けて分担して業務の執行に当たる。

(業務の分掌)

第7条 各局、各班及び各係の業務の分掌については、次のとおりとする。

事務局

総務班

情報連絡係

(1) 対策部員の招集及び配置調整に関すること。

(2) 対策部長の緊急命令及び指示等の下達に関すること。

(3) 情報の収集、連絡及び渉外に関すること。

資材係

資材の調達及び配合に関すること。

警備班

第1作業係

(1) 救急班の応援

(2) 院内外の警備、避難及び災害予防に関すること。

第2作業係

(1) 救急班の応援

(2) 危険物の点検及び整備に関すること。

(3) 非常持出備品等の搬出及び搬出備品等の警備に関すること。

看護局

救護班

(1) 入院患者等の応急救急処置に関すること。

(2) 入院患者の救出及び救護処置並びに所属施設等の整備に関すること。

診療局

救急班

負傷者等の救急処置に関すること。

市役所派遣班

- (1) 負傷者等の救急処置に関すること。
- (2) 院外の救急活動に関すること。

医療機器班

- (1) 救急班の応援
- (2) 救急用その他医療器材の調達等に関すること。

薬剤班

救急薬品の調達及び薬品保全に関すること。

栄養班

給食業務に関すること。

(配備体制)

第8条 対策部長は、次に掲げる区分により、対策副部長を通じて、対策部員の配備を命じ、各班の配置を行うものとする。

(1) 第1配備

災害発生のおそれはあるが、その時間、規模等が推測困難な段階にあり、又は小規模の災害が発生した場合において、少数の人員を配備し、待機、連絡等に当たる体制

(2) 第2配備

中規模の災害が予想され、又は発生した場合において、所属人員のおおむね3割から6割までの人員を配備し、防災活動に当たる体制

(3) 第3配備

大規模の災害が予想され、又は発生した場合において、所属人員の大部分を配備し、防災活動に当たる体制

2 対策部長は、前項の配備を命ずる場合又は配備解除を命ずる場合については、市災害対策本部と十分な調整と協議を行った後に、決定するものとする。

(組織運営)

第9条 対策部員は、上司の命に従い、他の職と協力して自らの職務を沈着、冷静かつ果断に執行しなければならない。

2 対策部員は、職務執行に関して生じた異例の事案については、直ちに直属の上司に報告し、その指示を求めなければならない。

3 前項のほか、対策部員は、主要な所管業務の執行状況を速やかに直属の上司に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、対策部の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

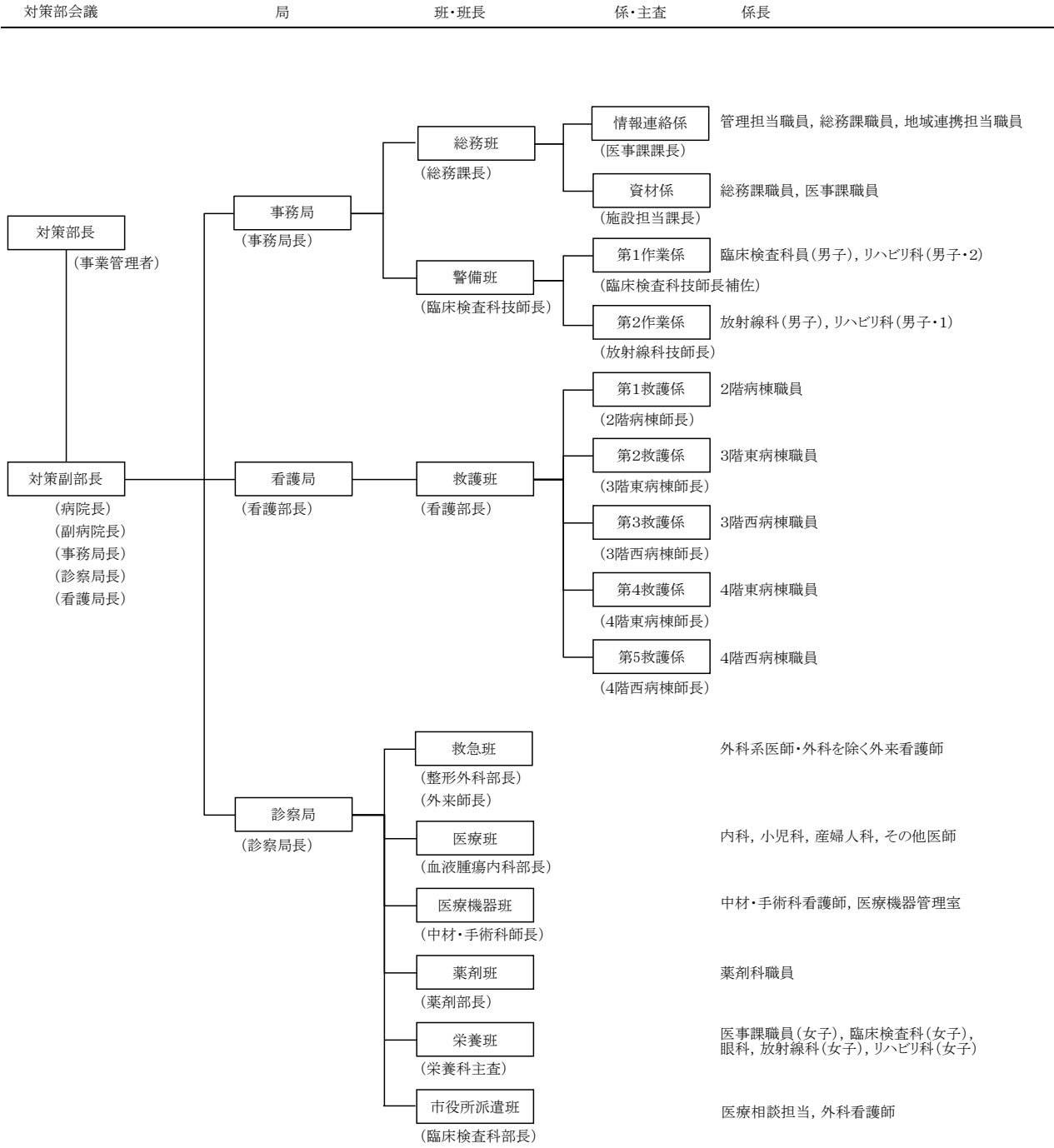
附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年6月15日から施行する。

市立芦屋病院災害対策部組織表



防災動員計画表

部長 病院事業管理者

総務班長 事務局長

防災指令第 1		防災指令第 2		防災指令第 3
事業管理者	1	左記の者と以下の職員		全職員
病院長 1				
副病院長	3	各診療科部長	13	
診療局長（副病院長兼務 2）		各科主任医長	9	
看護局長	1	地域連携室課長	2	
看護師長（看護局付）	1	地域連携室主査	2	
外来，入院看護師長	7			
中材・手術室看護師長	1	薬剤科科長	1	
		薬剤科の男子職員	1	
医療安全推進室主幹	1	臨床検査科の男子職員	2	
		放射線科の男子職員	3	
事務局長	1	リハビリ科の男子職員	6	
総務課長	1			
総務課課長補佐	1	栄養管理室室長補佐	1	
総務課主査	2	医療機器管理室職員	1	
総務課施設担当	1			
		総務課職員	5	
医事課課長	1	医事課職員	3	
診療情報管理室主査	1	診療情報管理室職員	1	
		副看護師長	12	
経営企画室室長補佐	1	外来勤務看護師	2	
計 25 名	25	その他科長補佐・主査	7	
		計 96 名	71	257 名

第 1 配備（防災指令第 1）とは

災害発生のおそれはあるが、その時間、規模等が推測困難な段階にあり、又は小規模の災害が発生した場合において少数の人員を配備し、待機連絡等にあたる体制をいう。

第 2 配備（防災指令第 2）とは

中規模の災害が予想され、又は発生した場合において、所属人員のおおむね 3 割から 6 割までの人員を配備し、防災活動にあたる体制をいう。

第 3 配備（防災指令第 3）とは

大規模の災害が予想され、又は発生した場合において、所属人員の大部分を配備し、防災活動にあたる体制をいう

応急-3

芦屋市災害対策本部業務分掌（初動体制を含む）

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
統括部	都市政策部参事（都市基盤担当部長） [副] 総務部長（※） 企画部長（※）	本部班	(1) 災害対策本部の設置及び解散に関すること。 (2) 防災指令の発令及び解除に関すること。 (3) 災害対策本部会議の招集及び記録に関すること。 (4) 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 (5) 各災害対策部に対する事務の緊急割当てに関すること。 (6) 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること。 (7) 自衛隊への連絡及び応援要請に関すること。 (8) 災害放送の要請に関すること。 (9) 災害対策本部長及び副本部長命令の連絡その他各災害対策部活動の調整に関すること。	防災安全課
		情報分析班	災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測及び分析に関すること。	政策推進課
		情報記録班	(1) 気象及び被害状況の情報収集に関すること。 (2) 各災害対策部の対策実施状況の把握に関すること。 (3) 被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関すること。	法務コンプライアンス課（法務係） 総務課（文書統計係） DX行革推進課（マネジメント）
		広報・渉外班	(1) 災害情報及び避難指示等の広報宣伝に関すること。 (2) 各種報道機関その他対外発表に関すること。 (3) 各種報道機関との連絡に関すること。 (4) 災害情報の提供に関すること。 (5) 各災害対策部の対策実施状況、復旧実施状況の市民への情報提供に関すること。 （外国人支援対策） (6) 災害対策本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。	秘書・広報課 DX行革推進課（情報政策） 国際文化推進課（国際交流係）

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
統括部（続き）	都市政策部参事（都市基盤担当部長） [副] 総務部長（※） 企画部長（※） 支援対策部（続き）	広報・渉外班（続き）	(7) 見舞者等の応接及び義援金、見舞金品の受付けに関すること。 (8) 災害地視察に関すること。 (9) 議会との連絡その他渉外連絡に関すること。 (10) 合同慰霊祭等の実施及び案内に関すること。 (11) 業務支援、義援金、見舞金品の受領に伴う礼状の送付に関すること。	
		財政班	(1) 災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。 (2) 災害対策の財源措置に関すること。 (3) 資金計画に関すること。 (4) 防災に関する資金前渡金並びに義援金及び見舞金の保管に関すること。	
		電話応対班	(1) 電話の応対及び交換に関すること。	契約検査課 法務コンプライアンス課（コンプライアンス係） 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局
		庶務班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 職員の給食、医療等厚生に関すること。 (3) 職員の出勤状況の把握及び各部間の職員の応援体制に関すること。 (4) 国及び地方公共団体からの応援の受付及び配置に関すること。 (5) 国及び地方公共団体の職員の派遣要請に関すること。 (6) 応援及び派遣職員の執務環境及び健康管理に関すること。 (7) その他他の部の所管に属さないこと。	人事課
		支援・救助班	(1) 災害対策部内各班への応援に関すること。 (2) 他災害対策部への応援に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。 (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。	部長が指名する者

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
統括部 (続き)	都市政策部参事(都市基盤担当部長) [副] 総務部長(※) 企画部長(※)	受援班	(1) 人員や物資のニーズ等の状況把握及びとりまとめに関する事。 (2) 他自治体や民間企業及び団体等に対する人的支援、物的支援の要請に関する事。 (3) 他自治体や民間企業及び団体等から支援の申出に係る当初の応答に関する事。 (4) 支援受入れに係る各災害対策部、物資集配センター及び各避難所との連絡調整に関する事。 (5) ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 (6) 各災害対策部又は各班、物資集配センター、各避難所及びボランティアセンターにおける応援の受入れ状況やニーズのとりまとめに関する事。 (7) 応援受入れに関する対外的な情報発信に関する事。 (8) 応援受入れに活用できる資源の調達及び管理に関する事。	人事課
支援対策部	市民生活部長 [副] 企画部長	ボランティア・生活相談班	(1) ボランティアの受入れ及び配置に関する事。 (2) ボランティアセンターの設置要請、指導及び連絡調整に関する事。 (3) 災害相談に関する事。	市民参画・協働推進課
		物資調達班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関する事。 (2) 救援に必要な医薬品、生活必需品その他応急物資の資材の調達及び配送に関する事。	市民課 保険課 地域経済振興課
		衛生班	(1) 感染症対策に関する事。 (2) し尿の応急収集及び処理に関する事。 (3) 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 (4) 入浴施設の設置の支援に関する事。	環境課
		災害廃棄物処理班	(1) 災害廃材物の収集、受入れ及び処理に関する事。 (2) じんかい等の応急収集及び応急処理に関する事。 (3) 災害廃棄物に関する総合調整業務に関する事。	環境施設課 収集事業課

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
		遺体安置班	(1) 遺体安置所への収容及び安置に関すること。 (2) 他市町での死亡者の遺体引取りに関すること。 (3) 火葬に関すること。	部長が指名する者 (支援対策部に所属する職員)
		支援・救助班	(1) 災害対策部内各班への応援に関すること。 (2) 他災害対策部への応援に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。 (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に	部長が指名する者
避難対策部	こども福祉部長 [副] こども福祉部参事	援護班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 要配慮者の安全確保及び援助に関すること。 (3) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること。 (4) 見舞金、弔慰金及び災害援助金等の支給及び貸付けに関すること。 (5) 義援金品の配分に関すること。 (6) 罹災証明の発行に関すること。 (7) 被災者の生活援護に関すること。 (8) 避難誘導に関すること。 (9) 高齢者の生活援助に関すること。	地域福祉課 監査指導課 生活援護課 障がい福祉課 高齢介護課
		医療班	(1) 被災者の医療に関すること。 (2) 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること。 (3) 市立芦屋病院との連携に関すること。	子ども家庭・保健センター こども政策課 ほいく課 こども園 保育所
		支援・救助班	(1) 災害対策部内各班への応援に関すること。 (2) 他災害対策部への応援に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。 (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に	部長が指名する者

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
避難所管理部	教育部長 [副] 教育部参事(学校教育担当部長) 会計管理者 企画部長(※)	学校管理班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 避難所の開設及び撤収に関すること。 (3) 収容避難者への対応及び調査に関すること。	管理課 教職員課 学校教育課 学校支援課 保健安全・特別支援教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 小学校・中学校・幼稚園に勤務する者 (教育委員会災害対策部担当者を除く) ＜台風時等＞ 援護班、医療班
		避難所管理班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 避難所の開設及び撤収に関すること。 (3) 収容避難者への対応及び調査に関すること。	国際文化推進課(文化推進係) スポーツ推進課 市民センター 図書館 人権・男女共生課 上宮川文化センター 会計課 社会教育推進課 青少年育成課 ＜台風時等＞ ボランティア・生活相談班、衛生班
		支援・救助班	(1) 災害対策部内各班への応援に関すること。 (2) 他災害対策部への応援に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。 (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。	部長が指名する者
建設部	都市政策部長 [副] 総務部長(※)	建設総務班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 災害対策部内各班活動の連絡調整に関すること。 (3) 緊急車両及び緊急輸送道路の指定に関すること。	都市政策課

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
建設部（続き）	都市政策部長 [副] 総務部長（※）	応急仮設住宅班	(1) 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む。）及び維持管理に関すること。 (2) 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。 (3) 応急仮設住宅入居者の相談等に関すること。 (4) 応急仮設住宅入居者に係る他部署との連絡調整に関すること。	建築住宅課
		倒壊家屋解体撤去班	(1) 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請受け及び相談に関すること。 (2) 申請内容の審査及び調査に関すること。 (3) 家屋解体撤去業務に係る連絡調整に関すること。 (4) 家屋解体撤去に係る支払いに関すること。	まちづくり課
		施設管理班	(1) 応急仮設住宅の工事施工に関すること。 (2) 市公共建物等の損壊の応急措置に関すること。 (3) 市公共建物の被害状況の調査に関すること。 (4) 災害対策本部警備及び公有財産の管理の統括に関すること。 (5) 災害対策用車両等の調達及び配備に関すること。	総務課（総務係）
		現地情報班	(1) 被害状況の現地調査に関すること。 (2) 罹災証明に係る再調査に関すること。 (3) 道路・公園の被害調査に関すること。 (4) 道路・公園の応急措置に関すること。 (5) 家屋損壊に伴う建築物の応急危険度判定に関すること。 (6) 被災建築物応急危険度判定士の受入れに関すること。 (7) 被災を受けた擁壁・法面等を含む建築物の敷地等の危険度判定に関すること。 (8) 被災宅地危険度判定士の受入れに関すること。 (9) 被災家屋の被害程度判定に関すること。 (10) 家屋被害認定士の受入れに関すること。 (11) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の調査に関すること。	道路・公園課 課税課 債権管理課 建築課 都市整備課 基盤整備課

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
建設部 (続き)		支援・救助班	(1) 災害対策部内各班への応援に関すること。 (2) 他災害対策部への応援に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。 (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に	部長が指名する者
上下水道部	上下水道部長 [副] 水道業務課長	水道班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 応急措置用資機材の調達及び配備に関すること。 (3) 他機関の応援要請に関すること。 (4) 水道施設の防護及び応急復旧に関すること。	水道管理課 水道業務課 水道工務課
		下水道班	(1) 下水道の被害調査に関すること。 (2) 下水道の応急措置に関すること。	下水道課
		下水処理場班	(1) 下水処理場の管理運営及び修理工事に関すること。 (2) ポンプ場の管理運営及び修理工事に関する	下水処理場
		支援・救助班	(1) 災害対策部内各班への応援に関すること。 (2) 他災害対策部への応援に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。	部長が指名する者

部名	担当部長等	班名	業務分掌	構成課等
消防部	消防長 [副] 消防署長	指揮本部班	(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 震災、水害・火災等の警備、防御及び被害調査に関すること。	総務課 警防課 救急課 予防課 消防署 指令課
		警防班	(3) 警報に関すること。 (4) 災害用資機材の整備管理に関すること。	
		救助班	(5) 救急救助活動に関すること。 (6) 災害対策本部設置に伴う統括部本部班支援に関すること。	
		救急班	(7) 被災者の捜索及び収容活動に関すること。 (8) 被災者の救出及び搬送に関すること。	
各災害対策部共通			(1) 災害対策部内の災害応急対策計画の策定に関すること。 (2) 災害対策部内各班間の職員の応援体制に関すること。 (3) 部所管に係る施設等の被害調査に関すること。	

(注) 上記事務分掌は、阪神・淡路大震災の経験に基づき作成したものであるが、職員は所属長の指揮のもと、緊急に応急対策をする必要のあるものを優先的に、職員一丸となって、防災に努めなければならない。

※1 この表は、再任用職員を含むものである。

※2 副部長には、所属する班を構成する課を通常業務で管轄する部長を記載（主の部長は除く）。
複数の部の副部長になっている場合は、状況に応じて室長を指名し本部会議へ参加する。

避難所管理部対応表

No.	避難所名	収容人員	担当者
1	山手中学校	600	山手中学校職員及び避難所管理部が指定する者
2	山手小学校	350	山手小学校職員及び避難所管理部が指定する者
3	朝日ヶ丘小学校	230	朝日ヶ丘小学校職員及び避難所管理部が指定する者
4	岩園小学校	320	岩園小学校職員及び避難所管理部が指定する者
5	精道小学校	350	精道小学校職員及び避難所管理部が指定する者
6	宮川小学校	360	宮川小学校職員及び避難所管理部が指定する者
7	浜風小学校	320	浜風小学校職員及び避難所管理部が指定する者
8	潮見小学校	340	潮見小学校職員及び避難所管理部が指定する者
9	打出浜小学校	320	打出浜小学校職員及び避難所管理部が指定する者
10	奥池集会所	30	避難所管理部が指定する者
11	朝日ヶ丘集会所	30	避難所管理部が指定する者
12	三条集会所	60	避難所管理部が指定する者
13	翠ヶ丘集会所	30	避難所管理部が指定する者
14	大原集会所	100	避難所管理部が指定する者
15	前田集会所	100	避難所管理部が指定する者
16	茶屋集会所	30	避難所管理部が指定する者
17	春日集会所	30	避難所管理部が指定する者
18	竹園集会所	30	避難所管理部が指定する者
19	潮見集会所	60	避難所管理部が指定する者
20	浜風集会所	30	避難所管理部が指定する者
21	陽光町県営住宅集会所	30	避難所管理部が指定する者
22	陽光町市営住宅集会所	30	避難所管理部が指定する者
23	芦屋学園中学校・高等学校	600	避難所管理部が指定する者
24	西山幼稚園	100	西山幼稚園職員及び避難所管理部が指定する者
24	岩園保育所	50	岩園保育所職員及び避難所管理部が指定する者
26	市民センター	500	市民センター職員及び避難所管理部が指定する者
27	小槌幼稚園・うちぶん（打出教育文化センター）	100	小槌幼稚園職員及び避難所管理部が指定する者
28	シンコースポーツ体育館・青少年センター	400	スポーツ推進課・青少年育成課職員及び避難所管理部が指定する者
29	上宮川文化センター	400	上宮川文化センター職員及び避難所管理部が指定する者
30	県立芦屋高等学校	600	避難所管理部が指定する者
31	精道中学校	680	精道中学校職員及び避難所管理部が指定する者
32	海技大学校	310	避難所管理部が指定する者
33	潮見中学校	450	潮見中学校職員及び避難所管理部が指定する者
34	大阪ガス 奥池ロッジ	200	避難所管理部が指定する者
35	シスメックス GCC	125	避難所管理部が指定する者
36	しおさいこども園	30	避難所管理部が指定する者
37	浜風あすのこども園	70	避難所管理部が指定する者
38	潮芦屋交流センター	110	避難所管理部が指定する者

39	ミラトップパーク芦屋（総合公園）みどりの相談所	100	避難所管理部が指定する者
40	ウォーターパーク	200	避難所管理部が指定する者
41	県立芦屋特別支援学校	560	避難所管理部が指定する者

- 備考 1 集合場所は各避難所とする。
- 2 小・中学校長、幼稚園園長、保育所所長は、施設管理者として避難所管理にあたるものとする。
- 3 No.34・35 の避難所は土砂災害時の避難所とする。No.10、No.11 の避難所は土砂災害警戒区域に指定されているので、土砂災害時には開設しない。

災害対策本部出勤可能地域（徒歩・自転車による）

30分以内出勤可能地域（第一初動要員）	芦屋市	全域
	神戸市	東灘区（渦森台、鴨子ヶ原、御影山手及び六甲アイランド（向洋町東、西、中）を除く。）
60分以内出勤可能地域（第二初動要員）	西宮市	相生町、青木町、朝風町、芦原町、愛宕山、荒戒町、池田町、石在町、石劔町、泉町、一ヶ谷町、市庭町、今在家町、今津曙町、今津上野町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出在家町、今津西浜町、今津野田町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、今津山中町、江上町、老松町、大井手町、大谷町、大畑町、大浜町、奥畑、御茶家所町、神楽町、霞町、神垣町、神園町、上葭原町、柏堂町、柏堂西町、川添町、川西町、河原町、川東町、神原、菊谷町、北昭和町、北名次町、木津山町、久出ヶ谷町、久保町、雲井町、鞍掛町、結繕町、苦楽園一～六番町、郷免町、甲陽園西山町、甲陽園日之出町、甲陽園本庄町、甲陽園若江町、甕岩町、越水町、寿町、西福町、桜町、桜谷町、五月ヶ丘、産所町、獅子ヶ口町、清水町、下葭原町、社家町、城ヶ堀町、城山、神祇官町、神明町、末広町、角石町、染殿町、大社町、高座町、高塚町、建石町、田中町、千歳町、津田町、津門川町、津門綾羽町、津門稲荷町、津門大箇町、津門大塚町、津門呉羽町、津門住江町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、常磐町、戸田町、殿山町、中須佐町、中殿町、中浜町、中前田町、中葭原町、名次町、南郷町、西田町、西宮浜1～4丁目、西波止町、西平町、能登町、羽衣町、櫛塚町、馬場町、浜町、浜松原町、浜脇町、東浜町、東町1・2丁目、毘沙門町、樋ノ池町、平木町、平松町、広田町、深谷町、深津町、分銅町、豊楽町、堀切町、本町、前浜町、松生町、松ヶ丘町、松風町、松下町、松園町、松原町、満池谷町、美作町、南越木岩町、南昭和町、宮西町、宮前町、室川町、森下町、安井町、屋敷町、柳本町、弓場町、用海町、与古道町、両度町、六湛寺町、六軒町、若松町、和上町、朝風町
	神戸市	東灘区 渦森台、鴨子ヶ原、御影山手、六甲アイランド（向洋町東・西・中） 灘区 全域 中央区 全域
	西宮市	甲山町、北山町、剣谷町、上甲子園1～5丁目、甲子園口1～6丁目、甲子園砂田町、甲子園浜田町、甲子園春風町、甲子園三保町、甲子園六石町、甲陽園山王町、甲陽園目神山町、甲陽園東山町、越水字社家郷山、鷺林寺1～2丁目、鷺林寺字剣谷、鷺林寺町、鷺林寺南町、中屋町、湯元町、上鳴尾町、池開町、上田中町、上田西町、上田東町、枝川町、学文殿町1・2丁目、笠屋町、甲子園一～九番町、甲子園網引町、甲子園浦風町、甲子園洲島町、甲子園高潮町、甲子園町、甲子園浜1～3丁目、小曾根町1～4丁目、小松北町1・2丁目、小松町1・2丁目、小松西町1・2丁目、小松東町1～3丁目、小松南町1～3丁目、里中町1～3丁目、高須町1・2丁目、鳴尾町1～5丁目、鳴尾浜1～3丁目、花園町、浜甲子園1～4丁目、東鳴尾町1・2丁目、古川町、南甲子園1～3丁目、武庫川町、若草町1・2丁目、荒木町、一里山町、上ヶ原一～十番町、上ヶ原山田町、上ヶ原山手町、大島町、大森町、大屋町、岡田山、上大市1～5丁目、上甲東園1～6丁目、上之町、瓦林町、神呪町、北口町、熊野町、甲子園口北町、甲東園1～3丁目、甲風園1～3丁目、下大市西町、下大市東町、松籟荘、新甲陽町、高木西町、高木東町、高畑町、高松町、田近野町、田代町、段上町1～8丁目、堤町、天道町、中島町、長田町、仁川五ヶ山町、仁川町1～6丁目、仁川百合野町、野間町、林田町、日野町、樋ノ口町1・2丁目、伏原町、二見町、松並町、松山町、丸橋町、門前町、門戸岡田町、門戸西町、門戸東町、門戸荘、薬師町、若山町
	宝塚市	安倉西2～4丁目、安倉南、伊子志、大吹町、小林、鹿塩、金井町、亀井町、光明町、御所の前町、駒の町、逆瀬川、新明和町、末成町、末広町、高司、大成町、高松町、谷口町、千種、塔の町、東洋町、中洲、中野町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、野上1～4丁目、福井町、南口、美幸町、社町、弥生町、

	伊丹市	池尻、寺本、西野、野間、山田
	尼崎市	稲葉荘、稲葉元町、扇町、大島、大庄川田町、大庄北、大庄中通、大庄西町、大浜町、開明町、上ノ島、大西町、神田北通、神田中通、神田南通、栗山、北竹谷町、琴浦町、三反田、汐町、昭和通、昭和南通、水明町、末広町、崇徳院、竹谷町、立花町、建家町、常吉、常松、鶴町、寺町、道意町、富松町、中在家町、中浜町、菜切山町、七松町、西海岸町、西昆陽、西桜木町、西高洲町、西立花町、西難波町、中浜新田中西切、中浜新田中東切、中浜新田南西切、中浜新田南東切、西本町、西本町北通、西御園町、西向島町、浜田町、東桜木町、東七松町、東難波町、東浜町、平左衛門町、丸島町、水堂町、御園町、南竹谷町、南七松町、南武庫之荘、宮内町、武庫川町、武庫町、武庫之荘、武庫之荘西、武庫之荘東、武庫之荘本町、武庫元町、武庫豊町、元浜町、武庫の里、蓬川町

応急-4

災害救助法による実費弁償の範囲

救助業務従事者の 区分	実費弁償の程度		
	イ 日当	ロ 時間外勤務手当	ハ 旅費
次表の対象者欄中 (1)～(4)に 掲げる者	法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること	職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。	職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。
次表の対象者欄中 (5)～(10)に掲げる 者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。		

災害対策要員の動員実施計画表

区分	対象になる作業	発行者	根拠命令	種類
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設、設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	県 知 事 (市 長)	災害対策基本法 第 71 条 1 項	従事命令
			" 第 71 条 2 項	協力命令
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	県 知 事	災害救助法 第 24 条 1 項	従事命令
		(市 長)	(" 第 30 条)	
		陸 運 局 長 海 運 局 長	" 第 24 条 2 項	協力命令
		県 知 事	" 第 25 条	
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市 長 警 察 官 海 上 保 安 官	災害対策基本法 " 第 65 条 1 項 " 第 65 条 2 項	従 事
4	消防作業 救助作業	消 防 吏 員 消 防 団 員	消防法 第 29 条 5 項 " 第 35 条の 10 1 項	従事命令 協力命令
5	水防作業	水 防 管 理 者 水 防 団 長 消防機関の長	水防法 第 24 条	従 事

	対象者	公用令書	費用		区分
			実費弁償	損害補償	
	(1) 医師、歯科医師、薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師 (3) 土木技術者、建築技術者 (4) 大工、左官、とび職人 (5) 土木業者、建築業者とそれらの従業者 (6) 地方鉄道業者とその従業者 (7) 軌道経営者とその従業者 (8) 自動車運送事業者とその従業者 (9) 船舶運送業者とその従業者 (10) 港湾運送業者とその従業者	命令を発するとき及び命令を変更し又は取消すときは公用命令書を交付する 様式～同施行規則第4条	(1)～(4)に掲げる者 相当額を支給 (5)～(10)に掲げる業者及び従業者 通常要する費用を支給	県条例で定める額を補償 （災害救助法施行令に規定する額）	1
	救助を要する者及びその近隣の者				
	1と同じ	1と同じ （様式～県規則第9条）	県規則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償	2
	輸送関係者 (1の(6)～(10)に掲げる者)	公用令書を交付			
	1と同じ				
	市の区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者			芦屋市条例で定める額を補償 （昭和41年条例第24号芦屋市消防団員等公務災害補償条例）	3
	火災現場付近にある者 救急事故の現場付近にある者			3に同じ	4
	水防管理団体の区域内に居住する者 又は水防の現場にある者			3に同じ	5

応急-6

災害派遣手当の支給に関する条例

昭和39年3月31日

条例第34号

注 平成18年3月7日条例第4号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平18条例4・全改、平28条例8・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害派遣手当等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当をいう。

(2) 職員 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定する職員をいう。

（平18条例4・追加、平25条例21・令5条例22・一部改正）

(手当額等)

第3条 災害派遣手当等は、職員が芦屋市の区域内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表の定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が市の区域内の滞在地に到着した日から、同地を出発した日の前日までの期間とする。

（平18条例4・旧第2条繰下・一部改正）

(支給方法)

第4条 災害派遣手当等の支給について必要な事項は、市長が定める。

（平18条例4・旧第3条繰下・一部改正）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年12月24日条例第33号抄）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成7年7月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月7日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第8号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（平18条例4・令5条例22・一部改正）

施設の利用区分 市の区域内に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

応急-7

芦都防第 号
年 月 日

_____市長 様

芦屋市長 _____

災害発生に伴う職員の派遣について

この度の災害により甚大な被害を受けられましたことにつきまして、心からお見舞い申し上げます。

本市も平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、大きな被害を受けましたが、貴市はじめ多くの地方公共団体の皆様等の援助や励ましによりまして、復旧・復興の途へ進むことができました。

当時のことを考えてみますと、市民の皆様は勿論のこと、特に市長はじめ職員の皆様のお疲れも大変なこととお察し申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記の要領で本市職員を派遣いたしますので、活用してください。

最後になりましたが、貴市の日も早い復旧・復興をされますよう祈念いたします。

記

1 派遣職員 _____名

氏 名	職 名	所 属（部・課）

2 派遣期間 _____年____月____日～____月____日まで

3 そ の 他 必要な救援物資及び職員の派遣要請がありましたら、本日派遣いたしました職員に申し出ください。

応急-8

舟艇一覧表

(市 有)

(令和6年4月1日時点)

船 名	船 種	所 属	備 考
ア ル ミ ボ ー ト	3人乗	消 防 署	
水難救助用ゴムボート	6人乗	消 防 署	可搬式
水難救助用ゴムボート	6人乗	消 防 署	可搬式

(芦屋警察)

(令和6年4月1日時点)

船 名	船 種	所 属	備 考
ボ ー ト	8人乗	芦屋警察署	金属製（アルミ）

応急-9

土石流感知装置設置箇所一覧表

(発表元 六甲砂防事務所)

(令和6年4月1日時点)

観測所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	備 考
東高座谷	I-239	芦 屋 川	高 座 川	左 支 川	三 条 町	
梅 谷	I-240	芦 屋 川	高 座 川	地 獄 谷	奥 山	三条町に流入
道 畦 谷	I-244	芦 屋 川	芦 屋 川	道 ア ゼ 谷	奥 山 道 畦 谷	
滝 ケ 谷	-	芦 屋 川	芦 屋 川	左 支 川	奥 池	
柿 谷	I-258	芦 屋 川	芦 屋 川	柿 谷	奥 山	
宮 川	-	宮 川	宮 川	宮 川	剣 谷	
長 背	I-262	宮 川	宮 川	深 谷	六 麓 荘	

応急-10

雨量計設置箇所一覧表

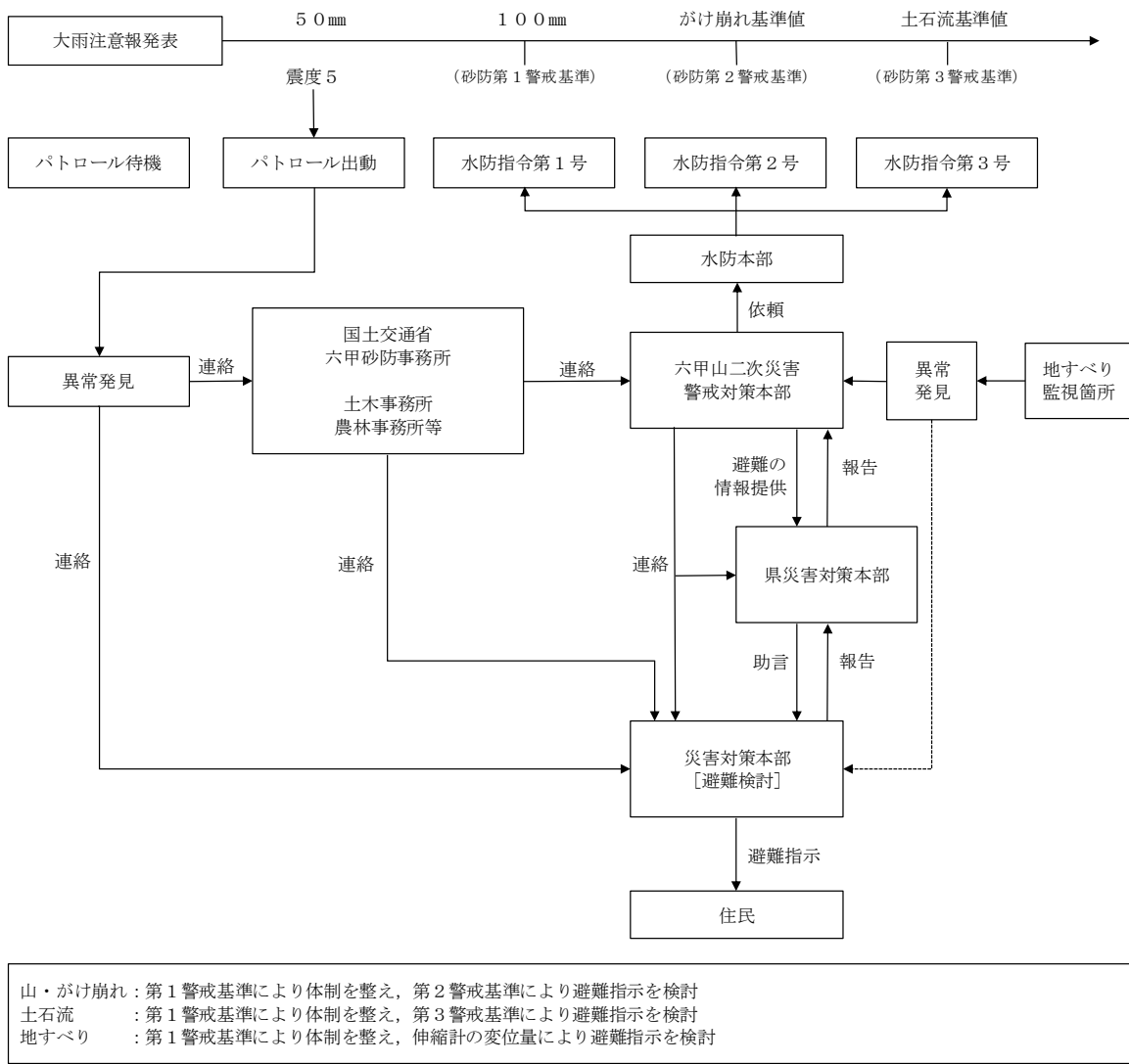
(令和6年4月1日時点)

観測所名	所在地	設置者	備考
奥池（テレメータ）	奥池南町 34 番 1 号	六甲砂防事務所	
荒地山（テレメータ）	神戸市東灘区本山町森		
柿谷（テレメータ）	奥山 1 番地 1(柿谷堰堤内)		
消防本部	精道町 8 番 26 号	芦屋市	
消防署奥池分遣所	奥池南町 34 番 5 号	兵庫県	

応急-11

六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制

(令和6年4月1日時点)



芦屋市被災地支援対策本部設置要綱

平成23年3月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成7年の阪神・淡路大震災の際、本市及び本市市民が全国からの支援及び激励を受け、復旧・復興したことに鑑み、他の自治体が災害により被災した場合に、当該自治体及びその市民を迅速かつ適切に支援することにより、速やかな復旧・復興に寄与するため、芦屋市被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 支援対策本部は、国内において、支援が必要と認めた災害が発生した場合に設置する。

2 前項の規定により支援対策本部を設置する災害は、市長が指定する。

(所掌事務)

第3条 支援対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害により被災した自治体及びその市民に対する支援についての情報収集及び具体的支援策の検討並びに実施に関すること。
- (2) 支援策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他支援について必要なこと。

2 支援対策本部での決定事項は、当該決定内容に関する業務を所管する関係部課に、当該決定に従って速やかに業務を実施するよう要請するものとする。

(支援策)

第4条 支援策は、国、県その他の関係団体との連携した支援のほか、災害により被災した自治体及びその市民にとって真に必要な本市独自の支援策も検討するものとする。

2 前項の支援策の実施に当たっては、必要に応じて本市市民及び関係団体の協力を得るものとする。

(組織)

第5条 支援対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、支援対策本部を代表する。

4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

5 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(支援対策本部会議)

第6条 支援対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 支援対策本部会議は、第3条に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

3 本部員は、やむを得ない事由により支援対策本部会議に出席できないときは、その職を代行する者を出席させるものとする。

- 4 支援対策本部において、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 支援対策本部の事務局は、企画調整に関する事項を管掌する課に置く。

(平25. 4. 1・平27. 4. 1・令5. 4. 1・一部改正)

(支援対策調整会議)

第8条 支援対策本部が決定した基本方針に基づく具体的支援策の実施について、各部課における対策の検討、調整等の必要があるときは、関係部課による支援対策調整会議を開催するものとする。

- 2 支援対策調整会議は、企画部市長公室政策推進課長、総務部総務室人事課長、総務部財務室財政課長、都市政策部都市基盤室防災安全課長及び関係部課かい長で構成し、事務局が必要に応じて招集するものとする。

- 3 関係部課かい長は、やむを得ない事由により支援対策調整会議に出席できないときは、その職を代行する者を出席させるものとする。

(平25. 4. 1・平27. 4. 1・令5. 4. 1・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、支援対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

(平25. 4. 1・令5. 4. 1・一部改正)

技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事（こども家庭担当部長）
都市政策部長
都市政策部参事（都市基盤担当部長）
上下水道部長
消防長
教育委員会教育部長

海上災害活動資機材の保有状況

(令和6年4月1日現在)

	器 具 種 別	保 有 数
水難救助器具 (消防本部)	潜水器具	10 セット
	救命胴衣	113 ケ
	救命浮環	15 ケ
	スローバック (25m)	14 セット
	水中カメラ	1 基
	浮標	4 基
	救命ボート	3 隻
	船外機	2 基
消火薬剤等 (消防本部)	高低兼用	4800
	低発泡	200
	水溶性液体用 (耐アルコール)	1800
	油処理剤	180
流出油対策装備品 (湾岸下倉庫)	ヒシャク	100 本
	バケツ	30 ケ
	移植ゴテ	100 本
	吸着マット	800 枚

応急-A1-1

注意報・警報の種類、位置及び水位

＜注意報・警報の種類及び基準等＞

・気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

・気象等に関する概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

・警報・注意報の発表基準

(令和6年5月23日時点)

芦屋市	府県予報区	兵庫県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	阪神		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	152
	洪水		流域雨量指数基準	芦屋川流域=9.2
			複合基準(※1)	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山地	12時間降雪の深さ 20cm
注意報	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.2m(※2)	
	大雨	表面雨量指数基準	11	

	洪水	土壌雨量指数基準	103	
		流域雨量指数基準	芦屋川流域＝7.3	
		複合基準※ ¹	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
			山地	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24 時間雨量 10mm 以上 (※3)		
	低温	最低気温-4℃以下(※4)		
	霜	4 月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温 4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温 2℃以下		
	着氷			
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：2℃以下		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 兵庫県が定める基準水位観測所(神戸、尼崎)における高潮特別警戒水位(2.2m、2.2m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

※3 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

※4 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

<量水標等の位置及び水防団待機水位・氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険水位>

河川名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	備 考
芦屋川	0.8	1.1	1.4	1.7	兵庫県西宮土木事務所設置(松ノ内町)テレメータ
宮 川	—	—	—	2.13	兵庫県西宮土木事務所設置(宮塚町)テレメータ

応急-A1-2

被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準

<被害の認定基準>

(1/3)

区 分		記 入 内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。
	重 傷 者	1ヶ月以上の治療を要する見込みの者
	軽 傷 者	1ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

区 分		記 入 内 容
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分を住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
その他被害	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(3/3)

区 分		記 入 内 容
その他被害 (続き)	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。(国立を除く)
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

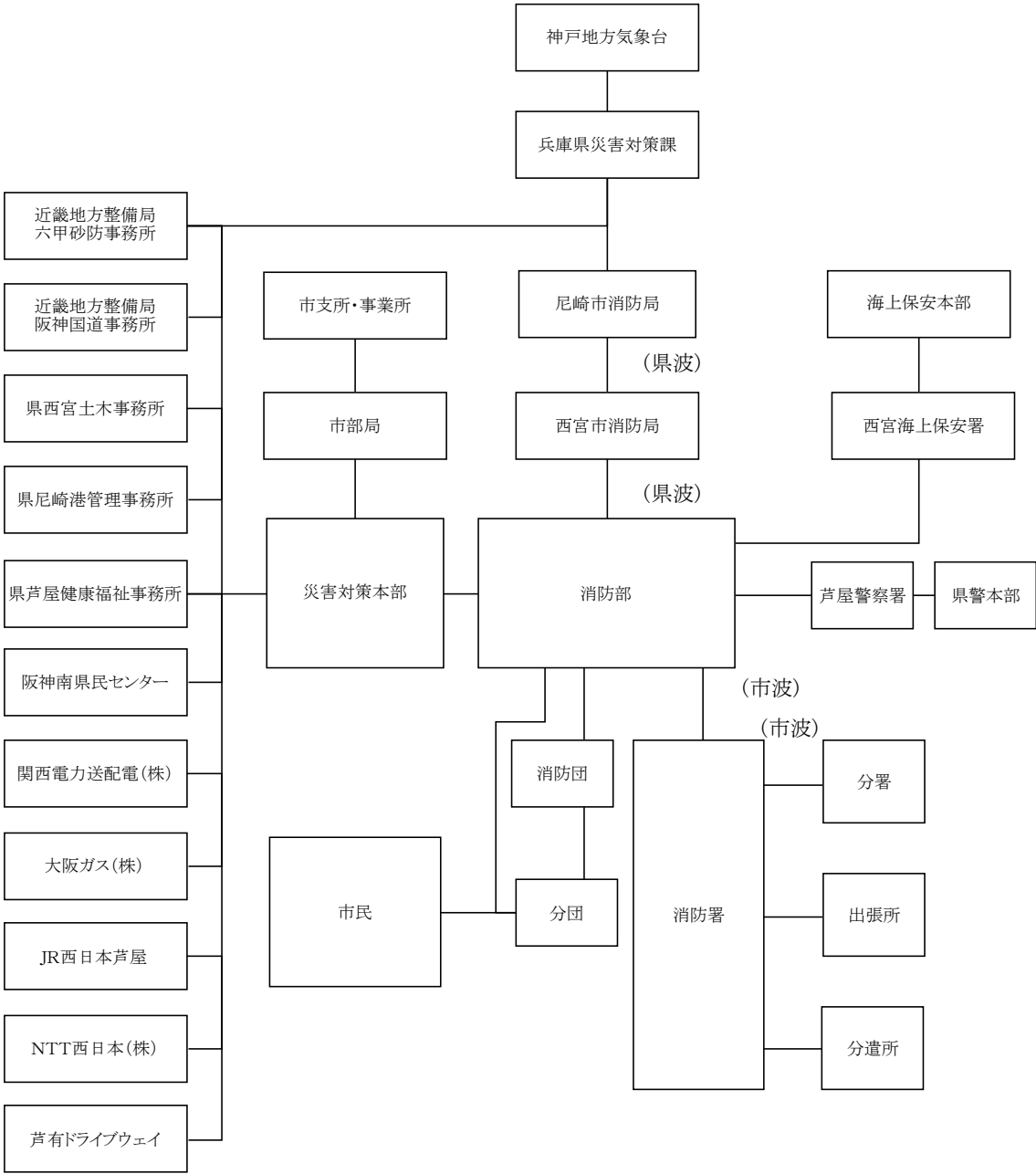
＜災害公営住宅の滅失住宅の判定基準＞

被害種類	判定基準（被害の状況）
全壊・流失	建築物の全部が倒壊又は流出して原形を止めないもの。
	建築物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根又はその一部が地上にも落ちたもの。
	建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口、継手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し又は補強を行った程度では復旧できないもの。
	屋根が吹きとばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し又は再使用できず、かつ、建築物の傾斜が著しく復旧が困難であるもの。
全焼	主要構造部材のほとんど全部が焼失したもの。
	屋根及び小屋組が焼け落ち、他の主要構造部も相当損傷したもの。
	屋根及び小屋組が焼け落ちないでこのこっているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないもの。

※ このほか、土石等により住宅が埋没し、住宅を放棄せざるを得ないような場合とか、あるいは敷地ががけ崩れ等によりけずられたため、住宅としての機能が失われるといったケースが多く出ることが考えられるので、このような場合には県の公営住宅を所管している課等とも充分打ち合わせ、これに準じた取扱をする。

応急-A1-3

非常通信の経路



応急-A1-4

第1次情報等

項 目	収 集 内 容	担 当
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察
	負傷者の状況	避難対策部 市立芦屋病院災害対策部 消防部
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部
	全焼、半焼の状況	消防部
	津波による浸水の状況	消防部
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	建設部
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関(各社) ・道路交通(警察)	統括部
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、電気(各社)	上下水道部 建設部 統括部
その他	救急救助活動の状況	消防部
	医療活動の状況	避難対策部 市立芦屋病院災害対策部
	応急給水の状況	上下水道部
	出火の状況	消防部
	津波の発生、浸水の状況	消防部
	社会的混乱の発生状況	統括部・警察
	避難所の状況	避難所管理部
	避難指示等、警戒区域設定の状況	統括部
	非住家(公共建物等)の状況	建設部 教育委員会災害対策部
	応急対策活動の状況等その他	各災害対策班

応急-A1-5

被害規模早期把握のために収集する情報

項 目	収 集 内 容	担 当
概括的被害情報※1	現地調査 ・各小学校区単位で調査 ・土砂災害等の危険箇所	建設部
	自主防災組織からの情報 ・すぐに連絡がない場合は問い合わせる。 (連絡が取れない場合は要注意)	消防部
	出勤途上の情報 ・勤務時間外の場合	各災害対策班
	ヘリコプターによる目視、撮影等	統括部
	(株) ジェイコムウエストによる撮影等	統括部
ライフラインの被害の範囲※2	上水道（上下水道部）	上下水道部
	下水道（上下水道部）	上下水道部
	電話（NTT 西日本）	統括部
	都市ガス（大阪ガス）	統括部
	電力（関西電力送配電）	統括部
医療機関に来ている負傷者の状況	市立芦屋病院	市立芦屋病院 災害対策部
	民間医療機関（芦屋市医師会）	避難対策部
119 番、110 番等通報の状況	119 番通報（消防本部）	消防部
	110 番通報（芦屋警察署）	統括部
	市役所への市民通報	統括部
その他	各避難所の避難者の状況	避難所管理部
	所管施設・設備の損壊状況	各災害対策班
	開始した応急対策の内容	各災害対策班
	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各災害対策班

※1 「人命危険の有無及び人的被害の発生状況」、「火災、土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性」、「避難の必要の有無及び避難の状況」、「市民の動向」、「道路交通の状況（通行可否等）」

※2 「施設の被害状況」、「供給等の停止状況」

応急-A1-6

一般被害状況情報等

項 目	収 集 内 容	担 当
人 的 被 害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察
	負傷者の状況	避難対策部 市立芦屋病院災害対策部 消防部
住 家 被 害	全壊、半壊の状況・被災状況調査	建設部
	全焼、半焼の状況	消防部
	津波による浸水の状況	消防部
非住家被害	公共建物	建設部
	その他	建設部
そ の 他	文教施設	教育委員会災害対策部
	病 院	市立芦屋病院災害対策部
	道 路	建設部
	公 園	建設部
	橋 梁	建設部
	河 川	上下水道部
	港 湾	上下水道部
	砂 防	建設部
	上水道施設	上下水道部
	下水道施設	上下水道部
	清掃施設	建設部
	がけ崩れ	建設部
	鉄道不通	建設部
	船舶及び沿岸部の被害等	海上保安部
	電 話	統括部(NTT 西日本へ照会)
	電 気	統括部(関西電力送配電へ照会)
	ガ ス	統括部(大阪ガスへ照会)
	ブロック塀等	建設部
罹 災 者	罹災世帯、罹災者数	避難対策部
火 災	火災発生（建物、危険物、その他）	消防部
被 害 額	公立文教施設	財政班
	その他の公共施設	財政班
	商工被害	財政班

応急-A1-7

津波予報の種類と予報文

津波予報区

日本の沿岸は、66の予報区に分割されている。

＜兵庫県内の予報区＞

予報区	地 域	備 考
兵庫県北部	兵庫県（日本海沿岸に限る。）	
兵庫県瀬戸内海沿岸	兵庫県（日本海沿岸、洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く。）	芦屋市該当区
淡路島南部	兵庫県（洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市に限る。）	

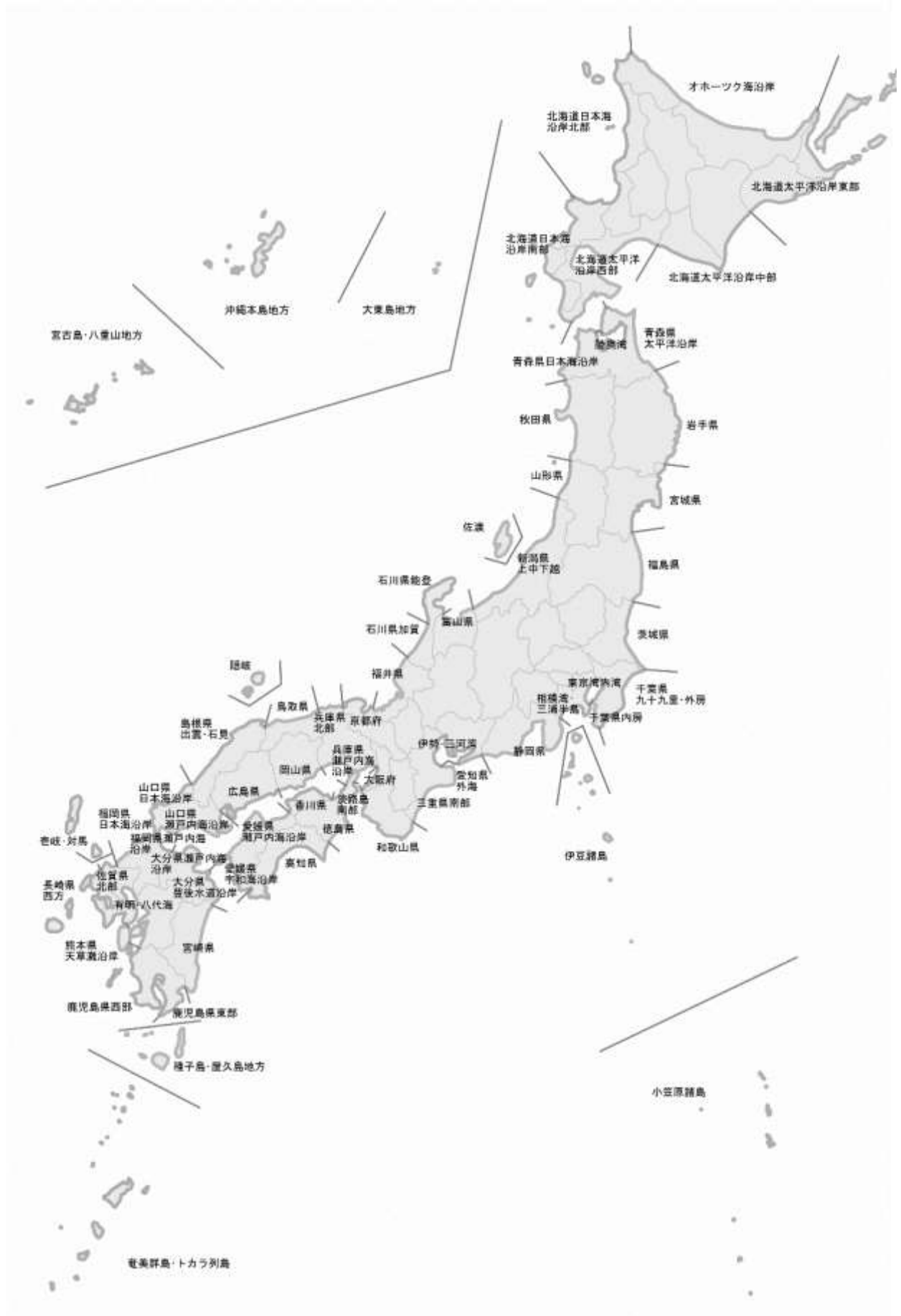
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波 警報等 の種類	発表基準	予想される 津波の高さ 区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と取る べき行動	発表 官署
			数値 での 発表	巨大 地震 場合 の 発表		
大津波 警 報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで 3mを 超える場合	10m＜予想さ れる津波の最 大波の高さ	10m 超	巨大	巨大な津波が襲い、木 造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、 ただちに高台や津波 避難ビルなど安全な場 所へ避難する。 警報が解除されるまで 安全な場所から離れ ない。	気象庁 又は大 阪管区 気象台
		5m＜予想さ れる津波の最 大波の高さ≤ 10m	10m			
		3m＜予想さ れる津波の最 大波の高さ≤ 5m	5m			
津 波 警 報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで 1mを 超え、3m以下であ る場合	1m＜予想さ れる津波の最 大波の高さ≤ 3m	3m	高い	標高の低いところでは 津波が襲い、浸水被害 が発生する。人は津波 による流れに巻き込ま れる。 沿岸部や川沿いにいる 人はただちに高台や津 波避難ビルなど安全な 場所へ避難する。警報 が解除されるまで安全 な場所から離れない。	
津 波 注意報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで 0.2m	0.2m≤予想 される津波の 最大波の高さ	1m	—	海の中では人は速い流 れに巻き込まれ、また、 養殖いかだが流失し小	

	以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$\leq 1\text{m}$			型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	
--	---------------------------------	------------------	--	--	--	--

※津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

＜津波予報区＞



出典：気象庁資料

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生する場合や、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られた場合や、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これ震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、は わないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動く こともできず、飛ばされる	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるもの が多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れ

	こともある。		る。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。

6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱 5 強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。

また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。

鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

応急-A1-9

芦屋市災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条 例 第 16 号

注 平成 24 年 9 月 25 日条例第 33 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、芦屋市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 条例 33 ・ 一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(平 24 条例 33 ・ 一部改正)

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平 24 条例 33 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 20 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 33 号抄）

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行する。

応急-A1-10

芦屋市災害対策本部の組織に関する規則

昭和 42 年 9 月 1 日

規則 第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦屋市災害対策本部条例（昭和 38 年芦屋市条例第 16 号）第 4 条の規定に基づき、芦屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第 2 条 副本部長には、副市長、教育長、技監及び病院事業管理者を充てる。

(平 19 規則 23・平 21 規則 17・平 27 規則 44—2・一部改正)

(本部会議)

第 3 条 本部長、副本部長及び各部長で本部会議を構成する。

2 本部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

- (1) 被災者の救援、救助その他の民生安定に関すること。
- (2) 配置体制の決定に関すること。
- (3) 自衛隊への応援の要請に関すること。
- (4) 他市町への応援の要請に関すること。
- (5) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(本部の組織)

第 4 条 本部に次の部を設置する。

統括部

支援対策部

避難対策部

避難所管理部

建設部

上下水道部

消防部

2 各部に班を設置する。

3 必要あるときは、班にチームを置くことがある。

(平 19 規則 34・平 23 規則 1・平 27 規則 44—2・令 5 規則 77・一部改正)

(災害対応室)

第 5 条 風水害等により災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときに防災指令の発令を進言するため、災害対策室を設置する。

2 災害対応室は、統括部長、建設部長、上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認めた職員をもつて構成する。

(平 19 規則 34・平 23 規則 1・平 27 規則 44—2・一部改正、令 3 規則 70・令 5 規則 77・一部改正)

(部の職)

第 6 条 各部に部長を置く。

2 部の班に班長を置く。

3 各部に災害対策本部連絡員を置く。

4 部長は、部の業務を掌理し、本部長の決定した基本的な方針及び対策の範囲内において、部の業務に関し決定し、及び執行する。

5 災害対策本部連絡員は、各部長に直属し、本部との間における受命、報告及び部内の連絡調整に当たる。

6 前各項に掲げる以外の本部員は、直属上司の命を受けて分担業務の執行に当たる。

(平 20 規則 16・平 27 規則 44—2・一部改正)

(業務の分掌)

第 7 条 各部における業務の分掌は、おおむね次のとおりとする。

統括部

本部班

- (1) 本部の設置及び解散に関する事。
- (2) 防災指令の発令及び解除に関する事。
- (3) 本部会議の招集及び記録に関する事。
- (4) 災害対策全般の総括及び総合調整に関する事。
- (5) 各部に対する事務の緊急割当てに関する事。
- (6) 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事。
- (7) 自衛隊への連絡及び応援要請に関する事。
- (8) 災害放送の要請に関する事。
- (9) 本部長及び副本部長命令の連絡その他各部活動の調整に関する事。

情報分析班

災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測及び分析に関する事。

情報記録班

- (1) 気象及び被害状況の情報収集に関する事。
- (2) 各部の対策実施状況の把握に関する事。
- (3) 被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関する事。

広報・渉外班

- (1) 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事。
- (2) 災害情報及び避難指示等の広報宣伝に関する事。
- (3) 各種報道機関その他対外発表に関する事。
- (4) 各種報道機関との連絡に関する事。
- (5) 災害情報の提供に関する事。
- (6) 各災害対策部の対策実施状況、復旧実施状況の市民への情報提供に関する事。
- (7) 見舞者等の応接並びに義援金及び見舞金品の受付に関する事。
- (8) 災害地視察に関する事。

- (9) 議会との連絡その他渉外連絡に関すること。
- (10) 合同慰霊祭等の実施及び案内に関すること
- (11) 業務支援、義援金及び見舞金品の受領に伴う礼状の送付に関すること。

財政班

- (1) 災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。
- (2) 災害対策の財源措置に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 防災に関する資金前渡金並びに義援金及び見舞金の保管に関すること。

電話対応班

電話の応対及び交換に関すること。

庶務班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 職員の給食、医療等厚生に関すること。
- (3) 職員の出勤状況の把握及び各部間の職員の応援体制に関すること。
- (4) 国及び地方公共団体からの応援の受付及び配置に関すること。
- (5) 国及び地方公共団体の職員の派遣要請に関すること。
- (6) 応援及び派遣職員の執務環境及び健康管理に関すること。
- (7) その他他の部の所管に属さないこと。

受援班

- (1) 人員や物資のニーズ等の状況把握及びとりまとめに関すること。
- (2) 他自治体や民間企業及び団体等に対する人的支援、物的支援の要請に関すること。
- (3) 他自治体や民間企業及び団体等から支援の申出に係る当初の応答に関すること。
- (4) 支援受入れに係る各災害対策部、物資集配センター・各避難所との連絡調整に関すること。
- (5) ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
- (6) 各災害対策部又は各班、物資集配センター、各避難所及びボランティアセンターにおける応援の受入れ状況やニーズのとりまとめに関すること。
- (7) 応援受入れに関する対外的な情報発信に関すること。
- (8) 応援受入れに活用できる資源の調達・管理に関すること。

支援・救助班

- (1) 部内各班への応援に関すること。
- (2) 他部への応援に関すること。
- (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
- (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

支援対策部

ボランティア・生活相談班

- (1) ボランティアの受入れ及び配置に関すること。
- (2) ボランティアセンターの設置要請、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 災害相談に関すること。

物資調達班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 救援に必要な医薬品、生活必需品その他応急物資の調達及び配送に関すること。
- (3) 備蓄品及び調達品の管理に関すること。

衛生班

- (1) 感染症対策に関すること。
- (2) し尿の応急収集及び処理に関すること。
- (3) 仮設トイレの設置及び管理に関すること。
- (4) 入浴施設の設置の支援に関すること。

災害廃棄物処理班

- (1) 災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること。
- (2) じんかい等の応急処理に関すること。
- (3) 災害廃棄物に関する総合調整業務に関すること。

遺体安置班

- (1) 遺体安置所への収容及び安置に関すること。
- (2) 他市町での死亡者の遺体引取りに関すること。
- (3) 火葬に関すること。

支援・救助班

- (1) 部内各班への応援に関すること。
- (2) 他部への応援に関すること。
- (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
- (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

避難対策部

援護班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 要配慮者の安全確保及び援助に関すること。
- (3) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること。
- (4) 見舞金、弔慰金、災害援助金等の支給及び貸付けに関すること。
- (5) 義援金品の配分に関すること。
- (6) 罹災証明の発行に関すること。
- (7) 被災者の生活援護に関すること。
- (8) 避難誘導に関すること。
- (9) 高齢者の生活援助に関すること。

医療班

- (1) 被災者の医療に関すること。
- (2) 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること。
- (3) 市立芦屋病院との連携に関すること。

支援・救助班

- (1) 部内各班への応援に関すること。

- (2) 他部への応援に関すること。
- (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
- (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

避難所管理部

学校管理班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 避難所の開設及び撤収に関すること。
- (3) 収容避難者への対応及び調査に関すること。

避難所管理班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 避難所の開設及び撤収に関すること。
- (3) 収容避難者への対応及び調査に関すること。

支援・救助班

- (1) 部内各班への応援に関すること。
- (2) 他部への応援に関すること。
- (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
- (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

建設部

建設総務班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 部内各班活動の連絡調整に関すること。
- (3) 緊急車両及び緊急輸送路の指定に関すること。

応急仮設住宅班

- (1) 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む。）及び維持管理に関すること。
- (2) 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。
- (3) 応急仮設住宅入居者の相談等に関すること。
- (4) 応急仮設住宅入居者に係る他部署との連絡調整に関すること。

倒壊家屋解体撤去班

- (1) 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請受付及び相談に関すること。
- (2) 申請内容の審査及び調査に関すること。
- (3) 家屋解体撤去業務に係る連絡調整に関すること。
- (4) 家屋解体撤去に係る支払に関すること。

施設管理班

- (1) 応急仮設住宅の工事施工に関すること。
- (2) 市公共建物等の損壊の応急措置に関すること。
- (3) 市公共建物の被害状況の調査に関すること。
- (4) 本部警備及び公有財産の管理の統括に関すること。
- (5) 災害対策用車両等の調達及び配備に関すること。

現地情報班

- (1) 被害状況の現地調査に関すること。
- (2) 罹災証明に係る調査に関すること。
- (3) 道路・公園の被害調査に関すること。
- (4) 道路・公園の応急措置に関すること。
- (5) 家屋損壊に伴う建築物の応急危険度判定に関すること。
- (6) 被災建築物応急危険度判定士の受入れに関すること。
- (7) 被災を受けた擁壁・法面等を含む建築物の敷地等の危険度判定に関すること。
- (8) 被災宅地危険度判定士の受入れに関すること。
- (9) 被災家屋の被害程度判定に関すること。
- (10) 家屋被害認定士の受入れに関すること。
- (11) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の調査に関すること。

支援・救助班

- (1) 部内各班への応援に関すること。
- (2) 他部への応援に関すること。
- (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
- (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

上下水道部

水道班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 応急措置用資機材の調達及び配備に関すること。
- (3) 他機関の応援要請に関すること。
- (4) 水道施設の防護及び応急復旧に関すること。
- (5) 応急給水に関すること。
- (6) 応急作業の業者委託に関すること。

下水道班

- (1) 下水道の被害調査に関すること。
- (2) 下水道の応急措置に関すること。

下水処理場班

- (1) 下水処理場の管理運営及び修理工事に関すること。
- (2) ポンプ場の管理運営及び修理工事に関すること。

支援・救助班

- (1) 部内各班への応援に関すること。
- (2) 他部への応援に関すること。
- (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
- (5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

消防部

指揮本部班・警防班・救急班・救助班

- (1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 震災、水害、火災等の警備、防御及び被害調査に関すること。
- (3) 警報に関すること。
- (4) 災害用資機材の整備及び管理に関すること。
- (5) 救急救助活動に関すること。
- (6) 災害対策本部設置に伴う統括部本部班の支援に関すること。
- (7) 被災者の救出及び搬送に関すること。
- (8) 被災者の捜索及び収容活動に関すること。

各部共通

- (1) 部内の災害応急対策計画の策定に関すること。
- (2) 部内各班間の職員の応援体制に関すること。
- (3) 部所管に係る施設等の被害調査に関すること。

- 2 部の編成は、別表のとおりとする。ただし、本部長が必要と認めたときは、事務分掌の一部を臨時に変更することがある。
- 3 家屋被害認定士、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する者については、その属する部の業務にかかわらず、当該資格に関する業務を優先して行うものとする。

(平 27 規則 44—2・全改、令 3 規則 70・令 5 規則 77・令 6 規則 66 一部改正)

(緊急本部員)

第 8 条 勤務時間外に災害が発生し、本部長及び副本部長が発災後、直ちに出勤できない場合で、かつ、本部の組織的な運営ができない場合は、本部会議開催等の本部の組織的運営が可能になるまでの間、次の事項について、緊急本部員が必要な指揮及び判断を行う。

- (1) 動員配備指令の確認に関すること。
- (2) 気象及び被害状況の情報等の収集の指揮に関すること。
- (3) 初動活動方針の決定に関すること。
- (4) 救護班の派遣に関すること。
- (5) 避難所の開設に関すること。
- (6) 避難指示に関すること。
- (7) 災害対策本部の設置に関すること。
- (8) 広域応援の要請に関すること。
- (9) 自衛隊派遣の要請に関すること。
- (10) その他災害に関し緊急を要すること。

- 2 前項に定める緊急本部員は、次に掲げる者のうち、半径 10 キロメートル以内に居住する者を充てる。

- (1) 統括部長
- (2) 支援対策部長
- (3) 避難対策部長
- (4) 避難所管理部長

- (5) 建設部長
- (6) 上下水道部長
- (7) 消防部長

(平 19 規則 34・平 23 規則 1・平 27 規則 44—2・令 3 規則 70・令 5 規則 77・一部改正)

(本部の設置及び配備体制等)

第9条 本部の設置及び配備体制は、次の基準のとおりとする。

- (1) 地震により災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

基準	本部等の設置	配備体制
ア 気象庁が発表する「芦屋市」「神戸市東灘区」又は「西宮市」のいずれかにおける震度が4又は5弱のとき。 イ 津波予報区兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表され、芦屋市に被害の発生が見込まれるとき。 ウ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に基づく警戒宣言が発令されたとき。	災害警戒本部の設置	第1号配備体制 (第2初動要員以内の課長級以上の職員及び消防部の全職員をもつて防災に当たる体制)
ア 気象庁が発表する「芦屋市」「神戸市東灘区」又は「西宮市」のいずれかにおける震度が5強のとき。 イ 津波予報区兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき。 ウ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発令され、市域に相当な影響が予想されるとき。	本部の設置	第2号配備体制 (第2初動要員以内の全職員及び消防部の全職員をもつて防災に当たる体制)
ア 気象庁が発表する「芦屋市」「神戸市東灘区」又は「西宮市」のいずれかにおける震度が6弱以上のとき。	本部の設置	第3号配備体制 (全職員をもつて防災に当たる体制)

(注)

- 1 第2初動要員とは、半径10キロメートル以内に居住する職員をいう。
- 2 災害警戒本部は、本部を設置するに至らない小規模の災害が発生したとき、又は災害の発生が予想されるとき、副市長を本部長とし、本部の組織に準じた体制で対処する(次号において同じ。)

- (2) 風水害等により災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

基準	本部等の設置	配備体制
ア 各種警報により、市域に影響が予想されるとき。 イ 台風情報が発表され、市域に影響が予想されるとき。	災害警戒本部の設置	第1号配備体制 (部長が必要と認めた少人数をもつて防災に当たる体制)

ウ 集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。 エ 市内河川（芦屋川）が氾濫注意水位（1.1m）に達し、更に上昇のおそれがあるとき。 オ 高潮により、T.P.（東京湾平均海面）+2.2m に達し、更に上昇のおそれがあるとき。		
ア 各種警報により、市域に甚大な影響が予想されるとき。 イ 台風情報が発表され、市域に甚大な影響が予想されるとき。 ウ 集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。 エ 市内河川（芦屋川）が避難判断水位（1.4m）に達し、更に上昇のおそれがあるとき。 オ 異常潮位又は高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。	本部の設置	第2号配備体制 （職員の半数をもつて防災に当たる体制）
ア 台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。 イ 市内河川（芦屋川）が氾濫危険水位（1.7m）に達し、更に上昇のおそれがあるとき。 ウ 異常潮位又は高潮により、市域全般にわたる災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。	本部の設置	第3号配備体制 （全職員をもつて防災に当たる体制）

- 2 本部長は、防災活動の終息の度合いに応じて、上記配備体制を変更するものとする。
- 3 防災活動の終息に伴い、本部長は、平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務処理をさせるものとする。

（平 17 規則 2・平 19 規則 23・平 20 規則 16・平 23 規則 1・平 30 規則 52・令 6 規則 66・一部改正）

（組織運営の基準）

第 10 条 本部員は、上司の命に従い、他の職と協力して自らの職務を沈着、冷静かつ果断に執行しなければならない。

- 2 本部員は、職務執行に関して生じた異例の事案については、直ちに直属上司に報告し、その指示を求めなければならない。

- 3 各部長は、本部長の命により他の部に対し人員の増援を行うほか、状況又は活動の重点に応じて所管の班相互間において人員の配置換え及び協助を行い、業務の効率的執行を図らなければならない。

(平 19 規則 34・平 20 規則 16・平 27 規則 44—2・一部改正)

(分置する対策組織等)

第 11 条 教育委員会及び市立芦屋病院の災害対策の組織に関しては、それぞれ別に定めるものとする。

- 2 教育長及び病院事業管理者は、分置する各災害対策部の組織をそれぞれ掌理する。
- 3 本部長は、必要に応じ、前項の各災害対策部の組織に属する人員を本部組織に編入し、又は臨時若しくは緊急に業務の応援を命ずることがある。

(平 20 規則 16・平 27 規則 44—2・一部改正)

(補則)

第 12 条 この規則に定めるほか、本部組織に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 43 年 8 月 10 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 44 年 6 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 47 年 8 月 5 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 49 年 6 月 23 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 53 年 6 月 1 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 58 年 5 月 28 日規則第 11 号)

この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 10 月 1 日規則第 43 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 4 月 1 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月 6 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の芦屋市災害対策本部の組織に関する規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 10 月 1 日規則第 52 号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第31号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第24号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第22号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第40号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第30号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第20号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日規則第44号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月25日規則第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年2月27日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第20号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号抄）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第34号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第16号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月1日規則第1号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日規則第 35 号）

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 1 日規則第 36 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 1 日規則第 44—2 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 9 月 25 日規則第 52 号）

この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

付 則（令和 3 年 5 月 20 日規則第 70 号）

この規則は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日規則第 77 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 9 日規則第 95 号）

この規則は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 1 日規則第 109 号）

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日規則第 66 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

（平 27 規則 44—2・全改、平 30 規則 52・一部改正、令 3 規則 70・令 5 規則 77・令 5 規則 95・令 5 規則 109・令 6 規則 66・一部改正）

芦屋市災害対策本部組織編成表

部名	担当部長等	班名	構成課等
統括部	都市政策部参事 （都市基盤担当部長） 副 総務部長 副 企画部長	本部班 情報分析班 情報記録班 広報・渉外班 財政班 電話対応班 庶務班 受援班 支援・救助班	防災安全課 秘書・広報課 政策推進課 DX 行革推進課 国際文化推進課国際交流係 総務課文書統計係 法務コンプライアンス課 人事課 契約検査課 財政課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局
支援対策部	市民生活部長 副 企画部長	物資調達班 ボランティア・生活 相談班 衛生班 災害廃棄物処理班 遺体安置班 支援・救助班	市民参画・協働推進課 市民課 保険課 地域経済振興課 環境課 収集事業課 環境施設課

第3部 災害応急対策計画

避難対策部	こども福祉部長 副 こども福祉部参事 (こども家庭担当部長)	援護班 医療班 支援・救助班	監査指導課 地域福祉課 生活援護課 障がい福祉課 高齢介護課 子ども政策課 ほいく課 こども園・保育所 こども家庭・保健センター
避難所管理部	教育部長 副 会計管理者 副 教育部参事(学校教育担当部長) 副 企画部長	避難所管理班 学校管理班 支援・救助班	国際文化推進課文化推進係 スポーツ推進課 市民センター 公民館 図書館 人権・男女共生課 上宮川文化センター 隣保館 児童センター 社会教育推進課 青少年育成課 会計課 管理課 教職員課 学校教育課 学校支援課 保健安全・特別支援教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 幼稚園・小学校・中学校に勤務する者(教育委員会災害対策部担当者を除く。)
建設部	都市政策部長 副 総務部長	建設総務班 応急仮設住宅班 施設管理班 倒壊家屋解体撤去班 現地情報班 支援・救助班	総務課総務係 課税課 債権管理課 都市政策課 まちづくり課 建築住宅課 建築課 都市整備課 道路・公園課 基盤整備課
上下水道部	上下水道部長 副 水道業務課長	水道班 下水道班 下水処理場班 支援・救助班	水道管理課 水道業務課 水道工務課 下水道課 下水処理場
消防部	消防長 副 消防署長	指揮本部班 警防班 救急班 救助班	総務課 警防課 指令課 救急課 予防課 消防署

応急 A1-11

関係機関一覧

(令和6年4月1日時点)

	連絡先	電話番号	ファクシミリ
(1)	災害対策本部	0797-38-2099	
(2)	芦屋警察署	0797-23-0110	0797-22-8660
(3)	県民センター (時間内) (時間外)	06-6481-7641 06-6481-8072	06-6483-3664
	県庁 災害対策本部設置時 〔災害対策課〕	078-362-9988	078-362-9911
(4)	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	078-393-9440	078-326-7363
	関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所 (平日・夜間・休日)	0800-777-3081	06-7509-0118
	大阪ガスネットワーク株式会社 (ガス洩れ)	0120-7-19424	0120-6-19424
(5)	自衛隊 第36普通科連隊	072-782-0001 (伊丹) (代) 内線 4031 (夜間) 内線 4004	
	第3特科連隊	0792-22-4001 (姫路)	
(6)	西宮海上保安署	0798-22-7070	0798-22-7071
(7)	六甲砂防事務所	078-851-0535	078-851-0828
(8)	県六甲治山事務所	078-742-8431	078-734-6021
(9)	県西宮土木事務所	0798-39-6131	0798-34-2868
(10)	県尼崎港管理事務所	06-6412-1361	06-6413-1090
(11)	芦屋市医師会	0797-32-2000	0797-32-2007
(12)	芦屋市薬剤師会	0797-26-6022	0797-34-1272
(13)	芦屋市歯科医師会	0797-23-6471	
(14)	西日本旅客鉄道株式会社 芦屋駅	0797-22-2855	
	阪急電鉄株式会社 神戸三宮駅 芦屋川駅	06-6373-5205	
	阪神電気鉄道株式会社 芦屋駅 甲子園駅	06-6457-2257 0798-48-1500	
	阪急バス株式会社	0797-31-1121	0797-34-3941
	芦有ドライブウェイ株式会社	0797-38-0001	0797-38-0003
(15)	県芦屋健康福祉事務所	0797-32-0707	0797-38-1340

応急-A1-12

通知の方法

通知、公表先	通知、公表の手段	担 当 班
各 災 害 対 策 部	庁内放送、本部会議、本部連絡員	統括部本部班
県 知 事	衛星ネットワーク、電話	統括部本部班
阪 神 南 地 方 本 部	衛星ネットワーク、電話	統括部本部班
報 道 機 関	FAX、口頭又は文書（記者クラブを通じて）	統括部広報・渉外班
市 民	報道機関を通じて	統括部広報・渉外班

応急-A1-13

第1回災害対策本部会議における協議・決定事項

協議・決定項目	
ア	被害状況の把握に関すること
	☐ 災害（地震等）の概要確認
	☐ 被害状況の確認
	☐ 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認
イ	災害応急対策の基本方針に関すること
	☐ 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
	☐ 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）
	☐ 負傷者応急救護対策 （医療スタッフ及び救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等） ☐
	☐ 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあっせん手配等）
	☐ 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
	☐ 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
	☐ 輸送対策 （道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）
	☐ ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
ウ	動員配備体制に関すること
	☐ 職員参集状況の確認
エ	各災害対策部間調整事項に関すること
	☐ 各災害対策部・班による協議・決定についての指示
オ	避難指示等及び警戒区域の設定に関すること
	☐ 記者会見及び市民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線の活用）
カ	自衛隊災害派遣要請に関すること
	☐ 自衛隊への派遣（準備）要請
キ	他市町への応援要請に関すること
	☐ 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認
ク	県及び関係機関との連絡調整に関すること
	☐ 関係機関への連絡についての指示
	☐ 県災害対策本部及び阪神南地方本部の設置状況の確認
	☐ 県災害対策本部、阪神南地方本部への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
	☐ 緊急消防援助隊の派遣要請
ケ	災害救助法適用要請に関すること
	☐ 災害救助法の適用について
コ	激甚災害の指定の要請に関すること
	☐ 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
サ	その他災害応急対策の実施及び調整に関すること
	☐ 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
	☐ 第2回災害対策本部会議の開催予定

応急 A1-14

近隣市町の連絡先

(令和6年4月1日時点)

相手 市町	連絡先	NTT 回線		衛星電話	
		電 話	FAX	電 話	FAX
尼 崎 市	危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課	06-6489-6165	06-6489-6166	7-202-52	7-202-61
	消防局情報指令課	06-6481-0119	06-6482-1995	7-753-43	7-753-62
西 宮 市	総務局 危機管理室 防災危機管理課	0798-35-3626	0798-36-1990	7-204-52	7-204-61
	消防局指令課	0798-26-0119	0798-36-2460	7-755-42	7-755-62
伊 丹 市	総務部危機管理室	072-784-8166	072-784-8172	7-207-52	7-207-61
	消防局情報管理課	072-783-0123	072-783-5578	7-757-43	7-757-62
宝 塚 市	都市安全部 危機管理室 総合防災課	0797-77-2078	0797-77-2102	7-214-52	7-214-61
	消防本部 情報管制課	0797-73-1141	0797-73-0199	7-762-43	7-762-62
川 西 市	総務部危機管理課	072-740-1145	072-740-1320	7-217-52	7-217-61
	消防本部通信室	072-759-0119	072-757-3379	7-765-44	7-765-62
三 田 市	危機管理課	079-559-5057	079-559-1254	7-219-52	7-219-61
	消防本部消防課	079-564-0119	079-563-1230	7-767-43	7-767-62
猪名川町	企画総務部 生活安全課	072-766-8703	072-767-7260	7-301-52	7-301-61
	消防本部	072-766-0119	072-766-1216	7-769-43	7-769-62
神 戸 市	危機管理室	078-322-6456	078-322-6031	7-100-52	7-100-61
	消防局警防部 指令課	078-333-0119	078-325-8529	7-100-42	7-100-62

応急 A1-15

災害対策関係機関一覧表

	機 関 名	所 在 地	郵便番号
兵庫 県	兵 庫 県 庁	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	650-8567
	災害対策本部室情報センター班	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	650-8567
	企画県民部災害対策局災害対策課	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	650-8567
	警 察 本 部	神戸市中央区下山手通 5 丁目 4-1	650-8510
	芦 屋 警 察 署	芦 屋 市 公 光 町 6 - 7	659-0065
	芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)	芦 屋 市 公 光 町 1 - 2 3	659-0065
	西 宮 土 木 事 務 所	西 宮 市 櫛 塚 町 2 - 2 8	662-0854
	尼 崎 港 管 理 事 務 所	尼 崎 市 道 意 町 7 - 2 1	660-0083
	六 甲 治 山 事 務 所	神戸市長田区浪松町 3-2-5	653-0055
行政 機関	阪 神 南 県 民 セ ン タ ー	尼崎市東難波町 5 丁目 21 番 8 号	660-8588
	六 甲 砂 防 事 務 所	神戸市東灘区住吉東町 3 丁目 13-15	658-0052
	神 戸 地 方 気 象 台	神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-3 神 戸 防 災 合 同 庁 舎	651-0073
	神 戸 海 上 保 安 部	神戸市中央区波止場町 1-1	650-0042
公共 機関 他	西 宮 海 上 保 安 署	西 宮 市 浜 町 7 - 3 5	662-0942
	日 本 赤 十 字 社 兵 庫 県 支 部	神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-5	651-0073
	J R 西 日 本 芦 屋 駅	芦 屋 市 船 戸 町 1 - 3 0	659-0093
	西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	650-0024
		N T T 神 戸 中 央 ビ ル 1 6 階	
	関西電力送配電(株)阪神配電営業所	尼崎市西長洲町 2 丁目 33-60	660-8558
	大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部	神戸市中央区港島中町 4-5-3	650-0046
	芦 屋 市 医 師 会	芦 屋 市 公 光 町 5 - 2 1	659-0065
	芦 有 ド ラ イ ブ ウ ェ イ (株)	芦 屋 市 奥 池 南 町 3 4 - 1	659-0004
自 衛 隊	大阪広域生コンクリート協同組合	大阪市中央区瓦町 2 丁目 4-7	541-0048
	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	伊 丹 市 下 河 原 2 - 2 - 1 3	664-0832
	第 3 師 団 司 令 部	伊 丹 市 広 畑 1 - 1	664-0014
	第 3 特 科 連 隊	姫 路 市 峰 南 町 1 - 7 0	670-0881
	陸上自衛隊中部方面総監部	伊 丹 市 緑 ヶ 丘 7 丁 目 1 - 1	664-0012
	第 3 6 普 通 科 連 隊 (第 3 科)	伊 丹 市 緑 ヶ 丘 7 丁 目 1 - 1	664-0012

市町	芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課	芦屋市精道町 7 - 6	659-8501
	芦屋市消防本部	芦屋市精道町 8 - 2 6	659-0064
	神戸市危機管理室	神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1	650-8570
	神戸市東灘区役所	神戸市東灘区住吉東町 2-3-28	658-8570
	西宮市総務局危機管理室災害対策課	西宮市六湛寺町 1 0 - 3	662-8567
	尼崎市危機管理安全局危機管理安全部災害対策課	尼崎市七松町 1 丁目 2 3 - 1	660-8501
	伊丹市総務部危機管理室	伊丹市千僧 1 丁目 1	664-8503
	宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課	宝塚市東洋町 1 - 1	665-8665
	川西市総務部危機管理課	川西市中央町 1 2 番 1	666-8501
	三田市危機管理課	三田市三輪 2 丁目 1 - 1	669-1595
	猪名川町企画総務部総務課危機管理室	猪名川町上野字北畑 1 1 の 1	666-0292

	機 関 名	所 在 地	郵便番号
報道機関	朝日新聞阪神支局	西宮市与古道町 1 - 1	662-0917
	毎日新聞阪神支局	尼崎市東難波町 5 - 1 6 - 2 9	660-0892
	神戸新聞阪神支局	西宮市和上町 6 - 2 5	662-0971
	読売新聞阪神支局	尼崎市東灘波町 5 - 1 9 - 1 0	660-0892
	産経新聞阪神支局	西宮市六湛寺町 9 - 1 1	662-0918
	N H K 神戸放送局	神戸市中央区中山手通 2-24-7	650-8515
	ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5-7	650-8580
	サンテレビ	神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 1	650-0046

応急 A1-16

ヘリコプター臨時離着陸場

	臨時離着陸場	所 在 地	備 考
(1)	宝殿ゲート南	芦屋市奥山 1-42	所有者 芦有ドライブウェイ (株)
(2)	奥池遊びの広場	芦屋市奥池南町 1-230	所有者 芦有ドライブウェイ (株)
(3)	芦屋市中央公園野球場	芦屋市若葉町 1-1	
(4)	ミラタツパーク芦屋 (総合公園)	芦屋市陽光町 10	

応急 A1-17

県フェニックス防災システムと衛星ネットワークシステムの連絡先

内 容	衛星電話	衛星 FAX
県フェニックス防災システムの操作は、基本的には防災安全課職員が行うので、操作方法は指示があったときに説明がある。	市役所 87-151-5870	市役所 87-151-6380 87-151-6381
県フェニックス防災システムは、防災安全課と消防本部に設置されている。		

応急-A1-18

〔参考〕 兵庫地区非常無線通信経路計画

(兵庫県地域防災計画より抜粋)

非常時に、電波法第 52 条及び第 74 条、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、水防法第 27 条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して、各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路を構成したものである。

- 1 警察通信設備
- 2 海上保安庁通信設備
- 3 国土交通省通信設備
- 4 気象庁通信設備
- 5 法務省無線通信設備
- 6 NTT 無線通信設備
- 7 JR 通信設備
- 8 県無線通信設備
- 9 市町無線通信設備（消防無線を含む）
- 10 西日本高速道路(株)無線通信設備
- 11 関西電力送配電通信設備
- 12 大阪ガス無線通信設備
- 13 各私鉄通信設備
- 14 KDDI 無線通信設備
- 15 ソフトバンクテレコム通信設備
- 15 ソフトバンクモバイル無線通信設備
- 17 日本通運無線通信設備
- 18 各漁業無線局
- 19 アマチュア無線局
- 20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
- 21各タクシー会社の無線通信設備

＜芦屋・県庁間の非常通信経路＞

区 間	総合信 頼度	市役所 からの 距離	(発着信局) 非常通信経路 (局) (発着信)	県庁ま での距 離
芦屋市 ↔ 県庁	A	-	芦屋市役所——県 庁 【地星】	—
	A	隣接	芦屋市消防本部——県 庁 【地星】	—
	A	0.3 km	芦屋警察署——警察本部	0.1km
	A	1.2 km	JR 芦屋駅~~~~~JR 元町駅	0.4km

凡例 記号 ——無線区間 ~~~有線区間 ——~~~有無線混在区間

応急-A1-19

兵庫衛星通信ネットワークの電話番号及び操作説明書

(令和2年4月1日現在)

かけ方

●● (□□□) △△△ ××××

(自局衛星回線選択番号) (※都道府県番号) (相手先地球局番号) (内線番号)

庁舎・衛星回線選択番号	地球局 番 号	内線番号	
		TEL	FAX
兵庫県庁 87	151		
県庁交換台		2000	
ネットワーク管理室(衛星)		6860/6861	6876
ネットワーク管理室(フェリックス)		5805～5807	6891
防災情報室		3151	6380/6381
災害対策課防災・危機管理班		3140	6380/6381
災害対策本部事務局			
指揮者		5332	
本部会議班		5330	
情報整理班		5343	
情報収集班		5367	
調整支援班(自衛隊)		5364	
調整支援班(消防)		5370	
調整支援班(警察)		5345	
調整支援班(道路)		5360	
被害者対策班		5363	
広報班		5337	
県民窓口班		3141	
河川整備課防災班		4419	6722
河川整備課水防本部		4415	6893
砂防課災害係		4467	6681
道路保全課管理係		4395	6678
港湾課整備班		4452	6680
尼崎庁舎 89	171		
尼崎庁舎交換台		1200	
阪神南県民センター県民交流室		511/512	611
宝塚総合庁舎 7	278		
宝塚総合庁舎交換台		1200	
阪神北県民局総務企画室		1221/1223	630
宝塚土木事務所		521～523	637
加古川庁舎 7	172		
加古川庁舎交換台		1200	
東播磨県民局総務企画室		511/512	630
加古川土木事務所		521～523	637
社庁舎 7	185		
社庁舎交換台		1200	
北播磨県民局総務企画室		1204/1216	630
加東土木事務所		433/515/531	637
姫路庁舎 7	173		
姫路庁舎交換台		1200	
中播磨県民センター県民交流室		511/512	611
姫路土木事務所		521～523	637
上郡庁舎 7	189		
上郡庁舎交換台		1200	
西播磨県民局総務企画室		1124/1125	630
光都土木事務所		521～523	637
西播磨広域防災拠点		410～417, 420 ～422, 430, 450	460
豊岡庁舎 7	174		
豊岡庁舎交換台	～	1200	
但馬県民局総務企画室		511/512	630
豊岡土木事務所		521～523	637
但馬広域防災拠点		540	540
柏原庁舎 7	175		
柏原庁舎交換台		1200	
丹波県民局県民交流室		511/512	630
丹波土木事務所		521～523	637
洲本庁舎 7	176		
洲本庁舎交換台		1200	
淡路県民局総務企画室		511/512	630
洲本土木事務所		521～523	637

庁舎・衛星回線選択番号	地球局 番 号	内線番号	
		TEL	FAX
西神戸庁舎 7	181		
西神戸庁舎交換台		1200	
神戸土木事務所		521～523	637
西宮庁舎 78	182		
西宮庁舎交換台		1200	
西宮土木事務所		521/522	637
伊丹庁舎 7	183		
伊丹庁舎交換台		1200	
伊丹業務所		523	637
三田庁舎 78	184		
三田庁舎交換台		1200	
三田業務所		521～523	630
龍野庁舎 7	188		
龍野土木事務所		521～523	637
篠山庁舎 7	192		
篠山業務所		521～523	637
三木庁舎 7	186		
三木業務所		521～523	637
福崎庁舎 7	187		
福崎事業所		521～523	637
養父庁舎 7	190		
養父土木事務所		521～523	637
単独庁舎等 7			
新温泉土木事務所	191	521～523	621
尼崎港管理事務所	271	521～523	
姫路港管理事務所	272	521～523	637
神戸土木有野水防ステーション	277	521～523	637
加東土木事務所多可事業所	273	521～523/245	637
加東土木事務所加西業務所	279	521～523/245	637
加古川土木事務所明石業務所	274	521～523	637
瀧野土木事務所災害事業所	275	521～523	637
光都土木事務所作用事業所	276	521～523	
養父土木事務所朝来業務所	280	521～523	637
豊岡土木事務所但東業務所	281	521～523	637
新温泉土木事務所香美業務所	282	521～523	621
青野ダム管理所	291	521～523	
生野ダム管理所	292	521～523	
菅生ダム管理所	293	521～523	
引原ダム管理所	294	521～523	621
安富ダム管理所	295	521～523	
広域防災センター	152	511/512	611
災害医療センター	283	541	641
兵庫県東京事務所	048-300	9-3608	9-3609
防災関係機関 7			
第五管区海上保安本部	981	33	61
神戸地方気象台	982	33	61
陸上自衛隊第3特科隊	984	31～33	61
陸上自衛隊第3師団	985	32/33	61
日本赤十字社兵庫県支部	986	33	61
NHK神戸放送局	987	33	61
(株)ラジオ関西	988	33	61
(株)サンテレビジョン	989	33	61
(株)Kiss-FM KOBE	990	33	61
総務省消防庁	048-500		
防災課		9043121	9049030
応急対策室		9043421	9049033
防災情報室		9043521	9049034

県民局土木事務所等の県機関は地上系多重回線での接続となる。

庁舎・衛星回線選択番号	地球局	内線番号	
	番 号	TEL	FAX
市 町			
神戸市	100	53	61
姫路市	201	12200	61
尼崎市	202	52	61
明石市	203	2409,2880	5402
西宮市	204	52	61
洲本市	205	52	61
芦屋市	206	53	61
伊丹市	207	52	61
相生市	208	52	61
豊岡市	209	52	61
加古川市	210	52	61
たつの市	211	53	61
赤穂市	212	2000	2004
西脇市	213	52	61
宝塚市	214	52	61
三木市	215	2425	5414
吉川支所	321	52	61
高砂市	216	52	61
川西市	217	52	61
小野市	218	52	61
三田市	219	52	61
加西市	220	52	61
篠山市	661	391	390
西紀支所	664	52	61
丹南支所	665	52	61
今田支所	666	52	61
猪名川町	301	52	61
加東市	341	52	61
多可町	361	52	61
稲美町	381	52	61
播磨町	382	52	61
市川町	442	52	61
福崎町	443	52	61
神河町	445	521	621
太子町	464	53	61
上郡町	481	51	61
佐用町	501	276	260
宍粟市	521	52	61
香美町	543	52	61
新温泉町	582	53	61
養父市	601	52	61
朝来市	622	52	61
淡路市	681	55	65
南あわじ市中央庁舎	703	55	65

庁舎・衛星回線選択番号	地球局	内線番号	
	番 号	TEL	FAX
消 防 本 部 等			
神戸市消防局	100	42	62
姫路市消防局	201	42	62
尼崎市消防局	753	43	62
明石市消防本部	754	42	62
西宮市消防局	755	42	62
芦屋市消防本部	206	43	62
伊丹市消防局	757	43	62
豊岡市消防本部	929	43	62
加古川市消防本部	759	44	62
赤穂市消防本部	761	43	62
宝塚市消防本部	762	43	62
三木市消防本部	763	43	62
高砂市消防本部	764	41	62
川西市消防本部	765	44	62
小野市消防本部	218	42	62
三田市消防本部	767	43	62
篠山市消防本部	871	43	62
丹波市消防本部	911	42	62
猪名川町消防本部	769	243	260
淡路広域消防(事)消防本部	906	43	62
美方広域消防本部	928	42	62
北はりま消防組合加西消防署	768	44	62
北はりま消防本部加東消防署	891	43	62
北はりま消防組合西脇消防署	920	43	62
西はりま消防組合相生消防署	208	42	62
西はりま消防組合宍粟消防署	918	42	62
西はりま消防組合たつの消防署	211	43	62
西はりま消防組合佐用消防署	858	43	62
南但消防本部養父郡消防署	864	42	62
南但消防本部朝来消防署	914	43	62
自 治 体 衛 星 通 信 機 構			
機構本部	048-300	100	101
山口管制局	048	100	110
美唄管制局	-	-	-
宇 宙 通 信 株 式 会 社			
茨城管制局(SPE)			

兵庫県衛星通信ネットワーク操作説明書

1 防災電話のかけ方

- (1) 受話器をあげる
- (2) 相手先をダイヤルする

7 ———— ××× ———— ××××
 (衛星特番) (地球局番号) (衛星番号)

- * 衛星特番は"0" 発信の代わり
- * 県外発信時は、衛星特番の後に都道府県番号が必要
- * 電話番号簿にホットライン表示の電話機は、県庁の設定操作により県庁災対本部とホットラインとなる

2 防災ファクシミリの使い方

- (1) 原稿を裏向きにセットする
- (2) 相手先をダイヤルする

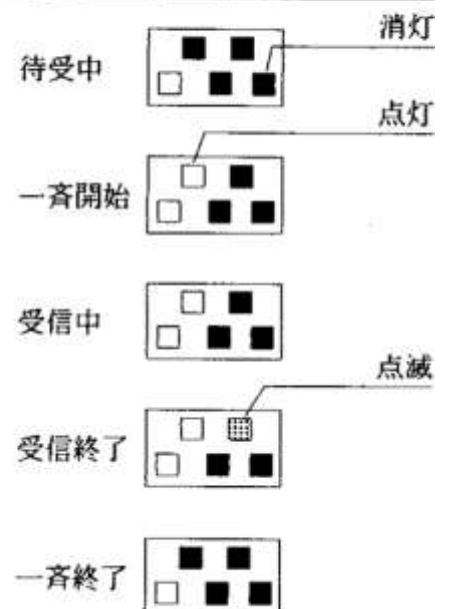
7 ———— ××× ———— ××××
 (衛星特番) (地球局番号) (衛星番号)

- * 衛星特番は"0" 発信の代わり
- * 県外発信時は、衛星特番の後に都道府県番号が必要

- (3) 「スタートボタン」を押す

3 一斉ファクシミリの受令方法

- (1) 一斉受信が開始されると、リモート操作部の一斉LEDが点灯し、スピーカが3秒間鳴動する。
- (2) 一斉受信が終了すると、受確LEDが点滅し、スピーカが断続的に鳴動する。鳴らない場合は、(3)の操作は不要。
- (3) ファクシミリ受信画を確認し、"良" または "不良" スイッチを押す。

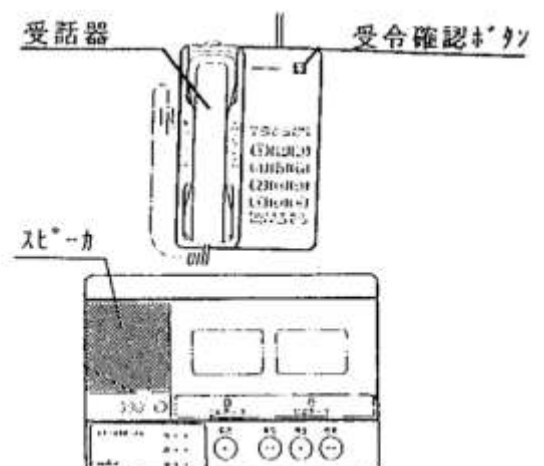


4 音声一斉の受令方法

- (1) 呼出音が鳴動
- (2) 受話器をあげると、通報メッセージが聞こえる。
- (3) 音声一斉通報確認後、電話機右上の"受令確認ボタン"を押下する。

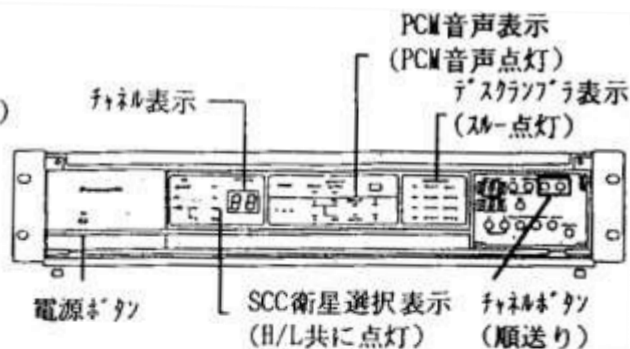
(自動録音装置)

- (1) 音声一斉指令内容を自動録音し、スピーカで再生する。
- (2) "再生" ボタンを押すとテープを自動的に全部巻戻し、再生しスピーカから拡声する。



5 チューナ

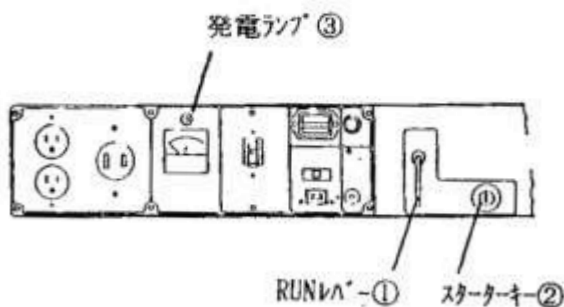
- (1) 操作部のチャンネルボタンを操作する
- (2) 衛星選択表示 “SCC” (H/Lとも)
PCM音声表示 “PCM音声”
デスクランブラ表示 “スルー”
に設定



6 発電発電機

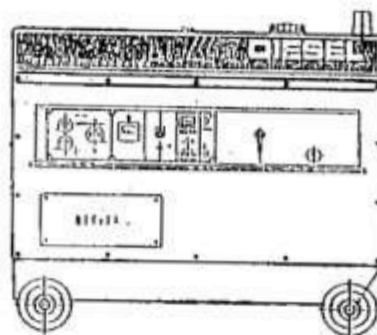
(起動)

- (1) RUNレバー①をRUN側に入れる
 - (2) スタートキー②を回す
 - (3) エンジンを起動し、発電ランプ③が点灯することを確認。
 - (4) 切替えスイッチボックス内のナイフスイッチを発電機側に入れる
- *切替えスイッチボックスは、発電機庫の外側箱



(停止)

- (1) 切替えスイッチボックス内のナイフスイッチを商用側に入れる
- (2) スタートキー②をOFFにする
- (3) エンジンが停止し、RUNレバー①が戻る



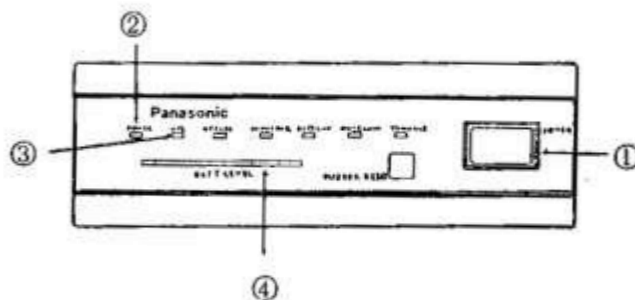
7 UPS (非常用バッテリー)

(通常時)

- (1) BATT. LEVEL表示が正常であること
- (2) POWER②、UPS③のLEDが点灯

(電源停止時)

- (1) 電源が停止すれば、INPUT FAIL点灯し、自動的にバッテリーから電源を供給する(10分間)

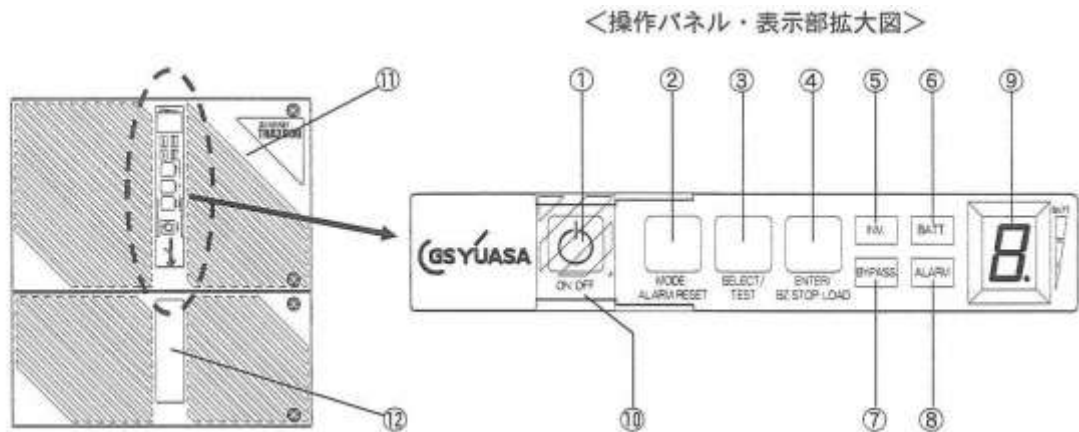


- | | |
|--------------|-----------|
| ①POWER SW | 運転停止スイッチ |
| ②POWER | 通常時点灯 |
| ③UPS | // |
| ④BATT. LEVEL | 蓄電池の電圧を表示 |

8 連絡先 県庁ネットワーク管理室

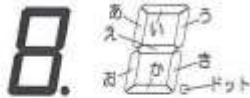
TEL (衛星) 87-151-6882
(NTT) 078-362-9884

装置配置図・機能表（正面）



②③④の3個のボタン表示上段の (MODE) (SELECT) (ENTER) は機能設定変更時の操作内容を示します。下段の (ALARM RESET) (TEST) (BZ STOP/LOAD) は通常時の操作内容を示します。

No	名称および表示	機能
①	運転/停止ボタン (ON/OFF)	UPS の運転/停止ボタンです。 1 秒押下で出力運転し、2 秒押下で出力停止します。
②	モード切替/リセットボタン (MODE/ALARM RESET)	モードの切替ボタンおよびアラーム時のリセットボタンです。 通常運転時に 4 秒押下で、状態表示 LED がバッテリー寿命残年数を 2 秒間表示した後、ユーザー設定変更モードに入ります(※)。 設定変更モード中は 0.5 秒毎押下で通常運転状態に戻ります。 バッテリー寿命を除くアラーム中は 2 秒間押下でアラームをリセットします。 (注) バッテリー寿命を除くアラーム中はリセットしないと設定変更モードに入れません。 バッテリー寿命アラーム中は 4 秒間押下で設定変更モードに入ります。
③	機能選択/テストボタン (SELECT/TEST)	通常運転時の押下中は、全 LED およびブザーのテストを行います。4 秒以上押下すると手動バッテリーテストに入ります。 設定変更モードでは 0.5 秒間押下で機能選択ボタンとして機能します。
④	決定/ブザー停止/容量ボタン (ENTER/BZ STOP/LOAD)	設定変更モード時は決定ボタン、ブザー鳴動時はブザー停止ボタン、通常運転時は負荷容量確認ボタンとして機能します。 設定変更モードでは 0.5 秒間押下で決定ボタンとして機能します。 ブザー鳴動時には 4 秒以上押下でブザーが停止します。 通常運転時の押下中は、状態表示 LED が負荷容量を表示します。
⑤	インバータ運転 LED (緑) (INV)	インバータ運転中に点灯する LED です。 設定変更モード中は、設定中の項目がデフォルト設定の場合に点滅しています。設定確定時は点灯します。
⑥	バッテリー運転 LED (緑) (BATT)	バッテリー運転中に点灯する LED です。 設定変更モード中は、設定中の項目がオプション設定の場合に点滅しています。設定確定時は点灯します。
⑦	バイパス運転 LED (緑) (BYPASS)	バイパス運転中に点灯する LED です。
⑧	アラーム LED (赤) (ALARM)	外部要因のアラーム時は点滅、内部要因のアラーム時は点灯する LED です。状態表示 8 セグメント LED との組み合わせで、アラーム内容の詳細を表示します。7. トラブル発生時の操作方法を参照ください。

⑨ 状態表示 LED (赤) 8 セグメント表示  全点灯状態  満充電状態で UPS が正常 運転している時はドット表 示部分のみ点灯し、数字部 分は消灯しています。	UPS の運転状態を表示する 8 セグメント状態表示の LED です。 通常運転時のバッテリー充電中はバッテリー容量を表示します。 ただし、満充電になった場合は消灯します (下図表示①参照)。 (LOAD) ボタン押下で負荷容量表示します (下図表示②参照)。 アラーム時はアラーム内容を示す数字を表示します。 セルフチェック中は回転アニメーションを、バッテリーテスト中は逆 回転アニメーションを表示します (下図表示③参照)。 起動タイマー・停止タイマー表示中は、秒時計または逆秒時計風ア ニメーションを表示します (下図表示④⑤参照)。 保守運転時は、8 の字アニメーションを表示します。下図表示⑥参照 設定変更モードに入った後、2 秒間はバッテリー寿命残年数を表示し ます (下図表示⑦参照)。 設定変更モード中は設定項目を示す数字が点滅表示します。 ドットは、制御電源表示中に常時点灯します。 (ただし制御電源起動直後および停止直前の数秒間は点滅します。)
⑩ ON/OFF ボタン誤操作防止カ バー	誤操作による負荷停止を防ぐための誤操作防止カバーです。 通常運転時は ON/OFF ボタンが操作できない位置に固定してボタンの 誤操作を防止してください。
⑪ 正面パネル① (メインパネル)	操作パネルがある正面パネルです。 このパネルは絶対に取りはずさないでください。 けがや感電・破損のおそれがあります。
⑫ 正面パネル② (バッテリー収納パネル)	バッテリー交換時および、設置時にバッテリーを収納・接続する際に 取りはずすパネルです。 本パネルを取りはずすだけでバッテリー収納・接続・交換ができます。 取りはずした際には、紛失しないようにしてください。

※設定変更モード中に 1 分間何も操作されない場合や UPS の状態変化があった場合は、設定変更モードから通常モードに戻ります。

表示① 充電中のバッテリー容量を 4 段階表示します。満充電状態の場合、ドット表示を残して消灯します。

0～30%	30～80%	80～99%	100%
			

— 消灯
■ 点灯

放電中のバッテリー容量を 3 段階表示します。

ローバッテリー ー	ローバッテリー ー直前～80%	80～100%
		

— 消灯
■ 点灯
■ 点滅

表示② 負荷容量は以下のように状態表示 LED で 4 段階表示します。

0～5%	5～30%	30～80%	80～100%
			

— 消灯
■ 点灯

応急-A1-20

消防無線通信施設一覧表（消防本部）

令和6年4月1日現在

署別	呼出名称	設置場所	種 別	周波数帯											空中線電力 W
				260MHz帯 デジタル						400MHz帯普通話アナログ					
				活動波		共通波		共通波(全帯共通波)	伝達	150MHz帯 防災 相互波 (7149)	①	②	方面	県内 共有	防災 相互波 (7149)
				1	2	共通波 (伝達)	①								
消防本部(署)	あししょうはんぐ	消防本部(署)	基地局無線装置 1	○											10
			基地局無線装置 2		○										
			基地局無線装置 3			○									
			基地局無線装置 4				○	○	○						
			車上型基地局無線装置	○											
奥池分遣所	あししょうおひけ	奥池分遣所	車上型基地局無線装置	○										10	
東山出張所	東山出張所	署所端末無線受令機 1	○	○	○	○	○	○	○						
高浜分署	高浜分署	署所端末無線受令機 2	○	○	○	○	○	○	○						
奥池分遣所		奥池分遣所	署所端末無線受令機 3	○	○	○	○	○	○						

種別	署別	呼出名称	設置場所	車両番号	車両用途	周波数帯											空中線電力 電力		
						260MHz帯 デジタル						400MHz帯普通話アナログ							
						活動波		共通波		共通波(全帯共通波)	伝達	150MHz帯 防災 相互波 (7149)	①	②	方面	県内 共有	防災 相互波 (7149)		
						1	2	共通波 (伝達)	①									②	③
消防本部(署)	本署	芦消01	芦消01	持P800 ㊄ 4916	指揮車	○	○	○	○	○	○						5		
		芦消02	芦消02	持P800 ㊄ 6796	ポンプ車	○	○	○	○	○	○								
		芦消03	芦消03	持P800 ㊄ 6792	水 櫃 車	○	○	○	○	○	○								
		芦消07	芦消07	持P800 ㊄ 2500	救助工作	○	○	○	○	○	○								
		芦消16	芦消16	持P800 ㊄ 3102	ポンプ車	○	○	○	○	○	○								
		芦消21	芦消21	持P800 ㊄ 9151	活動支援車	○	○	○	○	○	○								
		芦消22	芦消22	持P831 ㊄ 1119	資材搬送車	○	○	○	○	○	○								
		芦消90	芦消90	持P800 ㊄ 6690	救 急 車	○	○	○	○	○	○								
		芦消09	芦消09	持P800 ㊄ 3238	予備救急車	○	○	○	○	○	○								
		芦消19	芦消19	持P880 ㊄ 358	連 絡 車	○	○	○	○	○	○								
		芦消04	芦消04	持P800 ㊄ 2495	ポンプ車	○	○	○	○	○	○								
		芦消17	芦消17	持P880 ㊄ 2189	指揮車2	○	○	○	○	○	○								
		芦消18	芦消18	持P800 ㊄ 5412	ポンプ車	○	○	○	○	○	○								
		芦消23	芦消23	持P800 ㊄ 4163	はしご車	○	○	○	○	○	○								
		芦消91	芦消91	持P800 ㊄ 2587	救 急 車	○	○	○	○	○	○								
		芦消06	芦消06	持P800 ㊄ 1783	タンク車	○	○	○	○	○	○								
		芦消93	芦消93	持P800 ㊄ 661	救 急 車	○	○	○	○	○	○								
		芦消08	芦消08	持P800 ㊄ 6186	ポンプ車	○	○	○	○	○	○								
		芦消92	芦消92	持P800 ㊄ 3781	救 急 車	○	○	○	○	○	○								
		芦消05	指揮本部			○	○	○	○	○	○								
		芦消20	指揮本部			○	○	○	○	○	○								
		芦消30	署長			○	○	○	○	○	○								
		芦消25	指揮本部								○								
		芦消50	中隊指揮			○	○	○	○	○	○								
		芦消51	芦消3小隊長			○	○	○	○	○	○								
		芦消52	芦消2小隊長			○	○	○	○	○	○								
		芦消53	指揮本部			○	○	○	○	○	○								
		芦消54	救助隊長			○	○	○	○	○	○								
		芦消55	統括指揮			○	○	○	○	○	○								
		芦消56	救助隊			○	○	○	○	○	○								
		芦消57	予 備			○	○	○	○	○	○								
		芦消58	予 備			○	○	○	○	○	○								
		芦消59	芦消90			○	○	○	○	○	○								
		芦消60	当班責任者			○	○	○	○	○	○								
		芦消61				○	○	○	○	○	○								
		芦消62				○	○	○	○	○	○								
		芦消63	分署長			○	○	○	○	○	○								
		芦消64				○	○	○	○	○	○								
		芦消69	芦消91			○	○	○	○	○	○								
		芦消70	当班責任者			○	○	○	○	○	○								
		芦消71				○	○	○	○	○	○								
		芦消79	芦消93			○	○	○	○	○	○								
		芦消80	当班責任者			○	○	○	○	○	○								
		芦消81				○	○	○	○	○	○								
		芦消89	芦消92			○	○	○	○	○	○								
消防本部(署)	本署	あししょう100										○	○	○	○	○	1		
		あししょう101										○	○	○	○	○			
		あししょう102										○	○	○	○	○			
		あししょう103										○	○	○	○	○			
		あししょう104										○	○	○	○	○			
		あししょう105										○	○	○	○	○			
		あししょう106										○	○	○	○	○			
		あししょう107										○	○	○	○	○			
		あししょう108										○	○	○	○	○			
		あししょう109										○	○	○	○	○			
		あししょう110										○	○	○	○	○			
		あししょう111										○	○	○	○	○			
		あししょう112										○	○	○	○	○			
		あししょう113										○	○	○	○	○			
		あししょう114										○	○	○	○	○			
		あししょう115										○	○	○	○	○			
		あししょう116										○	○	○	○	○			
		あししょう117										○	○	○	○	○			
		あししょう118										○	○	○	○	○			
		あししょう200										○	○	○	○	○			
		あししょう201										○	○	○	○	○			
		あししょう202										○	○	○	○	○			
		あししょう203										○	○	○	○	○			
		あししょう204										○	○	○	○	○			
		あししょう205										○	○	○	○	○			
消防本部(署)	出張所	あししょう300										○	○	○	○	○	1		
		あししょう301										○	○	○	○	○			
		あししょう302										○	○	○	○	○			
		あししょう303										○	○	○	○	○			
		あししょう400										○	○	○	○	○			
		あししょう401										○	○	○	○	○			
消防本部(署)	分遣所	あししょう402										○	○	○	○	○	1		
		あししょう403										○	○	○	○	○			
★ 計							44	44	44	44	44	44	44	44	1	33	33	33	33

応急-A1-21

消防無線通信施設一覧表（消防団）

令和6年4月1日現在

署所別				呼出名称				設置場所				種 別				周波数帯												空中線電力 W						
																260MHz帯 デジタル						150MHz帯 防災 相互波 (710W)		400MHz帯等活系アナログ										
																活動波		共通波		防災波				①		②			方面		県内 共有		防災 相互波 (710W)	
																		統制波(全帯共通波)																
1		2		①		②		③																										
種別	部 門	署 所 別	呼出名称	設置場所	車両番号	車両用途	周波数帯												空中線電力 W															
							260MHz帯 デジタル						150MHz帯 防災 相互波 (710W)		400MHz帯等活系アナログ																			
活動波		共通波		統制波(全帯共通波)		防災波		①		②		方面			県内 共有		防災 相互波 (710W)																	
1		2		①		②		③																										
消防団	本部	可 燃	あししょう 10							○	○	○	○	○	○							6												
			あししょう ぼんだん 1					○	○	○	○	○	○	○	○	○						2												
			あししょう ぼんだん 2					○	○	○	○	○	○	○	○	○						2												
			あししょう ぼんだん 3					○	○	○	○	○	○	○	○	○						2												
			あしやぼんだん 500														○	○	○	○	○	1												
			あしやぼんだん 501														○	○	○	○	○	1												
			あしやぼんだん 502														○	○	○	○	○	1												
			あしやぼんだん 503														○	○	○	○	○	1												
			あしやぼんだん 504														○	○	○	○	○	1												
			あしやぼんだん 505														○	○	○	○	○	1												
	山 部	消防 団	あしややまで 500													○	○	○	○	○	○	1												
			あしややまで 501													○	○	○	○	○	○	1												
			あしややまで 502													○	○	○	○	○	○	1												
			あしややまで 503													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやせいでう 500													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやせいでう 501													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやせいでう 502													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやせいでう 503													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやうちで 500													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやうちで 501													○	○	○	○	○	○	1												
			あしやうちで 502													○	○	○	○	○	○	1												
あしやうちで 503													○	○	○	○	○	○	1															
山 部	消防 団	あしやいわぞの 500													○	○	○	○	○	○	1													
		あしやいわぞの 501													○	○	○	○	○	○	1													
		あしやいわぞの 502													○	○	○	○	○	○	1													
		あしやいわぞの 503													○	○	○	○	○	○	1													
		あししょう 11													○	○	○	○	○	○	1													
車 庫 局		あししょうやまで 10	神戸831 ち-119	指 導 車		○	○	○	○	○	○	○	○								6													
		あししょうせいでう 10	神戸800 ち 3711	ポンプ車		○		●	●	●	●	●	●	○								6												
		あししょううちで 10	神戸831 ち-119	ポンプ車		○		●	●	●	●	●	●	○								6												
		あししょういわぞの 10	神戸832 ち-119	ポンプ車		○		●	●	●	●	●	●	○								6												
		あししょういわぞの 10	神戸800 ち 5372	ポンプ車		○		●	●	●	●	●	●	○								6												
★ 計						9	6	6	6	6	6	9	1	22	22	22	22	22																

注: ●は防災のみ(送信不可)

応急-A1-22

芦屋市防災行政無線局管理運用要綱

平成22年4月1日

改正 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び芦屋市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び防災行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために開設する防災行政無線局（以下「無線局」という。）の適正な管理及び運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の情報を送信する無線局をいう。
- (3) 屋外拡声子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備（アンサーバック方式を付け加える場合は、同方式の送受信設備を含む。）をいう。
- (4) 戸別受信機 同報親局からの通信の相手方となる受信のみを目的とする携帯型の受信設備をいう。
- (5) 電話自動応答装置 同報親局から送信された最新情報を自動的に録音し、その情報を聞き漏らした市民が公衆通信回線を通して確認を行った場合に、録音されたメッセージの再生を行う設備をいう。

(無線局の設備等)

第3条 無線局の設備は、別表のとおりとする。

- 2 無線局の設備の設置場所、配備場所等は、第5条の統括管理者が別に定める。

(職員)

第4条 無線局に統括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱従事者を置く。

(統括管理者)

第5条 統括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 統括管理者は、都市政策部長とする。

(平25.4.1・一部改正)

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、統括管理者の指示に従い、無線局の管理及び運用を行うとともに、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱従事者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、都市政策部防災安全課長とする。

(平25.4.1・一部改正)

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、無線従事者及び通信取扱従事者を指揮監督する。

- 2 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が通信取扱（責任者・従事者）指名通知書（様式第1号）により指名する。

（無線従事者）

第8条 無線従事者は、電波法第2条第6号の免許を受けた職員の中から管理責任者が指名した無線設備の操作を行う者をいう。

- 2 無線従事者は、無線設備の操作を管理する。
- 3 統括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意する。

（通信取扱従事者）

第9条 通信取扱従事者は、無線従事者の管理のもとに電波法その他関係法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱従事者は、管理責任者が通信取扱（責任者・従事者）指名通知書により指名する。

（業務書類等の管理）

第10条 管理責任者は、電波法その他関係法令に基づき、次に掲げる書類等を管理及び保管する。

- (1) 無線局免許状
 - (2) 電波法令集
 - (3) 放送業務報告書（様式第2号）
 - (4) 通信取扱責任者・無線従事者・通信取扱従事者名簿（様式第3号）
 - (5) 無線従事者選任・解任届の写し
 - (6) 無線局免許申請書の副本
- 2 管理責任者は、通信取扱責任者・無線従事者・通信取扱従事者名簿を常に最新の内容で管理する。
 - 3 無線従事者は、通信終了後は、放送業務報告書を記録し、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受ける。

（監督官庁への届出）

第11条 統括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、電波法第51条の規定により、遅滞なく近畿総合通信局に届け出る。

- 2 管理責任者は、無線局免許の有効期間満了前3月以上6月以内の期間において、再免許の申請を行う。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法は、別に定める。

（無線設備の保守点検の受託者）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次に定める保守点検を行い、その責任者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 日点検 通信取扱従事者
 - (2) 四半期点検 無線従事者
 - (3) 年点検 通信取扱責任者
- 2 保守点検の結果は、日点検にあつては無線局日点検記録簿（様式第4号）に、四半期点

検にあつては無線局四半期点検記録簿（様式第5号）に、年点検にあつては無線局年点検記録簿1（様式第6号）及び無線局年点検記録簿2（様式第7号）に記録する。

- 3 無線設備の予備装置及び予備電源は、半年につき1回以上使用し、機能を確認する。
- 4 第1項の保守点検の責任者は、保守点検の結果、障害を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、保守点検の受託者に指示をし、障害の除去を行う。

（通信訓練）

第14条 統括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次のとおり通信訓練を行う。

- (1) 防災総合訓練に併せた訓練 年1回
- (2) 地域と共同の訓練 随時

2 訓練は、市民への警報等の伝達訓練を重点として行う。

（研修）

第15条 管理責任者は、統括管理者の命を受け、毎年1回、通信取扱従事者に対して無線局関係法令、無線局の運用方法及び無線機の手取要領等について研修を行う。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

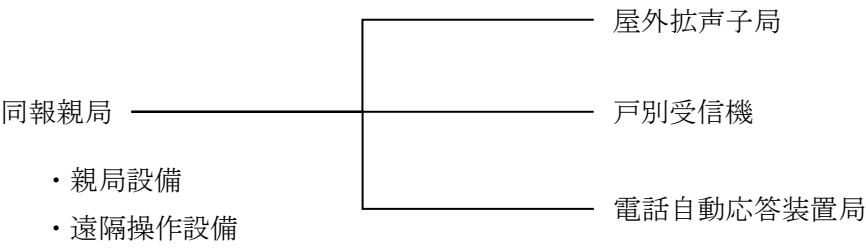
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）



※様式（省略）

屋外拡声子局一覧表

	設 置 場 所	住 所	分 類	備 考
(1)	奥池集会所	奥池南町 34-4	避 難 所	
(2)	奥池ポンプ中継場西	奥池町 1 街区	道 路 敷	
(3)	ハイランド公園	奥池南町 17 街区	公 園	
(4)	奥池ロッジ	奥池南町 47-16	宅 地	
(5)	岩園天神公園	岩園町 43 街区	公 園	
(6)	岩園小学校	岩園町 23-41	避 難 所	
(7)	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘町 10-10	避 難 所	
(8)	消防署東山出張所	東山町 27-8	そ の 他	
(9)	山手小学校	山手町 8-3	避 難 所	
(10)	西山幼稚園	西山町 22-15	避 難 所	
(11)	山手中学校	三条町 39-10	避 難 所	
(12)	三条公園	三条町 8 街区	公 園	
(13)	大原集会所	大原町 20-2	避 難 所	
(14)	うちぶん（打出教育文化センター）	打出小槌町 15-9	そ の 他	
(15)	上宮川文化センター	上宮川町 10-5	避 難 所	
(16)	市民センター	業平町 8-24	避 難 所	
(17)	精道中学校	南宮町 9-7	避 難 所	
(18)	宮川小学校	浜町 1-9	避 難 所	
(19)	精道小学校	精道町 8-25	避 難 所	
(20)	シンコースポーツ体育館・青少年センター	川西町 15-3	避 難 所	
(21)	打出浜小学校	新浜町 8-2	避 難 所	
(22)	芦屋公園南	緑町 11 街区	そ の 他	
(23)	浜風小学校	浜風町 1-1	避 難 所	
(24)	潮見小学校	潮見町 1-2	避 難 所	
(25)	陽光町東	陽光町 9 街区	緑 地	
(26)	陽光町西	陽光町 9 街区	緑 地	
(27)	親水緑地	南浜町 18	公 園	
(28)	ミラタツパーク芦屋（総合公園）	陽光町 1 街区	公 園	
(29)	涼風町東	涼風町 25 街区	緑 地	
(30)	涼風町西	涼風町 6 街区	緑 地	
(31)	翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町 9-15	避 難 所	
(32)	図書館	伊勢町 12-5	そ の 他	
(33)	楠公園	楠町 9 街区	公 園	
(34)	春日公園	春日町 13 街区	公 園	
(35)	津知公園	津知町 1 街区	公 園	
(36)	呉川公園	呉川町 6 街区	公 園	
(37)	西藏集会所	西藏町 11-16	避 難 所	
(38)	芦屋公園	浜芦屋町 5 街区	公 園	
(39)	宮塚公園	宮塚町 14 街区	公 園	
(40)	芦屋大学	六麓荘町 13-22	避 難 所	
(41)	奥山広場	奥山 1-237	そ の 他	

(42)	第四工区配水池	奥池町 36 街区	その他	
(43)	芦屋ドライブウェイ芦屋ゲート駐車場	奥池南町 1-35	その他	
(44)	甲南高等学校・中学校	山手町 31-3	その他	
(45)	松ノ内公園	松ノ内町 6-26	公園	

※ 建物のない公園等については、街区表示としています

【設置形態による分類】

A	支柱：壁面取付、SP：屋上設置型	4 箇所	小・中学校の一部
B	支柱：地上建柱、SP：支柱型	2 9 箇所	公園・緑地及び集会所
C	支柱：壁面取付、SP：支柱型	1 2 箇所	市民センター、青少年センター 他

※ S P はスピーカー

応急 A3-1

ライフライン被害確認連絡先

連絡先		電話番号	備考
(1)	関西電力送配電 神戸本部 阪神配電営業所	0 8 0 0 - 7 7 7 - 3 0 8 1	【停電等の問い合わせ】 平日・休日・夜間
(2)	大阪ガスネットワーク 兵庫事業部	0 1 2 0 - 7 1 9 - 4 2 4	【ガス漏れ等 問い合わせ】 年中無休 24 時間対応
		0 7 8 - 3 0 3 - 8 6 0 0	【自治体専用ダイヤル】
(3)	NTT西日本 兵庫支店 設備部 災害対策室	0 7 8 - 3 9 3 - 9 4 4 0	

応急 A4-1

速報の報告内容

1 地震用

事由		例示
(1)	災害対策本部の設置状況 (設置日時、配備体制等)	●年●月●日●時●分に発生した地震に伴い、●月●日●時●分災害対策本部設置、第●号配置体制（職員●●名配置）。
(2)	気象関係の情報	※風雨により土砂災害の危険性がある場合、市内の気象状

	(雨量、風速等)	況
(3)	主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	地震により、●●川の●岸(●●町●番付近)の地盤が崩落し、川をせき止めている。
(4)	主要道路、橋梁の不通状況、交通機関の不通状況	県道●●号線は、崖崩れのため、●●地点において不通となっている。バスも通行不可。復旧の見通しは現在のところ不明。●●橋が落橋し、通行不能。
(5)	電力通信関係の情報 (停電状況途絶状況等)	地震により、●●地区約3,000戸が停電中。 市役所と●●地区間の電話不通。
(6)	水道施設関係の情報 (断水状況等)	地震により、●●地区で約●●●戸が断水中。 現在、給水車を派遣し緊急給水中(今後自衛隊を要請するかもしれない)
(7)	ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	●時以降、●●地区で約●●●戸がガス供給停止中。 復旧の見通しは不明。
(8)	避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先)	●●地区で二次災害のおそれがあるので、●時●●分、●●地区の●●世帯に対し、避難命令を発令した。現在、約●●世帯が●●小学校に避難中。なお、既に約●●世帯が避難をしている。
(9)	死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、性別年齢)	現在、判明しているところでは、家屋の倒壊や崖崩れのため、男●●名、女●●名が生き埋めになっている。 現在、地元消防団●●名の出動を得て、救出中。
(10)	住家の被害の概況 (全壊・全焼・流失・半壊等の概況、原因等)	現在判明しているところでは、市内一円で家屋の全壊・半壊が多く、概算では、全壊●●戸、半壊●●戸になる模様。なお、今後の調査により増加する模様。(災害救助法の適用基準に達する模様。)
(11)	非住家の被害状況 (学校・公民館等公共的施設、その他主要な建物の被害状況)	●時頃、●●小学校の体育館が倒壊した。
(12)	災害対策本部のとした主な応急対策実施状況	●時●●分、●●地区の●●世帯に対し、避難命令を発令。現在、避難所収容中の●●●名に対し、非常食等を配布中。家屋倒壊や崖崩れによる救出作業に消防職員を出動させ、応急対策実施中。
(13)	災害写真 (写真データ及び説明書添付したもの)	住家の倒壊、道路、橋梁の被害状況写真。

※ 上記の事項のうち、一・二項目でも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときは、その都度行う。なお、災害救助法に基づく「災害速報」なることを明記しておく。

2 風水害用

事由		例示
(1)	災害対策本部の設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風 X 号の接近に伴い●月●日●時災害対策本部を設置、第 2 号配備体制（職員約●●名配置）
(2)	気象関係の情報 (雨量、風速等)	梅雨前線豪雨により●月●日●時から●日●時までの間に総雨量 100 ミリに達した。●日●時から●時まで時間雨量 20 ミリに達し、なお現在豪雨が続けている。（なお、今後 降り続く見込みである。）
(3)	主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	●●川は●●地点において、●●時警戒水位に達し、今後とも水位は上昇する見込みである。 ●●川は、●●地点において、●時頃●平米にわたり、決壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員●名が出動し、応急復旧作業中。
(4)	主要道路、橋梁の不通状況、交通機関の不通状況	県道●●線は、●時頃がけくずれのため、●●地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、●時以降管内のバス交通は、すべて中止。
(5)	電力通信関係の情報 (停電状況途絶状況等)	●時以降管内●●地区約 300 戸が停電中。 ●時以降市役所と●●地区間の電話不通。
(6)	水道施設関係の情報 (断水状況等)	●時以降停電に伴い●●地区約●●戸が断水中給水車●台を派遣し緊急給水中。（今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。）
(7)	ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	●時以降●●地区約●●戸がガス供給停止 復旧の見通しは不明。
(8)	避難関係の情報 (避難命令発令状況避難理由 避難世帯数、避難先)	●●川が●●地区で決壊するおそれがあるので、●時●●地区約 100 世帯に対し避難命令を発令した。 現在約 100 世帯が●●小学校に避難中。
(9)	死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、性別年齢等)	●時頃●●において、がけくずれのため、男●名が生埋めになった。 現在消防団約 100 名が出動し救出にあたっている。
(10)	住家の被害の概況 (全壊・全焼・流失・半壊・床上浸水・床下浸水等の概況原因等)	●●川が●●地区において溢水し付近の住宅約 300 戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し市内一円にわたって約 700 戸の浸水家屋が発生している模様。 なお今後とも増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかもしれない。）
(11)	非住家の被害状況 (学校公民館等公共的施設その他主要な建物の被害状況)	●時頃●●小学校の体育館が瞬間最大風速 60m の強風により倒壊した。
(12)	災害対策本部のとした主な応急対策実施状況	●●地区に避難命令を発令。 現在●●避難所に収容中の 300 名に対し、炊出しを実施中。 ●●川の決壊箇所に消防団員約 300 名を出動させ応急復旧作業中。
(13)	災害写真 (写真データ及び説明書添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決かい、橋梁の流失その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。

応急-A5-1

兵庫県財政局・金融機関の連絡先

連 絡 先		電話番号
(1)	兵庫県企画県民部 企画財政局 市町振興課	078-362-3096
(2)	三菱UFJ銀行 芦屋支店	0797-31-2111
(3)	三井住友銀行 芦屋支店	0797-31-2101

応急-A7-1

電話対応班の電話番号

電 話 番 号
電話機を移動させる。(防災安全課) → (東館 3階小会議室 5)
38-2099 38-2098
38-2097 38-2096

応急-A7-2

電話対応班の配置機器リスト

必要機材			チェック	調達状況メモ
(1)	電話	4台	☐	
(2)	テレビ・ラジオ		☐	
(3)	ノートパソコン		☐	
(4)	市内地図（住宅地図等）		☐	
(5)	ホワイトボード		☐	
(6)	「対応記録票」及び事務用品		☐	
(7)	電話帳（庁内電話帳、官公庁電話帳等）		☐	
(8)	その他資料等		☐	

応急-A7-3

電話応対班の勤務体制・人員配置

勤務体制		担 当	人数	勤務時間
(1)	日勤者	—	5名	9:00～17:30
(2)	1日交代制	①A班	—	24時間体制 (仮眠時間 0:00～6:00)
		②B班		
(3)	当 番 制	①日勤者	2名	9:00～17:30
		②夜間当直者	2名	17:15～9:00
(4)	待機当番制	①日勤者	2名	9:00～17:30
		②夜間当直者	2名	17:15～9:00

応急-A7-4

電話応対班の業務手順表

業 務 手 順	
(1)	電話の受理・交換（「応対記録票」に内容を記入）
(2)	従事者名簿に従事開始時間をつける
(3)	(1)に伴う連絡・報告・処理をする。
(4)	市民からの要望・苦情・提案等のまとめをする。（1日ごと）
(5)	(3)を災害対策本部会議へ報告する。
(6)	交代する職員に業務引継ぎをする。
(7)	従事者名簿に従事終了時間をつける

応急-A8-1

災害対策本部要員人員表

(令和6年4月1日時点)

部	室	課	職員数※1		
			男	女	計
企画部	市長公室	秘書・広報課	2	3	5
		政策推進課	6	1	7
		DX 行革推進課	8	2	10
		市民参画・協働推進課	2	3	5
	国際文化推進室	国際文化推進課	3	4	7
		スポーツ推進課	3	2	5
		市民センター	2	1	3
		図書館	2	5	7
総務部	総務室	総務課	8	3	11
		法務コンプライアンス課	3	4	7
		人事課	11	4	15
		契約検査課	5	2	7
	財務室	財政課	6	0	6
		課税課	10	15	25
		債権管理課	6	2	8
市民生活部	市民室	人権・男女共生課	5	4	9
		市民課	5	10	15
		保険課	10	10	20
		上宮川文化センター (隣保館)	3	1	4
	環境・経済室	地域経済振興課	3	4	7
		環境課	6	4	10
		収集事業課	31	0	31
		環境施設課	9	1	10
こども福祉部	福祉室	監査指導課	1	3	4
		地域福祉課	8	15	23
		生活援護課	5	6	11
		障がい福祉課	6	6	12
		高齢介護課	10	9	19
	こども家庭室	こども政策課	4	8	12
		ほいく課	5	12	17
		こども園・保育所	6	85	91
		こども家庭・保健センター	6	19	25
		(小計)	200	248	448

部	室	課	職員数※ ¹		
			男	女	計
都市政策部	都市戦略室	都市政策課	6	6	12
		まちづくり課	5	3	8
		建築住宅課	5	1	6
		建築課	8	2	10
	都市基盤室	都市整備課	9	0	9
		道路・公園課	11	5	16
		基盤整備課	7	1	8
		防災安全課	9	1	10
会計課		2	3	5	
上下水道部	水道管理	6	0	6	
	水道業務課	1	2	3	
	水道工務課	17	3	20	
	下水道課	8	5	13	
	下水処理場	5	1	6	
(小計)		99	33	132	
委員会 教育	教育統括室	13	7	20	
	学校教育室※ ²	15	7	22	
(小計)		28	14	42	
消防本部		112	7	119	
監査事務局（公平委員会）		3	1	4	
選挙管理委員会		4	0	4	
(小計)		119	8	131	
(合計)		446	303	753	
部		課	職員数※ ¹		
			男	女	計
市立芦屋病院	事務局	6	9	15	
	診察局	38	30	68	
	薬剤科	2	6	8	
	人間ドックセンター	0	1	1	
	看護局	8	145	153	
	医療安全推進室	1	1	2	
	感染防止対策室	1	0	1	
	地域連携室	2	7	9	
(合計)		58	199	257	

※1 この表は、再任用職員を含む

※2 学校園教職員除く

応急-A8-2

相互応援協定等の概要と連絡担当

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における相互応援協定 (協定 A1-1～1-2)	神戸市隣接 7 市 2 町	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
地震等災害時の相互応援に関する協定 (協定 A1-3)	国際特別都市建設連盟 10 市 1 町	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書 (協定 A1-4～1-5)	阪神 7 市 1 町	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 (協定 A1-6～1-7)	県、市、町	災害時応援協定	統括部 (本部班)
災害時における相互応援に関する協定書 (協定 A1-8)	国立市	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
芦屋市・石巻市災害時相互応援協定書 (協定 A1-10)	石巻市	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
兵庫県芦屋市・福岡県大野城市災害時相互応援協定書 (協定 A1-11)	大野城市	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 (協定 A1-12)	大阪府下 6 市、兵庫県 7 市ほか 63 自治体	災害応急対策活動全般の応援	統括部 (本部班)
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書 (協定 B5-1)	県、市、町	災害廃棄物処理の相互応援	統括部 (本部班)
兵庫県水道災害相互応援に関する協定 (協定 F1-1)	46 団体、県、市、町、阪神水道企業団等	水道災害についての応援	上下水道部
神戸市・芦屋市消防相互応援協定書 (協定 G1-1-1～1-1-2)	神戸市	火災及び救急救助事故の応急対策の応援	消防本部 (通信指令室)
兵庫県道高速神戸西宮線及び高速大阪西宮線上並びに兵庫県道高速湾岸線上の消防相互応援に関する覚書 (協定 G1-3)	西宮市	阪神高速道路上の火災及び救急救助事故の応急対策の応援	消防本部 (通信指令室)
兵庫県広域消防相互応援協定・覚書 (協定 G1-4-1～1-4-2)	県下 30 消防機関	大規模災害時の消防活動の応援	消防本部 (通信指令室)
消防相互応援に関する覚書 (協定 G1-5)	阪神 7 市 1 町	消防活動の応援	消防本部 (通信指令室)

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
兵庫県自治体病院開設者協議会災害対策初動時相互応援協力に関する協定 (協定 H1-1～H1-2)	県下 25 開設者	医療に関する活動 全般の応援	市立芦屋病院
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所が整備する光ファイバによる情報共有化に関する協定 (協定-行-1)	国土交通省近畿 地方整備局六甲 砂防事務所	光ファイバによる 情報共有化に関する協定	統括部 (本部班)

応急-B1-1

災害ボランティアセンターの必要機材

必要機材			チェック	調達状況メモ
(1)	会議テーブル (1600×450)	2 台	☐	
(2)	パイプ椅子	10 脚	☐	
(3)	事務机・椅子	2 セット	☐	
(4)	電話	2 台	☐	
(5)	パソコン	2 台	☐	
(6)	コピー機	1 台	☐	
(7)	FAX	1 台	☐	
(8)	プリンター	1 台	☐	
(9)	ホワイトボード／掲示板	1 台	☐	
(10)	拡声器	2 台	☐	
(11)	デジタルカメラ	1 台	☐	
(12)	事務用品 (ペン)	10 本	☐	
(13)			☐	
(14)			☐	
(15)			☐	
(16)			☐	
(17)			☐	
(18)			☐	
(19)			☐	
(20)			☐	
(21)			☐	
(22)			☐	
(23)			☐	
(24)			☐	
(25)			☐	
(26)			☐	
(27)			☐	
(28)			☐	
(29)			☐	
(30)			☐	
(31)			☐	
(32)			☐	

応急-B1-2

災害ボランティアセンターの体制

体 制		担当者等メモ
(1)	受付窓口担当（交替要員含む）	
(2)	電話相談窓口担当	
(3)	ニーズ把握、配置調整担当	
(4)	活動現場への移動支援担当	
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		

応急-B2-1

物資調達班内のチーム体制

チーム名	業務内容
情報収集チーム	物資調達班の電話応対、避難所等の情報収集
調達チーム	生活必需品等の調達
配送チーム	応急物資等を避難所への配送
受入チーム	救援物資の受け入れ、管理
連絡調整チーム	総括連絡調整、人員要請（職員、ボランティア）

応急-B2-2

地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表

(令和6年4月1日時点)

項 目		地域防災拠点 (50m ²)		地区防災拠点 (10m ²)	
		数量	設置箇所	数量	設置箇所
初期消火用資機材	可搬式動力ポンプ	1	宮川小学校	1	大原集会所
	ホース	10	朝日ヶ丘小学校	10	朝日ヶ丘集会所
	組立水槽 (1t)	1	浜風小学校	1	潮見集会所
	スタンドパイプ	1	山手小学校	1	下水処理場
	キーハンドル	1	潮見小学校	1	春日公園
	媒介金具 (65→50)	1	山手中学校	1	新浜保育所跡地
	管そう	1	岩園小学校	1	陽光公園
	ヘルメット	20	ミラタツパー	20	若宮集会所
	消火器(10 型薬剤 3kg)	1	ク芦屋 (総合公園)	1	消防署奥池分遣所
救助用資機材	ハンドマイク	5	精道小学校	3	宮塚公園
	ガスパワー発電機	4	打出浜小学校	1	市民センター
	ガスボンベ	72		18	南宮公園
	投光器・三脚	1		1	芦屋公園
	コードリール	1		1	東浜公園
	可搬式ウィンチ	1		1	西浜公園
	救命ロープ (200m)	2		2	呉川公園
	スコップ	10		10	清水公園
	ツルハシ	10		10	津知公園
	ジャッキ	10		10	岩ヶ平公園
	二連梯子 (アルミ製)	2		1	大榭公園
	バール	20		20	前田公園
	のこぎり	10		10	山手幹線 三条南町
	おの	10		10	高浜公園
	大ハンマー	10		10	山手幹線 西芦屋町
	ボルトクリッパー	10		5	山手幹線 船戸町
	ペンチ	10		10	南浜公園
	災害救助工具セット	1		1	山手幹線 翠ヶ丘町
	担架	3		2	シンコースポーツグラウンド
	手袋	20		10	涼風西公園
					山手幹線 月若町
救護用資機材	防水シート	5		3	親王塚公園
	水中ポンプ	1		1	涼風東公園
	救急医療セット	5		3	
	防塵マスク (10 個入)	10		5	
	テント	2		1	
	簡易ベッド	10		5	
	毛布	50		10	
	炊飯装置 (BOX 付)	1		1	
	釜 (かまど付 7 升)	3		2	
	飲料用水槽 (組立式)	1		1	
	食器 5 点セット	50		30	
	リヤカー (折畳み式)	2		2	

項 目		地域防災拠点（50m ² ）		地区防災拠点（10m ² ）	
		数量	設置箇所	数量	設置箇所
その他	ラジオ	4		2	
	体育館用発電機	1		－	
	ウィングポンプ	2		－	
	貯水槽蓋キー	1		－	

応急-B2-3

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所一覧表

番号	設置箇所	設置年度	管 径	容 量
1	宮川小学校	平成 8 年度	φ 2, 600	100 トン
2	朝日ヶ丘小学校	平成 9 年度	φ 2, 600	100 トン
3	浜風小学校	平成 10 年度	φ 2, 600	100 トン
4	山手小学校	平成 11 年度	φ 2, 600	100 トン
5	潮見小学校	平成 12 年度	φ 2, 600	100 トン
6	岩園小学校	平成 14 年度	φ 1, 500	100 トン
7	ミラトップパーク芦屋 (総合公園)	平成 14 年度	φ 2, 600	100 トン
8	精道小学校	平成 19 年度	φ 2, 600	100 トン
9	西芦屋町ポケットパーク	平成 20 年度	φ 2, 600	60 トン
10	打出浜小学校	平成 30 年度	φ 2, 000	100 トン
11	山手中学校	令和 3 年度	φ 1, 500	60 トン

応急-B2-4

応急物資備蓄場所一覧表

令和6年4月1日現在

番号	避難所		倉庫 (㎡)	収容数 (人)	拠点収容 人数計 (人)	校区 人口 (人)	人口割 (%)	対応 人数 (人)
	地域防災 拠点	地区防災拠点						
1	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘小学校	50	230	260	9,025	9	2,100
		朝日ヶ丘集会所		30				
2	山手小学校	山手小学校	50	350	1,350	10,212	11	2,300
		大原集会所		100				
		市民センター		500				
		上宮川文化センター		400				
		奥池分遣所	10	0	355	1,325	1	300
		奥池集会所		30				
		大阪ガス奥池ロッジ		200				
		シスメックス GCC		125				
3	山手中学校	山手中学校	50	600	860	8,546	9	1,900
		西山幼稚園		100				
		前田集会所		100				
		三条集会所		60				
4	岩園小学校	岩園小学校	50	320	1000	13,296	14	2,900
		芦屋学園中高校		600				
		岩園保育所		50				
		翠ヶ丘集会所		30				
5	宮川小学校	宮川小学校	50	360	1,370	11,379	12	2,500
		県立芦屋高等学校		600				
		小槌幼稚園・うち ぶん(打出教育文 化センター)		100				
		海技大学		310				
6	浜風小学校	浜風小学校	50	320	420	7,339	8	1,500
		浜風集会所		30				
		浜風あすのこども園		70				
7	潮見小学校	潮見小学校	50	340	1,910	11,418	12	2,500
		潮見中学校		450				
		潮見集会所		60				
		県営南芦屋浜団地		30				
		市営南芦屋浜団地		30				
		しおさいこども園		30				
		ミラトップパーク 芦屋(総合公園) 管理棟		100				
		ウォーターパーク		200				
		県立芦屋特別支援学校		560				
		潮芦屋交流センター		110				
8	精道小学校	精道小学校	50	350	810	13,084	14	2,900

第3部 災害応急対策計画

		茶屋集会所		30				
		竹園集会所		30				
		シンコースポーツ 体育館・青少年センター		400				
9	打出浜小学校	打出浜小学校	50	320	1030	9,864	10	2,100
		精道中学校	50	680				
		春日集会所		30				
10	ミラタップパーク 芦屋(総合公園)							1,400
計				9,365	9,365	95,488	100	22,400

応急-B2-5

市内薬事施設一覧表

令和6年4月1日現在

	店 名	住 所	電話番号
1	I&H 芦屋川薬局	西山町 11-18	61-7520
2	あおぞら薬局芦屋店	茶屋之町 3-3-103	26-6541
3	芦屋グラシア薬局	前田町 3-4-101	25-2902
4	芦屋三条グローバル薬局	三条南町 13-16 ルレ芦屋 101	34-8897
5	あしや浜薬局	伊勢町 7-26	25-6663
6	アダチ薬局本店	浜町 9-9	32-7073
7	ウエルシア薬局芦屋春日店	春日町 22-5	25-2607
8	うたまる在宅支援薬局	津知町 1-22	69-7811
9	打出グローバル薬局	春日町 2-16	35-0890
10	オレンジ薬局芦屋店	大原町 2-6 ラ・モール芦屋 102	25-0252
11	オレンジ薬局芦屋大原店	大原町 20-19 オレンジール芦屋 1-B	38-4301
12	かもめ薬局芦屋店	南宮町 12-24-2	38-0233
13	協栄薬局	公光町 11-7-102	32-6138
14	協栄調剤薬局	精道町 6-15 1F	25-1128
15	グリーンメディック薬局 芦屋	東芦屋町 2-3-101	26-6844
16	こづち薬局	打出小槌町 13-2	35-0074
17	さいわい薬局	南宮町 12-25-101	55-7702
18	サエラ薬局芦屋店	船戸町 1-29 芦屋駅西ビル 5F	25-1401
19	新世薬局芦屋東山店	東山町 15-12 1F	34-3887
20	たいこう薬局	船戸町 2-1 ラポル西館 1F	31-5745
21	たいこう薬局西芦屋店	西芦屋町 8-20	25-0347
22	たけのこ薬局	川西町 15-18 芦屋リバーウエストマンション 101	62-7627

	店 名	住 所	電話番号
23	たけのこ薬局芦屋川店	月若町 8-2 S.T 芦屋川 1F	35-3539
24	南宮薬局	南宮町 6-22-103	61-6610
25	楠公堂調剤薬局芦屋浜店	高浜町 7-2-105 芦屋浜医療センター内	31-7702
26	ひかり調剤薬局	公光町 10-21	35-0064
27	フタツカ薬局芦屋駅前店	大原町 11-24-107	21-6033
28	フタツカ薬局芦屋西店	大原町 11-24-110-2	38-8703
29	フタツカ薬局芦屋南店	春日町 7-3-102	25-6300
30	フロンティア薬局南芦屋浜店	陽光町 4-61	21-5751
31	ペガサス芦屋薬局	精道町 6-10-101	26-0888
32	ほっと薬局芦屋店	岩園町 7-6	25-1120
33	翠ヶ丘グローバル薬局	翠ヶ丘町 2-8-102	26-6860
34	睦薬局	大原町 13-23	34-1264
35	薬局芦屋ファーマシー	公光町 9-7 モントルビル 102	32-0478
36	薬局オオハラファーマシー	大原町 9-1	22-5090
37	吉田薬局芦屋店	船戸町 3-24-1	31-1212
38	リズム薬局	若宮町 4-8-112	78-6113
39	芦神薬局	船戸町 4-1 ラポル本館 4F	22-0780
40	ロシン調剤薬局	船戸町 2-1-115	91-2022
41	ロゼ調剤薬局	南宮町 10-24 アシヤWITH 1F-B	69-8116
42	和光調剤薬局	竹園町 6-17	32-2587

応急-B2-6

食料調達の業務

業 務 内 容	
(1)	地震発生直後の食料調達（パン、おにぎり、飲料水等）
(2)	調達業者との連絡調整に関すること
(3)	弁当等の発注調整
(4)	災害対策本部との連絡調整
(5)	避難所管理部との連絡調整（配食計画を詰める）
(6)	物資集積拠点（ミラトップパーク芦屋（総合公園）南芦屋浜下水処理場）との連絡調整
(7)	保健福祉保健センターとの連絡調整
(8)	県芦屋健康福祉事務所との連絡調整
(9)	県関係の事務に関すること（回答、補助金申請、災害用米穀使用事務等）

応急-B2-7

食料の調達・搬送

項 目	調達・搬送内容
備蓄食料の搬送	市内の小学校等を拠点とした10ブロックに分け、「応急B2-4」に示す備蓄場所から、支援対策部物資調達班が各避難所に搬送する。
	備蓄食料の搬送に当たっては、10ブロックに各車両1台及び運転手1人を委託契約して確保し、支援対策部物資調達班の職員各1人が同乗する。協定締結業者は、第6部協定等一覧による。
	備蓄食料の搬送終了後は、車両計10台及び運転者10人を引き続き調達食料の搬送に従事させる。
地震発生直後の 市内調達	地震発生後に必要な応急食料を調達、炊出し等に要する米穀の購入、パン類の購入は、物資調達班が行う。
	地震発生後に必要な応急食料を調達する場合は、民間企業との協定に基づいて対応を要請する。要請の方法は、締結協定書による。
	炊出し等に要する米穀は、市内の米穀販売業者より購入する。
	食料を購入するときは、協定先より購入する。
食料の広域調達	市内で十分な調達ができない場合は、他市町との相互応援協定に基づき、又は県のあっせんにより、他市町に対して救援食料の支援を要請する。
	他市町に要請する場合は、次の点に留意する。 ①需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。 ②衛生面に配慮し、業者が調理したものに限り、輸送には保冷車を用い

項 目	調達・搬送内容	
	る。	
	③量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。	
応急食料集積拠点	調達食料は、ミラトップパーク芦屋（総合公園）及び南芦屋浜下水処理場に集約し、支援対策部物資調達班が管理する。 救援物資の整理のため、コンベアーの設置が必要である。また、夏季は冷蔵倉庫の設置を検討する必要がある。	
調達食料の搬送	応 急 食 料 集 積 拠 点 へ の 搬 送	市内大規模店舗等からの発災後第１次の調達時は、支援対策部物資調達班が自ら調達に出向く。
		以降の食料調達は、調達先にミラトップパーク芦屋（総合公園）への搬送を指示する。
		民間の搬送体制が確立した後は、調達先から配布先に直接搬送するよう指示する。
	物 資 集 積 拠 点 か ら の 搬 送	市内を１０ブロックに分け、備蓄物資の方法に準じて支援対策部物資調達班が各避難所に、原則として１日３回搬送する。
		備蓄食料の搬送に用いた車両及び人員は引き続き活用する。
		１０ブロック用に車両各１台及び運転手各１人を委託契約し、支援対策部物資調達班の職員等各２人が同乗する。
		災害ボランティアセンターに、搬送業務に関するボランティアニーズの情報を提供する。

応急-B2-8

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準が異なる
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10 日以内</u>	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等
主 注 意 事 項	○法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りではない。 ○被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。 ○この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

【別記】被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別※	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏 季	<u>19,800 円</u>	<u>25,200 円</u>	<u>37,700 円</u>	<u>4,5000 円</u>	<u>57,000 円</u>	<u>8,300 円</u>
冬 期	<u>32,800 円</u>	<u>42,400 円</u>	<u>59,000 円</u>	<u>69,000 円</u>	<u>87,000 円</u>	<u>12,000 円</u>

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別※	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏 季	<u>6,500 円</u>	<u>8,700 円</u>	<u>13,000 円</u>	<u>15,900 円</u>	<u>20,000 円</u>	<u>2,800 円</u>
冬 期	<u>10,400 円</u>	<u>13,600 円</u>	<u>19,400 円</u>	<u>23,000 円</u>	<u>29,000 円</u>	<u>3,800 円</u>

※ ここでは夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

応急-B1-3

相談所の機材チェックシート

必要機材			チェック	調達状況メモ
(1)	携帯ラジオ	台	☐	
(2)	テレビ	台	☐	
(3)	新聞	部	☐	
(4)	パソコン	台	☐	
(5)	ファックス	台	☐	
(6)	電話	台	☐	
(7)	ハンドマイク	個	☐	
(8)	バイク	台	☐	
(9)	印刷機	台	☐	
(10)	事務用品等	式	☐	

応急-B1-4

相談所の運営留意事項

運営留意事項	
(1)	当初は、面談中心。複数人数を確保するとともに情報収集及び災害対策本部との連絡要員は必ず確保すること。
(2)	相談場所は、面談のスペースとともにプランバシーも配慮し、相談室を1室利用できるよう確保すること。（交代要員の仮眠室にも活用）
(3)	災害ボランティアセンターとの連携を図り、ボランティアからの情報収集に努める。
(4)	情報収集は、相談所の重要な任務。災害対策本部や情報記録班、広報・渉外班、ボランティアセンター等との連携が必要。得た情報は壁面に貼付する等し、問い合わせに速やかな対応すること。（マスコミの情報も収集整理し、共通の「虎の巻」を作成。）
(5)	災害発生当初は、24時間対応となるため交代勤務の実施を図り、事務引継帳を作成し、連絡の行き違いを防ぐ。
(6)	相談所開設後のできるだけ早い時期に、相談所開設の経過、体制、相談件数、内容の記録を進める。（後々の反省資料として活用。）
(7)	市民へ情報を提供するため、本部班・広報・渉外班・情報記録班に協力を依頼しB1掲示板を「臨時災害情報掲示板」として活用する。

応急-B1-5

臨時・専門相談所の運営留意事項

運 営 留 意 事 項	
I. 臨時相談所（公共施設等）の運営	
(1)	本部の決定を受けて、会場準備（機材、事務用品等）を行う。
(2)	臨時相談所の体制を決定。
(3)	臨時相談所設置の広報を行う。（広報・渉外班、各部への周知）
(4)	臨時相談所の開設・運営。
II. 外国人相談所の設置	
(1)	本部の決定を受けて、会場（潮芦屋交流センターに設置）準備（機材、看板、事務用品等）を行う。
(2)	国際交流協会と開設日時、体制、内容等の調整及び外国語通訳ボランティアの招集を要請する。
(3)	外国人相談所設置の広報を行う。（広報・渉外班、各部への周知）
(4)	外国人相談所の開設・運営。
III. 専門（法律）相談所の設置	
(1)	本部の決定を受けて、会場の決定及び準備（機材、事務用品等）を行う。
(2)	兵庫県弁護士会と開設日時・体制・内容・申込方法等を決定する。
(3)	法律相談所の開設の広報を行う。（広報・渉外班、各部への周知）
(4)	相談者申込の受付開始。（予約申込制をとる場合）
(5)	法律相談所の開設・運営。
IV. 専門（住宅等）相談所の設置	
(1)	本部の決定を受けて、相談体制について関係機関と協議を行う。
(2)	会場の決定及び準備（機材、事務用品等）を行う。
(3)	相談所設置の広報を行う。（広報・渉外班、各部への周知）
(4)	相談所の開設・運営。

応急-B1-6

関係機関の連絡先

連 絡 先		電話番号
(1)	兵庫県弁護士会 本館	078-341-7061
	神戸相談所	078-341-1717
	阪神相談所	06-4869-7613
(2)	兵庫県司法書士会	078-341-6554
(3)	兵庫県行政書士会	078-371-6361
(4)	兵庫県国際交流協会	078-230-3260

応急-B1-7

応援体制の検討項目

検 討 項 目	
(1)	支援・救助班、庶務班等を通じて応援を要請する。 ①他災害対策部からの応援を依頼 ②他自治体からの応援を依頼 ③ボランティアからの応援を依頼 ④アルバイトからの応援を依頼 ⑤業者委託からの応援を依頼
(2)	宿泊場所、食事等の調整

応急-B1-8

運営の留意事項

留 意 事 項	
(1)	執務者は執務表に氏名・所属・執務時間を記入する。
(2)	適宜、休憩・食事・仮眠をとる。
(3)	報道機関からの問い合わせは、内容により広報・渉外班へ連絡する。
(4)	国・県・他市等からの問い合わせは、内容により本部班へ連絡する。
(5)	諸施策・諸事業、新聞報道・ニュース等の必要情報を把握する。
(6)	班内の連絡事項・報告事項・必要情報は適宜掲示等で周知する。
(7)	各担当班の執務場所・電話番号の確認をしておく。

応急-B3-1

消毒の薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数(概数) × 1,340cc

応急-B3-2

ねずみ等駆除の薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	算 出 方 法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数 $\times 85.8\text{m}^2 \times (1-0.5) \times 0.05$ (家屋 39.6 m^2 の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数 $\times 1\text{m}^2 \times 0.06$
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数 $\times 56.1\text{m}^2 \times 15\text{g}$ (敷地 56.1 m^2 の場合)

応急-B3-3

入浴施設

入浴施設利用予定箇所	所在地	電話番号
あしや温泉	芦屋市呉川町 14 番 11 号	32-0204
ミラタツパーク芦屋（総合公園）	芦屋市陽光町 1 番 1 号	25-2023
シンコースポーツ体育館・青少年センター ※シャワーのみ	芦屋市川西町 15 番 3 号	31-8228
環境処理センター	芦屋市浜風町 31 番 1 号	22-2155

応急-B4-1

環境処理センターの事務内容

担当名	項 目	方 法 等
焼 却 炉	人身・設備等の被害状況調べ	・負傷者がいないか確認する。 ・火災はないか確認する。 ・各機器に異常はないか確認する。 ・各水槽の洩れを確認する。(水道管、中水管含む) ・ガス洩れがないか確認する。
	試 運 転	・復電を確認し各機器の試運転を行なう。 ・ガス管の復旧を確認し着火できる事を確認する。
	課 長 へ 連 絡	・人身・設備等の被害状況及び試運転結果を報告する。
	運 転 の 再 開	・運転の指示を待ち、運転再開する。
パイプライン	人身・設備等の被害状況調べ	・負傷者がいないか確認する。 ・火災はないか確認する。 ・各機器に異常はないか確認する。(ローカル含む) ・ガス洩れがないか確認する。
	試 運 転	・復電を確認し各機器の試運転を行なう。
	課 長 へ 連 絡	・人身・設備等の被害状況及び試運転結果を報告する。
	運 転 の 再 開	・運転の指示を待ち、運転再開する。

担当名	項 目	方 法 等
電 気	人身・設備等の被害状況調べ	・各機器に異常はないか確認する。 ・本線・予備線復電できるか確認する。
	試 運 転	・復電を確認する。
	課 長 へ 連 絡	・人身・設備等の被害状況及び試運転結果を報告 ・復電できることを報告する。
	遮断器の投入	・遮断器投入の指示を待ち、各遮断器を投入し各相の電圧を確認する。
不 燃 物 処 理	人身・設備等の被害状況調べ	・負傷者がいないか確認する。 ・火災はないか確認する。 ・各機器に異常はないか確認する。 ・ガス洩れがないか確認する。
	試 運 転	・復電を確認し各機器の試運転を行なう。
	課 長 へ 連 絡	・人身・設備等の被害状況及び試運転結果を報告する。
	運 転 の 再 開	・運転の指示を待ち、運転再開する。
ご み 受 入 れ	人身・設備等の被害状況調べ	・ごみ搬入者及び職員に負傷者がいないか確認する。 ・計量関係のパソコンに異常がないか確認する。 ・各機器に異常がないか確認する。
	試 運 転	・復電を確認しパソコンを起動し正常なことを確認する。 ・各機器の試運転を行なう。
	課 長 へ 連 絡	・人身・設備等の被害状況及び試運転結果を報告する。
	ご み の 受 入 れ	・ごみの受入れ指示を待ち、受け入れる。
リ サ イ ク ル	人身・設備等の被害状況調べ	・職員に負傷者がいないか確認する。 ・再生品に被害がないか確認する。 ・昇降機に異常がないか確認する。
	試 運 転	・復電を確認し昇降機が動作することを確認する。
	課 長 へ 連 絡	・人身・設備等の被害状況及び試運転結果を報告する。
	作 業 及 び 受 付 の 再 開	・指示を待ち、受け付ける。

応急-B4-2

ごみ発生量の推計

項 目	推 計 方 法 等	
震災時の手法	阪神・淡路大震災の建物の種類ごとの原単位を使い、解体が必要な家屋数を推計の上、計算する。	
原 単 位	木造可燃物	0.194 t/m ²
	木造不燃物	0.502 t/m ²
	鉄骨造可燃物	0.082 t/m ²
	鉄骨造不燃物	0.630 t/m ²
	鉄筋コンクリート造可燃物	0.120 t/m ²
	鉄筋コンクリート造不燃物	0.987 t/m ²

【参考】

※1 本市における阪神・淡路大震災時の災害廃棄物 90 万トン（30 年間分）

※2 本市における平常時のごみ発生量 3 万トン（年間）

応急-B4-3

仮置場の運営計画

項 目	設 置 基 準
人 員 ・ 誘 導 等	仮置場には、門、柵等を設置し、入口、出口を設ける。
	搬入許可書を確認し、種別毎に分別している廃棄物のみを受け入れる。
	仮置場は、可燃物と不燃物の置き場を分離し、可能な限り早急に最終処分場へ搬出を図ることが必要である。
	散水を十分に行い、粉塵が飛ばないように注意する。
	仮置場への搬入車両（10 トン車）は、交通状況等により、制限を行う。
搬 入 許 可 書 の 発 行	搬入許可書の発行に際しては、建築物所有者、搬入業者、解体業者、搬入車両を届けさせる。
	搬入許可書は、建築物の面積に応じて可燃物、不燃物に分けて搬入車両 1 台につき 1 枚を発行する。阪神・淡路大震災時の実績から、許可の目安は下記のとおりとする。

<搬入量の見積基準>

家屋の構造	搬入量の見積基準（延床面積 m ² 当たり）		
	可燃物		不燃物
木 造	0.179t	又は 0.471m ³	0.392t
R C 造	0.148t	又は 0.368m ³	1.508t
鉄 骨 造	0.139t	又は 0.368m ³	1.125t

応急-B4-4

排出ルール

項 目	設 置 基 準
通常的一般廃棄物災害により発生する一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。
通常的一般廃棄物災害により発生する一般廃棄物	屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ
	屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ
	避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
	パイプライン施設の破損で臨時に収集する必要があるパイプライン収集地域の廃棄物
災害により発生する災害廃棄物	倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物
	倒壊した建築物から発生する災害廃棄物
	倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）

応急-B4-5

震災廃棄物の処理の基準

注：阪神・淡路大震災時の本市で 30 年分、神戸市、西宮市で 9～10 年分、平成 16 年台風第 23 号の豊岡市で 1.2 年分のごみが発生した。）
被害状況：処理の段階に応じて適当な方法を選び、発生量を推計する。水害の場合、推計が不可能な場合は、重量比で可燃 60%、不燃 40%を目安とする。また、家電類は、別途、発生数量（台数等）を把握する。

1. 被害家屋数等被災状況からの推計
災害廃棄物収集・処理の各段階において推計が可能である。

$$\text{災害廃棄物発生量} = 1 \text{ 被害家屋あたりの水害廃棄物発生量 (t/家屋)} \times \text{被害家屋数}$$

2. 人と防災未来センター推計式
平成 16 年に水害で災害救助法が適用された市町村のアンケート調査（平成 17 年 2 月実施）結果を用いて災害廃棄物の発生量を推計する式を算出。

$$\begin{aligned} \text{廃棄物量(t)} = & (\text{全壊世帯数}) \times 12.9 + (\text{大規模半壊世帯数}) \times 9.8 \\ & + (\text{半壊世帯数}) \times 6.5 \\ & + (\text{一部損壊世帯数}) \times 2.5 \\ & + (\text{床上浸水世帯数}) \times 4.6 \\ & + (\text{床下浸水世帯数}) \times 0.62 \end{aligned}$$

被害がある程度大きい場合に特に有効である。被害が小さい場合（総被害家屋数 800 未満）は、推計値が実績値を大きく上回る可能性が高い。世帯数より棟数の方が早い時期に確定値に近い値が出ることから、推計には世帯数より棟数を用いるほうが望ましい。（上式で世帯数の代わりに棟数を用いても大きな差は生じない。）
なお、平成 16 年台風第 23 号時は、災害発生後 4～6 日でほとんどの市町の被害家屋棟数が落ち着いた。この台風の際は、災害発生後、被害家屋判断基準が見直されたため、ある時期に被害家屋数及び災害廃棄物発生量推計値が大幅に変化したが、今後の災害では災害発生当初から一定の被害家屋判断基準が用いられることを考慮すると、災害発生から 7 日後の被害家屋数を用いた推計値の捕捉率はおおよそ 60%～80%になると考えられる。

<参考 被害家屋 1 棟あたりの水害廃棄物発生量 (t/棟) >

環境省「水害廃棄物対策指針」	2t 程度
平成 16 年台風 23 号災害廃棄物実績（兵庫県）	約 4t

3. 廃棄物の収集運搬車両台数からの推計
収集段階における推計が可能である。

災害廃棄物発生量＝収集運搬車両 1 台あたりの廃棄物量（t/台）※×車両台数（台）

※ 収集運搬車両 1 台あたりの廃棄物量＝（車両の積載可能量）×（積載可能量に対する廃棄物量比率）

収集運搬に用いた車両の台数を、軽、2t、4t 等積載可能量別に把握しておく。災害廃棄物発生量が少なく、廃棄物の収集が早く終わる場合に特に有効。搬入完了前に推計する場合は、その時点の搬入率を考慮する必要がある。（平成 16 年台風第 23 号時の豊岡市・日高町では、応援終了時の 2 週間後で約 8 割、3 週間後で約 9 割の搬入が終了していた。）

<参考 積載可能量に対する廃棄物量の比率>

豊岡市	可燃	57%
	不燃	19%
	全体	42%
日高町		55%

※ 平成 16 年台風 23 号時

※ 小型車(2t 車以下)台数の比率：豊岡市 63%、日高町 78%

4. 仮置場における廃棄物の堆積容量からの推計

災害廃棄物発生量がある程度多い場合に利用できる。（災害廃棄物発生量が少なく仮置きが必要ない場合、仮置場への搬入と同時に頻繁に搬出が行われ、堆積容量の把握が困難な場合には適さない。）

災害廃棄物発生量＝堆積容積あたりの廃棄物量（t/m³）×堆積容積（m³）

		可燃	不燃	畳	家電	タイヤ	計
豊岡市	豊岡中核工業団地	0.42	0.2	0.49	0.04	0.14	0.3
	但馬空港西側広場	0.19	—	0.21	0.06		
	全体	0.36	0.2	0.35	0.04		
日高町		—	—	—	—	—	0.38

※ 平成 16 年台風 23 号時

※ 単位：t/m³

堆積容量＝廃棄物の底面積×高さ

※ 蒲葺型に堆積している場合、これに 3/4 を乗じる。

応急-B5-1

遺体処理資機材の調達先

組 合 名	所 在 地	電話番号
兵庫県葬祭事業協同組合連合会	尼崎市水堂町 3 丁目 19-8	TEL 06-6434-3327 FAX 06-6434-3350

【参考】 県地域防災計画より引用

大規模災害の場合、本市で必要資機材の調達が困難な場合は、あっせん依頼する。

応急-B5-2

災害救助法による「死体の搜索・処理」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる。
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり： <u>3,600円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合：1体当たり <u>5,700円</u> 以内 ※ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了	
主 注 意 事 項	○遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。 ○死体の一時保存は、遺体の身元識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。 ○法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

応急-B5-3

災害救助法による「埋葬」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給	一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）
費用の限度額	1体当たり 大人（12才以上） <u>226,100円</u> 以内 小人（12才未満） <u>180,800円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限り
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	
主 注 意 事 項	○法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。 ○法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所に如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病气等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。 ○死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

応急-C1-1

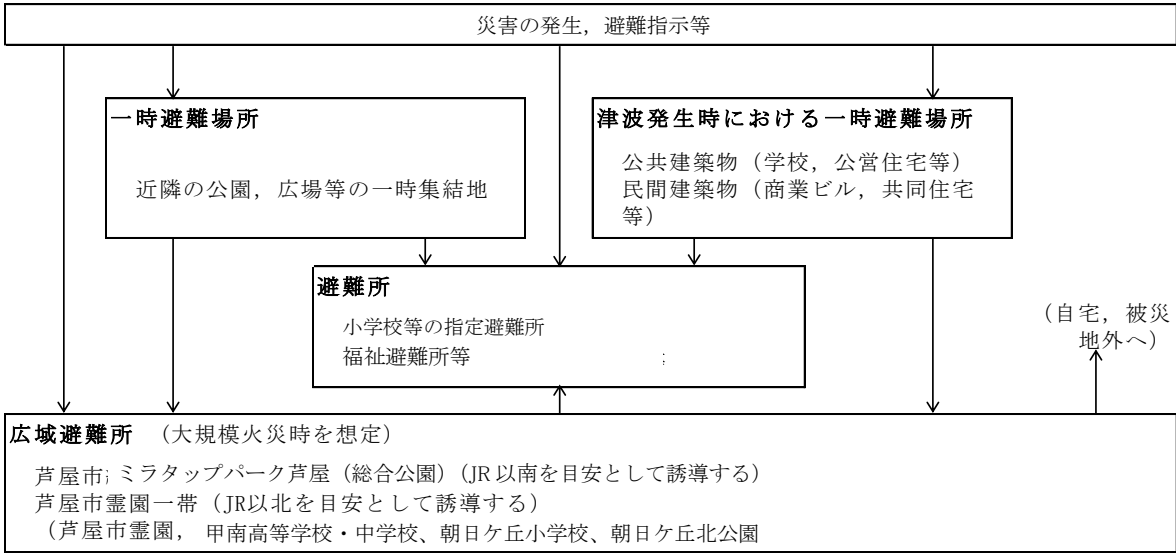
避難誘導の方法

項 目	誘 導 の 方 法
避難誘導員	避難対策部が避難誘導に当たる。
	避難誘導を行う際は、避難所管理部、消防団及び自主防災組織も協力する。
	必要あるときは警察官等の応援を求めて行う。
避難者誘導方法及び輸送方法	避難誘導員は、次の事項に留意して避難誘導する。
	①最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
	②夜間、雨中等における避難は、①における避難経路でも危険を伴う可能性があるため、③～⑥の対策を着実に実施する。
	③避難経路中に危険箇所があるときは明確に表示しておく。
	④重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。
	⑤夜間にあっては、照明具携行の誘導員を要所に配置する。
	⑥必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。
	⑦誘導員は出発、到着の際人員点検を行う。
	⑧避難開始と共に警察官、消防団等による現場警戒区域を設け危害防止、その他警戒連絡を行う。
	⑨原則として車両は、使用しない。
学校園、病院、社会福祉施設等の避難誘導	学校園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、収容者等の避難が必要な場合、予め各施設において定めた計画に基づき、避難誘導する。
津波が発生した場合	市は、津波発生時における一時避難施設への避難や国道43号を超えて北への移動等の「緊急的・一時的」な判断及び行動の必要性も視野に入れたうえ、避難所を開設する場合は、当該避難所に必要な設備及び資材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織	避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

応急-C1-2

避難システム図

＜避難システム図＞



応急-C1-3

広域避難場所への誘導割

業 務 内 容	
(1)	JR 神戸線を境として南側の地区に対してはミラタツパーク芦屋（総合公園）へ、又北側の地区に対しては芦屋市霊園一帯へ誘導する。
(2)	市街地から芦屋市霊園一帯への避難は上り勾配となるため、JR 神戸線から阪急神戸線の間地区に対しては、災害の状況に応じてミラタツパーク芦屋（総合公園）へ避難誘導する。

応急-C1-4

広域避難場所

項 目		地震	津波	洪水	高潮	土砂	大規模な火事
ミラタツパーク芦屋（総合公園）		○	○	○	○	○	○
芦屋市 霊園一帯	芦屋市霊園	○	○	○	○		○
	甲南高等学校・中学校	○	○	○	○		○
	朝日ヶ丘小学校	○	○	○	○	○	○
	朝日ヶ丘北公園	○	○	○	○		○

<選定基準>

項目	選 定 基 準
地 震 災 害	建築物がある場合、新耐震以降の建築物若しくは、耐震対策実施済みの建築物
津 波 災 害	南海トラフ地震の津波想定区域より標高が高く、津波被害の危険性が低い避難場所
洪 水 災 害	浸水想定区域以外の場所で、洪水被害の危険性が低い避難場所
高 潮 災 害	浸水想定区域以外の場所で、高潮被害の危険性が低い避難場所
土 砂 災 害	土砂災害の法的な指定区域以外で、隣接にも指定区域がなく、土砂災害の危険性が低い避難場所

応急 C1-5

避難所一覧表

(国道2号以南)

名 称	面積 (㎡)	収容 人員	所 在 地	電話番号	FAX 番号	Ashiya Free Wi-Fi
※精道小学校	712	350	精 道 町 8-25	32-1111	38-7386	
シンコースポーツ 体育館・ 青少年センター		400	川 西 町 15-3	31-8228	22-1633	○
茶屋集会所		30	茶 屋 之 町 8-20	32-1232	32-1232	○
竹園集会所		30	竹 園 町 5-6	22-2484	22-2484	○
宮川小学校	725	360	浜 町 1-9	32-1112	32-6083	
県立芦屋高等学校 (体育館)	1,200	600	宮 川 町 6-3	32-2325	32-2327	
小槌幼稚園・うちぶん (打出教育文化セン ター)	135	100	打出小槌町 15-7	22-4885	23-5176	
海技大学校		310	西 蔵 町 12-24	38-6201	32-7904	
打出浜小学校	650	320	新 浜 町 8-2	23-4581	32-6182	
※精道中学校	1366	680	南 宮 町 9-7	32-1121	32-5791	
春日集会所		30	春 日 町 13-17	32-5377	32-5377	○
※浜風小学校	649	320	浜 風 町 1-1	23-4591	32-6215	
浜風集会所		30	浜 風 町 3-2	38-0960	38-0960	○
浜風あすのこども園		70	浜 風 町 1-2	26-7010	26-7030	
潮見小学校	681	340	潮 見 町 1-2	34-0721	32-6175	
潮見中学校	898	450	潮 見 町 20-1	34-1601	32-5894	
潮見集会所		60	潮 見 町 7-1	32-4359	32-4359	○
県営南芦屋浜団地 (集会所)		30	陽 光 町 6-8	35-8015	35-8015	
市営南芦屋浜団地 (集会所)		30	陽 光 町 5-7	38-2068	38-2068	
しおさいこども園		30	涼 風 町 5-2	34-3333	34-3334	
ミラタップパーク 芦屋(総合公園)みど りの相談所		100	陽光町 1-1	25-2023	25-2026	○
ウォーターパーク (南芦屋浜下水処理場)		200	陽光町 2-1	25-6228		
県立芦屋特別支援学校		560	陽光町 8-37	25-5311	25-5322	
潮芦屋交流センター		110	海洋町 7-1	25-0511	25-0512	○
小計 ①	24 箇所	5,540	小中学校及び高等学校は、4.0㎡/2 人で収容人員を算出。 ※は、救護所設置避難所を示す。			

(国道2号以北)

名 称	面積 (m ²)	収容 人員	所 在 地	電話番号	FAX 番号	Ashiya Free Wi-Fi
奥池集会所 注1		30	奥 池 南 町 34-4	32-0763	32-0763	○
大阪ガス奥池ロッジ [※]		200	奥 池 南 町 47-16	38-0771	38-0176	
シスメックス GCC		125	奥 池 南 町 41-1	32-3690	31-1750	
山手中学校	1,203	600	三 条 町 39-10	32-1122	38-7369	
西山幼稚園	198	100	西 山 町 22-15	32-5457	23-1449	
前田集会所		100	前 田 町 8-17	23-3899	23-3899	
三条集会所	120	60	三 条 町 8-3	35-0501	35-0501	○
※山手小学校	706	350	山 手 町 8-3	32-1113	32-6419	
大原集会所		100	大 原 町 20-2	38-7782	38-7782	
市民センター		500	業 平 町 8-24	31-4995	31-4998	○
上宮川文化センター		400	上 宮 川 町 10-5	22-9229	22-1659	○
朝日ヶ丘小学校	468	230	朝日ヶ丘町 10-10	32-1115	38-7389	
朝日ヶ丘集会所 注2		30	朝日ヶ丘町 30-9	23-4896	23-4896	○
※岩園小学校	642	320	岩 園 町 23-41	32-1114	38-7387	
芦屋学園中学校・ 高等学校		600	六 麓 荘 町 16-18	31-0666	31-6641	
岩園保育所		50	岩 園 町 2-18	31-0335	31-0335	
翠ヶ丘集会所		30	翠 ヶ 丘 町 9-15	22-2475	22-2475	○
小計②	17 箇所		3,825	小中学校及び高等学校は、4.0m ² /2 人で 収容人員を算出。 ※は、救護所設置避難所を示す。		
① 合計	41 箇所		9,365			

注1…土砂災害の場合は、「奥池集会所」を使用せず、「シスメックス GCC」避難誘導する。

注2…土砂災害の場合は「朝日ヶ丘集会所」を使用せず、「岩園小学校」へ避難誘導する。

- 土砂災害場合の当初開設避難所は、「シスメックス GCC」、「岩園小学校」、「市民センター」、「潮見小学校」とする。
- 洪水のおそれがある場合は「岩園小学校」、「市民センター」、「潮見小学校」を、高潮のおそれがある場合については、洪水の3施設に「潮芦屋交流センター」を追加する。

津波等発生時における一時避難施設一覧表

(以下の施設の3階以上の共用廊下部分等)

名 称	棟数	収容人員	所 在 地	対象となる災害		
				洪水	津波	高潮
宮川小学校	1	約 1,900 人	浜 町 1-9	○	○	○
海技大学校	1	約 720 人	西蔵町 12-24	×	○	○
保健福祉センター	1	約 1,370 人	呉川町 14-9	○	○	○
木口記念会館	1	約 500 人	呉川町 14-10	○	○	
打出浜小学校	1	約 2,700 人	新浜町 8-2	○	○	○
精道中学校	1	約 1,900 人	南宮町 9-7	○	○	○
浜風小学校	1	約 710 人	浜風町 1-1	○	○	○
潮見小学校	1	約 400 人	潮見町 1-2	○	○	○
潮見中学校	1	約 870 人	潮見町 20-1	○	○	○
精道小学校	1	約 280 人	精道町 8-25	○	○	○
県立芦屋高等学校	1	約 260 人	宮川町 6-3	○	○	○
シンコースポーツ 体育館・青少年センター	1	約 1,400 人	川西町 15-3	○	○	
県営南芦屋浜団地 1～6号棟	6	約 2,300 人	陽光町 6-1、-2、-3、-4、- 5、-6	○	○	
市営南芦屋浜団地 1～6号棟	6	約 2,300 人	陽光町 5-1、-2、-3、-4、- 5、-6	○	○	
藤和ライブタウン 芦屋呉川町ルミナンス	1	約 360 人	呉川町 13-3	○	○	
ロイヤル芦屋松浜	5	約 710 人	松浜町 8-18	○	○	
芦屋パレスハイツ北館	1	約 700 人	平田町 2-7	○	○	
芦屋パレスハイツ南館	1		平田町 2-8	○	○	
芦屋サンプラザ	1	約 300 人	平田町 5-8	○	○	
芦屋松浜ハイツ	1	約 1,800 人	松浜町 5-15	○	○	
県立国際高等学校・県立芦屋 国際中等教育学校	3	約 1,700 人	新浜町 1-2	○	○	
UR都市機構芦屋浜団地 高浜 2-1～3号棟	3	約 2,640 人	高浜町 2-1、-2、-3	○	○	
UR都市機構芦屋浜団地 高浜 4-1、2号棟	2	約 2,360 人	高浜町 4-1、-2	○	○	
UR都市機構芦屋浜団地 若葉 5-1、2号棟 1～2号棟	2	約 2,000 人	若葉町 5-1、-2	○	○	
県公社芦屋浜高層（高浜） 団地 1～2号棟	2	約 2,250 人	高浜町 5-1、-2	○	○	
県公社芦屋浜高層（若葉） 団地 1～2号棟	2	約 2,260 人	若葉町 4-1、-2	○	○	
県営芦屋浜（高浜）団地 1～3号棟	3	約 1,600 人	高浜町 8-1、-2、-3	○	○	
県営芦屋浜（若葉）団地 1～3号棟	3	約 1,600 人	若葉町 7-1、-2、-3	○	○	

名 称	棟数	収容人員	所 在 地	対象となる災害		
				洪水	津波	高潮
市営大東町 14 番住宅	1	約 440 人	大東町 14-16	○	○	
市営大東町 5 番住宅	1	約 210 人	大東町 5-9	○	○	
市営大東町 4 番住宅	1	約 140 人	大東町 4-16	○	○	
市営大東町 11 番住宅	1	約 210 人	大東町 11-7	○	○	
市営大東町 17 番住宅 3 号棟	1	約 290 人	大東町 17-3	○	○	
改良若宮町住宅 1 号棟	1	約 190 人	若宮町 2-18	○	○	
株式会社 永瀬 本社ビル	1	約 340 人	精道町 10-12	○	○	
サウスパレス芦屋	1	約 220 人	南宮町 6-16	○	○	
芦屋市役所 本庁舎東館	1	約 240 人	精道町 8-28	○	○	○
ハーティネス芦屋	1	約 190 人	浜町 13-10	○	○	
ダイアパレス芦屋浜町	1	約 290 人	浜町 10-11	○	○	
芦屋市役所 分庁舎	1	約 280 人	精道町 8-20	○	○	○
市営高浜町 1 番住宅 1～4 号棟	4	約 1,740 人	高浜町 1 番 1～4 号	○	○	
クレリ芦屋ホール	1	約 300 人	浜芦屋町 4-21	○	○	○
42 箇所	71 棟	約 42,970 人	—	—	—	—

※ 津波が発生し、又は発生するおそれがあるときには、できるだけ高台へ（困難な場合は、3 階建て以上の鉄筋コンクリートの建物へ）避難する。

指定緊急避難場所（公共施設）

名 称	棟数	収容人員	所 在 地	対象となる災害			
				洪水	津波	高潮	土砂
市立宮川小学校	1	約 1,900 人	浜町 1 番 9 号	○	○	○	○
保健福祉センター	1	約 1,370 人	呉川町 14 番 9 号	○	○	○	○
市立打出浜小学校	1	約 2,700 人	新浜町 8 番 2 号	○	○	○	○
市立精道中学校	1	約 2,300 人	南宮町 9 番 7 号	○	○	○	○
市立浜風小学校	1	約 710 人	浜風町 1 番 1 号	○	○	○	○
市立潮見小学校	1	約 400 人	潮見町 1 番 2 号	○	○	○	○
市立潮見中学校	1	約 870 人	潮見町 20 番 1 号	○	○	○	○
市立精道小学校	1	約 280 人	精道町 8 番 25 号	○	○	○	○
市立朝日ヶ丘小学校	1	約 460 人	朝日ヶ丘町 10 番 10 号	○	○	○	○
市立山手中学校	1	約 1,200 人	三条町 39-10	○	○	○	○
市立西山幼稚園	1	約 200 人	西山町 22-15	○	○	○	○
市立山手小学校	1	約 700 人	山手町 8-3	○	○	○	○
市民センター	1	約 1,000 人	業平町 8-24	○	○	○	○
市立岩園小学校	1	約 640 人	岩園町 23-41	○	○	○	○
潮芦屋交流センター	1	約 220 人	芦屋市海洋町 7-1	○	○	○	○
ウォーターパーク	1	約 400 人	芦屋市陽光町 2-1	○	○	○	○

広域一時滞在の受入避難所一覧表

拠点避難所		避難所	
名称	所在地	名称	所在地
宮川小学校	浜町 1-9	兵庫県立芦屋高等学校	宮川町 6-3
		宮川小学校	浜町 1-9
精道小学校	精道町 8-25	精道小学校	精道町 8-25
		シンコースポーツ 体育館・青少年センター	川西町 15-3
—	—	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘町 10-10
山手中学校	三条町 39-10	山手中学校	三条町 39-10
		前田集会所	前田町 8-17
		三条集会所	三条町 8-3
山手小学校	山手町 8-3	大原集会所	大原町 20-2
		芦屋市民センター	業平町 8-24
		上宮川文化センター	上宮川町 10-5
		山手小学校	山手町 8-3
打出浜小学校	新浜町 8-2	打出浜小学校	新浜町 8-2
		精道中学校	南宮町 9-7
—	—	浜風小学校	浜風町 1-1
潮見小学校	潮見町 1-2	潮見中学校	潮見町 20-1
		潮見集会所	潮見町 7-1
		潮見小学校	潮見町 1-2
—	—	岩園小学校	岩園町 23-41

応急-C1-6

福祉避難所

NO	福祉避難所	所 在 地	電話番号
1	芦屋市保健福祉センター	芦屋市呉川町 14-9	31-0612
2	芦屋市みどり地域生活支援センター	芦屋市新浜町 3-2	32-0030
3	アクティブライフ芦屋	芦屋市岩園町 11-15	34-6500
4	愛しや	芦屋市浜風町 31-3	23-7300
5	芦屋アラベラの家	芦屋市朝日ヶ丘町 9-1	23-1200
6	あしや喜楽苑	芦屋市潮見町 31-1	34-9287
7	芦屋ケアセンターそよ風	芦屋市松浜町 13-18	25-1732
8	あしや聖徳園	芦屋市六麓荘町 3-57	32-7667
9	reach 芦屋	芦屋市打出町 6-4	35-6855
10	特別養護老人ホーム エルホーム芦屋	芦屋市浜町 12-3	35-8341
11	こころあい芦屋	芦屋市岩園町 29-14	26-7285
12	シニアライフコート潮芦屋	芦屋市陽光町 4-55	25-2231
13	マイホーム芦屋	芦屋市陽光町 8-30	38-8840
14	陽光苑	芦屋市陽光町 3-75	31-7161
15	Les 芦屋	芦屋市川西町 14-1	34-1000
16	兵庫県立芦屋特別支援学校	芦屋市陽光町 8-37	25-5311
17	介護老人保健施設 さくらの園	芦屋市陽光町 3 番 21 号	22-4040
18	すくすく学級	楠町 16 番 1 号	32-9660
(18 箇所)			

応急-C1-7

災害対応病院

NO	病 院 名	所 在 地	電話番号
1	市立芦屋病院	芦屋市朝日ヶ丘町 39-1	31-2156
2	南芦屋浜病院	芦屋市陽光町 3-21	22-4040
3	芦屋セントマリア病院	芦屋市朝日ヶ丘町 8-22	23-1771

応急-C1-8

救護所

NO	救 護 所	出務医師（地区別）	連携する市内災害対応病院
1	休日応急診療所	医師会長外	市立芦屋病院 南芦屋浜病院 芦屋セントマリア病院
2	山手小学校	第 2、3、4 組	市立芦屋病院
3	岩園小学校	第 1 組	同 上
4	精道小学校	第 5、6、7 組	南芦屋浜病院
5	精道中学校	第 8、9 組	同 上
6	浜風小学校	第 10 組	同 上

応急-C1-9

災害拠点病院一覧表

区分	圏域名	設置主体	施設名	郵便番号	所在地
基幹	全 県	兵庫県	兵庫県災害医療センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-1
			神戸赤十字病院		
地域	神 戸	神戸市	神戸市立医療センター中央市民病院	650-0047	神戸市中央区港島南町 2-1-1
		国立大学法人 神戸大学	神戸大学 医学部附属病院	650-0017	神戸市中央区楠町 7-5-2
	阪神南	学校法人 兵庫医科大学	兵庫医科大学病院	663-8501	西宮市武庫川町 1-1
	阪神南	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	660-8550	尼崎市東難波町 2-17-77
	阪神南	兵庫県	兵庫県立西宮病院	662-0918	西宮市六湛寺町 13-9
	阪神北	宝塚市	宝塚市立病院	665-0827	宝塚市小浜 4-5-1
	東播磨	兵庫県	兵庫県立加古川 医療センター	675-8555	加古川市神野町神野 203
			加古川中央市民病院	675-8501	加古川市加古川町本町 439
	北播磨	西脇市	西脇市立西脇市民病院	677-0043	西脇市下戸田 652-1
	中播磨	兵庫県	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	670-0836	姫路市神屋町 3-264
		日本赤十字社	姫路赤十字病院	670-8540	姫路市下手野 1-12-1
		独立行政法人 国立病院機構	独立行政法人国立病院 機構姫路医療センター	670-8520	姫路市本町 68
	西播磨	赤穂市	赤穂市民病院	678-0232	赤穂市中広 1090
	但 馬	公立豊岡病院 組合	公立豊岡病院組合豊岡 病院	668-8501	豊岡市戸牧 1094
		公立八鹿病院 組合	公立八鹿病院	667-8555	養父市八鹿町八鹿 1878-1
	丹 波	兵庫県	兵庫県立丹波医療センター	669-3495	丹波市氷上町石生 2002-7
	淡 路	兵庫県	兵庫県立淡路医療センター	656-0021	洲本市塩屋 1-1-137

※ 病院のヘリポートの設置状況は、災害拠点病院（救命救急センター7箇所を含む）について把
 ※ 上表のとおり3病院が屋上ヘリポート、2病院が敷地内ヘリポートを有しており、その他の病

(令和6年4月1日現在)

	TEL	FAX	最寄りのヘリコプター着陸適地	備考
	078-241-3131	078-241-2772	屋上ヘリポート	救命救急センター
	078-241-9295	078-241-9278		
	078-302-4321	078-302-7537	屋上ヘリポート	救命救急センター
	078-382-5111 (昼) 078-382-6510 (夜)	078-382-5050	屋上ヘリポート	
	0798-45-6111	0798-45-6608	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート (約7km)	救命救急センター
	06-6480-7000	06-6480-7001	屋上ヘリポート	救命救急センター
	0798-34-5151	0798-23-4594	阪神南広域防災拠点ヘリポート (3.6km)	救命救急センター
	0797-87-1161	0797-87-5624	武庫川河川敷緑地公園 (1km)	
	079-497-7000	079-438-8800	敷地内ヘリポート	救命救急センター
	079-451-8609	079-451-5548	敷地内	
	0795-22-0111	0795-23-4580	屋上ヘリポート	
	079-289-5080	079-289-2080	屋上ヘリポート	
	079-294-2251	079-296-4050	屋上ヘリポート	
	079-225-3211	079-223-8310	シロヒメ記念公園 (0.2km)	救命救急センター
	0791-43-3222	0791-43-0351	赤穂市城南緑地陸上競技場 (0.4km)	
	0796-22-6111	0796-22-0088	敷地内ヘリポート	救命救急センター
	079-662-5555	079-662-3134	八鹿町ヘリコプター離着陸上 (2km)	
	0795-88-5200	0795-88-5210	屋上ヘリポート	
	0799-22-1200 (昼) 0799-23-2727 (夜)	0799-24-5704	屋上ヘリポート	救命救急センター

握している。

院については最寄りの臨時着陸場を使用することとなっている。

応急-C2-1

市内医療機関一覧表

(令和6年4月1日現在)

NO	医 療 機 関 名	科 目	電 話	住 所
1	市立芦屋病院	全科	31-2156	朝日ヶ丘町 39-1
2	芦屋セントマリア病院	内・消内・消外・ 循内・外・整・麻・ 放・リハ・内(透)	23-1771	朝日ヶ丘町 8-22
3	南芦屋浜病院	外・内・整・脳・ リハ	22-4040	陽光町 3-21
4	あかぎクリニック	内・循	80-8085	呉川町 7-26
5	芦屋Rいいだ内科クリニック	内・消内・内鏡内	61-8767	公光町 11-5-301
6	芦屋駅前小野内科クリニック	内・血内・リウ	61-5335	大原町 5-22-1F
7	芦屋おく内視鏡クリニック	内・消内・内鏡内	22-6666	大榎町 1-25-1F
8	芦屋クリニックのぞみ	内・老内・放	25-1161	陽光町 3-84
9	芦屋坂井瑠実クリニック	内・透	31-9911	浜芦屋町 10-13
10	あしやサニークリニック内科	内	61-5515	翠ヶ丘町 2-8-101
11	芦屋セントマリアクリニック	内・外・消内・消 外・透・整・ リハ・放	61-7211	大原町 5-20
12	芦屋たいらくクリニック	内・循	38-7291	川西町 6-19
13	芦屋橋本クリニック	内・透	21-3131	業平町 6-31
14	芦屋訪問クリニック	内	35-7700	公光町 10-2-5F
15	芦屋まつおクリニック	内・糖内・内泌内	32-5070	西山町 11-18CH. 158 2F
16	芦屋やなもとペインクリニック	ペイン内・麻・リ ハ	22-8866	船戸町 4-1-405
17	あずみクリニック	内・循・リハ	25-1078	松ノ内町 6-23
18	ありがとう芦屋クリニック	内・外・糖内	31-3939	船戸町 3-24-1-1F
19	有田クリニック	内・循	23-3000	宮塚町 16-6
20	いとう医院	内・循・精・心内	32-2030	西芦屋町 8-19
21	いまむらクリニック	内・呼・泌	38-6970	大原町 20-19-2F
22	上田内科	内・消・循	34-1878	朝日ヶ丘町 2-24
23	大森医院	内・消・リハ	32-3997	浜風町 3-4
24	かみたに内科・甲状腺クリニック	内・内泌内	34-2770	船戸町 5-5-301
25	高内科	内・循	38-0022	東山町 5-8-2F
26	さわだクリニック	内・循・リハ	23-7117	川西町 8-12
27	重信医院	内・小	31-2480	西山町 11-3
28	杉岡クリニック	内・循	25-5335	翠ヶ丘町 13-8
29	筋師内科皮ふ科医院	内・消・皮	23-0627	岩園町 7-26
30	瀬野内科医院	内・糖内	23-3578	大原町 11-24-106
31	竹村内科・内視鏡クリニック	内・消内・内鏡内	32-5511	朝日ヶ丘町 1-36-3F

N0	医 療 機 関 名	科 目	電 話	住 所
32	多田医院	内・小・麻・ ペイン内	32-3884	打出小槌町 13-5
33	ちゃばたクリニック	内・消内	21-6070	春日町 4-4-1F
34	富永医院	内・小・消	22-3823	公光町 10-20
35	長澤クリニック	内・消	25-0075	船戸町 2-1-107
36	ならばやし内科・呼吸器内科クリニック	内・呼	62-7621	船戸町 1-29-5F
37	西川内科	内・循	31-7789	船戸町 4-1-401
38	野村医院	内	22-5505	伊勢町 5-10
39	平林医院	内・外・呼・放	22-3548	浜町 9-5-101
40	ふじクリニック	内・循	31-7373	精道町 6-13-1F
41	ペインクリニック芦屋ピッコロ診療所	ペイン内・漢内・ 脳外・麻	25-1347	船戸町 3-19-1F
42	前川クリニック	内・呼・消・外・ 肛	38-1212	西蔵町 4-5
43	松葉医院	内・呼・消・循・ アレ	22-1641	翠ヶ丘町 1-4
44	松村内科クリニック	内・消・循・アレ	31-0813	伊勢町 7-27
45	宮崎内科クリニック	内・循・呼・リハ・ アレ	25-2528	春日町 7-3-201
46	吉田内科クリニック	内・小・アレ・消・ 循・放	38-7210	業平町 5-2 芦屋ハウス 6F
47	渡辺内科クリニック	内・循	80-8200	高浜町 7-2-105
48	あいかブレストクリニック	乳外	38-7171	大榭町 5-13-2F
49	池本脳神経クリニック	脳外・神内	22-0268	大原町 20-19-1F
50	須山脳神経外科クリニック	脳外・神内・リハ	32-0020	精道町 7-1-3 F
51	田守クリニック	外・内	21-2286	船戸町 3-18
52	なかにしクリニック	外・内・消・肛	25-1751	船戸町 3-23-3 F
53	永松クリニック	外・内・リハ・消・ 放・麻	32-3399	松ノ内町 10-18
54	にしわき消化器内科・外科クリニック	外・内・消・肛	38-9891	浜町 9-9
55	本田外科胃腸科	外・内	31-2221	宮川町 5-11
56	前川クリニック	外・内・肛・呼・ 消	38-1212	西蔵町 4-5
57	まさい乳腺クリニック	乳外	22-2800	船戸町 2-1-205
58	芦屋ベンククリニック	形外・美外・皮・ 美皮	25-1241	船戸町 3-23-2F
59	芦屋グランデクリニック	整・内・形外	22-8000	前田町 3-5
60	あらかわ整形外科	整・リウ・リハ	35-1119	東山町 15-12-101 西
61	大谷整形外科眼科	整・リウ・リハ・ 眼	34-7077	大原町 11-24-216

N0	医 療 機 関 名		科 目	電 話	住所
62	整形外科	藤崎整形外科	整・リウ・リハ	38-0107	船戸町 2-1-206
63		よねくらクリニック	整・リウ・リハ・麻	25-0180	船戸町 1-29-5F
64	小児科	青い鳥クリニック	小・アレ	21-6330	南宮町 12-24-2
65		芦屋やまもとクリニック	小・アレ	23-3715	東山町 29-19
66		かわもり小児科	小・アレ	34-6321	竹園町 6-22
67		鈴木小児科	小	34-0766	高浜町 7-2-105
68		ひよこキッズクリニック	小	22-1450	月若町 8-2-2-1F
69		みむらクリニック	小・内・皮・アレ	32-5172	大原町 15-14
70		メイプルこどもクリニック	小	25-0911	岩園町 1-7
71		渡辺産婦人科小児科	小・産婦	22-5027	船戸町 6-21
72	耳鼻科	アマツ耳鼻咽喉科医院	耳鼻	22-8741	船戸町 5-26
73		井村耳鼻咽喉科	耳鼻・アレ	34-7744	東山町 27-5-1 F
74		上塚耳鼻咽喉科	耳鼻	22-5191	打出小槌町 8-10
75		ハザマ耳鼻咽喉科	耳鼻・アレ・気管	31-3387	茶屋之町 7-20
76		古川耳鼻咽喉科医院	耳鼻	23-4187	大原町 5-1
77		山本耳鼻咽喉科医院	耳鼻	31-8226	高浜町 7-2-105
78	眼科	芦屋川眼科	眼	31-1700	西山町 11-18CH. 158 3F
79		いとう眼科クリニック	眼	38-2511	浜町 9－12
80		いわみ眼科	眼	35-0183	公光町 11-5-4F
81		えの眼科西あしやクリニック	眼	31-1144	西芦屋町 6-7
82		大谷整形外科眼科	眼・整・リウ・リハ	34-7077	大原町 11-24-216
83		さくら眼科	眼	26-6826	松ノ内町 3-2-102
84		さわだ眼科・皮膚科	眼・皮	25-2286	岩園町 7-25
85		つちだ眼科	眼	55-8989	大榎町 6-4
86		なか眼科	眼	32-5288	打出小槌町 14-11
87		藤澤眼科クリニック	眼	25-1060	大原町 11-24-111
88		宮川眼科	眼	38-0184	津知町 3-12
89		宮代眼科	眼	25-5456	春日町 7-3-202
90	産婦人科	芦屋・小野レディースクリニック	産婦	21-3700	清水町 2-8
91		阿部レディースクリニック	婦	25-0401	公光町 7-15-1 F
92		ウィメンズクリニック布谷	産婦	25-2520	船戸町 1-29-5 F
93		オカダファミリークリニック	産婦	25-2213	松ノ内町 2-3-2F・3F
94		渡辺産婦人科小児科	産婦・小	22-5027	船戸町 6-21
95	皮膚科	芦屋こばやしクリニック	皮	35-5672	西山町 13-3-301
96		かとう皮膚科クリニック	皮・アレ	25-1272	船戸町 1-29-5 F
97		筋師内科皮ふ科医院	皮・内・消	23-0627	岩園町 7-26
98		谷村皮膚科医院	皮	22-5617	大原町 5-3

NO	医 療 機 関 名		科 目	電 話	住 所
99	皮膚科	ながさわ皮膚科	皮	38-3555	精道町 6-15-2F
100		皮膚科芦屋柿本クリニック	皮	34-0400	春日町 24-8-202
101		みむらクリニック	皮・小・アレ・内	32-5172	大原町 15-14
102		山村皮フ科	皮	35-1600	船戸町 4-1-406
103	泌尿器科	芦屋メディカルコミュニティー坂本泌尿器科	泌	35-5661	朝日ヶ丘町 39-1
104		後藤泌尿器科医院	泌	21-5065	精道町 7-1-2F
105		はしもとクリニック泌尿器科	泌	34-8200	大原町 11-24-110-3
106	神経科	いとう医院	心内・精・内・循	32-2030	西芦屋町 8-19
107		加藤心療内科	心内・精	31-1556	船戸町 1-29-6F
108		高橋心療クリニック	精・神・心内	31-0888	船戸町 4-1-403
109		野津医院	精・心内	32-0272	精道町 6-10-102
110	内・小	市立休日応急診療所	内・小（日・祝のみ）	21-2782	公光町 5-13
111	歯科	朝日ヶ丘タカハシデンタルクリニック		25-0418	朝日ヶ丘町 28-25
112		芦屋川聖栄歯科医院・矯正歯科		35-6480	松ノ内町 4-5 アーベイン芦屋川 G101
113		あらまき歯科医院		34-6483	川西町 8-13
114		池沢歯科医院		32-1780	松ノ内町 3-9
115		いわもと歯科・矯正歯科		31-8211	西山町 11-18CH. 158 3F
116		宇賀歯科医院		22-4074	大榎町 3-7
117		上住歯科医院		34-1560	宮塚町 11-24
118		岡歯科医院		22-0139	大原町 11-24-206
119		尾上歯科クリニック		38-9640	三条南町 13-16-401
120		きしだ歯科		22-1723	山手町 2-12
121		きむ矯正歯科医院		32-3311	船戸町 5-5 エベン・エゼル芦屋 4F
122		こうだ歯科クリニック		25-1182	春日町 4-2
123		小寺歯科医院		32-3836	潮見町 7-3
124		崎田歯科医院		32-4180	船戸町 3-4-101
125		さくら歯科		34-6480	浜町 9-9 芦屋ヒロセビル 1F
126		しんたに歯科医院		34-1433	楠町 15-2-101
127		杉井歯科		21-2525	岩園町 1-7 ロイヤルパーク芦屋 3F
128		すみおか歯科口腔外科		61-8811	大原町 2-6 ラモール芦屋 113-1
129		聖愛歯科医院		32-0356	春日町 1-11
130		関本矯正歯科		32-7678	三条南町 4-15
131		高橋歯科医院		31-5482	西蔵町 13-14

NO	医 療 機 関 名	科 目	電 話	住 所
132	多田羅歯科医院		32-1913	東芦屋町 1-5-101
133	タバタデンタルクリニック		21-5655	瀬戸町 10-18 マグナスビル 1F
134	デンタルクリニックツジ		35-4618	陽光町 3-29
135	坪内歯科医院		22-1712	精道町 6-10-105
136	としま歯科矯正歯科クリニック		35-2188	楠町 7-13PCL ビル 2F
137	永井歯科クリニック		21-2316	南宮町 7 番 24-101
138	仁木歯科医院		32-6544	大束町 10-9-1
139	にしき歯科医院		23-6430	浜町 2-11-101
140	にしきデンタルクリニック		38-8333	若宮町 4-9
141	西田歯科医院		34-6731	琴平町 2-21
142	能治歯科・矯正歯科		32-3386	西芦屋町 6-13
143	野阪口腔外科クリニック		25-0545	西山町 11-17 シャンブル芦屋 2F
144	のとはら歯科医院芦屋診療所		35-1182	公光町 11-7 倉内ビル 2F
145	橋谷歯科		23-8511	南宮町 10-19
146	長谷川歯科医院		34-0212	宮塚町 7-11
147	花岡歯科医院		38-5533	竹園町 6-4
148	はまもと歯科クリニック		21-2288	精道町 7-1-201
149	原田歯科医院		31-3033	前田町 3-7
150	ひだまり歯科クリニック		34-8188	公光町 7-11
151	広瀬歯科クリニック		23-6420	西山町 4-8-105
152	藤井ファミリー歯科		34-7106	東山町 6-12 第3 吉田ビル 201
153	藤田歯科診療所		25-0646	公光町 7-10-201
154	藤本歯科医院		31-4193	大原町 5-2 ポトラビル 4F
155	増田歯科医院		22-5359	親王塚町 11-15
156	歯科松木医院		23-8811	春日町 23-8-101
157	まるやま矯正歯科		32-5516	大原町 11-24-201
158	シーサイド満井歯科		32-1008	高浜町 7-2-105
159	村岡歯科		34-6430	東山町 5-14-202
160	むらまつ歯科クリニック		26-1081	呉川町 11-22
161	森歯科医院		31-0022	船戸町 1-29 モンテメール西館 6F
162	もりわき歯科医院		61-5687	公光町 10-2 MC ビル アネックス 4F
163	山内歯科口腔外科		31-8801	朝日ヶ丘町 39-1
164	吉川歯科医院		32-6178	呉川町 7-26
165	依藤歯科		22-5941	宮塚町 1-13
166	若林歯科		22-4882	船戸町 4-1-407
167	和田歯科医院		31-0384	津知町 3-14

応急-C2-2

救護所用災害応急資機材一覧表

No.	品 名	規 格	単位	数量
1	血圧計	自動加圧タイプ ケース付 電池含	個	1
2	聴診器	ダブルヘッドタイプ ケース付	個	1
3	血中酸素飽和度測定器	フィンガータイプ 電池含	個	1
4	ペンライト	L E Dタイプ 電池含	個	1
5	体温計	電子タイプ 収納ケース付	個	1
6	人工蘇生器（バックマスク）	シリコン製	個	1
7	蘇生用マスク （シリコンマスク）	成人用・小児用	個	各 1
8	吸引器（カテテル付）	手動式	個	1
9	喉頭鏡（ハンドル・ブレード）	L E Dランプ 電池含む No.2・No.3・No.4（ディスポタイプ）	個	各 2
10	経鼻エアウェイ	6 mm・7 mm・8 mm	個	各 2
11	気管内チューブ	カフ付 6 mm・7 mm・8 mm	個	各 2
12	スタイレット	大・小	個	各 1
13	チューブ固定用ホルダー	成人用	個	3
14	潤滑ゼリー	個包装	個	10
15	留置針	1 8 G・2 0 G・2 2 G	本	各 10
16	翼状針	2 1 G	本	10
17	輸液セット（点滴用）	大人用・小児用	個	各 10
18	シリンジ	1 0 m l、2 0 m l	個	各 5
19	注射針	1 8 G・2 0 G	本	各 10
20	注射針処理容器	ポリプロピレン製 1 L	個	1
21	ガーゼ（滅菌済）	7. 5 c m×1 0 c m（個包装 5 0 枚入）	箱	2
22	ガーゼ（大）	3 0 c m×1 0 m	枚	5
23	三角巾	大（袋入）	枚	10
24	サージカルテープ	1 2 mm×9 m（2 4 巻入）	箱	1
25	シルキーポアドレッシング	1 号・3 号・5 号・7 号	枚	各 5
26	カット綿	5 0 0 g 4 c m×4 c m	箱	1
27	包帯	2 号・3 号・4 号 1 0 巻入 伸縮タイプ	箱	各 1
28	消毒綿棒 （ポピドンヨード液含浸）	個包装 5 0 包	箱	2
29	アルコール綿	個包装 2 0 0 包	箱	1
30	絆創膏	フリー	箱	1
31	固定用シーネ	S S・S ソフトタイプ	個	各 3
32	頸部固定用副子	サイズ調整可能なワンピースタイプ	個	3
33	舌圧子	ディスポタイプ	個	20
34	アルミックシート	2 2 0 c m×1 4 0 c m	枚	3

35	止血帯	ワンハンドタイプ	本	3
36	駆血帯	井ノ内式	本	3
37	万能ハサミ	ステンレス製	個	3
38	スキンスティプラー	ディスポタイプ リムーバー含	個	1
39	縫合針（滅菌済糸付）	4－0・3－0・1－0 （10本入）	箱	各1
40	直剪刀	ステンレス製 外科剪刀	個	5
41	持針器	ステンレス製 ヘガール氏	個	5
42	止血鉗子	ステンレス製 コヘル氏	個	5
43	メス	ディスポタイプ	本	10
44	ピンセット	ステンレス製 大・小	本	各1
45	手術用手袋	サイズ7.0・7.5・8.0	双	各10
46	プラスチック手袋	S・M・L（100枚入）	箱	各1
47	ゴーグル	防曇加工	個	3
48	トリアージタグ	4枚綴り	枚	100
49	懐中電灯	LEDランプ 電池含む	個	3
50	乳酸リンゲル液	250ml	個	10
51	生理食塩水（静注用）	500ml	本	10
52	キシロカイン（注射用）	5ml×10管	箱	2
53	消毒用エタノール	500ml	本	1
54	外用消毒剤（ポビドンヨード液）	250ml	本	2
55	術衣（ガウン）	ディスポタイプ	着	5
56	サージカルマスク	ゴムひもタイプ（50枚入）	箱	2

応急-C2-3

災害救助法による「医療及び助産【医療】」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。	（注）施術とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救 助 期 間	災害発生の日から 14 日以内	
対 象 経 費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	
主 留 意 事 項	○災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。 ○患者の経済的要件は問わない。例えば経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

応急-C2-4

災害救助法による「医療及び助産【助産】」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含む現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。	
医療の範囲	①分べんの介助、②分べん前後の処置、③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	
救 助 期 間	災害発生の日から 7 日以内	
対 象 経 費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の 100 分の 80 以内の額	
主 留 意 事 項	○災害により助産の途を失った者であれば被災者であるか否かは問わない。 ○被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。 ○本人の経済的要件は問わない。例えば経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

応急-D1-1

避難所配備携帯電話番号一覧表

災害対策本部	0797-38-2099	FAX	38-2157
--------	--------------	-----	---------

令和6年4月1日現在

災害対策本部避難所管理部	携帯電話	職場電話	自宅電話
避難所管理部長			
避難所管理副部長			

No.	避難所施設名	電話番号	FAX 番号	連絡の所管	避難所代表者名	避難所代表者番号	職場番号	自宅番号
1	奥池集会所	32-0763	32-0763					
2	山手中学校	32-1122	38-7369					
3	西山幼稚園	32-5457	23-1449					
4	三条集会所	35-0501	35-0501					
5	前田集会所	23-3899	23-3899					
6	山手小学校	32-1113	32-6419					
7	大阪ガス奥池ロッジ	38-0771	38-0176					
8	シスメックス GCC	32-3690	31-1750					
9	大原集会所	38-7782	38-7782					
10	市民センター	31-4995	31-4998					
11	上宮川文化センター	22-9229	22-1659					
12	朝日ヶ丘小学校	32-1115	38-7389					
13	朝日ヶ丘集会所	23-4896	23-4896					
14	岩園小学校	32-1114	38-7387					
15	岩園保育所	31-0335	31-0335					
16	芦屋学園中学校・高等学校	31-0666	31-6641					
17	翠ヶ丘集会所	22-2475	22-2475					
18	精道小学校	32-1111	38-7386					
19	シンコースポーツ 体育館・青少年セ ンター	31-8228	22-1633					
20	茶屋集会所	32-1232	32-1232					
21	竹園集会所	22-2484	22-2484					
22	宮川小学校	32-1112	32-6083					
23	県立芦屋高等学校	32-2325	32-2327					
24	小槌幼稚園・うち ぶん（打出教育文 化センター）	22-4885	23-5176					
25	海技大学校	38-6201	32-7904					
26	打出浜小学校	23-4581	32-6182					
27	精道中学校	32-1121	32-5791					
28	春日集会所	32-5377	32-5377					
29	浜風小学校	23-4591	32-6215					
30	浜風集会所	38-0960	38-0960					
31	潮見小学校	34-0721	32-6175					

32	潮見中学校	34-1601	32-5894					
33	潮見集会所	32-4359	32-4359					
34	県営南芦屋浜団地（集会所）	35-8015	35-8015					
35	市営南芦屋浜団地（集会所）	38-2068	38-2068					
36	しおさいこども園	34-3333	34-3334					
37	浜風あすのこども園	26-7010	26-7030					
38	ミラタップパーク芦屋 （総合公園）管理棟 （みどりの相談所）	25-2023	25-2026					
42	ウォーターパーク （南芦屋浜下水処理場）	25-6228	32-1568					
43	県立芦屋特別支援学校	25-5311	25-5322					
44	潮芦屋交流センター	25-0511	25-0512					

応急-D1-2

公共施設井戸一覧表

名 称		所 在 地	揚 水 方 法
(1)	市立芦屋病院	朝日ヶ丘町 39-1	電動ポンプ
(2)	仲ノ池緑地	岩園町 6	電動ポンプ
(3)	山手小学校	山手町 8-3	電動ポンプ
(4)	山手幹線三条南町ポケットパーク	三条南町 5	手動ポンプ
(5)	山手幹線西芦屋町ポケットパーク	西芦屋町 5	手動ポンプ
(6)	山手幹線翠ヶ丘町ポケットパーク	翠ヶ丘町 14	手動ポンプ
(7)	前田公園	前田町 5	電動ポンプ
			手動ポンプ
(8)	前田町市道 772 号広場	前田町 3	手動ポンプ
(9)	清水公園	清水町 6	電動ポンプ
			手動ポンプ
(10)	清水町市道 229-3 号広場	清水町 2-27	手動ポンプ
(11)	小槌幼稚園	打出小槌町 15-7	電動ポンプ
(12)	大柵町コミュニティ道路	大柵町 3	手動ポンプ
(13)	大柵公園	大柵町 3	電動ポンプ
(14)	川西北公園	川西町 5	手動ポンプ
(15)	川西南公園	川西町 8	手動ポンプ
(16)	津知公園	津知町 1	手動ポンプ
(17)	津知緑地	津知町 2	手動ポンプ
(18)	津知北公園	津知町 3	手動ポンプ

名 称		所 在 地	揚 水 方 法
(19)	津知中公園	津知町 10	手動ポンプ
(20)	津知南公園	津知町 14	手動ポンプ
(21)	市役所本庁舎	精道町 7-6	電動ポンプ
(22)	精道小学校	精道町 8-25	電動ポンプ
(23)	精道中学校	南宮町 9-7	電動ポンプ
(24)	宮川小学校	浜町 1-9	電動ポンプ
(25)	呉川公園（水路用水）	呉川町 6	電動ポンプ
(26)	シンコースポーツ体育館・青少年センター	川西町 15-3	電動ポンプ
(27)	岩園小学校	岩園町 23-41	手動ポンプ

応急-D1-3

避難所運営の留意点

項 目	留 意 点
避難者への対応	①生活必需品等備蓄物資を点検する。 ②不足している物資は、「様式 D1-1 避難所収容状況調書」を用いて物資調達班へ連絡し手配する。 ③避難所開設当初は、備蓄食料を配布する。不足する場合は、避難行動要支援者を優先する。また、食物アレルギー患者（特に乳幼児、小児）にも配慮し、アレルギー用ミルクやアレルギー対応食については、優先的に配布する。 ④避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。 ⑤避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。 ⑥要配慮者の把握に努め、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給など避難生活に配慮する。介助・介護の必要な場合は、班長に相談する。 ⑦子育て家庭に対しても個々の状況に応じた十分な配慮を行うと共に、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮する。具体的には女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等を行う。 ⑧指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスに対して、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。
避難所の管理	①避難所の開設が長期にわたる場合は、避難所の管理運営に名簿が特に重要になるため、名簿の作成・管理には正確を期す。入退所のチェックは1日1回実施する。 ◇「様式 D1-2 避難収容世帯票」を配布、回収する。（記入は世帯単位とする。） ◇回収済み世帯票は、町別、地番順に整理し、避難者名簿に記入する。加除整理が行いやすいよう、パソコン等に入力しておく。 ◇避難者が退所するときは確実に届け出るよう指導する。 ◇避難者名簿は、避難所管理班巡回者に渡せるようコピーをとっておく。 ②避難所を開設した場合は、「様式 D1-3 避難所日誌」を作成し、その日の主な出来事や、外部からの救援・援助に係る事項を記録する。 ③避難所の運営内容 ◇避難所内において避難者への連絡・呼び出しを行う場合は、学校園等ではマイク放送を利用し、業務に差し支える場合は伝言板、メモ等を考慮する。夜間のマイク放送は使用しない。 ◇避難所開設が長期に及び、かつ避難者が多数に上る場合は、避難者の位置図を作成し、面会や事務連絡に活用する。 ◇食料や物資等は、必要な人に確実に届くように配給する。特別用途食品等の配布は、市栄養士（保健センター・病院）に適宜相談するとよい。避難者が落ち着いた段階で、避難者の中からリーダー等を決めてもらい、物資の配布等について協力を依頼する。なお、支援食、炊き出しの配布に際しては、声がけをする等、乳幼児・妊産婦・疾病患者・アレルギー患者に配慮する。 ◇衛生対策として、身の回りの掃除はできるだけ避難者が行う。共用の場所は、当番制で行うよう指導する。

項 目	留 意 点
	◇健康診断・相談及びこころのケア等による被災者の心身双方の保健救護活動を実施する。 ◇福祉サービスが必要な独居高齢者や障がいのある人等については、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意し、運営を行う。 ④避難者の不安感の解消と秩序の維持のため、的確な情報を一刻も早く提供する。
避難所の閉鎖	①避難指示等が解除になり、避難所開設の必要がなくなった場合等、本部から閉鎖の指示があった場合は、その旨を避難者に伝え、速やかに帰宅を促す。 ②この際、避難者が自宅等から持参したもの及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く。）は避難者が各自持ち帰る。 ③避難者が退去した後は、避難所担当者とリーダー等は、物品等の片づけを行い、避難場所を元の状態に戻す。 ④避難所担当者とリーダー等は、備蓄品の残量を確認の上、文書により班長に報告する。 ⑤避難所担当者とリーダー等は、避難所を閉鎖した旨（時刻、世話職員数等）を班長に電話報告するとともに、施設の管理責任者等（集会所においては管理人）に報告し、持ち場を離れる。

応急-D1-4

避難所運営のルール

避難所全体のルール

この避難所の共通のルールは、次の通りです。
避難する方は、守るように心がけてください。

避難所運営委員会

【基本的事項】

- ◆ この避難所は、地域の防災拠点です。
- ◆ 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- ◆ 避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- ◆ 感染症対策を含め、避難所におけるルールを遵守し、安心できる避難所運営にご協力をお願いします。

【避難所入所時】

- ◆ マスクを着用（推奨）し、できる限り間隔を空けて並んでください。
- ◆ 検温窓口で手指消毒を行い、体温測定を行ってください。
- ◆ 受付窓口で「避難者カード」、「健康チェックシート」を記入してください。
- ◆ 避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - ・ 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - ・ 犬・猫など動物類は決められた場所で飼育していただくようお願いします。
- ◆ 入所後に日々の健康状態を記録したい場合は、「健康管理表」をお渡しします。
- ◆ 避難所内での各ルールを確認してください。
- ◆ 避難所スタッフの指示に従い、指定されたルートを通り、居住スペースへ入所してください。

【避難所使用上のルール】

- ◆ 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自袋に入れて保管します。また、スリッパ等の室内履きは共有しないようにしましょう。
- ◆ 有症状者等は一般避難スペースに、一般避難者は分離室に絶対に近づかないでください。
- ◆ 職員室、保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部屋には、避難できません。被害があつて危険な部屋も同様に避難できません。
 - ・ 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従ってください。
 - ・ 衛生の面から、定期的に生活スペースを移動しますので、ご協力ください。
- ◆ 感染症対策のため、避難所は定期的に換気を行います。
- ◆ 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- ◆ 車での避難はできません。

このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

共同生活上のルール

区 分	内 容
基本的な 感染予防の徹底	● できる限りマスクを着用しましょう。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆いましょう。また、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしないようにしましょう。 ● 食事の前、トイレ使用时、マスクを触った後など、こまめに手を洗い、消毒液で消毒しましょう。
健康チェック	● 有症状者は「健康管理表」に毎日、自身の健康状態を記入してください。 ● 熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所スタッフに申し出てください。 また、それ以外でも咳やのどの痛み、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合についても申し出てください。
人との接触	● 飛沫感染を防止するため、他の避難者とはできる限り離れて座るようにしましょう。 ● 面談する場合は、できる限り間隔をあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、長時間にならないようにするなど工夫をしましょう。 ● 感染の可能性のある人に接触したら、特に念入りに手を洗い消毒液で消毒しましょう。
食事・炊き出し	● 食事は家族単位で、向かい合わせではなく、同じ方向に並んで座るようにしましょう。できる限りほかの避難者と集まって食べないようにしてください。 ● 袋入りの食べ物は、手でちぎって食べたりせず、直接食べましょう。 ● アレルギーのある方は、避難所で配給する食べ物については、必ず確認してから食べていただきますようお願いいたします。 ● 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い消毒液で消毒しましょう。また、できる限りゴム手袋及びマスクを装着しましょう。 ● 容器や食器は基本的に使い捨てですが、調達できない場合は、都度、食器をラッピングするなどの工夫をして、再利用します。それも難しい場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄します。
生活時間	● 起床時間： 時 分 ● 消灯時間： 時 分 * 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 * 職員室などは、防犯のため点灯したままとします。 ● 食事時間 朝食： 時 分 昼食： 時 分 夕食： 時 分 * 食料の配付は、世帯ごとで行います。 ● 伝言時間： 時で終了します。 ● 電話受信：午前 時から午後 時 * 伝言については、伝言板でお知らせします。

共同生活上のルール

区 分	内 容
洗 濯	● 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ● 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、人の良識に基づいて使用し、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
清 掃	● 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します。 ● 世帯スペース間の通路など、共用する部分については、相互に協力して清掃します。 ● 避難所を退所する際にも、避難スペースの掃除をしてください。 ● 避難所全体で使用する共用部分については、救護・衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ● トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。 ● 嘔吐者が出た場合は、消毒液や塩素系漂白剤で消毒しましょう。また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
ごみ処理	● ごみの分別を行ってください。 ● マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけてください。 ● 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ● 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。
プライバシーの保護	● 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。 ● 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう使用する場合には、イヤホンを使用してください。 ● 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は居室内で使わないでください。
その他	● 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用してください。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人に触れないようにしてください。 ● エコノミークラス症候群予防のため、ストレッチを行うなど適度な運動に努めましょう。 ● 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外ではこりを払い、濡れているときはふきましょう。 ● 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを行いましょう。 ● 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にしてください。

トイレ使用ルール

1 施設のトイレを使用する場合（水を確保して使用する場合）

- ◆ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ◆ 室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
- ◆ 使用前後には便座を拭きましょう。
- ◆ トイレトペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。捨てた後は、必ずふたを閉めてください。
- ◆ トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し流してください。
- ◆ ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- ◆ トイレ後は流水で手洗いをしましょう。難しい場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。バケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。
- ◆ トイレを汚した場合には避難所スタッフにお知らせください。
- ◆ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。
- ◆ トイレ内は禁煙です。
- ◆ 通常使用ができるようになった場合は、トイレのふたを閉じて、流してください。

トイレ使用ルール

2 組立てトイレ（仮設トイレ）を使用する場合

- ◆ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ◆ 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- ◆ トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」 にしてから入りましょう。
- ◆ 使用前後には便座を拭きましょう。
- ◆ トイレ後は流水で手洗いをしましょう。難しい場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。バケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。
- ◆ トイレを汚した場合には避難所スタッフにお知らせください。
- ◆ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。
- ◆ 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が 衛生班に報告してください。
- ◆ トイレ内は禁煙です。

トイレ使用ルール

3 簡易トイレ（段ボールトイレ、携帯トイレ等）を使用する場合

- ◆ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ◆ 室内トイレの個室を使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
- ◆ 袋は使用のたびに交換してください。
- ◆ トイレ後は流水で手洗いをしましょう。難しい場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。バケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。
- ◆ トイレを汚した場合には避難所スタッフにお知らせください。
- ◆ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。
- ◆ トイレ内は禁煙です。

火気使用のルール

- ◆ 避難所で火気を使用するスペースは原則として〇〇室と屋外の〇〇とします。
 - ・ 居住スペースでの火気の使用は行わないでください。
 - ・ 個人のカセットコンロを使用する際も〇〇〇室で使用してください。
 - ・ 火気を使用する際は、消火バケツや消火器を用意して使用してください。
- ◆ 夜間（ 時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。
使用する必要がある場合は、管理班に申し出てください。
- ◆ 居住スペースで使用するストーブは、居住組で責任を持って管理してください。
燃料を交換する際は、食料・物資班に申し出てください。
- ◆ ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- ◆ 避難所の居住スペースは禁煙です。
（〇〇〇〇を喫煙スペースとしていますので、そこをお願いします。きちんと消火し吸殻入れに捨ててください。ポイ捨ては絶対に行わないでください。）
- ◆ 吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。吸殻を捨てる際も火の気がないか確認してから捨てましょう。

夜間の警備体制について

- ◆ 夜間は共有部分は消灯せず、〇時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
- ◆ 夜間是不審者の侵入を防止するために、〇〇の入口と〇〇の入口以外を施錠しますので、ご協力ください。
緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
- ◆ 夜間は避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、そちらまで一声かけてください。
- ◆ 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますのでご協力ください。

食料配付のルール・伝達文

- ◆ 食料・物資・水などは公平に分配しますので、原則として全員に提供できるようになってから配付します。
- ◆ 数量が不足する物資などは、子供、妊婦、高齢者・障がいのあるかた、大人の順に配付します。
- ◆ 食料・物資の配付は、個人ではなく、各居住組の方にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
- ◆ 一人分ずつ小分けにして配付します。
- ◆ 在宅被災者は、原則として避難所に受け取りにきてください。
- ◆ 物資などは、原則毎日.....時頃に、場所は.....で食料・物資班が配付しますので、秩序を守って給食・物資班の指示に従い受け取ってください。
- ◆ 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
- ◆ 食料の配付時、必ず手を洗うか、手指消毒用アルコールで消毒してください。
- ◆ 粉ミルク・お粥・紙おむつなど各自必要な物資などの要望は、個別に対応しますので、避難所運営委員会の給食・物資班に連絡してください。

ペット飼育のルール

- ◆ ペットは、指定された場所で、必ずゲージに入れるかリードにより繋ぎとめて飼育してください。
- ◆ 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ◆ ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ◆ ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- ◆ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ◆ ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
- ◆ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ◆ 飼育困難な場合は、救護・衛生班に相談してください。
- ◆ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに衛生班まで届け出てください。

応急-D1-5

愛玩動物の収容対策

項 目	収 容 対 策
学 校 管 理 班 避 難 所 管 理 班	県動物愛護センターと連携し、次の事項について、獣医師会及び動物愛護団体が設置し、県が支援する動物救援本部に対して要請する。また、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物に対する相談の実施等 避難所での愛玩動物対策として、以下の事項を実施する。 ①愛玩動物飼育ルールの掲載・周知 ②避難所における愛玩動物管理区域の設定 ③愛玩動物管理者に対して、ケージ、首輪、引綱、餌等の準備の呼びかけ ④中長期に及ぶ避難を見据えた愛玩動物対策の推進（愛玩動物避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等） ⑤獣医師等との連携
愛 玩 動 物 の 所 有 者	飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
芦 屋 市	愛玩動物の情報交換の場所として、避難所の掲示板の一面を提供するよう努める。

応急-D1-6

愛玩動物飼育ルール

愛玩動物飼育ルール

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、愛玩動物の飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- 1 避難所の管理責任者の指示には、必ず従ってください。
- 2 ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼ってください。
- 3 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒してください。
- 4 危険やトラブルの防止に努めてください。
- 5 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- 6 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- 7 ノミの駆除に努めてください。
- 8 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 9 飼育困難の場合は、●●●●に相談してください。

応急-D1-7

生活機器等一覧表

必要機材			チェック	調達状況メモ
(1)	衣類（冬期の上着）		☐	
(2)	洗濯機、乾燥機	台	☐	
(3)	テレビ	台	☐	
(4)	掃除機	台	☐	
(5)	冷暖房設備		☐	
(6)	冷蔵庫、炊事設備		☐	
(7)	こたつ（冬期）、電気マット等		☐	
(8)	扇風機（夏期）	台	☐	

応急-E1-1

輸送業者一覧表

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	種 別	備 考
JR 西日本芦屋駅	船戸町	0570-00-2486	民営鉄道業	JR 西日本 お客様セン ター
阪急電鉄芦屋川駅	西山町	078-331-4802	民営鉄道業	三宮駅
阪神電気鉄道芦屋駅	公光町	06-6457-2261	民営鉄道業	運輸部運転 課
阪神電気鉄道打出駅	打出小槌町	06-6457-2261	民営鉄道業	
阪神電気鉄道甲子園駅	西宮市甲子園六 番町	0798-48-1500	民営鉄道業	
阪急バス 芦屋浜営業所	新浜町 1-3	31-1121	民営バス	
阪神タクシー株式会社	西宮市鳴尾浜 1- 1-2	0798-46-6021	タクシー	
相互タクシー JR 芦屋駅営業所	船戸町 2-1	31-0818	タクシー	
阪急タクシー 芦屋営業所	月若町 8-1	32-1421	タクシー	
芦屋タクシー	大東町 4-7	23-2412	タクシー	
株式会社ヤッホ	陽光町 3-31	32-6394	一般トラック運送	
日本通運株式会社 神戸支店	神戸市中央区浜 辺通 4-1-21	078-252-2015	一般トラック運送	
日本通運芦屋営業所	船戸町 2	22-2015	一般トラック運送	
ヤマト運輸 株式会社	尼 崎 市 中 浜 町 26-4	06-6419-6124	物資輸送等	安全推進課

応急-E2-1

応急仮設住宅 住宅名・建設場所一覧表

(令和6年4月1日現在)

	仮設住宅名	場所（住居表示）	用地名	戸数
(1)	中央公園内 応急仮設住宅	若葉町 1	中央公園	203
(2)	シンコースポーツグラウンド内 //	川西町 64	シンコースポーツグラウンド	99
(3)	中央公園野球場内 //	若葉町 1	中央公園野球場	159
(4)	海浜公園水泳プール駐車場内 //	浜風町 30-1	海浜プール駐車場	33
(5)	朝日ヶ丘広場内 //	朝日ヶ丘町 4-3	朝日ヶ丘広場	8
(6)	山手中学校内 //	三条町 39-10	山手中学校	55
(7)	精道中学校内 //	南宮町 9-20	精道中学校	70
(8)	潮見中学校内 //	潮見町 20-1	潮見中学校	200
(9)	潮見小学校内 //	潮見町 1-2	潮見小学校	30
(10)	浜風小学校内 //	浜風町 1-1	浜風小学校	17
(11)	春日公園内 //	春日町 13-13	春日公園	11
(12)	宮塚公園内 //	宮塚町 14-10	宮塚公園	14
(13)	南宮公園内 //	南宮町 5-12	南宮公園	14
(14)	新浜公園内 //	新浜町 3-1	新浜公園	21
(15)	東浜公園内 //	浜風町 2-1	東浜公園	73
(16)	浜風北公園内 //	浜風町 4-1	浜風北公園	13
(17)	浜風東公園内 //	浜風町 21-1	浜風東公園	14
(18)	浜風南公園内 //	浜風町 15-1	浜風南公園	12
(19)	西浜公園内 //	潮見町 2-1	西浜公園	45
(20)	潮見東公園内 //	潮見町 1-1	潮見東公園	10
(21)	潮見南公園内 //	潮見町 26-6	潮見南公園	12
(22)	緑公園内 //	緑町 5-1	緑公園	16
(23)	打出浜公園内 //	浜町 8-16	打出浜公園	10
(24)	芦屋川緑地 (なかよし広場) 内 //	山芦屋町 8-1、9-21	芦屋川緑地 (なかよし広場)	21
(25)	芦屋公園内 //	松浜町 4-2	芦屋公園	120
(26)	六麓荘市民農園内 //	六麓荘町 2-9	六麓荘市民農園	27
(27)	茶屋之町 //	茶屋集会所(茶屋之町 8-20) の隣接地	茶屋之町	6
(28)	中央公園駐車場内 //	若葉町 1	中央公園駐車場	23
合 計				1,336

※ 阪神・淡路大震災による応急仮設住宅建設戸数は、2,914 戸であった。

応急-E2-2

空家住宅の確保

項 目	業 務 内 容
対 象	市営住宅のほか、県、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等の所有する空家及び民間賃貸住宅を対象とする。
協 力 体 制	空家住宅を確保するため、関係組織との連携に加え、不動産関連団体との協力体制の確立に努める。
募 集	建設部応急仮設住宅班が、募集を行う。 建設部応急仮設住宅班は、市民への情報提供や相談に対応するに当たって、県が国土交通省の支援により設置する被災者用公営住宅等あっせん支援センターに協力を要請する。

応急-E2-3

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住家を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費 用 の 限 度 額	6,883,000 円／戸 (平均単価が 6,883,000 円以内であればよい)	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6 坪タイプ）、小家族用（9 坪タイプ）、大家族用（12 坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね 50 戸に 1 施設設置可	50 戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から <u>20 日</u> 以内	
救 助 期 間	完成の日から最長 2 年（建築基準法 85 条）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1 年を超えない期間ごとの延長が可能
主な留意事項	○被災者の当面の住いの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。 ○高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居住介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。 ○「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年 10 月公布）	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

応急-E3-1

従来の基準

基 準	
(1)	完全に倒壊又は全焼した建築物は、一般廃棄物として公費による処分を行う。
(2)	倒壊していない建築物は、産業廃棄物であり、所有者の責任で処分を行う。

応急-E3-2

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準

項 目	基 準 等
対 象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に住居できない状態であり、自らの資力では除去することのできない者
支 出 費 用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費
費 用 の 限 度 額	1 世帯 140,000 円以内
期 間	災害発生の日から 10 日以内（ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）

応急-E3-3

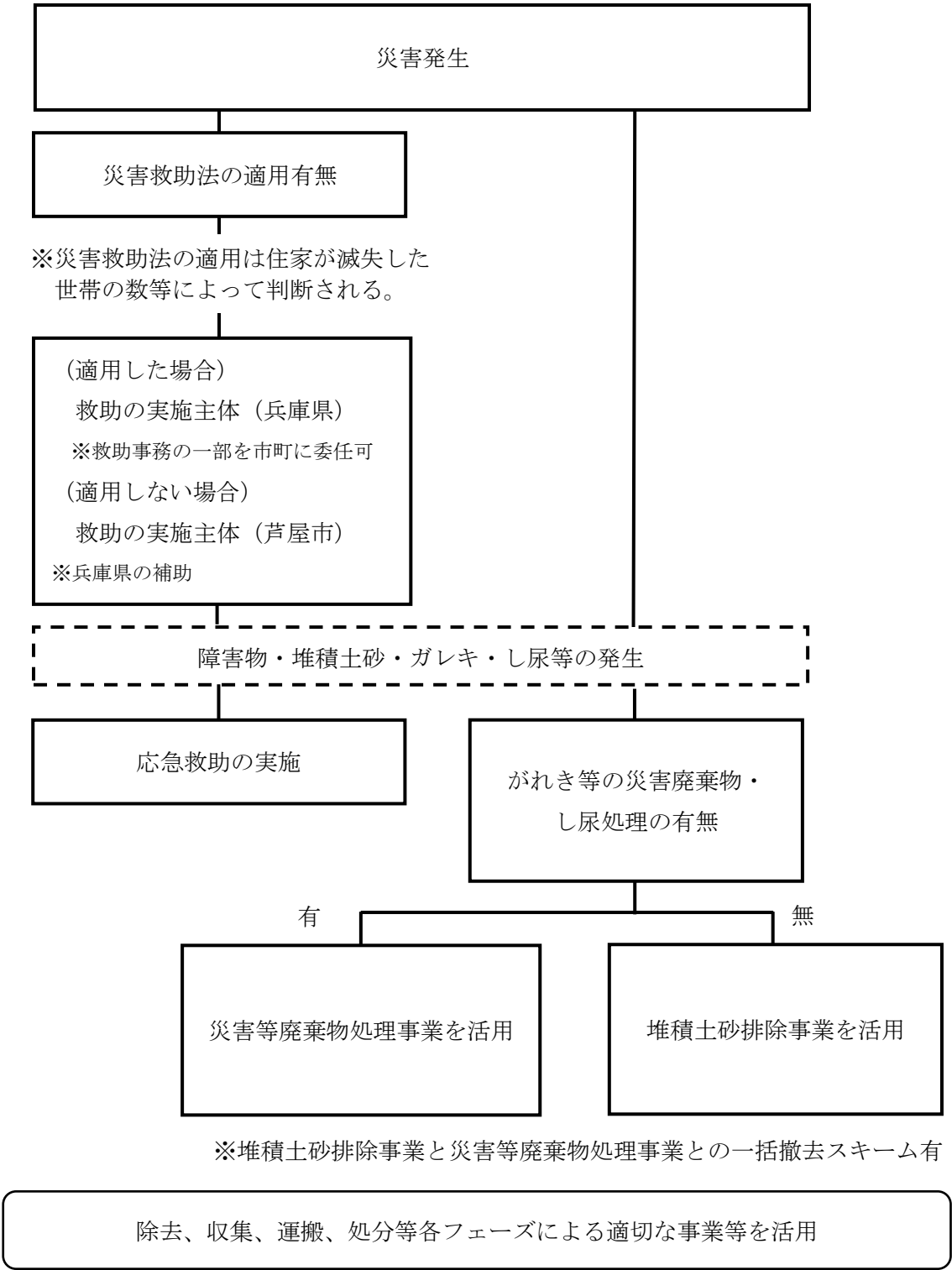
災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準

災害救助法が適用されない場合			※参考 災害救助法が適用される場合
内容	堆積土砂排除事業	災害等廃棄物処理事業	障害物の除去
適用	都市災害復旧事業国庫補助	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助	災害救助法
所管官庁	国土交通省	環境省	内閣府防災担当
実施主体	市区町村	市区町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	都道府県又は救助実施市 (事務委託を受けた場合は市区町村)
趣旨	○暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、公共土木施設(公園)、都市計画区域内における都市施設(街路、都市排水施設等)が被害を受けた場合 ○市街地に多量の土砂が堆積した場合 ○火山の爆発に伴い、公園、宅地等に多量の降灰があった場合 上記の場合に国は災害復旧事業、堆積土砂排除事業及び降灰除去事業を行う地方公共団体に支援を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保するもの(都市災害復旧事業)	暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援するもの	生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的とする
採択要件	市町村の市街地における (a)堆積土砂の総量が30,000㎡以上 (b)一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上 (c)50㎡以内の間隔で連続する土砂が2,000㎡以上のいずれかの場合において、市町村長が ①市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂 ②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂 を排除する事業の範囲	・政令指定都市：事業費80万円以上 ・その他の市町村：事業費40万円以上 ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの ○地震：異常な天然現象によるもの(震度基準なし) ○積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 ○その他：異常な天然現象によるもの 等	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹土等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 ※災害救助法自体の要件ではない
対象エリア	市町村区域内の市街地※1 ※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接)	市町村	市町村
適用対象となる障害物・事業	土砂、泥土、砂礫、岩石、樹木等	○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分(民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む) ○仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分(災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)	住家及びその周辺の障害物
宅地からの除去	△(土砂の放置が公益上重大な支障となる場合は対象)	△(市区町村が行う場合は補助対象)	△(日常生活上欠くことのできない場所のみ補助対象)
集積場への運搬	△(土砂の放置が公益上重大な支障となる場合は対象)	○(補助対象)	○(補助対象)
処分場への運搬	○(補助対象)	○(補助対象)	○(補助対象)
負担割合	1/2	1/2	1世帯当たり 137,900円以内

※災害救助法については必要に応じて堆積土砂排除事業とともに活用する。

応急-E3-4

国の支援制度の選定フロー



応急-E3-5

撤去に向けての実施項目

- ・被災状況の把握
- ・堆積土砂排除等の体制の確立
- ・堆積土砂排除等の方針の策定
- ・仮置場選定・確保 ※奥池園地、ハイランド公園、前山公園、朝日ヶ丘北公園、山麓公園等が候補地として想定されている。
- ・国の支援制度の選定
- ・住民への情報発信
- ・撤去業者の確保

応急-E4-1

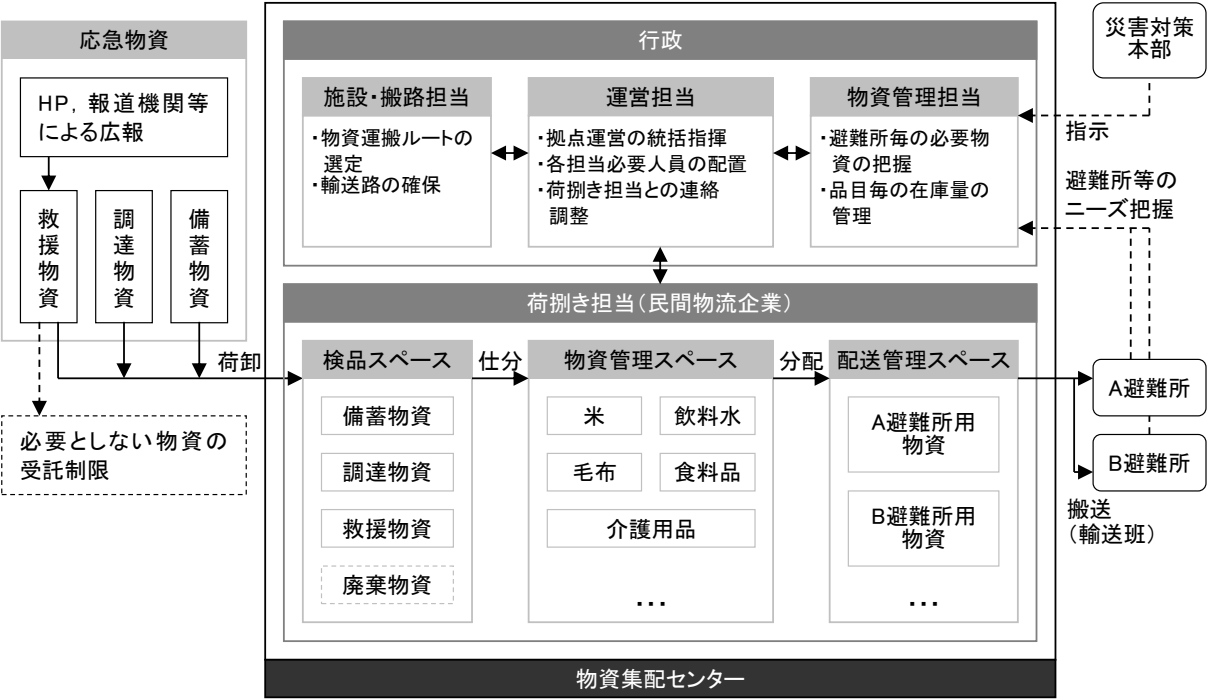
市保有車両一覧表

令和6年4月1日現在

No.	所管	普通 貨物	普通 乗用	普通 特種	小型 貨物	小型 乗用	軽貨 物	軽乗 用	緊急 車両	小計	オー トバ イ	スク ーター	原付	合計
1	地域経済振興課	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	2
2	総務課	0	5	0	8	2	2	9	0	26	0	2	0	28
3	防災安全課	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
4	環境課	0	3	0	2	0	1	0	0	6	0	0	0	6
5	上宮川文化センター	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2
6	収集事業課	4	0	11	1	0	3	0	0	19	0	0	0	19
7	環境施設課	0	0	0	1	0	1	1	0	3	0	1	0	4
8	地域福祉課	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	2
9	福祉センター	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
10	こども家庭・保健センター	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	0	0	3
11	障がい福祉課	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
12	こども政策課	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
13	高齢介護課	0	0	2	0	1	0	1	0	4	0	0	0	4
14	道路・公園課	0	1	1	2	1	1	3	0	9	1	2	0	12
15	基盤整備課	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
16	まちづくり課	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
17	建築住宅課	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
18	都市整備課	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2
19	建築課	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	2
20	消防本部	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	25
21	教育委員会管理課	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
22	適応教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
23	うちぶん	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
24	青少年愛護センター	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
25	市民センター	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
26	西藏こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
27	岩園保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
28	岩園幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
29	西山幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
30	潮見幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
31	精道中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
32	山手中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
33	潮見中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
34	精道小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
35	潮見小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
36	宮川小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
37	岩園小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
38	山手小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
39	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
40	打出浜小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
41	浜風小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
42	社会教育推進課	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
43	下水道課	0	1	0	1	0	2	0	0	4	0	0	2	6
44	下水処理場	1	0	0	1	0	2	0	0	4	0	0	0	4
45	図書館	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
46	青少年育成課	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	合計	5	12	17	25	8	17	20	25	129	1	26	8	164

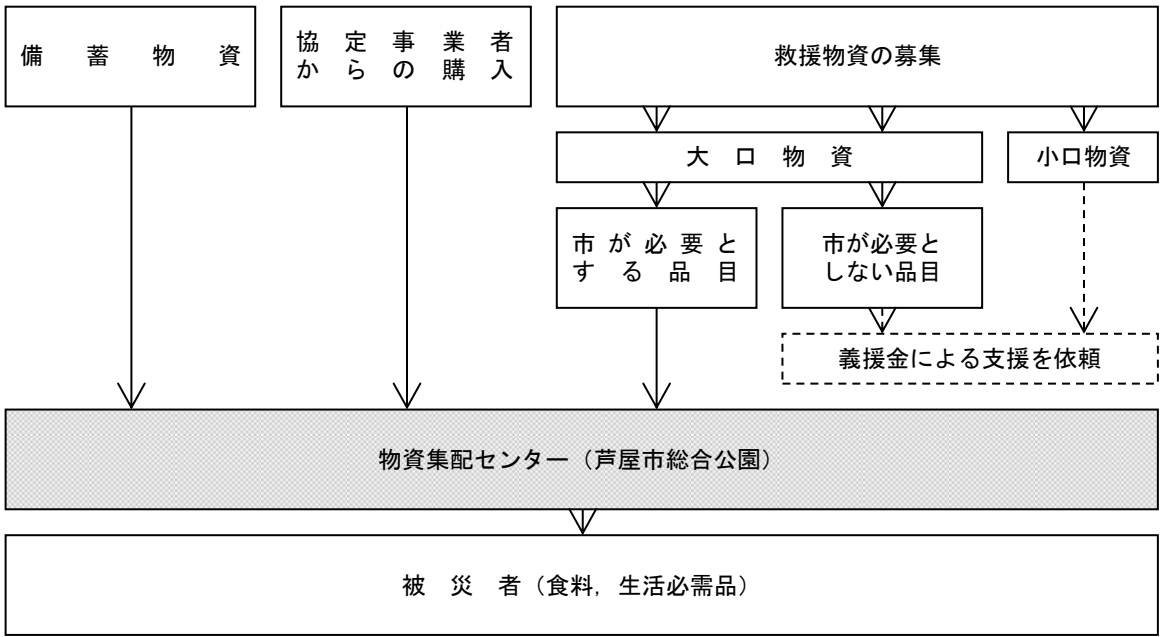
応急-E4-2

応急物資等の受入れ・搬送手順



応急-E4-3

応急物資等の調達方法イメージ



応急-E4-4

チーム構成表

チーム名	施設名	担当
庁舎チーム		
避難所チーム		
インフラ設備チーム		
総務チーム		

応急-E4-5

資機材等携帯品

用意	必要機材	調達状況メモ
現地情報班 とし、 用意する物	各施設の設計図	
	携帯電話	
	トランシット	
	レベル	
	下げ振り	
	クラックスケール	
	ハンマー	
	カメラ	
	その他	
自ら用意する物	ヘルメット	
	筆記用具	
	コンベックス	
	軍手	
	リュックサック	
	雨具	
	防寒具	
	マスク	
	その他	
交通手段	車両等の確保（車、バイク、自転車）	

応急-E4-6

行動時の留意事項と安全管理（事故防止）

留 意 事 項	
(1)	正常でない区域 ————— 緊張、過敏
(2)	自分の安全は自分で守る
(3)	体調管理を万全に
(4)	余震を常に頭におく
(5)	退去(避難) ————— 退去の経路
(6)	職員同士の緊密な連携
(7)	服装は万全に ————— 災害対応可能な服装
(8)	災害対策本部との連絡は定期的に
(9)	車、バイク、自転車等による事故防止
(10)	ガス漏れ、漏電に注意
(11)	家屋倒壊による道路閉鎖、通行障害

応急-E4-7

災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準

(半壊・中規模半壊・大規模半壊)

項 目	基 準 等
対 象	①住家が半壊又は半焼し、自らの資力により応急修理ができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊又は半焼した者
支 出 費 用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分
費 用 の 限 度 額	1 世帯 717,000 円以内
期 間	災害発生の日から 3 か月以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内に完了)

(準半壊)

項 目	基 準 等
対 象	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理ができない者
支 出 費 用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分
費 用 の 限 度 額	1 世帯 348,000 円以内
期 間	災害発生の日から 3 か月以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内に完了)

応急-E5-1

現地情報班等編成表

現地情報班		調査地区	携帯電話番号	備考
現地情報班長		—		
現地調査チーム				
担当者				
車両番号				
被災建築物応急危険度判定チーム				
担当者				
車両番号				
被災宅地危険度判定チーム				
担当者				
車両番号				
家屋被害認定チーム				
担当者				
車両番号				
担当者				
車両番号				
担当者				
車両番号				
担当者				
車両番号				

応急-E5-2

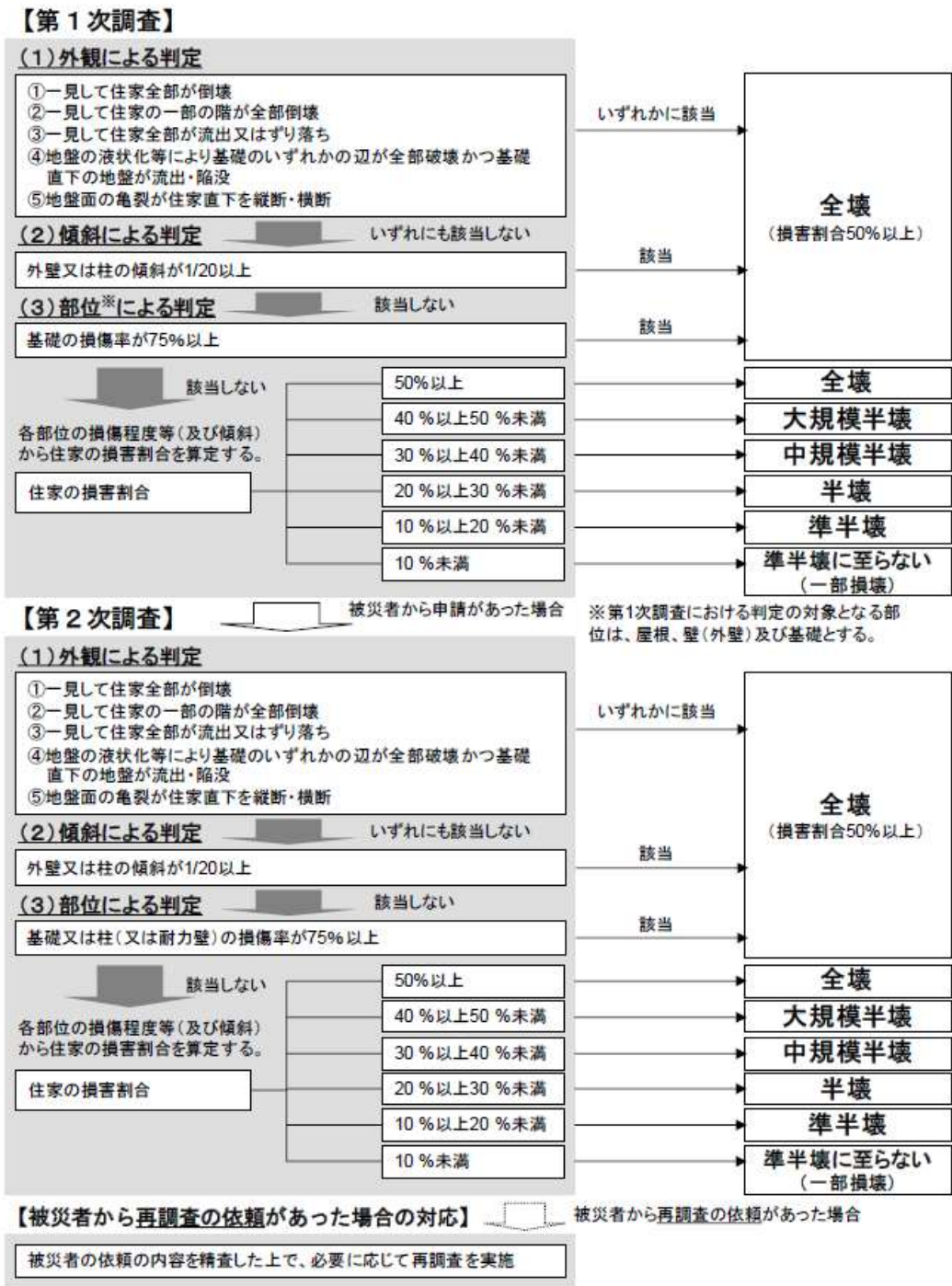
調査判定の基準

(内閣府 令和3年3月「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」)

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>



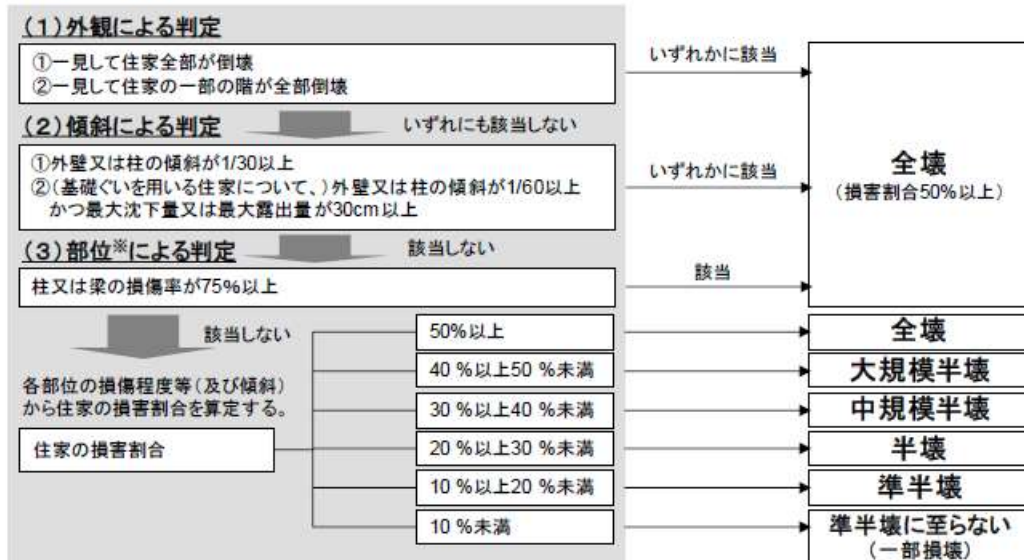
【非木造】

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。

なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

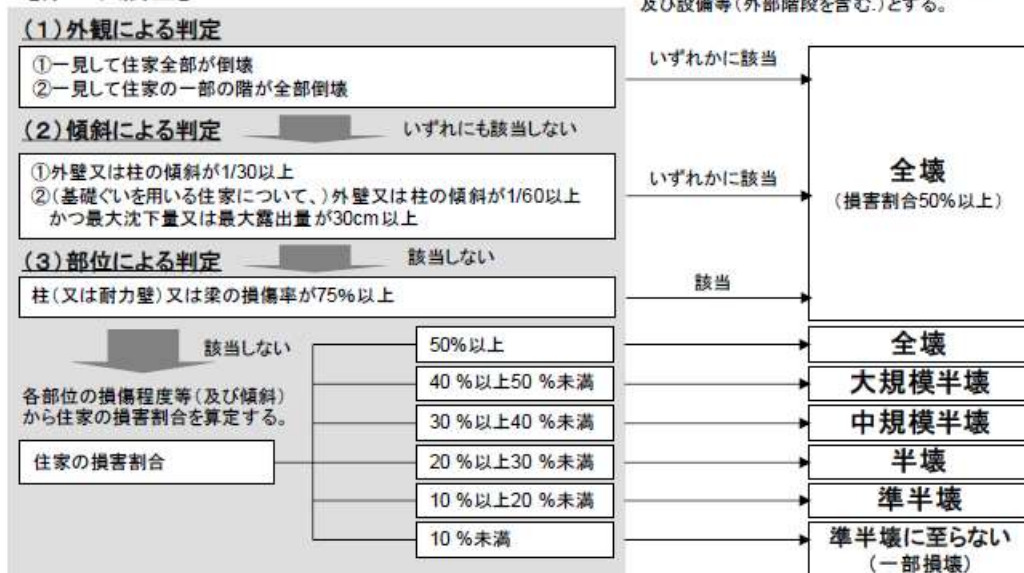
＜被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）＞

【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

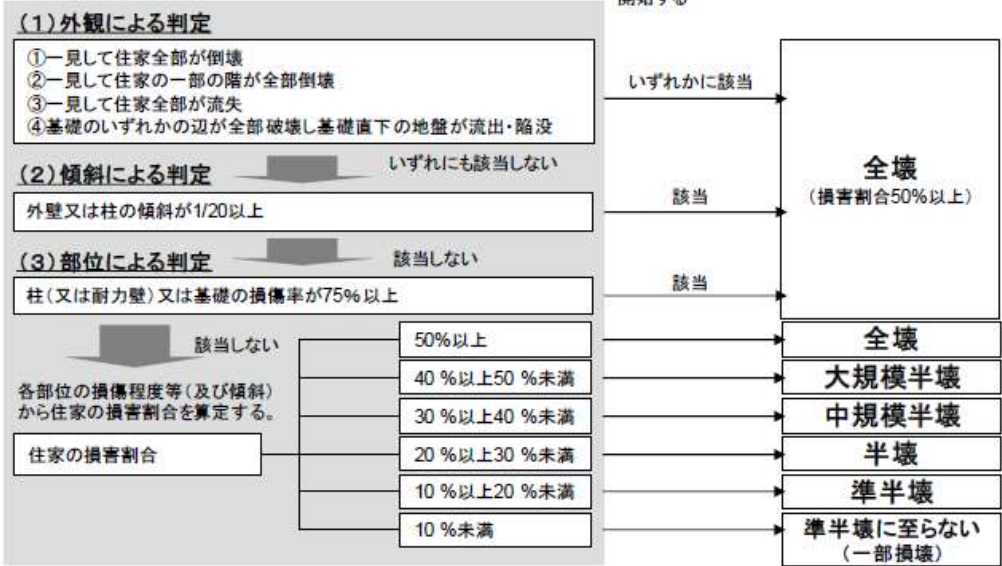
＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生している場合



(※) 戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

【第2次調査】



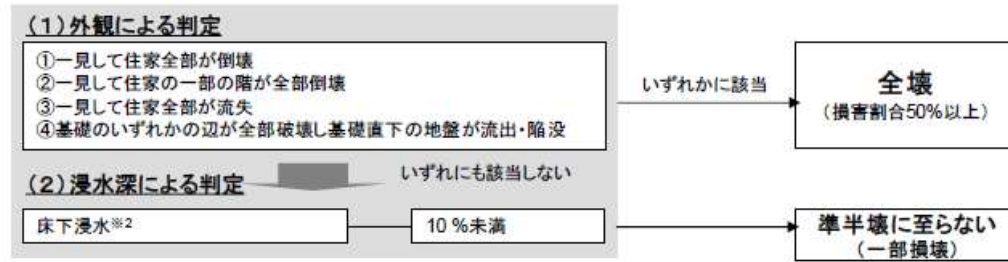
【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100% (程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く) に該当する損傷をいう。

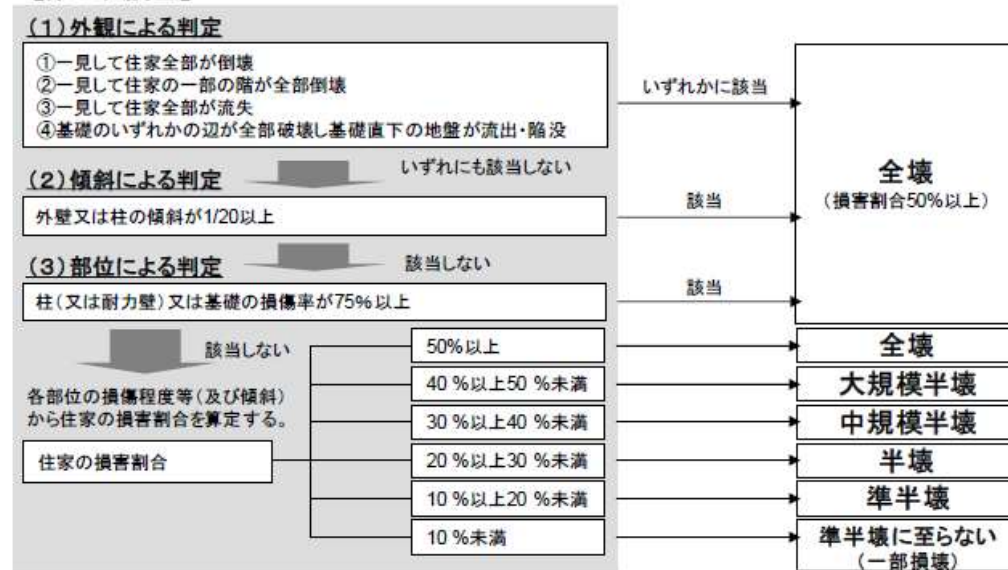
※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】 等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生していない場合



【第2次調査】

(1)(2) いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

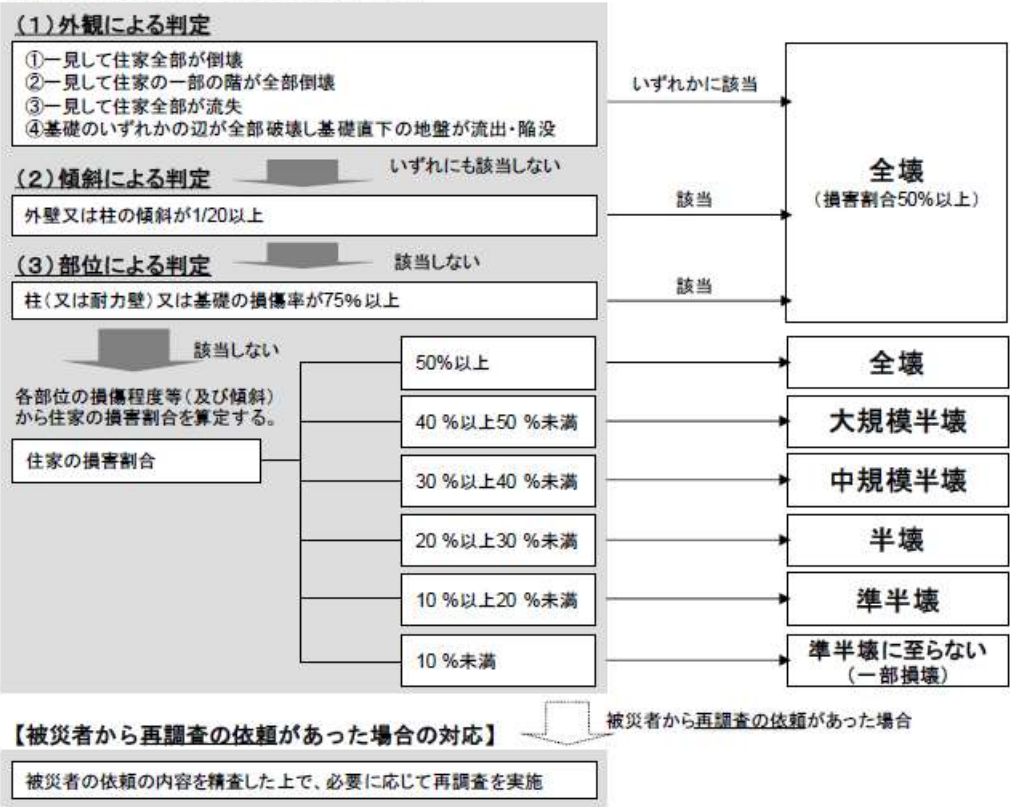
被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
 ※再調査では第2次調査(3)部位による判定を中心に実施する

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く)に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

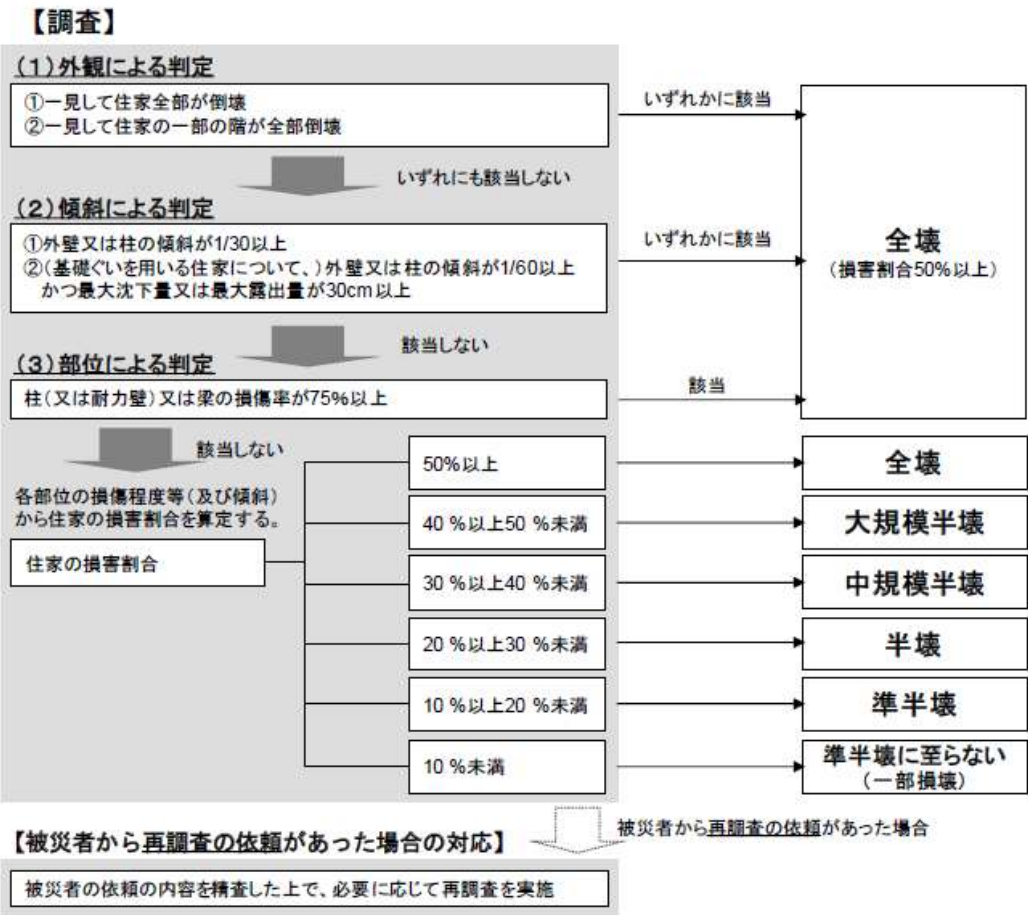
【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合



【非木造】

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

＜被害認定フロー（水害による被害 非木造）＞



応急-E5-3

土砂災害指定区域の調査区分一覧表

豪雨時等における情報収集の班体制（時間内）

<土石流危険渓流>

調 査 箇 所					担 当
河 川 名				所 在	
溪流番号	水系名	河川名	溪谷名		
I－２３８	高橋川	高橋川		三条町	現地情報班
I－２３９	芦屋川	高座川		三条町	
I－２５９	宮川	宮川		劔谷	
I－２６０	宮川	宮川		劔谷	
I－２６１	宮川	宮川	猪谷	劔谷	
I－２６２	宮川	宮川		劔谷	
I－２６３	夙川	どんどん川		劔谷	
I－２６４	夙川	どんどん川	ツルベ谷	劔谷	

（発表：兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所）

<山腹崩壊危険地区>

調 査 箇 所				担 当
整理番号	箇所名	位置	巡回方法	
2 0 6－山－1	会下山	三条町	◎	現地情報班
2 0 6－山－2	高座の滝	奥山	◎	
2 0 6－山－3	城山	城山	◎	
2 0 6－山－4	奥山 1	奥山	△	
2 0 6－山－5	奥山 2	奥山	△	
2 0 6－山－6	奥山 3	奥山	△	
2 0 6－山－7	奥山 4	奥山	◎	
2 0 6－山－8	旧市立芦屋高	劔谷	◎	

（発表：兵庫県六甲治山事務所）

巡回方法	
◎	必ず巡回
△	必要に応じて巡回
×	対策済み

（この「巡回方法」の表は、以下の「崩壊土砂流出危険地区」、「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」及び「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」にも適用）

＜崩壊土砂流出危険地区＞

調 査 箇 所				担 当
整理番号	箇所名	位置	巡回方法	
206-崩-1	三条火葬場	三条町	◎	現地情報班
206-崩-2	高座川	奥山	◎高座橋	
206-崩-7	石仏谷	奥山	△	
206-崩-8	奥山八幡谷	奥山	△	
206-崩-9	柿谷	奥山	◎	
206-崩-10	芦屋霊園1	劔谷	△	
206-崩-11	芦屋霊園2	劔谷	△	
206-崩-12	芦屋霊園3	劔谷	◎市民病院	
206-崩-13	芦屋 深谷	劔谷	◎市民病院	
206-崩-14	ユルギ谷	劔谷	△	
206-崩-15	ツルベ谷	劔谷	◎	

＜土砂災害特別警戒区域（レッド区域）・土砂災害警戒区域（イエロー区域）（人家5戸以上）＞

調 査 箇 所				担 当
箇所番号	箇所名	位置	巡回方法	
107000023	六麓荘Ⅰ	六麓荘町	◎	現地情報班
107000022	劔谷（2）Ⅰ	劔谷	◎	
107000012	奥山Ⅰ	奥山	◎	
107000013	奥山（2）Ⅰ	奥山	△	
107000021	山手（3）Ⅰ	山手町	△	
107000026	朝日ヶ丘Ⅰ	朝日ヶ丘町	◎	
107000019	山手（2）Ⅰ	山手町	◎	
107000018	山手Ⅰ	山手町	◎	
107000015	山芦屋Ⅰ	山芦屋町	◎	
107000016	三条Ⅰ	三条町	△	
107000028	三条北（2）Ⅰ	三条町	◎	
107000024	劔谷（1）Ⅰ	劔谷	◎	
105000001	老松Ⅰ	西宮市老松町	◎	
被害関連緊急事業 （特例措置）	三条北Ⅰ	三条町	×	
被害関連緊急事業 （特例措置）	山芦屋（2）Ⅰ	山芦屋町	×	
被害関連緊急事業 （特例措置）	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘町	×	
被害関連緊急事業 （特例措置）	山芦屋	山芦屋町	×	

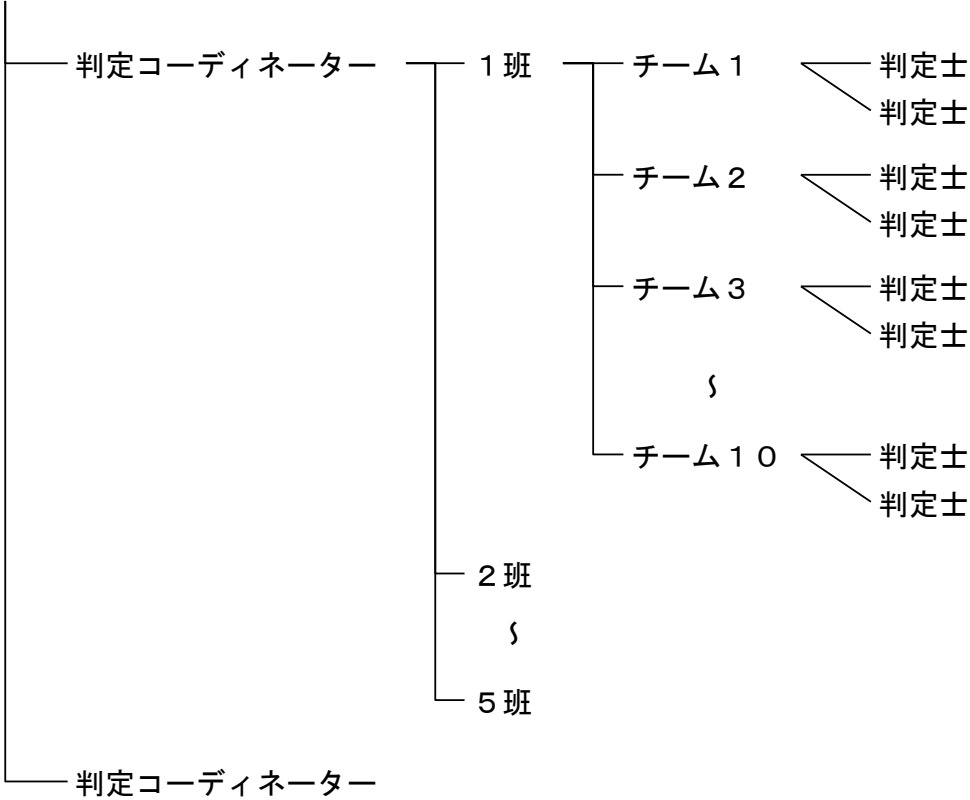
＜土砂災害特別警戒区域（レッド区域）・土砂災害警戒区域（イエロー区域）（人家5戸未満）＞

調 査 箇 所				担 当
箇所番号	箇所名	位置	巡回方法	
107000014	奥山（1）Ⅱ	奥山	◎	現地情報班
107000013	奥山（2）Ⅰ	奥山	◎対岸から	
107000027	東芦屋Ⅱ	東芦屋町	◎	

応急-E5-4

チーム編成図

建物応急危険度判定班（実施本部）＝ 判定拠点



※判定コーディネーターは、5班に1名、10チームで1班を構成し、各班に、班長、副班長を各1名配置する。チームは、判定士2名で構成する。

応急-E5-5

連絡先リスト

(令和6年4月1日現在)

連絡先	電話番号	FAX 番号
県建築指導課 (県建築指導課直通)	078-362-3609	078-362-4455
県建築指導課防災耐震班(直通)	078-362-4340	
兵庫県交換	078-341-7711	
県交換台(衛星※)	87-151-2000	
県災害対策本部(衛星※)		87-151-5330

※ 電話が使用できない場合は、災害対策本部にある兵庫衛星通信ネットワークを利用し、報告する。

応急-E5-6

判定実施決定の通知先リスト

(令和6年4月1日現在)

連絡先	電話番号	FAX 番号
県建築指導課 (県建築指導課直通)	078-362-3609	078-362-4455
県建築指導課防災耐震班(直通)	078-362-4340	
兵庫県代表	078-341-7711	
衛星※ ¹ ：県交換台	87-151-2000	
衛星※ ¹ ：県災害対策本部		87-151-6380 87-151-6381
宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797-83-3212	0797-86-4329
兵庫県建築士会※ ²	078-327-0885	078-327-0887
兵庫県建築士会阪神支部事務局※ ²	06-6413-3913	06-6413-3987
兵庫県建築士事務所協会※ ²	078-351-6779	078-371-7913
兵庫県建築士事務所協会阪神支部事務局※ ²	070-5658-0011	06-7222-3609

※¹ 電話が使用できない場合は、災害対策本部にある兵庫衛星通信ネットワークを利用し、報告する。

※² 地元判定士の派遣準備及び相談所開設準備の依頼も行う。

応急-E5-7

判定実施計画書の検討項目

検 討 項 目	
(1)	被害状況をもとに以下の事項を検討する。 ① 判定実施区域 ② 区域内の判定実施対象建築物の推計 ③ 判定実施優先順位の検討 ※重要建物（避難所、病院等）及び公共施設は別途調査（建築住宅課）確認
(2)	上記の検討を受け、判定実施区域等を決定する。
(3)	判定実施区域をもとに、要判定対象建築物棟数等から、実施可能なオペレーションタイプを選択し、行政職員判定士又は民間判定士に区分して必要な下記事項を算定する。 ① 必要判定士数 ② 当面の投入可能判定士数・不足判定士数 ③ 応援依頼判定士数
(4)	判定実施計画書を作成する。 ① 判定実施区域 ② 対象建築物の用途規模 ③ 判定実施期間（約7日間を目標） ④ 必要判定士数 ⑤ 応援判定士数判定コーディネーター数 ⑥ 判定資機材 ⑦ 判定相談窓口 ⑧ その他

応急-E5-8

被災建築物応急危険度判定の判定資機材一覧表

必要機材			チェック	調達状況メモ
(1)	連絡用機器（携帯電話）		☐	
(2)	担当判定区域全体の地図及び 担当毎の区域地図		☐	
(3)	判定調査表（市備蓄）		☐	
(4)	判定ステッカー（市備蓄）		☐	
(5)	バインダー	冊	☐	
(6)	ガムテープ	個	☐	
(7)	筆記具		☐	
(8)	記録用機材（インスタントカメラ等）	台	☐	
(9)	自転車（共用の総務課所管分で 5台）	台	☐	
(10)	被災住民対策資料 判定業務 を説明したパンフレット等		☐	

応急-E5-9

県への支援要請

要 請 内 容	
(1)	支援本部（県建築指導課）に派遣判定士の支援要請を行う。 ①判定士の輸送、宿泊所等の手配派遣判定士（地元判定士除く）の判定拠点までの輸送について支援本部に依頼する。 ③判定士の宿泊場所及び食料の準備について、災害対策本部総務部に依頼をする。
(2)	支援本部（県建築指導課）に判定資・機材についても支援要請を行う。 ①判定調査表 ②判定ステッカー ③腕章 ④クラックスケール ⑤下げ振り ⑥ヘルメット用シール ⑦その他

応急-E5-10

応急危険度判定調査表（木造、RC造、S造用）

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
 4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造（ _____ ）と（ _____ ）
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

判定	①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	Aランク	Bランク	Cランク
(1)		1.無し	2.あり	
判定	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1.0.2m以下	2.0.2m～1.0m	3.1.0m超
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/30超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査箱（被害最大の階） _____ 階〕（壁構造の場合は柱を壁の長さに見かえる）			
(2)	⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数	本 調査柱 本（調査率 %）	
		1.1%以下	2.1%～10%	3.10%超
	⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数	本 調査柱 本（調査率 %）	
		1.10%以下	2.10%～20%	3.20%超
判定(2)		1.調査済 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する		1.調査済み （要内観調査）	2.要注意	3.危険

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材（モルタル・タイル・石貼り等）	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材（ALC板・PC板・金属・ブロック等）	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____

4 _____

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査方法 _____

1 _____

判定(1)

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

柱の被害最大の階

⑥ _____

⑦ _____

判定(2)

⑧ _____

判定

⑨ _____

判定

⑩ _____

判定

⑪ _____

⑫ _____

⑬ _____

⑭ _____

⑮ _____

⑯ _____

⑰ _____

⑱ _____

判定

⑲ _____

総合判定

⑳ _____

木造建築物の応急危険度判定調査表

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目

調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
- 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
- 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
- 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()
- 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()
- 6 建築物規模 1階寸法 約 $\text{ }^{\text{ア}}$ m $\times$ $\text{ }^{\text{イ}}$ m

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____

4 _____

5 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法: (1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1.建築物全体又は一部の崩壊・落階 | 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ |
| 3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 | 4.その他 () |

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60~1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定 _____

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3 _____

4 _____

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50	3.1/50超
④部材の腐蝕の有無	1.無し	2.局部腐蝕あり	3.全体腐蝕あるいは著しい局部腐蝕
⑤筋違の破断率	1.20%以下	2.20%～50%	3.50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3.20%以上の破断
⑦柱脚の破壊	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔所が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

① _____

② _____

③ _____

被害最大の階

_____ 階

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

⑧ _____

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

アスベスト対応判定調査表

アスベスト対応判定調査表

1. 整理番号()
調査

1. 建築年の確認

1. ~昭和50年 (1975) 年建築)	2. 昭和51年~平成7年 (1976) (1995) 年建築)
3. 平成8年~ (1996) 年建築)	4. 不明

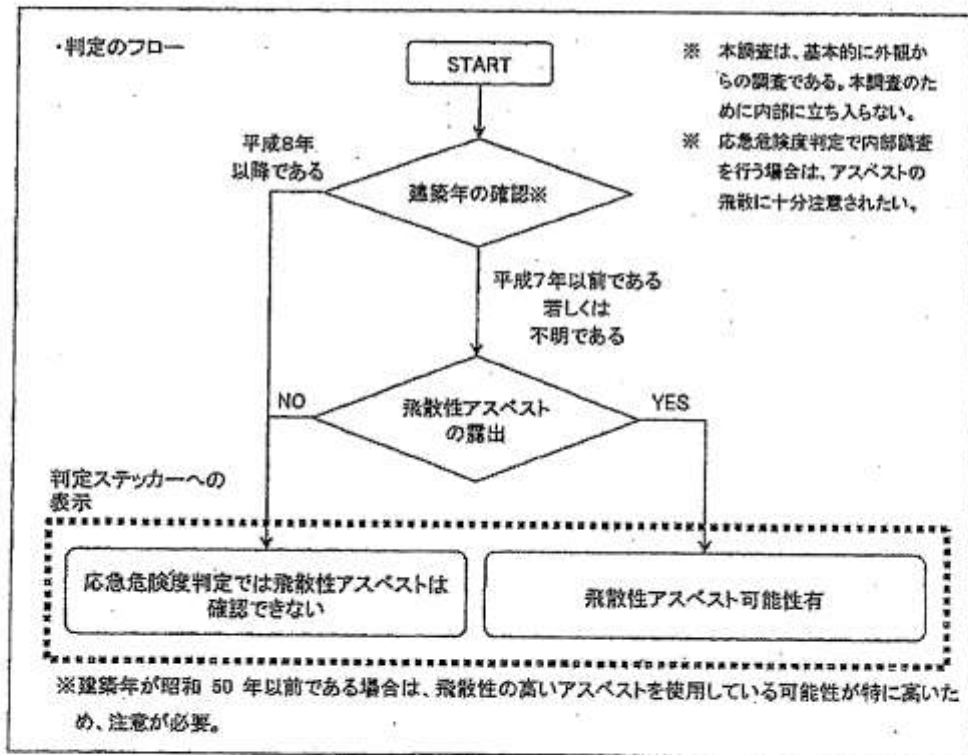
2. 飛散性アスベストの露出有無

1. 飛散性アスベストの露出が見られる	2. 飛散性アスベストの露出は見られない
---------------------	----------------------

調査2によって、飛散性アスベストの露出が認められた場合は、応急危険度判定ステッカーに、「飛散性アスベスト可能性有」と記入してください。

コメント

折り曲げ線



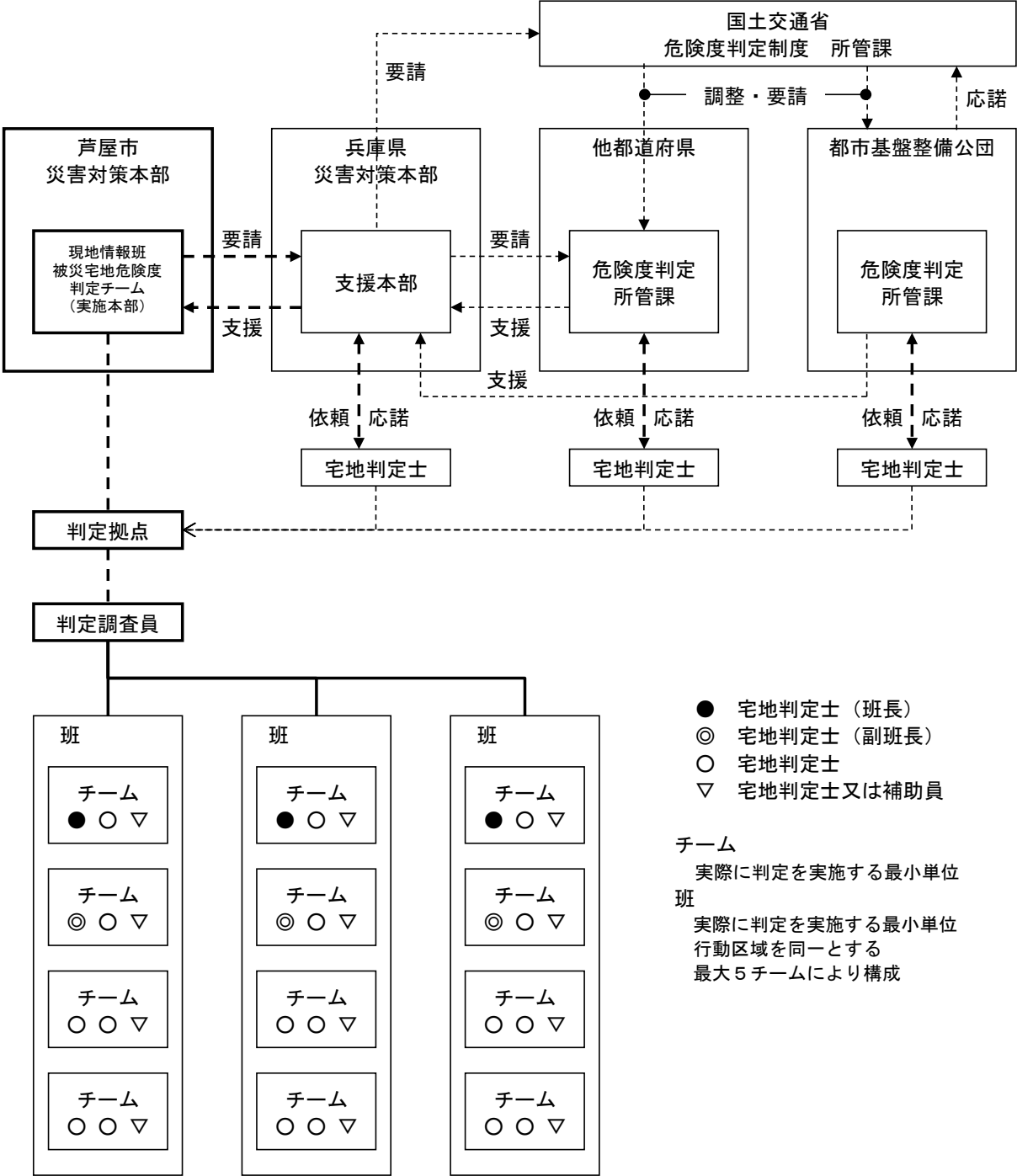
アスベスト対応判定調査表

こちらを天として印刷してください。



応急-E5-11

実施体制概念図



応急-E5-12

兵庫県災害対策本部連絡先

■兵庫県災害対策本部 兵庫県災害対策課

担当課	電話番号	FAX 番号
防災・危機管理班	078-362-9982	078-362-9911
訓練・指導班	078-362-9982	078-362-9911

※ 報道機関への周知は芦屋市災害対策本部の広報・渉外班に依頼する。

応急-E5-13

宅地判定実施計画書の項目

判定実施計画の内容は、以下の事項を具体化するものとして作成するが被災の範囲、被災地の状況(火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救助、立ち入り禁止区域、非難場所等)や判定作業の進行に応じて見直しを行う。

内 容	
(1)	判定対象宅地数、用途および規模等
(2)	判定実施区域、優先順位
(3)	判定実施(計画)期間
(4)	必要宅地判定士数及び必要判定調整員数
(5)	宅地判定士・判定調整員の参集場所、受入れ条件、輸送方法等
(6)	判定資機材の調達、輸送計画
(7)	実施本部の位置、責任者、連絡方法(判定拠点があれば同様)
(8)	被災建築物応急危険度判定及び砂防ボランティアの活動計画状況等(活動範囲・人数等)
(9)	その他

応急-E5-14

被災地宅地危険度判定作業の判定資機材一覧

令和2年4月1日時点

区分	判定資機材	備 考
最低限必要なもの	登録証	
	腕章	
	判定調査票	様式1～3
	判定ステッカー	
	ヘルメット	
	住宅地図	
	事前調査資料	
	筆記用具（赤・黒マーカー共）	
	バインダー（下敷き）	
	スラントルール（勾配儀）	
	ガムテープ（布製）	
	針金ピン	
	雨具	基本的に宅地判定士 個人が準備するもの
	防寒具	
	マスク	
	カメラ	
	小黒板・ホワイトボード等	
	コンベックス（巻尺）	
	懐中電灯	
	軍手	
	リュックサック	判定機材を入れる
あった方がよいもの	携帯電話	
	クラックスケール	
	ポール	
	テープロッド（リボンテープ）	
できれば あると便 利なもの	テストハンマー（打診器）	
	クリノメーター	
	コンパス（方位磁石）	
	ホイッスル	
	双眼鏡	
	トランシーバー	
その他	被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（派遣の判定士の資料）	
	住宅地図（調査予定区域の地図の原稿）	

応急-E5-15

県への支援要請

要 請 内 容	
(1)	実施本部長は、次の内容を具体化して、支援本部長に対し支援要請を行う。 ①宅地判定士、判定調整員の派遣 ②判定資機材の提供 ③実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意 ④宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保 ⑤その他
(2)	実施本部長は、宅地判定士・判定調整員の現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等参集に必要な事項を支援本部長に連絡する。
(3)	実施本部長は、必要に応じて実施状況報告を支援本部長に行う。

応急-E5-16

チーム編成

担当仮称		実施本部の業務（例示）
(1)	情報担当チーム	情報の収集、関係機関、上下の組織との連絡調整
(2)	計画担当チーム	判定業務の企画、実施計画、判定組織の編成、記録
(3)	業務担当チーム	人的・物的動員、人員管理、資機材調達、運搬・搬送
(4)	判定担当チーム	判定業務、情報整理、宅地判定士の掌握
(5)	広報担当チーム	市民への広報、市民相談等、報道機関対応
(6)	庶務担当チーム	宿舎、食事の手配、経理

応急-E5-17

判定調査方法のガイダンス

宅地判定士に対しては、判定調整員、班長を通じて以下の必要な情報について伝えるとともに、掲示板等の簡便な方法により周知を図る。

内 容	
(1)	被災地の状況(危険区域、火災発生区域、救助活動区域等)、被災地情報(避難所の位置、被災者への情報等)
(2)	気象情報(気温、風速、降雨等)、余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
(3)	判定方針及び判定区域
(4)	判定資機材の受取り方法、判定結果の表示の方法等
(5)	出発時間、現地への移動手段、現地における集合時間、緊急連絡方法
(6)	被災建築物応急危険度判定及び砂防ボランティアとの関係
(7)	その他

応急-E5-18

判定資機材

以下の判定資機材等を班長・副班長に配布するための業務窓口を設置する。

内 容	
(1)	連絡用機器(携帯電話等)及び連絡部署一覧
(2)	担当判定区域全体の地図
(3)	担当区域の住宅地図
(4)	判定調査票、判定ステッカー等の判定資機材
(5)	宅地関係データ
(6)	被災地情報(避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等)
(7)	判定実施留保区域への地図
(8)	その他

応急-F1-1

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準

項 目	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	① 水の購入費 ② 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③ 浄水に必要な薬品又は資材費であつて、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等
主 留 意 事 項	○災害により現に飲料水を得ることができないかどうか救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。 ○避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ○水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。 ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

応急-F1-2

チーム編成

チーム	業 務 等
給 水 チーム	非常時給水の確保に関すること。(防疫活動含む。)
	飲料水の供給に関すること。 ⇒給水タンク車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料水袋を使用して応急給水を行う。
配 水 チーム	送配水幹線の通水確保及び重点的配水に関すること。
	配水管、配水補助管等の防護及び損壊応急処置に関すること。 応急作業の業者委託に関すること。(水道工事業協同組合へ出動要請)
奥 池 チーム	水源、集水地帯、貯水池等の防護及び損壊応急処置に関すること。 ⇒現場調査、本部への連絡
	浄水施設及び送配水施設の防護及び損壊応急処置に関すること。 ⇒現場調査、本部への連絡
	非常時取水、導水、浄水及び送配水の確保に関すること。

応急-F2-1

チーム編成

<阪神・淡路大震災級の地震が発生>

下水道施設が未曾有の被害を受けたため下水道施設が機能しなくなったとき。

チーム	人数	役割分担
本部	1～2人	下水道課執務室
Aチーム	2～3人	国道43号以南
Bチーム	2～3人	国道43号以北～阪急電鉄以南
Cチーム	2～3人	阪急電鉄以北

<台風等の大雨>

浸水又は下水道施設が被害を受けたとき。

チーム	人数	役割分担
本部	1～2人	下水道課執務室
Aチーム	2～3人	国道43号以南
Bチーム	2～3人	国道43号以北～阪急電鉄以南
Cチーム	2～3人	阪急電鉄以北

応急-F2-2

資機材等携帯品

＜阪神・淡路大震災級の地震が発生＞

下水道施設が未曾有の被害を受けたため下水道施設が機能しなくなったとき。

用 意	必要機材	調達状況メモ
下水道班として 用 意 す る 物	下水道施設の配置図	
	携帯電話	
	バール	
	懐中電灯	
	鏡	
	カメラ	
	記録用紙	
	画板	
	酸欠測定用紙	
	ハンマー	
	住宅地図	
	レベル	
	トランシット	
	その他	
自ら用意する物	ヘルメット	
	筆記用具	
	コンベックス	
	軍手	
	雨具	
	防寒具	
	マスク	
	その他	
交 通 手 段	基本的には公用車、その他（バイク、自転車等）	

＜台風等の大雨＞

浸水又は下水道施設が被害を受けたとき。

用 意	必要機材	調達状況メモ
下水道班として 用 意 す る 物	浸水危険箇所の地図	
	携帯電話	
	バール	
	懐中電灯	
	カメラ	
	記録用紙	
	その他	
自ら用意する物	ヘルメット	
	筆記用具	
	コンベックス	
	軍手	
	雨具	
	防寒具	
	マスク	
	その他	
交 通 手 段	基本的には、公用車利用、その他（バイク、自転車等）	

応急-F2-3

行動時の留意事項と安全管理（事故防止）

＜阪神・淡路大震災級の地震が発生＞

下水道施設が未曾有の被害を受けたため下水道施設が機能しなくなったとき。

留 意 事 項	
(1)	正常でない区域 ————— 緊張、過敏
(2)	自分の安全は自分で守る
(3)	体調管理を万全に
(4)	余震を常に頭におく
(5)	退去(避難) ————— 退去の経路
(6)	職員同士の緊密な連携
(7)	服装は万全に ————— 災害対応可能な服装
(8)	本部との連絡は定期的に
(9)	車、バイク、自転車等による事故防止
(10)	ガス漏れ、漏電に注意
(11)	家屋倒壊による道路閉鎖、通行障害

＜台風等の大雨＞

浸水又は下水道施設が被害を受けたとき。

留 意 事 項	
(1)	正常でない区域 ————— 緊張、過敏
(2)	自分の安全は自分で守る—樹木の倒木、土砂流出現場、暴風雨による被害
(3)	体調管理を万全に
(4)	退去(避難) ————— 退去の経路
(5)	職員同士の緊密な連携
(6)	服装は万全に ————— 災害対応可能な服装
(7)	本部との連絡は定期的に
(8)	車、バイク、自転車等による事故防止
(9)	ガス漏れ、漏電に注意

応急-F2-4

現地調査手順

＜阪神・淡路大震災級の地震が発生＞

下水道施設が未曾有の被害を受けたため下水道施設が機能しなくなったとき。

実 施 内 容		
(1)	初 動 調 査	目視による被災状況把握及びマンホール天端の高さ調査
(2)	第 1 次 調 査	下水道管渠が流れるかどうかのチェック
(3)	第 2 次 調 査	管内目視調査&TVカメラ調査

調査の実施順位は、下水道幹線、鉄道及び主要道路（国道等）を第1重要路線として調べる。

次に防災重要施設（庁舎・病院）及び避難所に指定している各施設に接続する下水道管を第2重要路線として実施する。

その他の施設については、班長の指示に従う。引き続いて調査を実施して行く。

＜台風等の大雨＞

浸水又は下水道施設が被害を受けたとき。

実 施 内 容	
過去に起こった浸水被害や雨水桝のつまりなどを把握した地図を携行し、その箇所を中心に調査事項を参考とした調査を行う。	

応急-F3-1

各チームマニュアル

<水処理チーム 行動マニュアル>

項 目		方 法 等
(1)	設備被害状況調べ	・受変電電気設備の確認 ・ブロワ設備と送気管の確認 ・初沈、エアタン、終沈の確認 ・掻寄機の確認 ・滅菌ポンプの確認 ・各ポンプの確認 ・地下管廊等の確認
(2)	受変電の復電	・関電との連絡 ・受変電の復帰 ・各機器の運転再開
(3)	処理場班長への報告	・運転を再開したことを報告する

<場内ポンプ場チーム 行動マニュアル>

項 目		方 法 等
(1)	設備被害状況調べ	・電気設備の確認 ・発電機設備の確認 ・ポンプ本体、ディーゼルエンジンの確認 ・重油地下タンク、小出し槽の確認 ・燃料・冷却水配管の確認 ・沈砂池設備、流入ゲートの確認 ・放流渠の流水確認 (□3,000 mm、Φ1,650 mm) ・補機設備の確認 ・重油残量、冷却水残量の確認
(2)	発電機の運転	・自動・手動運転
(3)	汚水ポンプ運転	・送水
(4)	ディーゼルエンジン運転・停止	・吐出弁全閉・空運転
(5)	処理場班長への報告	・運転を再開したことを報告する

＜大東・南宮ポンプ場チーム 行動マニュアル＞

項 目		方 法 等
(1)	設備被害状況調べ	・電気設備の確認 ・発電機設備の確認 ・ポンプ本体、ディーゼルエンジンの確認 ・小出し槽の確認 ・燃料・冷却水配管の確認 ・放流渠の流水確認 ・補機設備の確認
(2)	発電機の運転	・自動・手動運転
(3)	電動機ポンプ運転	・吐出全閉・空運転
(4)	ディーゼルエンジン運転・停止	・吐出弁全閉・空運転
(5)	処理場班長への報告	・異常ないことを報告する

＜南芦屋浜下水処理場・備品チーム 行動マニュアル＞

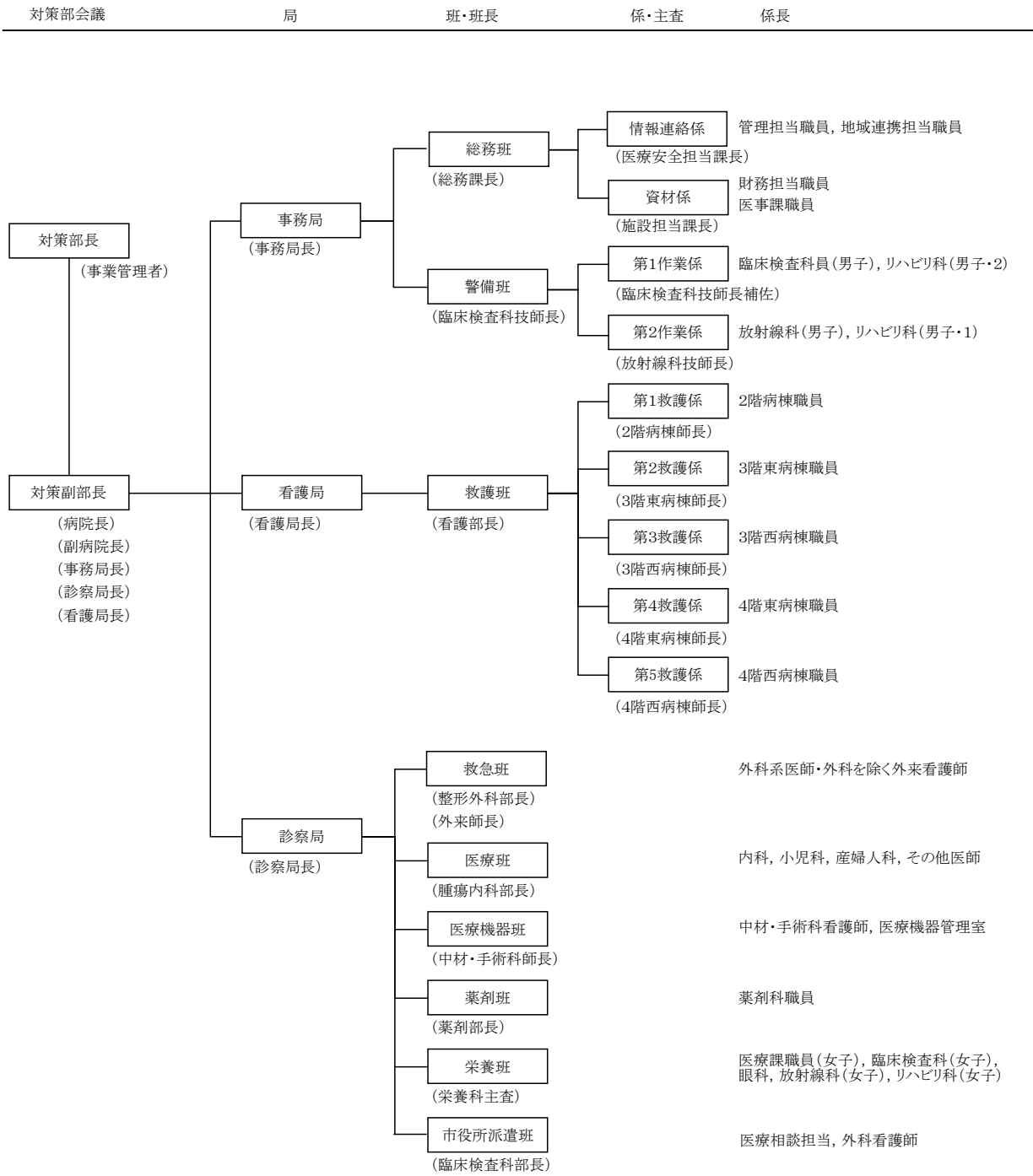
項 目		方 法 等
(1)	設備被害状況調べ	・受変電設備の確認 ・ブロワ設備と送気管の確認 ・初沈、エアタンク、終沈の確認 ・掻寄機の確認 ・各種ポンプの確認 ・発電機設備の確認 ・放流先（南芦屋浜西護岸）の流水確認 ・補機設備の確認
(2)	発電機の運転	・自動・手動運転
(3)	ポンプ運転	・送水
(4)	消防防災倉庫の開閉	・鍵の保管
(5)	処理場防災備品の点検	・水中ポンプ、ホース、電源コード、照明器具、土嚢袋
(6)	処理場その他備品の点検	・車、ダンプ、単車、自転車、ハンドマイク、カメラ ・携帯電話 ・予備備品の確認（ブルーシート）
(7)	処理場班長への報告	・備品の確認及び運転を再開したことを報告する

応急-G1-1

消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表

(令和6年4月1日現在)

機 器 ・ 器 具 名		消 防 署 施 設					消 防 団 施 設					計
		消防署	分署	出張所	分遣所	小計	山手	精道	打出	岩園	小計	
消 防 用	可搬式小型動力ポンプ	5	1	0	1	7	1	1	1	1	4	11
	可搬式散水装置	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	吸水器具	2	3	1	0	6	1	1	1	1	4	10
	組立水槽	9	1	2	0	12	0	1	1	1	3	15
	消火器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救 急 ・ 救 助 用 (二 部 水 防 併 用)	エンジンカッター	1	1	0	0	2	1	1	1	1	4	6
	チェーンソー	3	1	0	1	5	1	1	1	1	4	9
	削岩機	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	破壊器具 (ストライカー)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	破壊器具 (トップマン等)	3	1	2	0	6	0	0	0	0	0	6
	可搬式ウィンチ	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	各種バール	18	9	20	5	52	5	5	5	5	20	72
	各種のこぎり	70	5	26	0	101	4	0	4	6	14	115
	各種スコップ	307	1	65	9	382	40	22	40	40	142	564
	各種ハンマー	18	1	6	1	26	0	0	0	0	0	26
	各種つるはし	13	0	4	0	17	2	0	2	2	6	23
	斧・鉋	26	1	0	0	27	1	0	0	0	1	28
	一輪車	5	0	7	6	18	2	3	3	3	11	29
	各種ハンドマイク	6	2	0	0	8	3	1	1	1	4	12
	発電機・投光器	7	3	0	1	11	3	2	2	2	8	19
	簡易担架	0	0	3	0	3	1	1	1	2	5	8
	各種救命ロープ	18	12	2	0	32	2	2	2	2	8	40
	簡易救助工具箱セット	2	2	1	1	6	1	1	1	1	4	10
	リヤカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯用救急資機材収納箱	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	救急処置セット	1	0	0	0	1	1	1	1	1	4	5
水 防 用	土のう袋	2100	500	800	250	3650	300	300	300	350	1250	4900
	防水シート	200	30	38	30	298	15	20	25	30	90	388
	水中ポンプ	2	5	2	2	11	1	1	1	2	5	16
	かけや	18	0	1	0	19	5	0	5	5	20	39
	たこつち	5	0	0	0	5	3	0	3	3	9	14
	各種かま	27	5	0	0	32	0	0	0	0	0	32
	ペンチ	9	4	3	4	20	0	0	0	0	0	20
	番線切り	13	1	14	2	30	1	2	3	0	6	36
	くわ	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	3
	じょれん	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	しの	24	1	1	1	27	2	1	4	4	11	38
	土留鋼板	126	0	0	0	126	0	0	0	0	0	126
	土留鋼板用杭	177	0	0	0	177	0	0	0	0	0	177
	杭 (2m)	49	0	0	0	49	10	0	10	20	40	89
	杭 (4m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	釘 35～90 (kg)	65	0	0	0	65	0	0	0	0	0	65
	かすがい	142	0	0	0	142	0	0	0	0	0	142
	堰材 (竹 4m)	33	0	0	0	33	0	0	0	0	0	33
	矢板 (4m)	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	9
	加工番線 (kg)	116	1	16	1	134	0	0	40	10	50	184
	トラロープ (m)	800	0	0	30	830	1	1	1	1	4	834



4 災害復旧・復興計画

復旧-1	補助を受ける災害復旧事業.....	252
復旧-2	芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例	253
復旧-3	芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	259
復旧-4	兵庫県住宅再建共済制度.....	264

補助を受ける災害復旧事業

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、港湾の復旧
公立学校施設災害復旧事業費負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設等の復旧
感染症予防法	感染症予防事業、感染症指定医療機関災害復旧事業
廃棄物の処理及び掃除に関する法律	災害廃棄物
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年4月1日

条例第12号

注 平成23年12月22日条例第25号から条文注記入る。

改正 昭和50年3月31日条例第18号

昭和52年3月15日条例第1号

昭和53年7月8日条例第25号

昭和56年10月9日条例第32号

昭和57年12月24日条例第31号

昭和62年3月16日条例第4号

平成3年12月20日条例第28号

平成12年12月21日条例第30号

〔中央省庁等改革関係法等の施行に伴う芦屋市条例の整理等に関する条例第14条による改正〕

平成23年12月22日条例第25号

令和元年7月17日条例第6号

令和元年9月24日条例第12号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付（第12条—第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が、次の各号のいずれかに規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 市内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害
- (2) 兵庫県の区域内で災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助（以下「救助」という。）が行われた災害
- (3) 前2号と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が特に定める災害

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定によりがたいときは、前2項の規定にかかわらず第1項第1号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(平23条例25・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、市長の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合
- (支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

第12条 市は、市内又は兵庫県の区域内において生じた災害で、救助が行われた災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

- (1) 世帯主が1か月以上の負傷を負った場合

被害の種類及び程度	限度額	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
住居が全壊した場合	350万円	—
住居が半壊した場合	270万円	350万円
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	—
家財の損害及び住居の損害がない場合	150万円	—

(2) 世帯主が1か月以上の負傷を負っていない場合

被害の種類及び程度	限度額	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
住居が全壊した場合	250万円	350万円
住居が半壊した場合	170万円	250万円
住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円	—
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	—

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（規則で定める場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（令元条例6・一部改正）

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び法附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（令元条例6・旧第16条繰上・一部改正、令元条例12・一部改正）

第5章 雑則

（令元条例12・章名追加）

（芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

2 芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（令元条例12・追加）

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令元条例6・旧第17条繰上、令元条例12・旧第16条繰下）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年3月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和53年7月8日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和56年10月9日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和57年12月24日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和62年3月16日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成3年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第30号抄）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年7月17日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月24日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条

例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和58年4月18日

規則第10号

注 平成18年3月31日規則第20号から条文注記入る。

改正 昭和62年4月1日規則第13号

平成7年10月2日規則第27号

平成10年7月1日規則第31号

平成18年3月31日規則第20号

令和元年7月17日規則第7号

芦屋市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和49年芦屋市規則第21号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年芦屋市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行なつたうえ、災害弔慰金の支給を行なうものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日および死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行なつたうえ災害障害見舞金の支給を行なうものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷または疾病の状況となつた年月日および負傷または疾病の状況

- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
 - 4 阪神・淡路大震災にかかる災害援護資金の借入申込期間については、前項の規定にかかわらず、平成7年10月末日まで延長するものとする。

(令元規則7・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行なうものとする。

(連帯保証人)

第8条 借入申込者は、次の各号のいずれにも該当する連帯保証人1人以上を立てることができる。

- (1) 独立の生計を営む世帯主
- (2) 日本国内に住所を有する者
- (3) この資金に関する債務について、2人以上の連帯保証をしていない者
- (4) 前年度の市税を完納している者

(令元規則 7・一部改正)

(貸付けの決定)

第 9 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 10 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(令元規則 7・一部改正)

(据置期間)

第 11 条 条例第 13 条第 2 項括弧書の規定は、次の各号のいずれかに該当し、市長が特に必要と認めた場合とする。

- (1) 災害援護資金の貸付が行なわれる被害を受けた時の前 1 年以内に法第 10 条第 1 項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合
- (2) 当該災害により世帯主が死亡したとき、または世帯主が地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条に規定する障害者となった場合
- (3) 生活保護を受けている世帯または市町村民税非課税世帯が被災した場合
- (4) 当該災害により住居が全壊した場合

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由を証する書類を添付の上猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、借受人が行方不明等により支払猶予申請ができないときは、市長は、職権によりこれを猶予することができる。

(平 18 規則 20・一部改正)

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受

人に交付するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、職権により違約金の支払を免除することができる。

(平18規則20・一部改正)

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類又は借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
(2) 保証人(保証人を立てた場合に限る。)が償還未済額を償還することができないことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 5 前各項の規定にかかわらず、償還免除の申請をすべき者がいないときは、市長は、職権によりこれを免除することができる。

(平18規則20・令元規則7・一部改正)

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるとき督促状を発行するものとする。

(償還の完了)

第17条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書およびこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人(保証人を立てた場合に限る。)について、氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人(保証人を立てた場合に限る。)が代わつてその旨を届け出るものとする。

(令元規則7・一部改正)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日から適用する。

付 則(昭和62年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成元年5月1日規則第21号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する芦屋市規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成7年10月2日規則第27号）

この規則は、平成7年10月2日から施行する。

附 則（平成10年7月1日規則第31号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月17日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県住宅再建共済制度

兵庫県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、「自助」「公助」の限界を埋める「共助」の仕組みを創設しました。それが自然災害で住宅に甚大な被害を受けた被災者の住宅再建を支援する、県民の助け合いの精神に基づく相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度（愛称：フェニックス共済）です。

1 加入資格

・住宅再建共済制度

県内に住宅を所有する方が加入できます。

・マンション共用部分再建共済制度

県内のマンションの管理組合法人等が加入できます。

・家財再建共済制度

県内にお住まいの方が加入できます。

2 加入方法

インターネット及び郵送により申し込みを受け付けます。

【申し込み先】

（公財）兵庫県住宅再建共済基金 業務課

〒650-8790 神戸市中央区中山手通6丁目1-1

TEL 078-371-1000(専用コールセンター)

3 共済制度の概要

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成17年9月 特約：平成26年8月	平成19年10月 特約：平成26年8月	平成22年8月
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分 (1棟単位)	住宅の中にある家財（併用住宅、賃貸住宅等を含む）
加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅の所有者。ただし、賃貸住宅については賃借人が加入。
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(加入初年度は月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))
準半壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円/戸×住戸数。(加入初年度は(月額25円/戸×月数)(上限250円/戸))	※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額6,500円(加入初年度は月額650円(上限6,500円))
複 数	3年	1戸につき14,000円	1戸につき16,800円

年 一 括 支払 割引	〔準半壊 特約〕	(1戸につき 1,400 円)	(1戸につき 700 円)	※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は、18,200 円
	5 年 〔準半壊 特約〕	1戸につき 23,000 円 (1戸につき 2,300 円)	1戸につき 11,000 円 (1戸につき 1,150 円)	1戸につき 27,600 円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は、29,900 円
	10 年 〔準半壊 特約〕	1戸につき 45,000 円 (1戸につき 4,500 円)	1戸につき 21,500 円 (1戸につき 2,250 円)	1戸につき 54,500 円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は58,500 円

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分 再建共済制度	家財再建共済制度
共済給付金	半壊以上の被害が対象 ○再建等給付金 600 万円 ○補修給付金 ・全壊で補修 200 万円 ・大規模半壊で補修 100 万円 ・中規模半壊 又は半壊で補修 50 万円 ○居住確保給付金 10 万円	半壊以上の被害が対象 ○再建等給付金 300 万円×新築マンシ ョンの住戸数 (加入時 の住戸数が上限) ○補修給付金 ・全壊で補修 100 万円×加入時の 住戸数 ・大規模半壊で補修 50 万円×加入時の住 戸数 ・中規模半壊 及び半壊で補修 25 万円×加入時の住 戸数	床上浸水 (水害以外は半壊) 以上の被害を受けた住宅 1 戸当たりの定額給付 ○全壊で補修・購入 50 万円 ○大規模半壊で補修・購入 35 万円 ○中規模半壊又は半壊で補 修・購入 25 万円 ○床上浸水で補修・購入 15 万円
準半壊 特約	○補修給付金 ・準半壊で補修 25 万円 (兵庫県区域外 12 万 5000 円) ○居住確保給付金 10 万円	○再建等給付金 12 万 5 千円×新築マン ションの住戸数 (加入 時の住戸数が上限) ○補修給付金 ・準半壊で補修 12 万 5 千円×加入時 の住戸数	

(注) 1 準半壊とは損害割合が 10%以上 20%未満の被害をいう。

2 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の 1/2 とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ア) 再建等給付金の給付は、県内での再建・購入に限る。

(イ) 居住確保給付金は給付されない。

3 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の 1/2 とする。

4 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

